

多摩地域における 都市農業の保全と振興に関する調査研究報告書

参考資料編



2018 年3月
公益財団法人 東京市町村自治調査会



**多摩地域における
都市農業の保全と振興に関する調査研究
報告書
－参考資料編－**

2018 年 3 月

公益財団法人 東京市町村自治調査会

**多摩地域における都市農業の保全と振興に関する調査研究
報告書 参考資料編**

目次

I.	文献調査	1
1	都市農業の保全と振興のあり方・方向性(動向と制度の整理)	1
1-1.	都市農地の位置づけの変遷(都市農業振興基本法以前のこれまでの経緯)	1
1-2.	都市農業振興基本法制定の背景となる社会潮流の変化	8
1-3.	都市農業振興基本法制定を踏まえた制度改正の現状	31
1-4.	都市農業に関する制度改正等を踏まえた市町村担当者に向けた留意点	42
2	多摩地域における現状の把握・分析	44
2-1.	既存統計に基づく多摩地域市町村の特徴分析(類型化)	44
2-2.	多摩地域における農業振興施策の概況.....	49
3	多摩地域における既存意向調査結果	57
3-1.	多摩地域における市民の意向.....	57
3-2.	多摩地域における農業者の意向.....	67
4	都市農業の事例収集	81
4-1.	都市農業の事例収集の概要	81
4-2.	事例調査の結果要旨	93
4-3.	都市農業事例のヒアリング調査	95
II.	アンケート調査	103
1	多摩地域自治体向けアンケート	103
1-1.	調査概要.....	103
1-2.	調査の結果	106
2	都市農地所有者の相続人向けアンケート	148
2-1.	調査概要.....	148
2-2.	調査の結果	150
3	(参考)自治体向けアンケート調査票	167
4	(参考)都市農地所有者の相続人向けアンケート調査票	179

※端数処理について…端数処理の関係で、文章中・グラフ中に表示されている個別の値を足しあわせた値と全体の合計値が一致しない場合がある。

I. 文献調査

1 都市農業の保全と振興のあり方・方向性（動向と制度の整理）

1-1. 都市農地の位置づけの変遷（都市農業振興基本法以前のこれまでの経緯）

（1）宅地化を見込む予定地としての都市農地（1968（昭和43）年～）

1950年代から60年代にかけての高度経済成長期に、都市部では地方からの人口流入や産業集積が急激に進展した。そこで、1968年（昭和43年）、無秩序な市街地の拡大を防止しつつ、宅地開発需要等に対応することを目的として、新都市計画法が制定された。同法に基づいて、市街化区域（概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域）が設定された。市街化区域内に存在する農地は、事前届出のみで転用が可能となり、農業振興施策も短期的な措置に限られるなど、都市農地は宅地等への転用を見込む土地として位置づけられた。

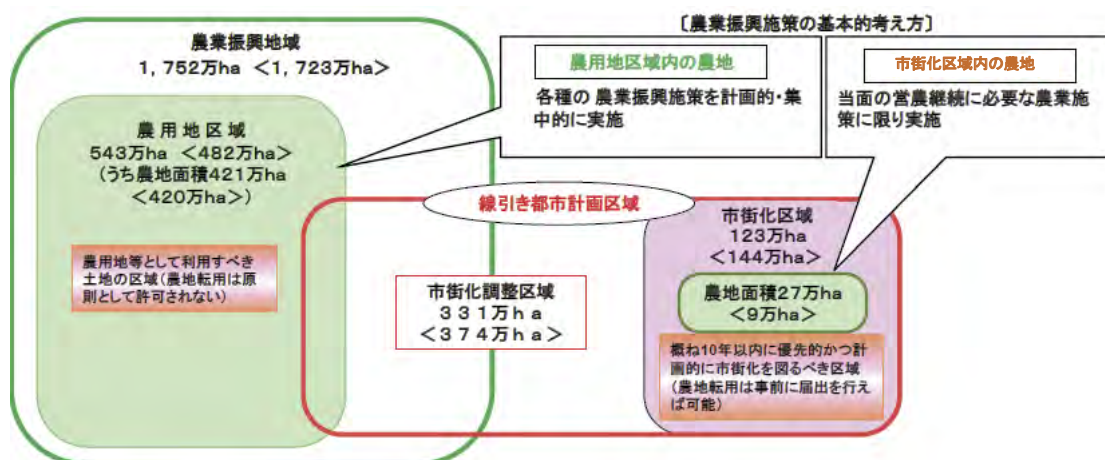
これに対して、農地の無秩序な廃棄等を抑制し、優良な農地を主体とした農業地域を保全・形成するため、1969年（昭和44年）に農業振興地域の整備に関する法律（以下、農振法）が制定された。同法に基づいて、農業振興地域が設定され、農業振興地域内に設定される農用地区域（農用地等として利用すべき土地の区域）内の農地は、原則転用不可となり計画的・集中的な農業振興施策が実施された。

このように、1960年代後半、都市計画法と農振法という農地に対して相反する目的を持つ制度が定められ、土地利用がコントロールされていく枠組みができあがった。なお、市街化区域と農業振興地域の指定は重ならない。

この後、1973年（昭和48年）に地方税法が改正されて、三大都市圏（首都圏・中京圏・近畿圏¹⁾）の市街化区域内農地への宅地並み課税が導入された。他方、1974年（昭和49年）に生産緑地法が整備され、市街化区域内の農地のうち、生産緑地に指定されると宅地並み課税が免除される制度が策定されたが、一部自治体では独自に課税減額等を措置するなど、生産緑地地区の都市計画決定はあまり進まなかった。

¹⁾茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県

図表 1 農振農用地区域内の農地と市街化区域内農地との関係（1974年当時）



資料) 農林水産省「都市農業をめぐる情勢について」(2017)

図表 2 生産緑地制度（1974年制定当時）の概要

第1種生産緑地地区	第2種生産緑地地区（区画整理等の区域内）
・地区面積 おおむね1ha以上 ・買取り申出 10年経過等	・地区面積 おおむね0.2ha以上等 ・有効期間 10年（1回のみ延長可） ・買取り申出 5年経過等
※これらの地区内は一般農地並みの税制措置とされたが、自治体独自の減額措置等が講じられ指定は進まず。	

資料) 農林水産省「参考資料（都市農地に係る土地利用計画制度について）」をもとに作成

（2）宅地化を推進する都市農地と保全すべき都市農地の明確化（1991（平成3）年～）

1980年代後半になると、三大都市圏を中心に地価が高騰し、市街化区域内農地に対する開発圧力は非常に高まり、宅地化の促進と税負担の公平性の確保が強く求められるようになった。そこで、1991年（平成3年）に生産緑地法（公共施設等の予定として適した農地を計画的に保全することを目的に、市街化区域内農地を生産緑地地区として定める）及び税制が改正され、宅地化する農地（生産緑地以外の農地）と保全する農地（生産緑地）が明確に区分されるようになった。

市街化区域内の宅地化する農地に対しては、固定資産税の宅地並み課税、相続税の納税猶予制度の不適用という措置がなされ、宅地化の促進が図られた。一方、市街化区域内の保全する農地は、長期的な農地利用を前提として生産緑地地区の指定を受けることで、固定資産税の減税（農地評価・農地課税）及び相続税納税猶予措置を受けることができ、また短期的ではない農業振興施策が実施できるようになった。

このように、土地利用と税に係る制度の改正により、農地所有者に対して、将来的な土地利用の選択を促し、都市農地の二分化を加速させた。

図表 3 市街化区域以内農地における固定資産の評価・課税及び相続税納税猶予制度の適用条件

○市街化区域内農地における固定資産税の評価・課税

	三大都市圏の 特定市	三大都市圏の特定市以外 の市町村
市街化区域内農地	宅地並み評価 宅地並み課税	宅地並み評価 農地に準じた課税
生産緑地	↑ 農地評価 農地課税	

(従来)

平成3年度税制改正

宅地並み評価 宅地並み課税
ただし、10年以上営農を継続することが適当であるものとして
市町村長の認定を受けた農地(長期営農継続農地)について
は宅地並み課税と農地課税の差を猶予(5年間営農で免除)

○相続税納税猶予制度の適用条件等

	三大都市圏の 特定市	三大都市圏の特定市以外 の市町村
市街化区域内農地	猶予の適用なし	20年継続で免除
生産緑地	適用あり(終身営農が 必要)	

(従来)

平成3年度税制改正

適用あり(20年継続で免除)

資料) 農林水産省「都市農業をめぐる情勢について」(2017)

① 改正生産緑地法の概要

1991年(平成3年)に生産緑地法が改正され、生産緑地地区は、良好な生活環境保全に貢献し公共施設等の敷地用に供する土地であること、500㎡以上のまとまった農地であること、農業継続が可能な条件を備えている農地であることが指定要件となった。

生産緑地に指定されると、所有者は農地管理を行うことが義務づけられるほか、建築等の行為が制限される。生産緑地は届出のみで転用できるが、この行為制限によって実質的に農地以外の利用を防ぐ仕組みとなっている。他方、指定を受けることで固定資産税や相続税納税猶予の優遇措置を受けることができる。ただし、農地管理の義務づけ期間は、相続税納税猶予制度の適用条件として、三大都市圏の特定市では終身営農が義務づけられている。

図表 4 改正生産緑地法の概要

○ 生産緑地地区の指定要件				
① 良好な生活環境の確保に相当の効用があり、かつ、公共施設等の敷地の用に供する土地として適しているもの				
② 500㎡以上の規模の区域				
③ 用排水その他の状況を勘案して農林漁業の継続が可能な条件を備えていると認められるもの				
○ 行為の制限、土地の買取り申出等				
① 使用収益権者に農地としての管理を義務づけ				
② 農林漁業を営むために必要となる施設の設置等に関し建築等が許可				
③ 主たる従事者が死亡等の理由により従事することが出来なくなった場合、又は告示日から30年経過後、市町村長に買取り申出可能				
④ 買取り申出の日から3か月以内に所有権の移転が行われなかった場合、行為制限が解除				
○ 市街化区域内農地の区分別面積（2009年）				
	三大都市圏 特定市	左以外の 都市	計	当面の営農継続に必要な効果が短期な農業施策のみ実施
宅地化農地	14,562ha (16.6%)	58,940ha (67.1%)	73,502ha (83.7%)	
生産緑地	14,278ha (16.3%)	61ha (0.1%)	14,339ha (16.3%)	効用が短期なものに限定せず農業施策を実施可能
計	28,841ha (32.8%)	59,001ha (67.2%)	87,841ha (100.0%)	

注1：表示単位未満を四捨五入したため計と内訳は必ずしも一致しない。

注2：「宅地化農地」は、市街化区域内の農地のうち生産緑地以外を指す。

資料）農林水産省「都市農業をめぐる情勢について」（2007）（総務省「固定資産の価格等の概要調査（2009年）」、国土交通省「都市計画年報（2009年）」）

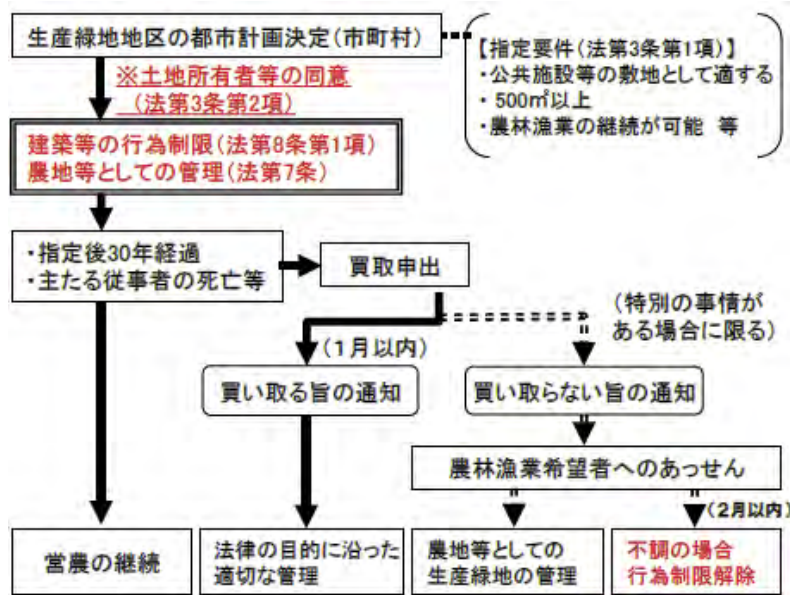
図表 5 生産緑地に関する税制の特例措置等

区 分	三大都市圏特定市の 市街化区域内農地	
	生産緑地以外 (宅地化農地)	生産緑地 (保全農地)
固定資産税 の課税	宅地並み評価 宅地並み課税	農地評価 農地課税
相続税の 納税猶予	納税猶予なし	納税猶予あり 終身営農で免除
建築等の 制限	特になし	30年間 建築制限
農地転用の 制限	原則自由(届出制)	

資料）国土交通省「生産緑地制度の概要（内閣府国家戦略特区ワーキンググループ関係省庁等からのヒアリング 2015 年 12 月 3 日配付資料）」（2015）

生産緑地は主たる従事者が死亡又は、指定後 30 年を経過すると、市町村に買取り申出を行うことができる。そして、買取り申出から 3 ヶ月以内に所有権が移転しない場合（市町村が買取りを行わない場合に相当）、生産緑地の行為制限が解除され、届出のみで転用が可能となる。多くの生産緑地が、改正生産緑地法が施行された 1992 年（平成 4 年）に指定されており、指定 30 年後の 2022 年に買取り申出が可能となる時期を迎える。

図表 6 生産緑地に関する都市計画手続きの流れ



資料) 国土交通省「生産緑地制度の概要（内閣府国家戦略特区ワーキンググループ関係省庁等からのヒアリング 2015 年 12 月 3 日配付資料）」（2015）

その後、1999 年（平成 11 年）には食料・農業・農村基本法が制定され、都市農業についても生産振興を図る農地として位置づけられ、農業振興の対象として明文化された。

（3）コンパクトな都市形成の中で、存在感を高める都市農地（2009（平成 21）年～）

都市部への人口集中から、都市部も含め国全体で人口減少、高齢化等が進展するようになり、都市のあり方として効率的でコンパクトなまちづくりを進めてく必要性が指摘されるようになった。このような中で、国土交通省・社会資本整備審議会の都市計画制度小委員会では 2009 年（平成 21 年）に示された報告の中で以下のように示されるなど、都市農地が宅地化すべき土地としての存在から、都市の中で多面的機能を発揮する都市農地として評価が高まっていった。

図表 7 都市政策における都市農地の位置づけ（2009年）

- ・都市政策としても、都市近郊や都市内における農の位置付けについて、総合的に検討することが求められている。
- ・都市近郊や都市内の農地について、新鮮で安心な地産地消の農作物を提供してくれる農業生産機能を中心に、自然とのふれあい、憩いの場、防災機能等の農地の多面的機能を、都市が将来にわたり持続していくために有用なものとして、都市政策の面から積極的に評価し、農地を含めた都市環境のあり方をより広い視点で検討していくべき。

資料) 農林水産省「都市農業をめぐる情勢（国土交通省社会資本整備審議会「都市政策の基本的課題と方向検討小委員会報告」（2009）（抄））」（2017）をもとに作成

また、同じく 2009 年（平成 21 年）に農地法等が改正され、農地の貸借に関する制度が大きく変更された。従来、農地の貸借は限定的に行われていたが、農業者の高齢化や担い手不足が課題として顕在化する中で、農地の所有と利用を分離して、農地の利用を促す方向に大きく舵が切られた。

本改正により、新規就農者や農業参入を検討する法人等が農地を借り受け、農業経営を行うことが可能となり、市街化区域外の農地では、農業経営基盤強化法に基づく貸借の農地については、所有者自らが耕作していなくとも相続税納税猶予が適用されることとなった。

図表 8 改正農地法のポイント（2009年）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○農地を取得する際の下限面積（50a）を緩和○株式会社等の貸借での参入規制を緩和○農業生産法人の要件を緩和○農地確保のための措置の徹底 |
|--|

資料）農林水産省「改正農地法について」（2009）をもとに作成

このように、都市農地に関連する都市政策及び農業政策の双方において、大きな転換点を迎える中で、2011 年（平成 23 年）には農林水産省で「都市農業の振興に関する検討会」が設置され（国土交通省がオブザーバー参加）、2012 年（平成 24 年）8 月には「中間とりまとめ」が示され、早急に取り組むべき政策課題や、都市農業・都市農地に関わる諸制度の見直しにまで踏み込んだ提案がなされた。

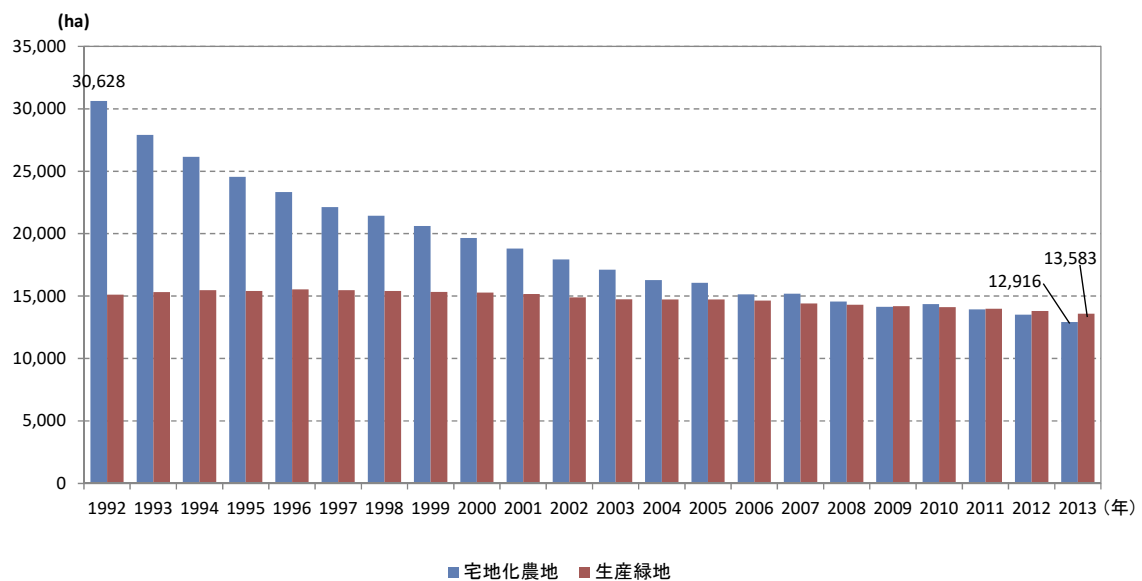
また、2012 年（平成 24 年）9 月には国土交通省で設置する都市計画制度小委員会の中間とりまとめとして「都市計画に関する諸制度の今後の展開について」が示され、めざすべき都市像として、「集約型都市構造化」とともに「都市と緑・農の共生」が掲げられた。

（４）都市農地面積の変遷（参考）

三大都市圏特定市における市街化区域農地面積は、2013 年の宅地化農地が 12,916ha、生産緑地が 13,583ha となっており、生産緑地が宅地化農地をやや上回っている。

三大都市圏特定市における市街化区域内の農地の推移をみると、現在の生産緑地制度の本格的な運用が開始された 1992 年（平成 4 年）以降、生産緑地は概ね保全されているが、生産緑地の指定を受けていない宅地化農地は半分以下に減少している。

図表 9 三大都市圏特定市における市街化区域内農地面積の推移



備考）宅地化農地面積：各年度 1 月 1 日時点、生産緑地面積：各年度 12 月 31 日時点

資料）国土交通省「生産緑地地区における農家レストランの設置について」（2015 年 12 月 3 日）（資料）

宅地化農地：総務省「固定資産の価格等の概要調書」、生産緑地：国土交通省調べ）をもとに作成

1-2. 都市農業振興基本法制定の背景となる社会潮流の変化

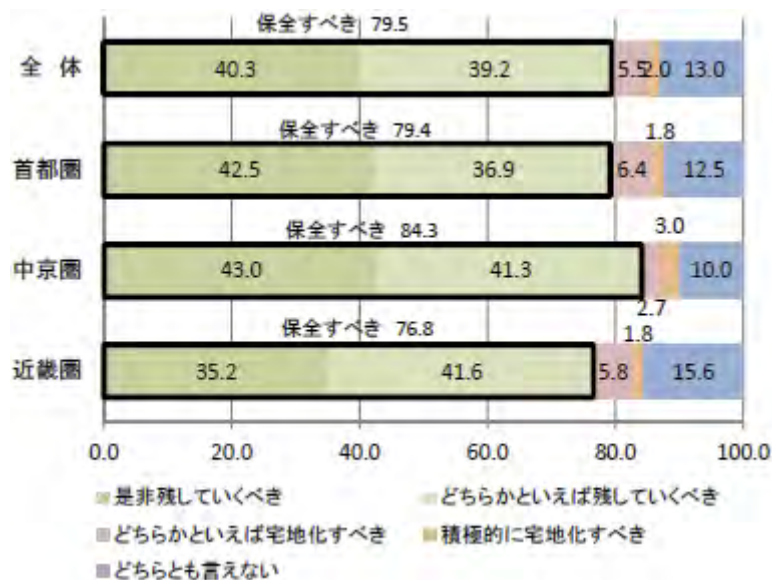
(1) 市民ニーズの変化

① 都市農地の保全

都市住民の都市農業・農地の保全に関する意識調査結果をみると、保全に肯定的な意見が首都圏では約8割を占めている（図表10）。

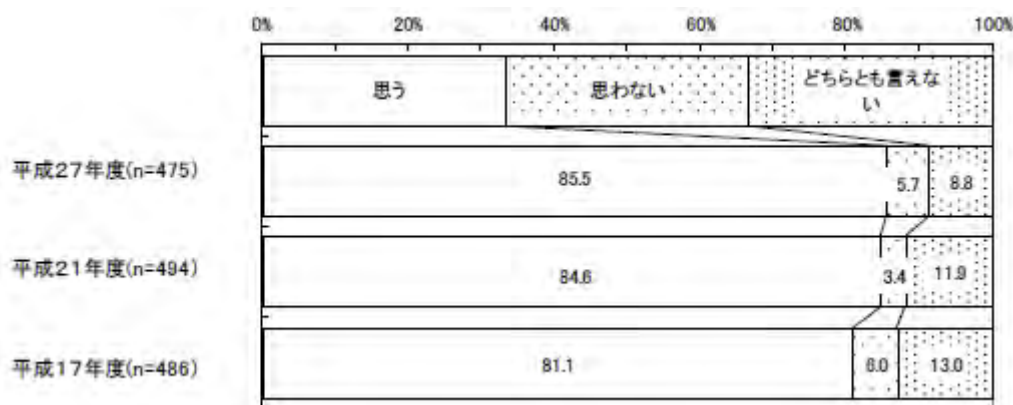
また、東京都「平成27年度第2回インターネット都政モニターアンケート結果「東京の農業」」では、都市農地を残したいという意見の回答が9割弱を占め、市町村部では95%以上と大部分を占めている。10年前と比較しても、徐々に保全意識が高まっていることがうかがえる（図表11）。

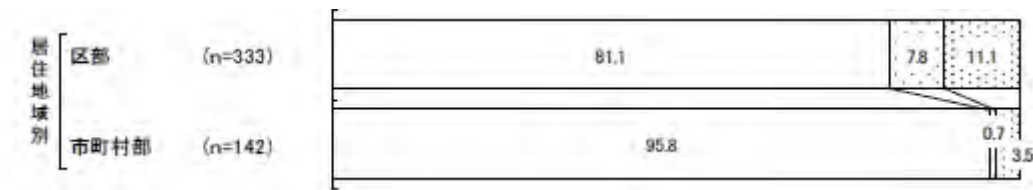
図表 10 都市住民の都市農業・都市農地の保全に対する考え方（N=1,600、SA）



資料）農林水産省「都市農業・都市農地に関するアンケート」（2012）

図表 11 東京の農業・農地に関する意向（Q5：東京に農業・農地を残したいと思いますか）



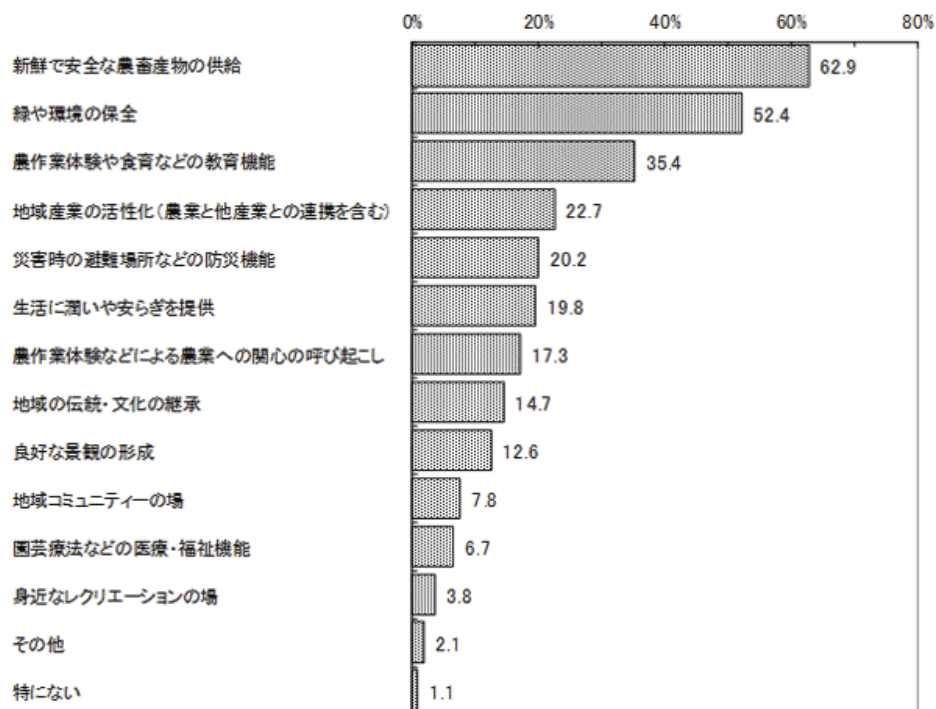


資料) 東京都「平成 27 年度第 2 回インターネット都政モニターアンケート結果「東京の農業」」(2015)

② 都市農業・農地への期待

東京都民が都市農業・農地に期待する役割をみると、「新鮮で安全な農畜産物の供給」が 6 割強と最も高く、次いで「緑や環境の保全」が 5 割強、「農作業体験や食育などの教育機能」が 4 割弱となっている。都市農地が食の供給だけでなく、緑地として良好な生活環境の形成や教育の場として、多面的機能を発揮し得ると認識されていることがうかがえる。

図表 12 東京の農業・農地に期待する役割 (N=475, 3MA (3 つまで選択))



資料) 東京都「平成 27 年度第 2 回インターネット都政モニターアンケート結果「東京の農業」」(2015)

③ 都市農業・農地への主体的な関わり意向

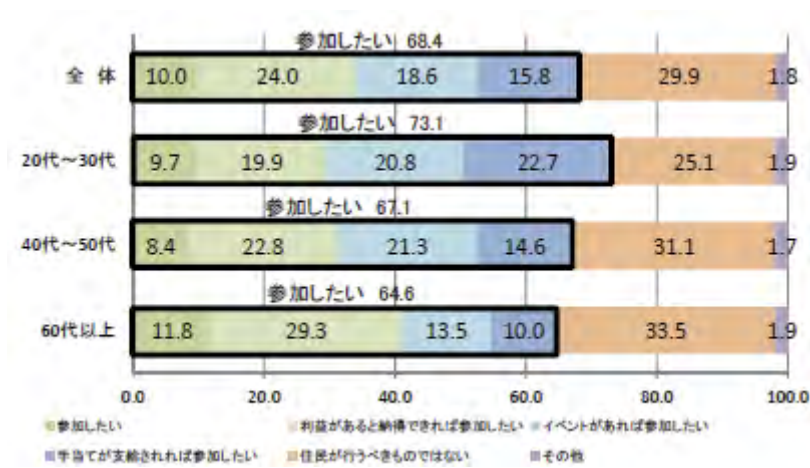
農業に関する共益的施設の管理作業（水路の清掃、草刈り等）への参加については、「日常生活にも利益があると納得できれば」「楽しめるイベントがあれば」「手当が支給されれば」などの条件つきではあるが、都市住民の 7 割弱が前向きな回答をしている（図表 13）。

また、市民農園の利用意向については、3 割以上が利用意向を有しており、このうち半数以上が 10 年前に比べて「思いが強まった」と回答している（図表 14）。他方、市民農園の開

設数は都市的地域を中心に年々増加している。特に、近年は農業者自ら経営する農業体験農園や、企業やNPOによる開設数が増えている（図表 15）。

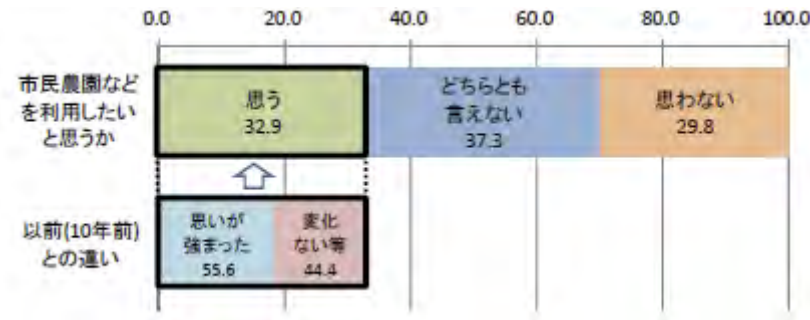
さらに、東京都民を対象とした都政モニターアンケートにおいても、回答者の半数以上が農作業体験に参加したいと回答しており（図表 16）、都内援農ボランティア登録者数も増加基調にある（図表 17）。都市農業・都市農地の保全・利用需要とともに、自ら保全・利用活動に参画する意向や行動が広がってきている様子がうかがえる。

図表 13 共益的施設の管理作業への住民参加の意向（N=1,600、SA）



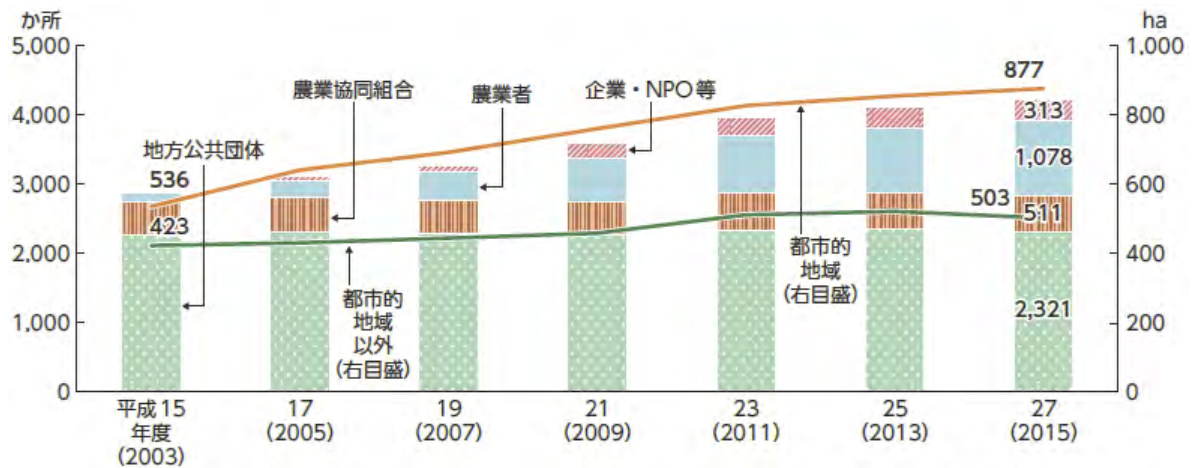
資料）農林水産省「都市農業・都市農地に関するアンケート」（2012）

図表 14 市民農園の利用意向（N=1,600、SA）



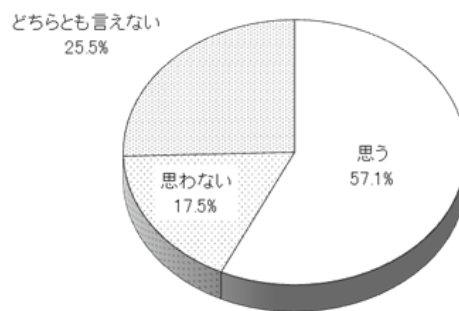
資料）農林水産省「都市農業・都市農地に関するアンケート」（2012）

図表 15 市民農園の開設数及び地域類型別市民農園面積



資料) 農林水産省「平成 28 年食料・農業・農村白書」(2017)

図表 16 農作業体験への参加意向 (N=475, SA)



資料) 東京都「平成 27 年度第 2 回インターネット都政モニターアンケート結果「東京の農業」」(2015)

図表 17 援農ボランティア登録者数の推移



資料) 東京都「東京農業振興プラン」((公財)東京都農林水産振興財団調べ)(2017)

④ 農業を取り巻く価値観の変化

1) 食の安心・安全に対する意識の高まり

2000 年以降、図表 18 に示した雪印乳業食中毒事件や雪印食品牛肉偽装事件、中国産ギョーザ食中毒事件など、日本において食品安全問題・食品偽装問題が相次いだ。食品業者の倫理やモラルが厳しく問われるようになったと同時に、全国的に安心安全な食へのアクセスに関心が高まった。

図表 18 2000年代の主な食品安全に関わる事件

事件	時期	概要
雪印乳業食中毒事件	2000 年 6 月	汚染された脱脂粉乳を再溶解して製造した脱脂粉乳に黄色ブドウ球菌が含まれていたことによる食中毒事件
雪印食品牛肉偽装事件	2001 年 9 月	国内での BSE 感染牛発見を受けた国の国産牛肉買取り制度を悪用し、輸入牛肉と国産牛肉とをすり替え助成金を不正搾取した詐欺事件
中国産ギョーザ食中毒事件	2007 年 12 月 ～2008 年 1 月	中国産の冷凍ギョーザを食べた家族が各地で食中毒症状を訴え、検査した餃子から殺虫剤の成分が検出された事件

資料) 各種資料より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

2) 若い世代を中心とした農業への関心の高まり・イメージの転換

高度経済成長期からバブル経済時代を経て農業との接点が薄くなり、バイオ技術や食・農産業に代表される新規ビジネスの動向等を踏まえ、若い世代を中心に、農業に対するイメージは、従来の泥臭いイメージから先端分野へとイメージが転換されつつある。実際、若者の意識変化や社会潮流を捉えて、近年農学部を新設する動きもみられる。また、大学サークルでも農業サークルが多数設立され、都市近郊の農家への作業ボランティアや販売支援、畑を借りてグループで農作業を楽しむなどの例もみられるようになっている。

図表 19 近年の農学系学部新設の動向

新設時期	大学・学部名
2015 年度	龍谷大学農学部
2016 年度	徳島大学生物資源産業学部
2018 年度 (予定)	新潟食料農業大学 (仮称) ※農学系専門大学 設置認可申請中
2018 年度 (予定)	立命館大学食料学部 (仮称)
2019 年度 (予定)	福島大学 食農学類 (仮称)

資料) 農林水産省「aff (あふ) 2016 年 4 月号 特集 1 今、農学部が熱い！」等をもとに作成

図表 20 東京都及び近郊の大学における農業サークル例

サークル名	大学	活動概要等
農業サークル ぼてと	一橋大学、東京外国語大学、津田塾大学	2014 年 6 月設立。谷保の市民農園を借りて、野菜づくりや収穫イベントを実施国立市を中心とした農業振興を軸に活動
eat happy	東京農業大学	2011 年設立。「食から農を知る」イベント（①おいしいものを食べる会（都内のカフェとコラボし、生産者の食材を使って限定メニューを提供）、② 1 日農業体験（都心近郊農家の畑へ招待）、③ファームステイ）を企画・運営
農ホリ Students	慶應義塾大学、東京大学、中央大学、東京農工大学、東京農業大学等	2016 年 5 月設立。週末や長期休暇などに農家を訪問し、農業体験を実施
Team LAP	慶應義塾大学、大妻女子大学、昭和女子大学、東京家政大学、早稲田大学、中央大学、青山学院大学、首都大学東京、等	2006 年設立。農業の現場で学び、地域に貢献する農業サークル」をモットーに、研修・生産・販売など多岐に渡る活動を実施。月 1 回農家研修を実施
緑の家	東京農業大学	町田市の畑を借りて、学生が農作業を実施。ブログで畑や作業の様子を配信
学生 NPO 農楽塾	早稲田大学	2004 年設立、早稲田大学構内の大隈庭園に田んぼを復元（「わせでん」）。「わせでん」を中心に幅広く活動
あぐり	法政大学	2009 年に小金井キャンパスで設立。小金井市の農家とのつながりから、農業を通じた地域と大学の交流を目的とする。農作業ボランティア等実施
東大みかん 愛好会	東京大学	2014 年設立。全国で唯一の「みかん」に特化した学生団体。「みかんの消費量を増やす」を理念に掲げ活動
WANDA	お茶の水女子大学	2017 年 3 月設立。農業と福祉を掛け合わせたイベントを企画・運営。埼玉県吉川市で畑を借りてイベント開催
FaVo	東京農業大学	2013 年設立。夏・春休み、週末に実際に農家の農作業の手伝いや、豊洲・芝浦で開催される週末マルシェの支援、関東近郊の農家が実施する収穫イベント等を実施

資料）「ガクサー（全国の学生団体・サークルが集まるサイト）」（2017 年 7 月確認）<https://gakucir.com/>

等をもとに作成

小野²によると、農への関心の低年齢化が進んでおり、図表 21 の系譜にみられるように、以前は農作業に関心を示す層は高齢者や食の安全・安心への意識が高い層が中心だったが、2010 年頃になると、農業を「社会課題として捉えるのではなく、ライフスタイルとして皆で楽しむ働き盛りの世代」の参加が増加してきているという。

また、甲斐³によると、都市近郊では「2002 年頃に若い人たちの就農が増えて」きており、そのほとんどが、就職氷河期で非正規雇用が導入されるなど、雇用・勤労に対する価値観が大きく転換された時期に社会人となった世代であったという。この世代は、地位やお金よりも「自分の役割（ミッション）と居場所（ポジション）をみつけることが一番優先」され、「都市的な価値観から離れ」た結果、農業を選択する若者が増えてきたのではないかと指摘されている。

図表 21 市民農園・貸農園の利用者層の変遷イメージ

年代	食や農への影響を与えた社会事象	市民農園・貸農園の利用者層
2000 年頃～	2000 BSE 問題、雪印集団食中毒 2001 米同時多発テロ 2007 食品偽装事件 2008 リーマンショック	リタイアした高齢者が中心
2010 年頃～	2011 東日本大震災 2010 年前後から民間の若手起業家による貸農園ビジネス等が台頭	ファミリー層が増加*
2015 年頃～	—	大学の農業サークル等の増加

備考*) ライフスタイル雑誌「BRUTUS」2009 年 2 月号にて、「みんなで農業」というタイトルの特集が組まれ、佐藤可士和、国分太一などの就農の実践を取材し、全国直売所リストを掲載

資料) 小野淳「野菜づくりはツマラナイ！農園地「くにたちはたけんぼ」」（都市計画協会『新都市 特集：都市と緑・農が共生するまちづくり』（2017 年））等をもとに作成

²小野淳「野菜作りはツマラナイ！農園地「くにたちはたけんぼ」」（都市計画協会『新都市 特集：都市と緑・農が共生するまちづくり』（2017 年））

³甲斐良治「都市的農業の時代」（水の文化 46『都市の農業』（2014 年））

3) 海外で注目される都市農業

このように国内では、農業に対するニーズが変化し、都市農業に関心を持つ層が拡大しているが、世界の大都市においても都市農業に対する関心は高まっており、海外の自治体においても都市農業を普及させる政策が推進されている。

その政策目的は多岐に渡るが、所得や国籍などで分断されたコミュニティの再生、食料安全保障や環境問題といった社会的課題への対応の手段と位置づけられているほか、OL やサラリーマンの豊かなライフスタイルを実現（選択してもらえ都市・地域）するための手段という側面が強い。

都市農業の取組内容を見ると、日本のように家族経営を主とした産業としての農業はほとんどみられず、その多くは市民農園やコミュニティガーデン等であり、公園の一部や屋上、空き地といった従来農地ではない場所を活用して農地を創出する動きが多くみられる。

■移民増加に伴う多文化共生コミュニティの形成（ベルリン）

ドイツでは 300 年以上の歴史を持つラインガルテン（滞在型市民農園）が文化として定着しており、都市住民が非日常で農を楽しむことが広く普及している。また、市民の環境意識は総じて高く、有機野菜等に関心を示す市民も多い。このような中で、都市内に点在する空き地等を活用して、都市の日常生活において、気軽に農に触れて食も楽しむことができるガーデンづくりを展開する事例がみられてきている。

このような中で、1996 年にゲッティンゲン市で始まった多文化共生ガーデンの支援活動⁴は 2004 年の新移民法成立を契機に全国的な広がりをみせている。ベルリン市では、2004 年にローカルアジェンダ 21⁵のパイロットプロジェクトに「多文化共生ガーデンの実施」が位置づけられ、2006 年にはベルリン市の 12 地区で各 2 カ所ずつ、市民による多文化共生ガーデンが開設されるよう支援している。

図表 22 Prinzessinnengartenの概要

【活動の背景・目的&活動主体の概要】

運営主体となる NPO 法人「Nomadic Green」は 2009 年に設立された。環境保全を目的として、市民が自ら新鮮で健康的な食品を生産・消費できる空間（農園）を提供する活動を開始した。同 NPO 法人の中核メンバーは約 10 名、登録の支援メンバーは約 3,000 人である。

【取組の概要】

都市内の空き地を活用した農園でハーブ等の有機野菜を生産している。事前に登録した支援メンバーは、農園での水やりや草むしりといった軽作業を行うことで、農作物の収穫権も

⁴ 渡辺ら「ドイツにおける多文化共生ガーデンの取り組み実態とその社会背景」（日本都市計画学会都市計画報告集 N16）（2017）

⁵ 1992 年の地球サミットで持続可能な開発の実現に向けた行動計画として「アジェンダ 21」が採択された。ここでは、持続可能な社会の実現に、地方公共団体が重要な役割を有していることから、地方公共団体は市民、民間企業など対話を行う「ローカルアジェンダ 21」に取り組むべきとされ、国内外自治体において策定されている。（環境省「「ローカルアジェンダ 21」策定状況等調査結果について」をもとに作成）

しくは、敷地内のカフェにおける昼食の半額権を得ることができる。同団体ではガイドツアーや養蜂活動等も展開している。



資料) <http://prinzessinnengarten.net/> (2017.06 確認)

図表 23 都市農業に関する施策例（ベルリン）

行政の施策事例：市民による多文化共生ガーデンの開設支援

- ・1996年にゲッティンゲン市で始まった intercultural Garden（多文化共生ガーデン）の支援活動は2004年の新移民法成立を契機に全国的な広がりを見せる。
- ・ベルリン市では、2004年に「ローカルアジェンダ21」のパイロットプロジェクトに「多文化共生ガーデンの実施」が位置づけられ、2006年にはベルリン市の12地区で各2カ所ずつ、市民による多文化共生ガーデンが開設されるよう支援している。

■都市の食料安全保障、食生活の改善等（ロンドン）

ロンドンでは、オリンピック・パラリンピックを契機に食に対する関心を高める取組の一環として、身近な空き地等を掘り起こして市民農園を創出する取組が展開されている。

ロンドン市が支援する民間組織「sustain」は、ロンドンの農産物生産に関するネットワークを構築し、ロンドンオリンピックが開催される2012年までに2,012カ所の新たな市民農園の開設を支援する取組を実施した。この取組は、オリンピック後も継続しており、ウェブサイトを通じて登録・公開されている市民農園の数は、2017年12月14日時点で2,767カ所にのぼる。

2015年に改定した「The London Plan」（空間計画）では、「Land for food（食糧のための土地）」という項目が設けられ、都市農業を推進する意義として、活動的なライフスタイル、食料安全保障、食生活の改善、社会的な有益性、地域の食料生産者の支援等の貢献を掲げている。

図表 24 Capital Growth Networkの概要

【活動の背景・目的&活動主体の概要】

取組主体である sustain は、農業団体にも政府系団体にも属さず、寄付や出版収入、市からの支援により運営される団体である。従来、地域の食料政策に係るプロジェクトを実施してきたが、ロンドンオリンピックを機に「Building a good food movement」をスローガンに掲げて、主に市民農園等の新たな開設を行っている。

【取組の概要】

本取組は、sustain の下部組織で食に関する多様な取組を展開する London Food Link の活動の一つとして展開されている。ロンドンオリンピックが開催された 2012 年までに 2,012 カ所の新たな市民農園の開設支援計画を発表した。市民農園の利用を希望する市民が複数名で London Food Link に利用を申請すると、London Food Link にて農地の借り受けに向けた関係者調整や開設に向けた支援等を行う。

オリンピック後もこの活動は継続しており、農作業の指導やイベントも開催されている。ウェブサイトを通じて登録・公開されている市民農園の数は 2017 年 12 月 14 日現在、2,767 カ所に上っている。



資料) <https://www.sustainweb.org/londonfoodlink/> (2017.12 確認)

図表 25 都市農業に関する施策例（ロンドン）

行政の施策事例：食糧のための土地として都市農業を推進

- ・ 2015 年に改定した「The London Plan」（空間計画）では、「Land for food（食糧のための土地）」という項目が設けられ、都市農業を推進する意義として、活動的なライフスタイル、食料安全保障、食生活の改善、社会的な有益性、地域の食料生産者の支援等の貢献を掲げている。

■地球温暖化対策、地域コミュニティ形成支援等（パリ）

世界の食文化をリードし、農業大国であるフランスの首都であるパリは、従来市内では菜園はほとんどみられなかったが、2000 年以降、市内や市郊外で都市農業推進の動きが広がりをみせている。

図表 26 La Recyclerieの概要

【活動の背景・目的&活動主体の概要】

本取組は、建築家がディレクターを務め、ヴェオリア社（フランス・パリに本社を置く、多国籍総合環境サービス企業）がメインパートナーを務め、epe（環境関連企業）、Antropia、Edmond de Rothschild（基金）がパートナーとして協力している。

【取組の概要】

2014 年、パリ北部（18 区）のクルニャンクールに位置する旧駅舎（Ornano 駅）の敷地跡を活用して、エコロジー活動拠点として開設されたプロジェクトである。古駅舎の雰囲気を保存しつつ、集団菜園（400 m²）、香辛料畑、果樹園、2 とおりの堆肥化システム、蜜源植物園、アクアポニックス（水産養殖と水耕栽培を掛け合わせた新しい農法）が開設されている。※農業技師、造園家が菜園管理を担当。専用食堂（Café-cantine）が併設され、栽培された農産物を使用した手ごろなランチ、ディナー、ブランチ、ドリンク類が楽しめる。



資料) <http://www.larecyclerie.com/> (2017.12 確認)

図表 27 都市農業に関する施策例（パリ）

行政の施策事例：空き地の公園利用制度を活かした農園の整備支援

- ・パリ市では 2003 年から Jardin partagé（ジャルダン・パルタジェ）というパリ市所有地を地域住民に委ねた公園利用制度の本格的な取組に着手した。
- ・住民が関心を持った空き地を見つけ、市役所や区役所に運営計画を届け出ると、行政は公園としての適性を調査（登記・土壌等）し、問題がなければ、住民組織による管理が認められる。（ただし、一定頻度での一般開放が義務づけられる）
- ・既に 100 を超えるジャルダン・パルタジェがパリ市内に存在している。

■地球温暖化対策、都市環境改善（ジャカルタ）

ジャカルタでは、都市の開発圧力が強い中で、都市内での緑地確保を政策目標として掲げ、都市課題を解決する都市農業を政策的に展開する一方、民間レベルでの都市農業の運動が草の根で広がりを見せている。

図表 28 Indonesia Berkebunの概要

【活動の背景・目的&活動主体の概要】

2011年2月、都市部の土壌の肥沃化や持続可能な都市等の問題意識を啓発するため、“最初の種まき”という名のイベントを市内の不動産開発会社の所有地で開催したところ、多様な150人程度が参加した。メディアに取り上げられて注目されたことを契機として、取組が拡大しながら継続中されている。

【取組の概要】

未利用地を活用して、農作物を栽培する活動は次世代の教育面も考慮し、SNSや動画サイト等を通して発信している。その活動は他都市も含めた多くの市民・コミュニティ・組織・大学が賛同・参画しており、ネットワークが形成されている。



資料) <http://indonesiaberkebun.org/> (2017.12 確認)

図表 29 都市農業に関する施策例（ジャカルタ）

行政の施策事例：路地・低未利用地を活かした農産物の生産促進

- ・2007年に改変されたインドネシア空間計画法では、都市域の30%を緑地にする数値目標が掲げられ、ジャカルタ首都特別州も同水準の目標を空間計画に位置づけている。
- ・2014年からは、州内に合計150の路地の緑化に取り組むGang Hijau（ガン・ヒジョウ）政策を開始。地域主導の取組で、薬用作物等の農産物が栽培されている。

■食育推進、市民交流等（ニューヨーク）

ニューヨークでは、2009年にミシェル・オバマ前大統領夫人が正しい食生活の推進を企図して、ホワイトハウスに家庭菜園を開設した。また、都心部で、帰宅後や週末に農作業を楽しむことが、若い女性を中心にトレンドとして取り上げられるなど、都市農業が新しいライフスタイルとして注目されるようになっている。公園の一部を農地に活用して交流事業を展開したり、屋上菜園で生産された有機野菜を販売したりするほか、各種イベントや農作業体験プログラムを提供するアグリビジネスを展開している事例もみられる。

このような民間の取組を一層推進するため、市によるコミュニティガーデンの支援策（Green Thumb）が展開されており、約550カ所のコミュニティガーデンが開設されている。

図表 30 Brooklyn Grangeの概要

【活動の背景・目的&活動主体の概要】

Brooklyn Grange は、世界最大規模の屋上菜園を経営する民間ベンチャー企業である。都市農業の持続可能なモデルの構築、健康的で美味しい野菜を地域に提供することを目的に、2013年に2か所で計2.5エーカー（約1ha）の屋上農園を開設した。

【取組の概要】

オーガニック栽培、養蜂を中心に、菜園で収穫した唐辛子・ハーブ等を使用したソース等の食品加工にも取り組む。生産した野菜等は主にレストランやCSA⁶メンバーに販売するほか、小売業者にも販売する。年間2.2トンの有機野菜を収穫するほか、菜園側でのヨガ、夕食会等の各種イベント、屋上菜園・緑化に関するワークショップを開催し、週一回の解放日も設けて市民が農に触れる機会を提供している。商業ベースの活動のほか、非営利団体 City Growers も運営し、教育ツアーやワークショップなど、青少年や大人向けの教育事業を展開している。



資料) <https://www.brooklyngrangefarm.com/> (2017.12 確認)

⁶ Community Supported Agriculture の略で、「地域支援型農業」の意

図表 31 都市農業に関する施策例（ニューヨーク）

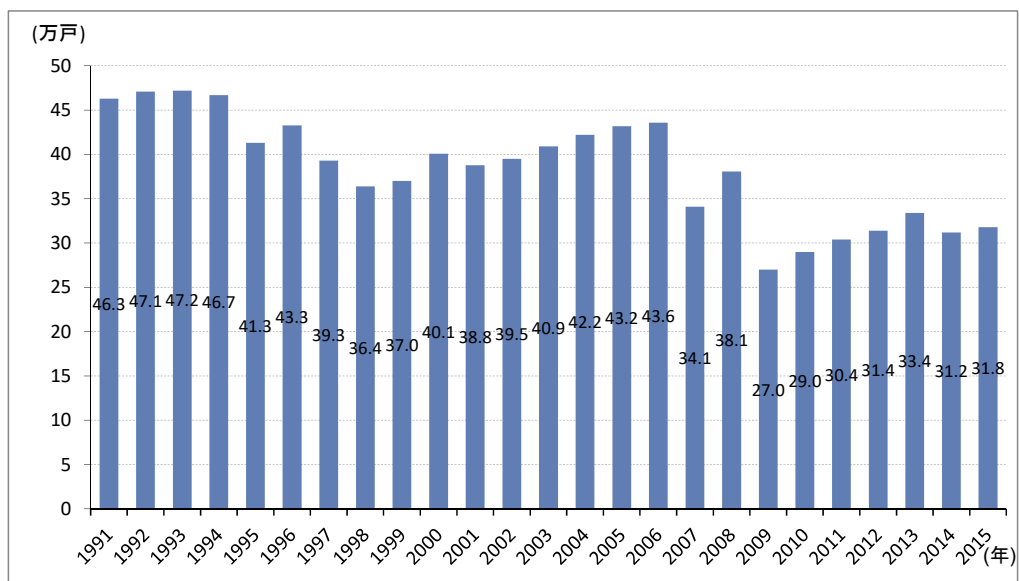
行政の施策事例：コミュニティガーデンの開設支援
ニューヨーク市公園局では、空き地に市民農園を開設する際に、市が必要な道具の提供や少額の助成金等の支援を行うコミュニティガーデン事業を実施している。また、必要な知識を習得できるワークショップ等を開催している。ガーデン数は約 550 カ所あり、そのうち約 400 カ所は市が農地を保有し、Green Thumb 事業として管理運営を行う。残りの約 150 カ所は、New York Restoration Project (https://www.nyrp.org/) などの民間の土地信託団体によって運営されている。GreenThumb 事業の中で運営される農園は、ガバナンス体制、公共アクセシビリティ、その他手続きに関する指針等一連の規則に同意した上で、遵守しているか4年ごとに評価される。

（２）土地利用に対するニーズの変化

① 首都圏への人口集中を背景とした都市拡大基調の継続

1990年代以降の首都圏の都市開発（宅地化・新設住宅着工戸数）の推移をみると、バブル経済期の1990年代初頭が46～47万戸/年であり、その後も40万戸/年程度で推移していた。しかし2008年のリーマン・ショックの影響で一時30万戸程度まで落ち込んだものの、その後は堅調に推移しており、2015年の首都圏新設住宅着工戸数は31.8万戸となっている。

図表 32 首都圏における新設住宅着工戸数の推移



備考) 首都圏とは埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県を指す。

資料) 国土交通省「平成 28 年度土地白書」（建築着工統計調査各年）

また、多摩都市部（奥多摩町・檜原村を除く 26 市・2 町）の宅地は 2007 年から 2012 年までの 5 年間で約 490ha 増加する一方、農用地が約 390ha 減少しており、都市農地が宅地化の種地となっていることがわかる。

図表 33 多摩地域都市部における土地利用の推移（単位：ha）

年度	2007	2012	増減
宅地	28,310	28,798	488
道路等	9,182	9,410	228
公園等	4,396	4,435	39
農用地	6,093	5,706	-387

備考) 多摩地域都市部：奥多摩町、檜原村を除く 26 市 2 町

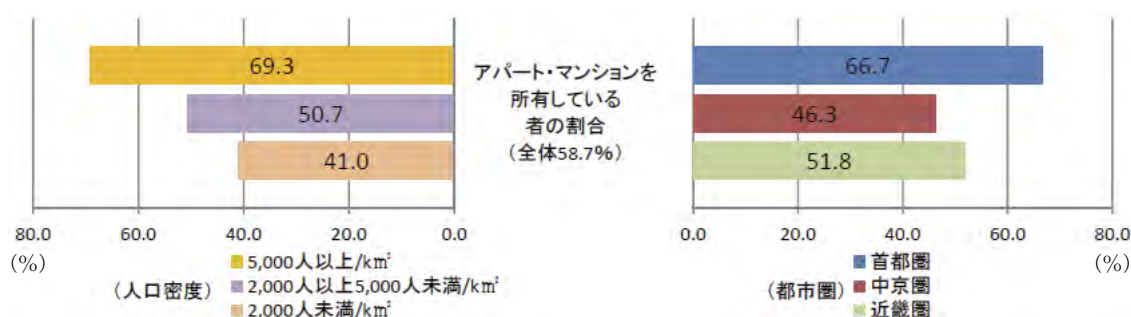
資料) 東京都「東京の土地利用 多摩・島しょ地域」（2007 年及び 2012 年）をもとに作成

② アパート・マンション需要の変化

図表 34は、三大都市圏の都市農業者を対象にアパートやマンションの所有状況を尋ねたものであるが、首都圏の都市農業者の7割弱はアパートやマンションを所有しており、農業経営と不動産経営の併存が首都圏都市農業者の基本経営スタイルであることがわかる。

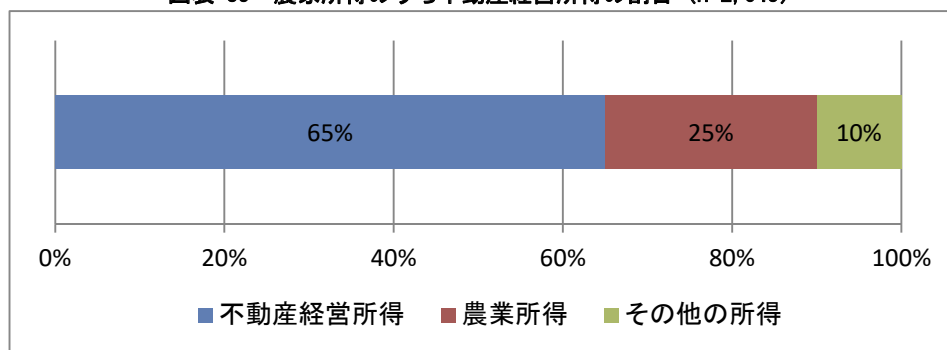
また、2011年の農林水産省「都市農業に関する実態調査」によると、都市農業者（農家）所得の6.5割を不動産経営所得が占めており、都市農業者にとって、アパート・マンション（不動産）経営が生計の重要な位置を占めるとともに、農業経営の継続にも大きく影響する構造にあることがわかる。

図表 34 都市農業者におけるアパート・マンションの所有状況（n=3,133、首都圏はn=1,617、SA）



注釈) 調査対象は、三大都市圏特定市93市区内に農地を持つ農業者
資料) 農林水産省「都市農業・都市農地に関するアンケート」(2012)

図表 35 農家所得のうち不動産経営所得の割合（n=2,645）



注釈) 数値は割合から算出した推計値であることに加え、一部は集計対象外となっているため、あくまで目安を示したものである。

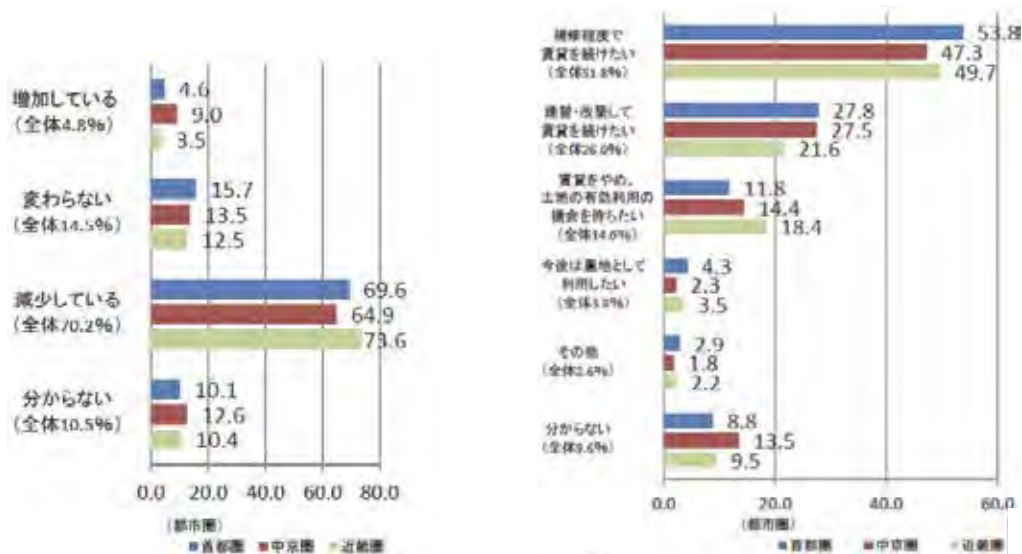
資料) 農林水産省「都市農業に関する実態調査」(2011)より作成

また、2012年（平成24年）に実施した同じ調査で尋ねている「アパート・マンションの需要変化見込みと対応の方向性」をみると、アパート・マンションの需要は約7割が「減少している」と回答しており、「老朽化した場合の対応策」についても半数強が「補修程度で賃貸を続けたい」と回答している。都市農業者が今後の不動産収入について、安定収入が見込めないと不安視していることがうかがえる（図表 36）。

図表 36 都市農業者による今後のアパート・マンションの需要変化見込みと対応の方向性
(n=3, 133、首都圏はn=1, 617)

【アパート・マンション需要の変化】

【老朽化した場合の対応策】

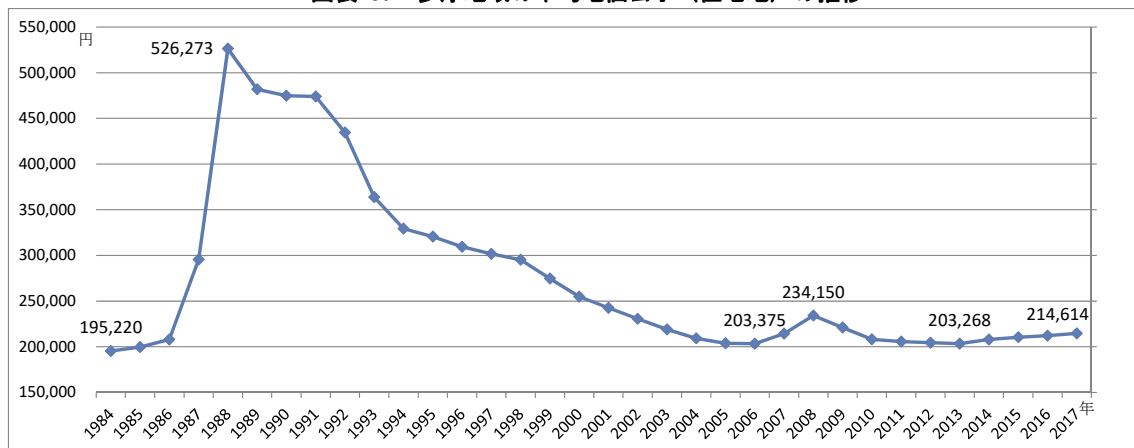


資料) 農林水産省「都市農業・都市農地に関するアンケート」(2012)

多摩地域における都市開発需要の指標として、多摩地域の平均地価公示の推移をみると、図表 37のとおり、1990 年代初頭のピーク時に比べると 2 分の 1 以下まで下落しているが、この 10 年は横ばい、ないしは上昇傾向もみられ、都市開発需要はそれほど減少していない様子がうかがえる。

他方、図表 38は、多摩地域における空き家数と空き家率の予測を示したものである。現状では約 1 割にとどまる空き家率が 2032 年には約 3 割にまで急激に上昇することが見込まれている。空き家率の上昇は、「不動産経営＋農業経営」を基本スタイルとする都市農業者の経営モデルを弱らせ、農業経営継続を困難にさせる恐れがあり、都市農業にも大きな影響を及ぼす。

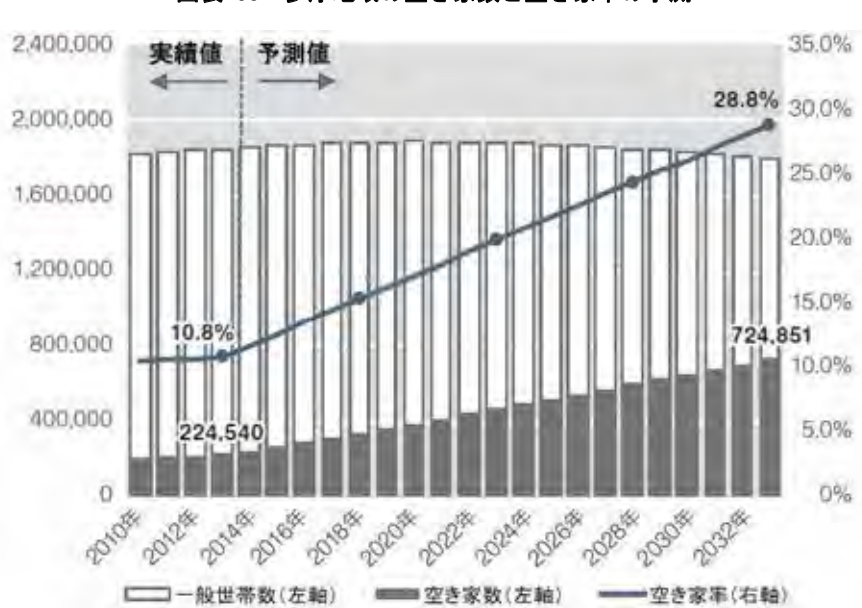
図表 37 多摩地域の平均地価公示（住宅地）の推移



注釈) 当該年多摩地域 28 自治体（檜原村、奥多摩町を除く）の平均地価公示（住宅地）の平均価格によって算出。市町村合併を経た自治体の合併以前の平均地価公示に関しては合算値を使用

資料) 東京都財務局「地価公示 区市町村別用途別 平均価格の推移」より三菱UFJ リサーチ&コンサルティング作成

図表 38 多摩地域の空き家数と空き家率の予測



注釈) 実績値は総務省「平成 25 年住宅・土地統計調査」、予測値はたましん地域経済研究所推計

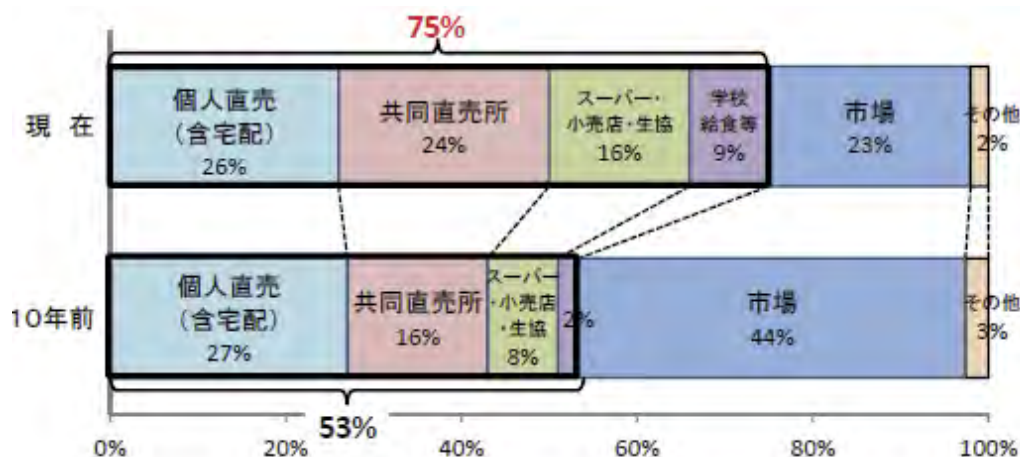
資料) 多摩信用金庫「多摩けいざい」（2017. 01 確認）

(3) 農業に対するニーズの変化

① 直売志向

消費者の新鮮で安全な地元産の農畜産物を食べたいというニーズに応え、農業者は市場出荷から直売等の「消費者の顔が見える」市場外流通へ切り替えを進め、現在では約8割に達している。10年前に比べて、共同直売所への出荷やスーパー等小売店への出荷が増えている。また、学校給食への出荷も1割弱にまで増加している。

図表 39 東京都の都市農業における市場外流通の拡大



資料) 東京都「平成 23 年度都市農業実態調査（野菜生産農家の出荷・販売に関する実態調査）」（2012）

② 農業経営の多角化

意欲ある都市農業者は、多様な販路のニーズに応えた少量多品目生産や、狭小な農地を活かした施設園芸等による収益性の高い農業の追求などを展開している。また、農業を体験したい消費者ニーズに応えて、観光農園や農業体験農園等を経営することで、副次的な収入源を確保している。農業体験農園は都内で 107 箇所開設されており、直近 5 年間で 1.4 倍に増加している。

図表 40 都内の地域特性を活かした多様な農業経営

東京の地域	特色ある農業の概要
中山間地域	山間部においてワサビやジャガイモなどの特産野菜を生産
都市周辺地域	農業振興地域を含む比較的まとまった農地で、スイートコーンやキャベツなどの露地野菜のほか、茶や果実、畜産物など多様な農畜産物を生産
都市地域	狭小な農地を最大限に活用した施設でコマツナやトマトなどが栽培されており、収益性の高い農業を展開

資料) 東京都「東京農業振興プラン」をもとに作成

図表 41 農業体験農園の開設状況（2016年3月現在）

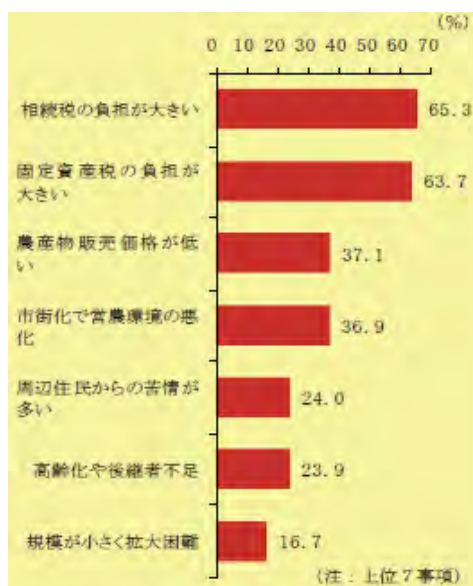
地域	農園数	総区画数（区画）	全体面積（ha）
区部	28	2,258	9.1
北多摩	61	3,066	12.8
南多摩	15	481	2.9
西多摩	3	85	0.4
合計	107	5,890	25.2

資料）東京都「東京農業振興プラン」（2017）をもとに作成

③ 農業継続に向けた課題

農林水産省が2011年に実施した「都市農業に関する実態調査」をみると、「市街化区域内において農業を継続する上での支障」については、相続税や固定資産税などの税関連が6割以上と最も高い。また、市街化による営農環境の悪化や、周辺住民からの苦情など、都市農業に特有の課題が多くあげられている。

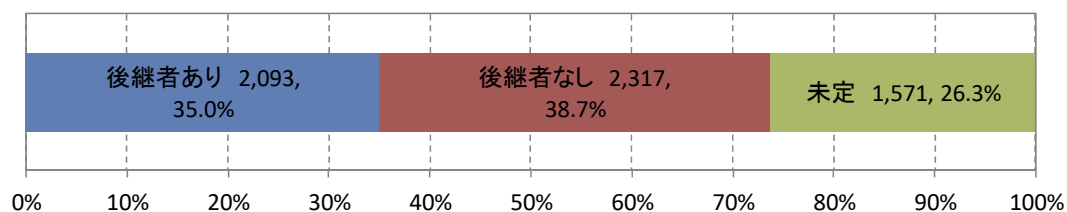
図表 42 市街化区域内農地において農業を継続する上での支障（農家数割合、N=2,645、MA）



資料）農林水産省「都市農業に関する実態調査」（2011）

特に、東京都が2016年に実施した「都市農業者の生産緑地の利用に関する意向調査結果報告書」をみると、後継者の有無については、「なし」が4割弱と最も高く、「あり」が3割強、未定が2.5割強となっており、後継者が定まっていない農家が所有する都市農地が多数を占めている（図表43）。

図表 43 すでに就農している後継者又は就農予定の後継者の有無（生産緑地所有者N=5, 981）



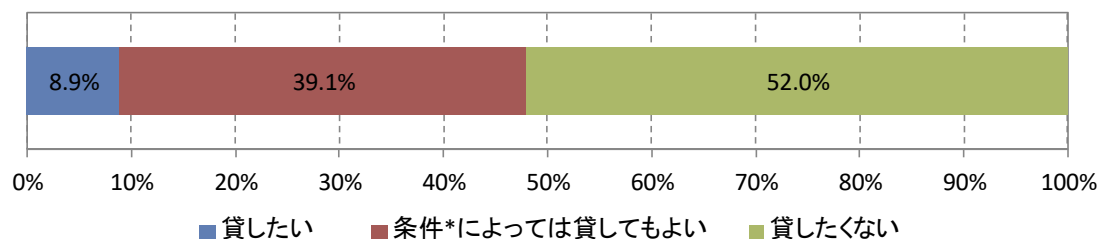
資料）東京都「都市農業者の生産緑地の利用に関する意向調査結果報告書」（2016）をもとに作成

④ 生産緑地の賃借が可能となった場合の生産緑地の賃借意向

同じく、東京都が実施した「都市農業者の生産緑地の利用に関する意向調査結果報告書」をみると、「生産緑地の賃借が可能となった場合の生産緑地の貸付意向」については、「貸したい」が1割弱、貸付先や貸付期間などの「条件によっては貸してもよい」が4割弱となっており、半数弱が条件等によって貸付可能と捉えていることがうかがえる。

貸付先としては、地方自治体や農業協同組合などの公的機関が3割前後と上位を占めており、貸付先の信頼性が重視されているとみられる。

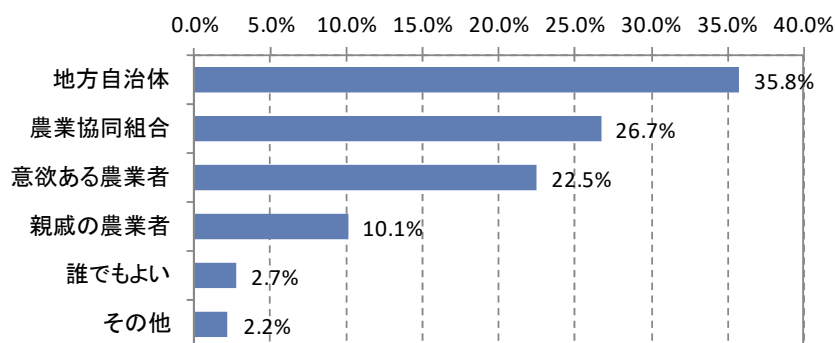
図表 44 生産緑地の賃借が可能となった場合の生産緑地の貸付意向（N=5, 245）



備考*) 貸付の条件：貸付先や貸付期間の制限を例示

資料）東京都「都市農業者の生産緑地の利用に関する意向調査結果報告書」（2016）をもとに作成

図表 45 生産緑地の賃借が可能となった場合の生産緑地の貸付先（N=5, 129、MA）



資料）東京都「都市農業者の生産緑地の利用に関する意向調査結果報告書」（2016）をもとに作成

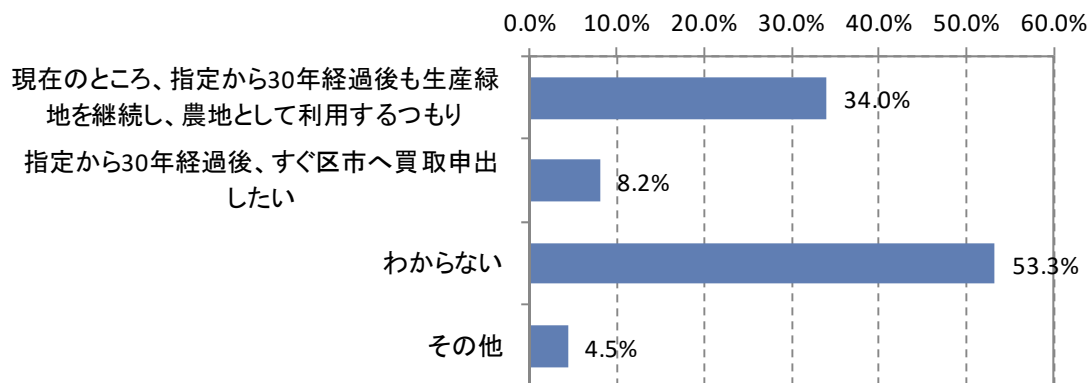
⑤ 今後の利用意向

同じく、東京都が実施した「都市農業者の生産緑地の利用に関する意向調査結果報告書」をみると、「相続税納税猶予制度の適用を受けていない生産緑地の今後の利用意向」については、「わからない」が最も多く半数強を占める。次いで、農地として継続利用が3割強となる一方で、1割弱が「指定から30年後にすぐに取り壊しを行いたい」と回答している（図表46）。

他方、宅地化農地（市街化区域内で生産緑地の指定を受けていない農地）の今後の利用意向については、「農地として維持したい」が5割弱と最も多く、次いで「宅地等へ転用したい」が3割弱となっている（図表47）。

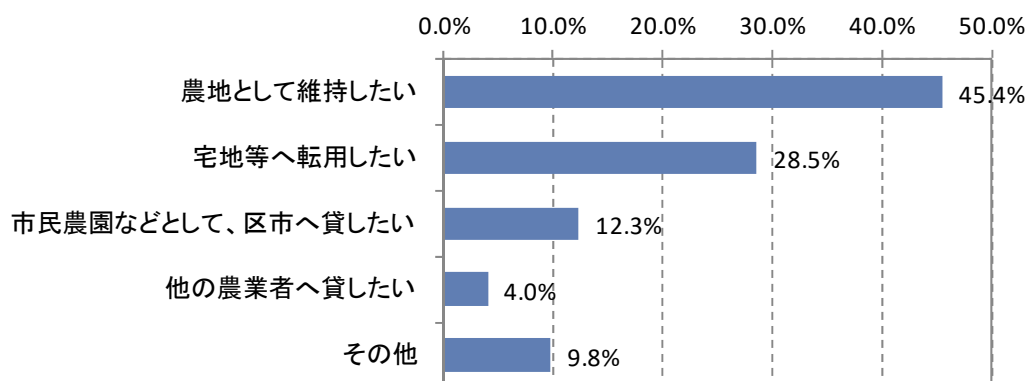
宅地化農地に比べて生産緑地の方が、農業継続意向の割合がやや低くなっている。これは生産緑地は、良好な生活環境に資する立地が要件となっていることから、宅地等の開発ニーズが比較的高い立地にあると考えられること、他方、宅地化農地は、開発需要がある土地はすでに転用が図られ、残された対象地は開発があまり見込めないような土地であること、などが要因として考えられる。

図表 46 相続税納税猶予制度の適用を受けていない生産緑地の今後の利用意向 (N=4, 462)



資料) 東京都「都市農業者の生産緑地の利用に関する意向調査結果報告書」(2016)をもとに作成

図表 47 宅地化農地の今後の利用意向 (N=5, 063)



資料) 東京都「都市農業者の生産緑地の利用に関する意向調査結果報告書」(2016)をもとに作成

1-3. 都市農業振興基本法制定を踏まえた制度改正の現状

(1) 都市農業振興基本法の概要

① 「都市農業振興基本法」

2015 年（平成 27 年）4 月 22 日、都市農業の安定的な継続と、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて、良好な都市環境の形成を図ることを目的として、都市農業振興基本法が施行された。

都市農業振興基本法の意義は、都市農業を取り巻く環境の変化を踏まえ、都市政策及び農業政策の双方において、従来の都市農業の位置づけを大きく転換させたことにある。

その上で、都市農業の振興に向けて、体系的な法制度のもとで計画的な施策の推進を図る制度設計の枠組みを構築している。

図表 48 都市農業振興基本法における都市農業の位置づけの転換

(都市政策上の転換)

* 都市農地は「宅地化すべき土地」から都市部に「あるべきもの」へと転換

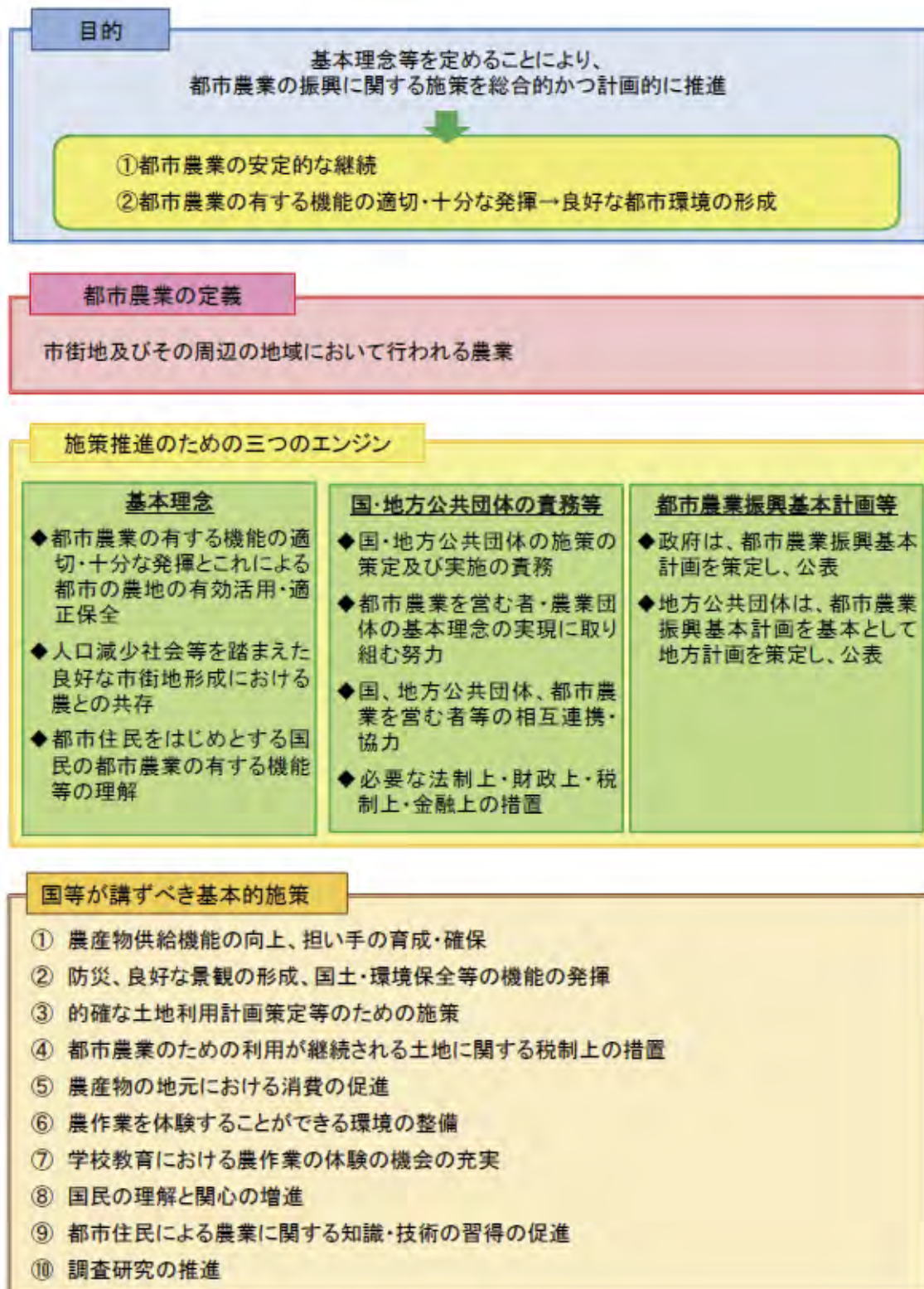
(農業政策上の転換)

* 都市農業（生産活動）は主要な農業振興施策の「対象外」から「対象」へ転換

都市農業振興基本法（以下「基本法」という。）は、都市農業の振興に向けた施策推進のために、①基本理念、②国や地方公共団体等が取り組む責務、③都市農業振興基本計画の策定を明確にしている。この基本法に即して、今後、都市農業の多面的機能の発揮や的確な土地利用計画の策定など、都市農業の振興に資する施策や税制上の措置など具体的な検討が進められていくこととなる。

都市農業振興基本法の概要は次ページの図表 49 のとおりである。

図表 49 都市農業振興基本法の概要



資料) 農林水産省・国土交通省「都市農業振興基本法のあらまし」(2015)

② 「都市農業振興基本計画」

2016年（平成28年）5月13日、基本法に基づき、都市農業の振興に関して国が総合的かつ計画的に講ずべき施策等について定めた都市農業振興基本計画が閣議決定された。

都市農業振興基本計画の概要は下図のとおりである。

図表 50 都市農業振興基本計画の概要



資料）農林水産省・国土交通省「都市農業振興基本計画について」

1) 対象区域

基本法において、都市農業は「市街地及びその周辺の地域において行われている農業」と定義されており、都市農業振興基本計画においても、施策の対象地域は「市街地及び非線引き都市計画区域における用途地域を中心としたもの」とされている。

地域によって、都市農業の状況は異なることから、国は基本的な方針を示すにとどまり、対象区域の設定は「地方公共団体が設定することが適当」とされ、地方公共団体に委ねられている。

2) 都市農業の担い手の確保

都市農業振興基本計画において、都市農業の多様な機能を発揮するための必要条件として、「担い手の確保」と「土地の確保」があげられている。

都市農業の担い手については、家族経営内での事業継承を基本としつつ、後継者不足が

深刻化する中で、農地の貸借を通じて担い手の確保を促進していくことが重視されている。新たな担い手としては、意欲ある農業者（新規就農者含む）、食品関連事業者、都市住民のニーズを捉えたビジネスを展開できる事業者等が想定されている。

都市農業の担い手を政策的に支援していくためには、都市農業の多様な機能を発揮できるかどうか、担い手が作成する事業計画を事前に評価し、取組の進捗管理を行う公的関与の仕組みづくりが必要とされている。

3) 計画的な都市農地の確保

■保全すべき都市農地の選定

都市農業の多様な機能を発揮させていくためには、都市農地と周辺の都市的土地利用との共存を図る必要があり、都市農業振興基本計画では「土地利用計画における都市農地の位置づけを転換し、計画的に農地の保全を誘導することが必要」と示されている。

生産緑地は、土地所有者の意向のみならず、地域住民も含む幅広い関係者の理解を得て、実現すべき都市像を見据え、将来的な公有地化も視野に入れた保全の必要性の高い農地を選定し、地域の実情を踏まえたまちづくりと連携した制度設計を行うことが想定されている。

また、都市農業振興基本計画では、低未利用地や空き家等の宅地を農地に転用し、新たな都市農地を創出していくことにも言及されている。

図表 51 都市農業振興基本計画における保全すべき都市農地の選定等に関する記述

この対応として、東京都における農の風景育成地区制度のように、地域のまちづくりと連携しながら農地等の保全を図るべき地域を明示することで、農業体験の促進や景観の保全の観点から特に必要となる農地について都市公園として公有地化を進め、地域の住環境の改善や活性化を図る取組も見られ、このようなまちづくりと連携した制度の検討も重要である。

～中略～

また、都市農業の用に供される土地を新たに創出する観点も重要であり、低未利用地や老朽化した建物敷地等として利用されている土地を農地として復旧・活用することも検討していく必要がある。

上記の点を考慮し、農業を取り巻く状況の変化や都市農業者のニーズを的確に踏まえた上で、都市にあるべき農地を適切に保全するためのマスタープランの充実を含めて土地利用計画制度の在り方を検討する必要がある。

資料) 「都市農業振興基本計画」

■貸借を促進する制度的措置と遊休農地対策

都市農地の貸借を活性化させるため、都市農業振興基本計画では「貸借を促進するための制度的な措置を講ずる必要がある」と言及しており、行政等の公的機関が関与する仕組みづくりが念頭に置かれている。

他方、貸借による農地経営を見越して均分相続が増加し、経営効率の悪化から遊休農地化を招くことが懸念されている。そこで、貸借促進に向けた対応と併せて、適切な都市農地の利用を促す土地利用規制を導入する必要性が指摘されている。

■的確な土地利用に向けた既存制度の活用と新たな制度の創出

これまで都市農地は、区域区分制度と生産緑地制度に基づいてコントロールされてきたが、制度創設から長期間が経過し、都市農業を取り巻く環境が変化する中で、課題が顕在化している。そこで、既存の制度や計画の枠組みは活用しつつ、新たな制度も創出し、都市農地の的確な活用に向けて、一体的な制度づくりが進められていくことが示されている。

図表 52 的確な土地利用に向けた既存制度活用と新制度創出に関する記述

項目	対応の方向性
区域区分制度の活用	市街化区域内のまとまった農地は、周囲を市街化区域に囲まれる場合であっても、「市街化調整区域へ編入（逆線引き）を促進」する。
既存の計画制度への組み込み	都市計画の市町村マスタープランや緑の基本計画に「都市農地の保全」を位置づける。
生産緑地制度の活用	下限面積要件を緩和し、小規模農地も制度活用を可能とする。 また、生産緑地の市町村への買取り申出も念頭に置き「市町村による計画的な取組を支援」するとともに、指定後 30 年を経た生産緑地を対象とした「適正な農地保全策を検討」する。
新制度の創出	一定期間にわたる「農地所有者以外の者による耕作を含めた営農」計画を「地方公共団体が評価する仕組み」と、農地としての保全が図られるために必要な「土地利用規制を検討」する。

資料）「都市農業振興基本計画」をもとに作成

4) 税制上の措置

これまでの経緯からも、都市農地に関する税制度は「都市農地の保全及び都市農業の振興を図る上で、密接に関係するもの」である。生産緑地は、所有者に対して営農の義務づけや建築規制等の条件の下で、税負担の軽減措置がとられてきた。

今後、都市農地の多様な機能をより発揮していくためにも、「貸借を通じた担い手確保と土地利用計画制度の構築に併せて」、政策的意義や公益性の有無、土地利用規制とのバランス等を考慮して「相続税納税猶予のあり方を検討」するとされている。

③ 東京都「東京農業振興プラン」

東京都では、2017年（平成29年）5月、東京都がめざす農業振興の方向性と今後の施策展開を示した「東京農業振興プラン～次代に向けた新たなステップ～」を策定した。

めざすべき東京農業の姿として、「都市と共存し、都民生活に貢献する力強い東京農業」を掲げており、魅力ある産業として今後の農業施策を展開していく方針が示されている。

新たな農業振興施策は、①担い手の確保・育成と力強い農業経営の展開、②農地保全と多面的機能の発揮、③持続可能な農業生産と地産地消の推進、④地域の特色を活かした農業の推進、の大きく4つの視点から構成されている。

国における制度改正を見据えた関連施策として、公有地化した生産緑地をモデル農園として整備する施策や、小規模生産緑地農家への支援策が盛り込まれている。また、農の風景育成地区制度等を活用して、地域住民の参画による地域の農業景観保全に向けた取組を推進するとしている。（以上、②農地保全と多面的機能の発揮）

また、都市地域に関する施策の中で「宅地化した土地を再び優良な農地として再生する場合」の整備支援が示された。（以上、④地域の特色を活かした農業の推進）

さらに、第3章として、国への制度改善の要望として、生産緑地の貸借制度の創設や賃借農地に対する相続税納税猶予制度の適用、営農に必要な農業用施設用地等への相続税納税猶予制度の適用、生産緑地の買取り支援、新たな物納制度の創設等が示されている。

図表 53 東京農業振興プランの概要



資料）東京都「東京農業振興プラン～次代に向けた新たなステップ～（概要版）」（2017）

(2) 都市緑地法等の改正

2017 年（平成 29 年）2 月 10 日、公園や緑地等とともに都市農地が計画的に保全されることで良好な都市環境形成に資するための「都市緑地法等の一部を改正する法律案」が閣議決定された。本法案は様々な役割を担う都市内の緑空間を、民間の力をできる限り活用し保全・活用していくことを重視し、関係法律を一括して改正して必要な施策を総合的に講じることを目的としている。

都市農地の保全・活用に関する制度改正は、都市農業振興基本計画に基づいて講じられており、主な内容は以下のとおりである。

① 生産緑地法等の改正

1) 生産緑地の追加・再指定の促進（都市計画運用指針の改正）

従来、都市計画運用指針で、過去に転用あるいは買取り申出を行った農地を生産緑地に再指定することは認められなかったが、2017 年（平成 29）年 6 月の運用指針改定で可能と追記された。再指定をする場合には、自治体の生産緑地指定基準等の改定が必要となる。

2) 生産緑地の面積要件の緩和

生産緑地地区は、従来 500 m²以上等の要件に該当する一団の農地とされてきたが、300 m²以上（政令で規定）で市区町村が条例で定める規模に引き下げ可能となる。

本制度改正により、小規模でも農地を継続したい人が生産緑地の指定を受けることができるほか、道連れ解除⁷を防止することができ、相続税の納税猶予の適用を受けている人が急遽、相続税を支払わなければならない事態を回避することができる。

3) 生産緑地の一団性要件の運用緩和

生産緑地の一団性について、従来、6 m 以内の道路であれば一団性の農地とみなし、道路整備等で 500 m²以下になると理由を問わず指定解除となっていた。しかし、都市計画運用指針の改正により、隣接していない近隣の農地と併せて一団とみなし、生産緑地として残せるようになった。

4) 生産緑地地区における建築規制の緩和

生産緑地地区内で設置可能な施設は、これまでは生産等に必要な施設に限定されていたが、直売所や農家レストラン等の設置が可能となる。

本件は、東京都から提出された国家戦略特区の規制改革提案を踏まえて対応された。

なお、これらの設置部分の生産緑地については相続税納税猶予制度の適用外である。ま

⁷ 道連れ解除とは、「公共収用等に伴い、又は複数所有者の農地が指定された生産緑地地区で一部所有者の相続等に伴い、生産緑地地区の一部の解除が必要な場合に、残された面積が規模要件を下回ると、生産緑地地区全体が解除されてしまう」ことを指す。

た、該当地区が含まれる用途地域の基準に適合することが必要となる。

図表 54 「都市農業特区」で提案された相続税負担軽減措置の対象となる提案施設

農業経営に不可欠な農業用施設（農機具倉庫、農産物直売施設、畜舎など）や屋敷林、農業兼用防災関連施設等の用地

資料）東京都「第4回東京圏国家戦略特別区域会議東京都提出資料」（2015）をもとに作成

5) 特定生産緑地制度の創設

生産緑地法第10条に基づき、都市計画決定後30年を経過した生産緑地は市町村長に買取り申出が可能となる。現行の改正生産緑地法が施行された1992年（平成4年）に一斉に指定を受けたことから、2022年（平成34年）には約8割の生産緑地が申出時期を迎える。

そこで、生産緑地法が一部改正され、買取り申出時期を10年延長できる特定生産緑地制度が新たに創設された。特定生産緑地の指定は、所有者の意向のみならず、生産緑地の周辺地域の土地利用をもとに、市町村が適切と認める対象に限定されている。

市町村は、生産緑地の所有者全員に、指定期限までに特定生産緑地の指定に対する意向を確認することが必要となる。

図表 55 特定生産緑地の概要

項目	概要
指定対象	都市計画決定後30年を経過する日（申出基準日）が近く到来することとなる生産緑地のうち、その周辺の地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況及び土地利用の状況を勘案して、当該申出基準日以降においてもその保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるもの
指定期間	指定は、申出基準日までに行う。 指定期限は当該申出基準日から起算して10年を経過する日とする。 指定を継続する必要があると市町村が認める時は、指定期限を10年間延長できる。
買取り申出	所有者が市町村に買取り申出が可能となる時期は、申出基準日ではなく、申出基準日から起算して10年を経過する日（指定期限を延長した際には延長後の期限が経過する日）
指定の提案	所有者は、利害関係者の合意を得た上で、市町村長に対し特定生産緑地の指定を提案できる。
指定の解除	市町村長は、当該特定生産緑地の周辺地域における公園、緑地その他の公共空地の整備の状況の変化、その他の事由により指定理由が消滅した時は、遅滞なく、その指定を解除しなければならない。

資料）国土交通省「都市緑地法等の一部を改正する法律案要綱」（2017）をもとに作成

② 都市計画法・建築基準法の改正

1) 新たな用途地域（田園住居地域）の創設

基本法において、都市農地は都市にあるべきものと位置づけられたことを踏まえ、農地と調和した低層住宅に係る良好な住居環境の保護を目的とした新たな用途地域「田園住居地域」が創設された。概要は以下のとおりとなっている。従来、都市農地が比較的多く分布する住居専用地域では、農業用施設の建築は原則不許可であったが、田園住居地域では農地に限り市町村長の許可を得れば可能となる。

図表 56 田園住居地域の概要

項目	概要
建築規制	低層住居専用地域をベースに農業用施設の立地を限定的に許容
農地の開発規制	土地の形質の変更等については、市町村長の許可が必要 一定規模未満の小規模開発は可能

資料) 国土交通省「都市緑地法等の一部を改正する法律案概要」「都市緑地法等の一部を改正する法律案要綱」（2017）をもとに作成

③ 都市緑地法の改正

1) 緑地の定義への追加

都市緑地法の一部が改正され、「緑地」の定義に農地が含まれることが明確にされた。

2) 都市農地の保全方針の位置づけ

市区町村が策定する緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画（緑の基本計画）に、生産緑地地区内の緑地の保全に関する事項が追加されることとされた。都市農地の保全方針が計画内に位置づけられることとなる。

3) 特別緑地保全地区の指定

上記の法改正に伴い、特別緑地保全地区に生産緑地を入れ込むことが可能になった。特別緑地保全地区の指定は1㎡から可能である。指定により、所有者は相続税の8割減額措置を受けることができるが、現状の形状保持が条件であり、ハウス等の施設は建設できない。また、市町村は、所有者が耕作困難となった際には買取りを行わなくてはならない。

（3）今後の制度改正

① 都市農地の貸借の円滑化に関する法律案

現在、生産緑地における貸借は農地法上、認められているが、（貸借をした場合）相続

税の納税猶予制度が適用されない点、そして、法定更新制度（農地法第 17 条の規定により、農地の賃貸借については、都道府県知事の許可を受けた上で期間満了の前に更新しない旨の通知をしない限り、従前と同一条件で更に賃貸借をしたものとみなされる）が適用される点が問題となり、貸借が進まない状況にある。

このようなボトルネックを解消するため、農林水産省では、都市農地の貸借の円滑化に関する法律案を作成し、第 196 回国会への提出をめざしている。

本法案の概要は以下のとおりである。

図表 57 都市農地の貸借の円滑化に向けた具体的なスキーム



資料）農林水産省「都市農地の貸借の円滑化に関する法律案の概要」

1) 都市農業者について

事業計画の認定を申請する都市農業者に資格要件はなく、農地所有適格法人に限定されることはない見込みである。

2) 事業計画の認定について

事業計画の認定にあたっては、都市農業の有する機能（基本法では、「新鮮な農産物の供給機能」「農業体験・学習、交流の場を提供する機能」等を例示している）の發揮に特に資するかどうかの一つの基準になると思われるが、具体的な認定基準は今後の検討事項とされている。

なお、事業計画の認定に向けた運用の詳細（事業計画の記載事項、事業計画の認定手続等）については、今後検討される予定である。

② 税制改正

また、平成 30 年度税制改正の大綱（2017 年 12 月 22 日閣議決定）において、本法律案の成立を前提に都市農地を貸借しても相続税の納税猶予が継続する措置を講ずることとされた。以下のように記載されており、今後このような方向性を踏まえて検討が進められるものと思われる。

図表 58 「平成30年度税制改正の大綱」における相続税の納税猶予に関する記載内容

イ	次に掲げる貸付けがされた生産緑地についても納税猶予を適用する。
(イ)	都市農地の貸借の円滑化に関する法律（仮称）に規定する認定事業計画（仮称）に基づく貸付け
(ロ)	都市農地の貸借の円滑化に関する法律に規定する特定都市農地貸付け（仮称）の用に供されるための貸付け
(ハ)	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律（以下「特定農地貸付法」という。）の規定により地方公共団体又は農業協同組合が行う特定農地貸付けの用に供されるための貸付け
(ニ)	特定農地貸付法の規定により地方公共団体及び農業協同組合以外の者が行う特定農地貸付け（その者が所有する農地で行うものであって、都市農地の貸借の円滑化に関する法律に規定する協定に準じた貸付協定を締結しているものに限る。）の用に供されるための貸付け
～以下略～	

資料) 「平成 30 年度税制改正の大綱」（2017 年 12 月 22 日閣議決定）をもとに作成

1-4. 都市農業に関する制度改正等を踏まえた市町村担当者に向けた留意点

■市町村の裁量拡大を踏まえた都市農業の保全・振興の方針の明確化

基本法が示され、都市農地の位置づけは大きく転換された。都市計画や農業振興、税制など様々な制度改正が相次いで行われ、生産緑地においても、円滑な貸借を可能とする対応がとられるなど、都市農業を取り巻く環境は大きな変革期を迎えている。

多くの制度は2018年度から運用される見通しであり、運用指針等は今後示されると想定されるが、都市農業は地域によって特性が大きく異なることから、運用の詳細部分は市町村に委ねられると多くの関係者が指摘している。

今後、特定生産緑地への指定に関する所有者への意向確認に始まり、貸借に関する事業計画の認定など、市町村担当者が対応すべき、また判断を求められる局面が多々発生すると見込まれる。

このような状況を踏まえて、まずは、都市農業に関連する様々な制度の目的をしっかりと理解した上で、自分たちの地域が都市農業をどのような目的に立って保全・振興を図っていくか、方針を明確にすることが重要となる。

そしてその方針に基づき、自治体として積極的に関与していく農地を定める（地域特性に応じた生産緑地の買取り申出への対応など）など、緩急をつけた農地の保全と振興に取り組んでいくことが可能となると考えられる。例えば、都市農地を保全するため、ある自治体では都市計画公園の指定等を組み合わせることで買取り財源の確保などを実現している。市民緑地認定制度⁸の活用や、今後可能となる特別緑地保全地区の指定等、各種制度や事業をツールとして組み合わせる形で使いこなしていくことが有効である。

■多面的評価の観点からみた多摩地域の都市農業への期待

多摩地域の今後の都市農業を検討する上で、防災は重要な課題である。有識者からは「大規模災害時の復旧支援は、食料等の支援を含め、おそらく帰宅困難者や滞在者、重要施設等が多い23区への対応が優先されるのではないか」と指摘されている。そのため、多摩地域において、都市農業が果たすべき役割は重要と考えられている。具体的には、カロリーベースでは穀物生産は少ないが、被災が長期化した際のビタミンの欠乏などの側面からみると、都市農地で栽培される作物は、看過できない大きな役割を果たすことができる。

また、都市農地は多面的機能を発揮すべきと基本法にも示されているが、各農地で発揮してほしい機能のあり方などは、地域特性に応じて検討すべきとされている。特に、多摩地域の場合、市民生活に近接した農業が特徴である。緑地の有する環境的側面よりも、地域住民に幸せや楽しさを感じさせる、よりポジティブな側面を捉え、伸ばしていくことが重要である。

⁸ 国土交通省では市民緑地認定制度を創出し、地域住民の利用に供する緑地として認定された民有地では、固定資産税の減免措置や国の助成を受けることが可能となる。

■農業振興のみならず土地経営の目線に立った所有への支援

2022年には約8割の生産緑地が指定から30年を経るなど、今後3～4年の間に、特定生産緑地へ移行するか否かの意向を全所有者に確認することが必要となる。対応する市町村担当者は、農業と土地経営の両方の側面から、関連する制度や事業の内容を正確に把握し、所有者が冷静に判断できるよう支援していくことが重要となる。

■地域特性に応じた貸借の仕組みづくり

今般の制度改正により、生産緑地の貸借における「相続税の納税猶予制度の適用」、「法定更新の未適用」、「主たる従事者証明の発行」、の3点が改正されれば、生産緑地の貸借は実現可能な手法となる。

これまで、貸借が困難であるが故に、作業者を雇用してでも自助努力で対応しなければならず、故に援農ボランティアや農業体験農園等の取組が進められる背景となってきた側面もある。今般の制度改正は、このような諸条件を覆し、新たな都市農業の経営モデルを構築できる可能性がある。

市町村担当者は、農業者をはじめとする都市農地活用者がめざす新しい取組の実現に向けて、諸課題の解決に向けた関係者調整や支援などを積極的に行い、地域全体の都市農地のさらなる発展に向けた仕組みづくりを検討していくことが求められている。

2 多摩地域における現状の把握・分析

2-1. 既存統計に基づく多摩地域市町村の特徴分析（類型化）

（1）調査の方法

多摩地域の各市町村の都市農業を巡る概況・特性を把握するため、既存統計を用いた分析を実施した。分析に用いた指標は図表 59のとおりであり、3つの側面から 17 指標を収集した。また、各指標値の一覧は図表 63のとおりである。

図表 59 収集した指標一覧

種類	指標名	出典
基本情報	総土地面積	東京都農業会議「平成 27 年度東京都の地域・区市町村別農業データブック」（2016 年 3 月）
	総人口	
	総世帯数	
経営指標	総農家数	
	販売農家数	
	1 経営体あたり経営耕地面積	
	後継者のいない販売農家比率	
	農業産出額	
土地指標	農地面積	
	農地面積比率	
	市街化区域面積	国土交通省「都市計画区域、市街化区域、地域地区の決定状況」 http://www.mlit.go.jp/toshi/city_plan/toshi_city_plan_fr_000022.html
	市街化区域率	東京都農業会議「平成 27 年度東京都の地域・区市町村別農業データブック」（2016 年 3 月）
	市街化区域農地面積	
	生産緑地面積	
	市街化調整区域農地面積	
	相続税納税猶予制度適用農地面積	
	公示地価（住宅地平均）	国土交通省「平成 29 年公示地価」 http://tochi.mlit.go.jp/chika/kouji/2017/

注釈）公示地価に関しては、市部は同ウェブサイトで集計されている一覧表「市区の住宅地の平均価格等」の平均価格を抽出。町村部は個別に最新年度の公示地価を抽出し、独自に平均値を算出。（瑞穂町、日の出町は 2017 年度の数値を、奥多摩町と檜原村は 2013 年度の宅地公示地価の平均値を算出）

資料）三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

(2) 調査の結果

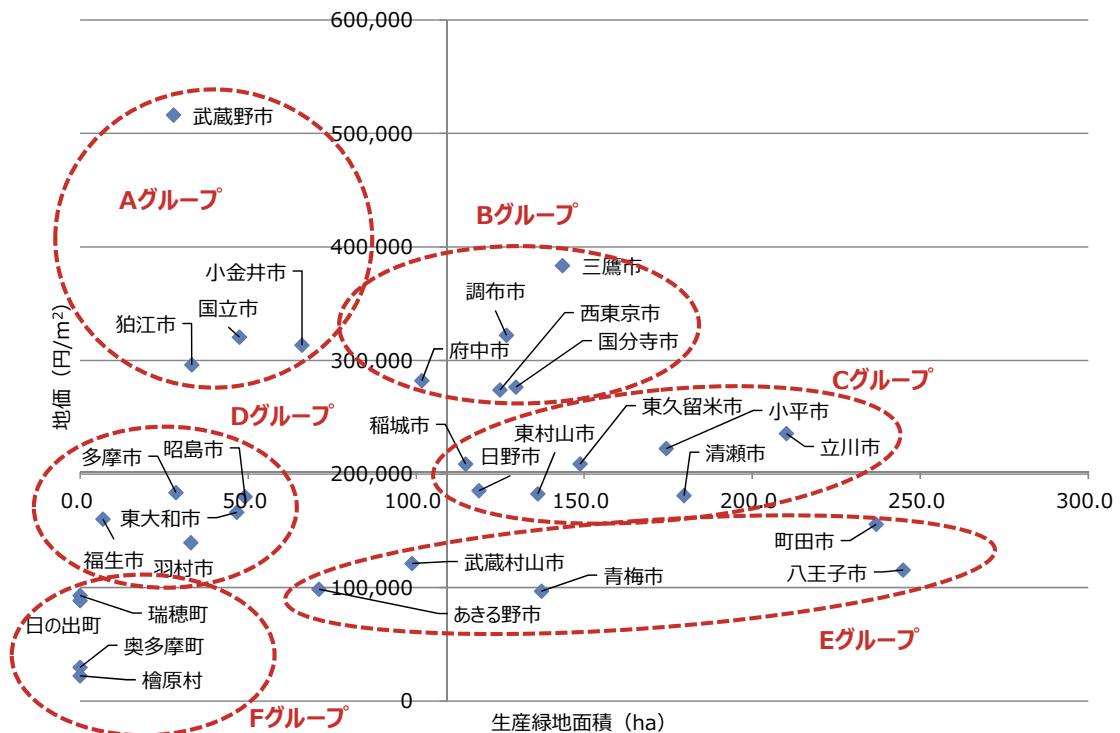
① 分類の方針

今後の都市農業の振興と保全の施策方針を検討するにあたっては、農業の基盤である農地、特に大きな環境変化が見込まれる生産緑地の規模が大きな影響を与えると考えられる。また、生産緑地を巡る環境変化は、当該地域の宅地化の圧力に大きな影響を受けるため、当該地域の地価も重要な指標となる。

そこでこれらの2つの指標を用い、多摩地域各自治体のポジションを位置づけしたものが図表 60であり、生産緑地面積の大小や、地価の高低に基づき、大きく6つに分類した各グループの特徴は図表 61に整理したとおりである。

また、図表 62のとおり、「公示地価における住宅地の平均価格の高い自治体ほど農業後継者のいない割合が低い」という傾向が確認でき、各グループの違い（特徴）にもなっている。

図表 60 多摩地域各市町村の平均地価（宅地）と生産緑地面積



注釈) 生産緑地面積は東京都農業会議「平成 27 年度東京都の地域・区市町村別農業データブック」(2016)、
地価は国土交通省「平成 29 年公示地価」参照
資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

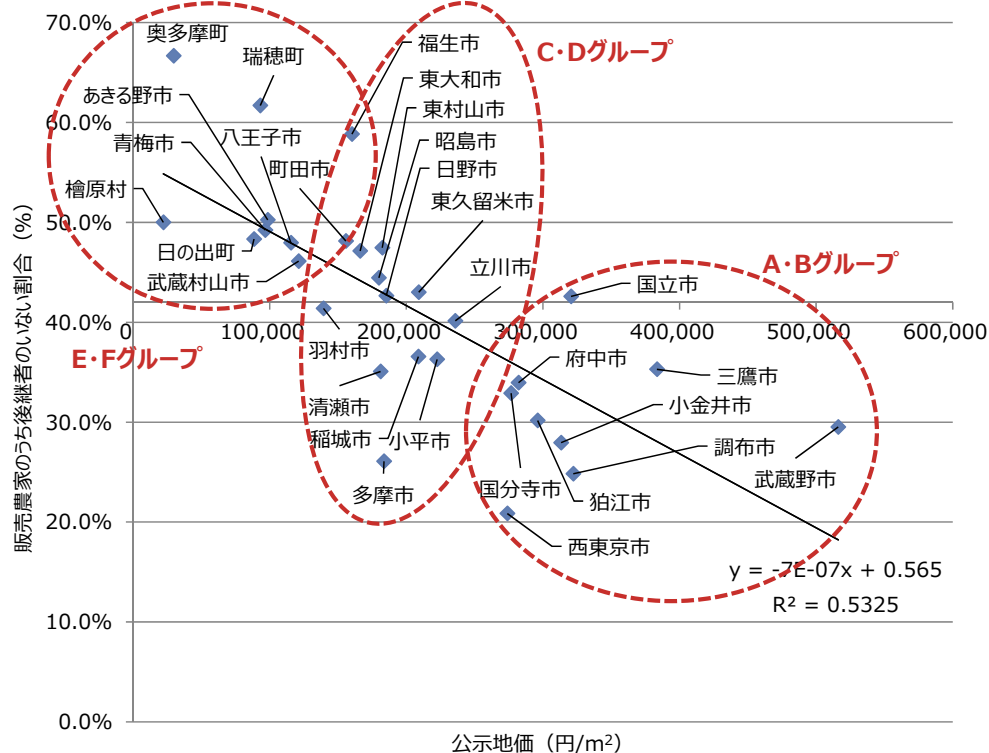
図表 61 農業・農地の特徴分析に基づく多摩地域の自治体の分類

分類	特徴と基本的な方向性	該当自治体
A	【特徴】 ・市域のほぼ全てが市街化区域。公示地価も高水準の住宅地 ・農地面積比率は５％前後で、100ha を下回る水準（生産緑地は 50ha 前後の規模） ・販売農家は 100 戸以下であり、後継者のいない販売農家の割合は３割前後と比較的少ない。農業産出額は２～３億円程度 【基本的な今後の方向性】 ・高価格帯の住宅地にわずかに残る農地をどう活用し、都市のブランドや暮らしの豊かさを創出していくのが鍵となる。 ・その際、都市農地・都市農業（農業産出額）ともに小規模であることから、産業規模拡大のみを目標としない、政策課題解決型の都市農業施策の展開が求められる。	武蔵野市 小金井市 国立市 狛江市
B	【特徴】 ・市域のほぼ全てが市街化区域。公示地価も高水準の住宅地 ・農地面積比率は 10％前後で、150ha 規模の農地面積を有する。 生産緑地も 100ha を越える規模で存在 ・販売農家は 150～200 戸前後であり、後継者のいない販売農家の割合は３割程度と比較的少ない。農業産出額は６～10 億円程度 【基本的な今後の方向性】 ・高価格帯の住宅地とともに、一定規模の農地と産業としての農業が残る都市であり、これらの地域資源をどう活用し、都市のブランドや暮らしの豊かさを創出していくのが鍵となる。 ・その際、健全な農業を軸とした地域内の経済循環、資源循環を生み出しながら、政策課題解決にも貢献していく都市農業施策が求められる。	三鷹市 調布市 西東京市 国分寺市 府中市
C	【特徴】 ・市域のほとんどが市街化区域。公示地価は多摩地域の平均水準 ・農地面積比率は 10～20％程度であり、200ha 前後の農地面積を有する。 生産緑地も 100ha を越える規模で存在 ・販売農家は 150～250 戸前後であり、後継者のいない販売農家の割合は４割前後である。 農業産出額は９～13 億円程度 【基本的な今後の方向性】 ・基本的な方向性は B に近いが、より多い農地や大きな産業規模を活かした政策展開（農業経営、農業振興施策）が求められる。後継者のいない販売農家の割合がやや高い水準であることも踏まえ、市民と連携した担い手の確保や、生産緑地の貸借等を通じた意欲的な都市農業者の経営規模拡大支援、新規就業支援も重要な取組となる。	東久留米市 小平市 立川市 清瀬市 稲城市 東村山市 日野市
D	【特徴】 ・市域の多くは市街化区域であり、市街化調整区域に農地は存在しない。公示地価は多摩地域の平均を下回る水準（A の半額程度） ・農地面積比率は５％以下で、100ha を大きく下回る水準 ・販売農家は 100 戸以下であり、後継者のいない販売農家の割合は４～５割程度と高い水準の自治体が多い。農業産出額は１～３億円程度 【基本的な今後の方向性】 ・住宅地にわずかに残る農地をどう活用し、都市の新たな魅力づくりや暮らしの豊かさ（移住・来訪者人口増）を図っていくのが鍵となる。 ・その際、都市農地・都市農業（農業産出額）ともに小規模であることから、産業規模拡大のみを目標としない、政策課題解決型の都市農業施策の展開が求められる。	昭島市 東大和市 多摩市 福生市 羽村市

分類	特徴と基本的な方向性	該当自治体
E	【特徴】 ・ 中心市街地（市街化区域）がある一方、山林もある地域。農地面積比率は5～10%前後であるが、農地面積は200～800haと大規模である。市街化区域、市街化調整区域のいずれにも大きな農地面積を有する。 ・ 販売農家は200～400戸前後であり、後継者のいない販売農家の割合は5割程度と高い。農業産出額は5～25億円程度 【基本的な今後の方向性】 ・ 市街化区域の農地から市街化調整区域の農地まで、幅広い農業が存在する都市。農業の産業規模も大きい、後継者問題を抱えているため、都市住民との連携による農業経営や、生産緑地の貸借等を通じた意欲的な都市農業者の経営規模拡大、新規就業者の確保・育成が急務となる。 ・ その際、健在の農業を軸とした地域内の経済循環、資源循環を生み出しながら、政策課題解決にも貢献していく都市農業施策が求められる。	八王子市 町田市 青梅市 あきる野市 武蔵村山市
F	【特徴】 ・ 市域の半分以下が市街化区域（又は市街化区域の指定なし）であり、農地面積は100～300ha規模で存在している。なお、生産緑地指定面積はない。 ・ 販売農家は150戸以下であり、後継者のいない販売農家の割合は5～7割と高い水準である。農業産出額は1～8億円程度と幅がある。 【基本的な今後の方向性】 ・ 主要な産業として農業が位置づけられる都市・地域において、農業後継者の確保や育成、都市近郊の強みを活かした農業振興策（多摩都市部と連携した販売促進等）が求められる。	瑞穂町 日の出町 奥多摩町 檜原村

資料）三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表 62 多摩地域各自治体の平均地価（宅地、2017年）と販売農家のうち後継者のいない割合（2015年）



資料）三菱UFJリサーチ&コンサルティング作成

図表 63 多摩地域の農業に関する指標一覧

分類		基本情報			経営指標							土地指標														
		総土地面積	総人口	総世帯数	総農家数	販売農家数	1経営体あたり経営耕地面積	後継者のいない販売農家比率	農業産出額			農地面積	農地面積比率	市街化区域面積	市街化区域率	市街化区域農地面積	生産緑地面積	市街化調整区域農地面積	相続税納税猶予制度適用農地面積	公示地価(宅地平均)						
									H26	H27	H27										H27	H27	H27	H25	野菜	果樹
(km)	(人)	(世帯)	(戸)	(戸)	(a)	(%)	(百万円)				(ha)	(ha)	(ha)	(%)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	(ha)	円/㎡						
	多摩地域	1,160.1	4,182,880	1,959,528	8,877	4,233			21,379	15,117	3,765	5,953	5.1%	49,597		3,786	2,837	1,817	1,055							
A	武蔵野市	11.0	143,262	74,684	69	61	63.0	29.5%	230	166	50	31.7	2.9%	1,073.0	98%	31.7	27.8	-	12.2	516,200						
A	小金井市	11.3	117,978	58,011	148	92	67.0	28.0%	334	269	30	73.9	6.5%	1,133.0	100%	73.9	66.0	-	29.5	313,400						
A	国立市	8.2	74,971	36,368	109	54	63.0	42.6%	163	128	14	59.7	7.3%	792.0	97%	59.7	47.4	-	20.0	320,600						
A	狛江市	6.4	80,008	40,192	118	63	46.0	30.2%	191	150	17	41.8	6.5%	582.0	91%	41.8	33.2	-	17.6	296,200						
B	三鷹市	16.4	182,897	90,742	265	204	66.0	35.3%	953	591	192	158.9	9.7%	1,650.0	100%	158.9	143.5	-	62.5	383,500						
B	調布市	21.6	226,413	112,992	231	153	61.0	24.8%	723	574	106	150.1	7.0%	2,048.0	95%	150.1	126.9	-	53.8	322,200						
B	西東京市	15.8	198,974	93,493	235	163	84.0	20.9%	1,019	629	100	145.6	9.2%	1,585.0	100%	145.6	124.9	-	44.8	274,000						
B	国分寺市	11.5	119,940	57,511	205	158	91.0	32.9%	611	410	77	151.3	13.2%	1,148.0	100%	151.3	129.7	-	49.4	276,700						
B	府中市	29.4	256,748	121,495	326	162	62.0	34.0%	725	283	102	136.3	4.6%	2,725.0	93%	136.3	101.7	-	22.2	282,200						
C	東久留米市	12.9	117,128	52,915	275	186	71.0	43.0%	853	615	91	167.0	13.0%	1,280.0	99%	167.0	148.8	-	48.6	209,000						
C	小平市	20.5	188,609	88,016	312	215	64.0	36.3%	1,017	661	272	197.8	9.6%	2,046.0	100%	197.8	174.4	-	74.3	222,500						
C	立川市	24.4	179,796	87,091	341	269	98.0	40.1%	1,107	777	149	269.6	11.1%	2,074.0	85%	244.8	210.2	24.8	95.8	235,800						
C	清瀬市	10.2	74,403	34,388	225	174	94.0	35.1%	958	756	42	202.2	19.8%	1,019.0	100%	202.2	179.7	-	64.8	181,100						
C	稲城市	18.0	87,461	37,780	251	175	53.0	36.6%	1,277	235	1,026	140.1	7.8%	1,581.0	88%	140.1	114.7	-	32.3	208,800						
C	東村山市	17.1	150,858	70,795	284	177	68.0	47.5%	887	438	304	164.2	9.6%	1,696.0	99%	164.2	136.2	-	41.0	182,500						
C	日野市	27.6	182,765	85,408	301	150	50.0	42.7%	929	530	378	167.1	6.1%	2,244.0	81%	167.1	118.7	-	40.9	185,300						
D	昭島市	17.3	112,897	52,517	142	63	57.0	44.4%	284	155	83	69.5	4.0%	1,379.0	80%	69.5	49.1	-	21.5	179,900						
D	東大和市	13.4	86,101	37,966	170	87	51.0	47.1%	250	172	71	66.6	5.0%	989.0	74%	66.6	46.6	-	15.8	166,300						
D	多摩市	21.0	147,849	69,312	83	23	96.0	26.1%	133	106	24	42.8	2.0%	2,019.0	96%	42.8	28.5	-	11.7	183,700						
D	福生市	10.2	58,613	29,711	45	17	47.0	58.8%	42	31	0	13.6	1.3%	663.0	65%	13.6	6.8	-	2.3	160,200						
D	羽村市	9.9	56,355	25,328	104	58	53.0	41.4%	186	147	7	43.0	4.3%	814.0	82%	43.0	32.9	-	9.9	139,400						
E	八王子市	186.4	562,795	259,729	1,198	393	69.0	48.0%	2,570	2,265	198	846.8	4.5%	7,997.0	43%	414.3	244.9	432.5	89.2	115,500						
E	町田市	71.8	426,937	190,100	849	374	62.0	48.1%	1,911	1,643	149	565.9	7.9%	5,479.0	76%	342.6	236.9	223.3	92.1	155,800						
E	青梅市	103.3	136,750	61,897	697	191	79.0	49.2%	1,063	913	102	476.3	4.6%	2,183.0	21%	204.9	137.3	271.4	5.6	96,800						
E	あきる野市	73.5	81,483	34,570	711	197	67.0	50.3%	1,051	887	64	554.0	7.5%	1,150.0	16%	121.6	71.1	432.4	35.2	98,600						
E	武蔵村山市	15.3	72,243	30,662	327	167	75.0	46.1%	494	414	55	197.1	12.9%	1,171.0	76%	136.3	98.8	60.8	33.4	121,300						
F	瑞穂町	16.9	33,905	14,610	399	141	83.0	61.7%	798	633	21	303.9	18.0%	747.0	44%	61.4	-	242.5	23.4	93,082						
F	日の出町	28.1	17,020	7,351	237	57	61.0	48.3%	286	247	30	166.7	5.9%	330.0	12%	37.0	-	129.7	5.2	88,560						
F	奥多摩町	225.5	5,378	2,707	59	3	50.0	66.7%	200	187	9	149.2	0.7%	0.0	0%	-	-	-	0.0	29,800						
F	檜原村	105.4	2,343	1,187	161	6	57.0	50.0%	134	105	2	200.1	1.9%	0.0	0%	-	-	-	0.0	22,300						

資料) 各種資料より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

2-2. 多摩地域における農業振興施策の概況

(1) 調査の方法

2017 年（平成 29 年）5 月現在、各市町村のウェブサイトで公表されている情報から、2017 年（平成 29 年）度現在計画期間中の農業分野の計画（30 市町村のうち 23 市町村で計画策定を確認）を収集・整理した。

各計画に記載された施策体系の中から、主に自治体の他の政策分野との関連の強い施策について抽出し、整理を行った。その結果一覧表が図表 64～図表 71 である。

整理にあたっては、基本的に各市町村の農業振興計画体系図の細分類項目について政策分野別に振り分けている。ただし必要に応じて、さらに下位の内容であっても特徴的なものは、振り分ける項目としている。

振分先の政策分野としては、純粋に農業振興を目的としていると考えられるものとして「農業（経営）」「農業（担い手確保）」「農業（主体間連携）」を、他行政分野の政策課題の解決にも寄与するものとして「流通（まちづくり）」「農地保全（まちづくり）」「景観保全（まちづくり）」「教育」「福祉」「文化」「観光・交流」「プロモーション・ブランディング（まちづくり）」「環境」「防災」を設定した。

項目によっては複数の分野にまたがると考えられるものもあるが、その場合は市町村ごとに該当項目の内容（例えば、施策の対象者など）から、どの政策課題の解決をより志向しているかを判断し、整理を行っている。その結果、同じ項目を複数の政策分野に振り分けている場合もあるが、他政策分野と関連があると考えられる項目については、積極的に該当政策分野の欄に位置づけている。

(2) 調査の結果

調査の結果、特徴的な傾向がみられた点は以下のとおりである。

■農業分野

農業経営力の強化や担い手の確保については、ほぼ全ての市町村において施策として位置づけられている。D グループを除いた多くの市町村では、「農業（担い手確保）」については、後継者の育成だけではなく、援農ボランティアの育成もめざしている。また、女性の農業参画に関しては、「女性の起業支援」という形で位置づけている市町村が複数みられた。

「農業（主体間連携）」については、A～C グループにおいて「市内連携や他産業との連携」を位置づけている市町村が多い。（各グループについては P44～P48 参照）

図表 64 「農業分野」の主な施策内容

施策の名称	概要	主な実施自治体
援農ボランティアによる担い手の確保	・援農ボランティアの育成と活用や農業者と市民のニーズを踏まえた派遣体制を構築する。	武蔵野市、国立市、西東京市、東久留米市、小平市、青梅市、武蔵村山市 等
	・市民農業大学の受講者や体験型農園の利用者が活躍できるような事業と連携した援農ボランティアの募集を行う。	府中市
女性の農業参画	・家族経営協定の締結の推進を行う。	小金井市、国分寺市、武蔵村山市 等
	・女性農業者に対する各種研修の開催や女性農業者同士の交流の場を設置する。	武蔵野市、東村山市、武蔵村山市 等
	・女性農業者の加工品や特産品づくり、起業等の活動を支援する。	小金井市、府中市、東村山市、八王子市、青梅市 等
	・女性農業者の意見や発想を取り入れるため、農業委員への登用を検討する。	武蔵野市、八王子市 等
主体間連携	・農業者と商工業者やサービス産業との連携を強化し、地域産業の振興を図る。	国分寺市、東大和市、青梅市、あきる野市 等
	・上位計画や他部局の関連計画と調整し、関係課との日常的な連携体制を構築する。	東久留米市、小平市、東村山市 等

■まちづくり分野（流通・農地保全・景観保全・プロモーション・ブランディング）

「流通」の側面では、グループの傾向は特にないが、地域内循環を高めることでまちづくりを進める「地産地消の流通づくり」の施策が多くみられる。農産物の販路拡大大方法の一つとしては「学校給食への農産物の供給」の施策を位置づける市町村が多いが、地産地消だけではなく食育を推し進める、教育的な効果も期待したものと考えられる。また「プロモーション・ブランディング」の側面では、全般的に「農業情報の提供」と「地域ブランドづくり」（ブランド力のある商品づくりと、地域のブランディングの両側面がある）の施策が多くみられる。

土地利用としての「農地保全」に関しては、「生産緑地、優良農地の保全」「相続税対策」の施策がみられるほか、E グループでは属する市町村全てで「遊休農地の解消」が施策として位置づけられている。農地の利活用・農作業の受委託（農地所有者が農作業を委託する等）の推進といった施策は他のグループでもみられるが、「遊休農地の解消」というかたちで体系に位置づけられているのは、E グループの市町村以外ではCグループの稲城市のみである。

また、農地を活用した良好な景観の創出としての「農の風景の保全」の施策もみられる。

図表 65 「流通（まちづくり）分野」の主な施策内容

施策の名称	概要	主な実施自治体
多様な直売の推進	・個人直売所や共同直売所の整備や情報発信を行う。	狛江市、三鷹市、小平市、稲城市、東大和市、福生市、八王子市、あきる野市 等
学校給食への農産物の提供	・地産地消を推進する観点、また地産農産物を食べることによる食育の観点から、学校給食への農産物の提供を推進する。	武蔵野市、西東京市、小平市、日野市、福生市、八王子市、青梅市 等
地産地消の推進	・消費者のニーズを捉えた、安心で安全な地産農産物の流通及び販売拠点の整備を推進する。	国立市、狛江市、清瀬市、東大和市、八王子市 等
	・地域の商業者等との連携により販売促進を図る。	西東京市、国分寺市、清瀬市、東村山市、青梅市 等
新たな流通販売の展開	・量販店、生協等への新たな販路の拡大を推進する。	小平市、多摩市、青梅市、武蔵村山市 等

図表 66 「プロモーション・ブランディング（まちづくり）分野」の主な施策内容

施策の名称	概要	主な実施自治体
農業情報の提供	・パンフレットの作成や各種メディアの利用を通して、市民に情報提供を行う。	武蔵野市、三鷹市、東久留米市、東大和市、福生市、青梅市、武蔵村山市 等
	・農業普及啓発プロジェクト（ファームカー・イメージビデオ・イメージソング）を活用し、農業に対する市民の理解を深める。	西東京市 等
地域ブランドづくり	・農産物や加工品のブランド化の支援に取り組む。	小金井市、国立市、西東京市、国分寺市、東村山市、日野市、東大和市、町田市、あきる野市 等
	・商業者とも連携した、新たな商品やメニューの開発に取り組む。	西東京市、国分寺市 等
	・都心近郊にありながら、豊かな農地があり、地産地消や農業体験が可能であることを地域の魅力として市内外に広く発信する。	国分寺市 等
6次産業化 ⁹ 支援	・6次産業化を進め、農産物の高付加価値化を進める。	武蔵野市、国立市、福生市、日野市、八王子市 等

⁹農業の6次産業化とは、1次産業としての農業と、2次産業としての食品加工業等の製造業、3次産業としての小売業等の事業を総合的かつ一体的に推進し、新たな付加価値を生み出す取組

図表 67 「農地保全・景観保全（まちづくり）分野」の主な施策内容

施策の名称	概要	主な実施自治体
生産緑地の保全	・生産緑地の保全や追加指定の推進を行う。	国立市、三鷹市、東久留米市、東大和市、八王子市、青梅市 等
	・生産緑地の保全を目的として生産緑地地区制度や土地税制、土地計画制度への意見を具申する。	西東京市、府中市、日野市 等
	・自治体による生産緑地の買取りを推進する。	小金井市、多摩市 等
宅地化農地の保全	・宅地化農地を生産緑地に指定することを推進し、長期的に農地として利用が図れるようにする。	武蔵野市 等
相続対策支援	・相続対策の支援を行う。	国立市、東久留米市、武蔵村山市 等
	・税制度・都市計画制度の見直しについて、国等へ積極的に要望する。	三鷹市、府中市、東大和市 等
	・相続税の納税猶予制度の対象となる農業者が経営する形式の体験型農園への意向の検討・研究を行う。	府中市 等
農地の適正な管理	・農地パトロールを行うなどして、農地の肥培管理を適正に行う。	小金井市、西東京市、府中市 等
農地の受委託促進	・農業機械の利用や作業の効率化を進め、農作業の受委託を推進し、市民利用などにも活用する。	小金井市、東村山市、日野市 等
遊休農地対策	・遊休農地の再生と流動化を図り、遊休農地の解消と利活用を進める。	町田市、青梅市、武蔵村山市 等
	・遊休農地所有者の意向調査と農地の再生を図り、農業経営の規模拡大をめざす認定就農者等に農地の利用集積を推進する。	あきる野市 等
	・農地の有効活用を図るため、農地バンク制度等を活用し、農業委員会と協同して荒廃した遊休農地の防止及び解消や農地の利用集積を促進するとともに、農家直営農園等の開園を促進し、都市近郊地域における農地の持つ多面的な機能の有効活用をめざす。	八王子市 等
農地を活かした景観保全	・農地を、緑や風景・景観を維持するものとして保全する。	小金井市、国立市、小平市、清瀬市、東村山市、多摩市、青梅市、武蔵村山市 等
	・農の風景を保全するため、まとまりのある農地や屋敷林・樹木地などの一体的な保全を進める。	武蔵野市、三鷹市、府中市 等

■教育分野

教育分野に関連する施策としては、「食育・食農教育」「農業体験の場づくり（幼児・学校教育における農地活用）」「学童農園の拡充」を位置づける例がみられる。グループによる傾向はあまりみられないが、全般的に食育・食農教育を位置づける市町村が多く、農業体験の場づくりに関しては市民との交流という面でも取り組もうとする市町村が多い。一方、学童農園の拡充に関する施策は、少数の市町村でみられるものの、多くは施策として明記はしていないようである。

図表 68 「教育分野」の主な施策内容

施策の名称	概要	主な実施自治体
食育の推進	・学校給食への農産物の提供や、講座の開講、体験農業等を通じた食育を推進する。	小金井市、国分寺市、清瀬市、稲城市、東大和市、福生市、八王子市 等
	・子どもの誕生を機に安全・安心な食への関心が高まる親世代に、市内農産物の情報を提供する。	武蔵野市 等
	・料理教室や講座など、市民向けに食育を推進する。	国分寺市 等
農業体験の場づくり	・学校における児童・生徒の農業体験の機会を提供する。	武蔵野市、国立市、国分寺市、東久留米市、稲城市、東村山市 等
学童農園の充実	・学童農園の整備を推進する。	日野市 等

■福祉分野

福祉分野に関連する施策としては、「農と福祉・保健との連携（国立市）」「健康・福祉、学校教育等と連携した食育活動の推進（国分寺市）」「生きがい農業の展開（東大和市）」「障害者への農業体験機会の充実（多摩市）」「福祉農園等開設の支援（八王子市）」などいくつかの市町村で位置づけられている。しかし、教育分野や市民交流分野にもまたがり位置づけられるものも多く、福祉分野に特化した施策の表記はあまりみられない。ただし、「福祉の観点で踏まえた流通・販売（国分寺市、国立市）」など各政策分野の中では福祉的要素への言及がされており、現在の施策体系としては福祉を一つの柱として建てるというよりも、各政策分野で福祉的な視点を取り入れるというかたちになっているようである。

図表 69 「福祉分野」の主な施策内容

施策の名称	概要	主な実施自治体
高齢者の生きがいづくり	・高齢者の生きがいづくりのため、農業体験等を実施する。	武蔵野市 等
障害者の生きがい創出	・障害者が生きがい創出のため行う農業活動（生産、加工、販売）の支援を行い、障害者の農業体験機会の充実を図る。	多摩市 等
農・福祉・保健との連携	・栄養士等と連携し、市内農畜産物を利用した健康メニューの開発等を進める。	国分寺市 等
	・国立産農産物の活用による健康づくり	国立市 等
	・農作業を通じた就労支援の検討を行う。	国立市 等
	・障害者施設や介護施設と連携した国立産農産物の供給	国立市 等
福祉農園	・障害者等が身近な自然や農業に接することを通じ、農を楽しみ、人と出会い、関係を広げ、障害を持つ人々のリハビリや自立の足掛かりとなる場としての活動など、社会参加の機会拡大を図るため関係機関と協議する。	八王子市 等
	・福祉農園への支援、障害者農園の充実を図る。	多摩市 等

■文化・交流・観光分野

文化の分野に関連した施策を位置づけている市町村は少なく、A、D、E グループに少しみられる程度である。E グループでは、5 市町村中 3 市町村において文化に関する施策がみられる点は特徴的である。施策の内容としては、「食文化の継承」が多い。

交流の側面では、多くの市町村において「市民農園、体験農園の推進」や「農業体験を通じた交流の促進」を位置づけている。

観光の分野では、「観光農園の充実」や「農業イベントの開催」「拠点の整備」などの施策がみられるが、多くは交流の分野と目的を共有しており、市町村外からの誘客（観光）を目的とした施策はあまりみられない。

図表 70 「文化・交流・観光分野」の主な施策内容

施策の名称	概要	主な実施自治体
食文化の継承	・ 農家が培ってきた農業・農村の伝統・文化などを継承する。	武蔵野市 等
	・ 郷土料理の普及を図る。	小金井市、青梅市 等
	・ 学校教育における食文化の継承に取り組む。	青梅市 等
農園の整備	・ 体験型農園や市民農園の充実を図る。	武蔵野市、三鷹市、西東京市、稲城市、日野市、多摩市、八王子市、青梅市 等
	・ 農業従事者の高齢化による低利用農地の活用を進める。	府中市 等
農業者と市民の交流事業の実施	・ 生産者と消費者が交流する機会を設ける。	小金井市、国立市、三鷹市、東大和市、福生市、あきる野市、武蔵村山市 等
	・ 農業祭の開催をする。	三鷹市、府中市 等
	・ 市民農業大学や農業に関する生涯学習を展開する。	西東京市、国分寺市、府中市 等
	・ 農業体験や市内産農産物を活用したイベントを実施する。	小金井市、西東京市、小平市、東村山市、青梅市 等
	・ 流通・販売へのボランティアの展開や、援農ボランティアの組織化を行う。	国分寺市 等
観光拠点の整備	・ 農業公園の整備・充実を進める。	武蔵野市、三鷹市、府中市、多摩市 等
	・ 観光農園の整備・充実を進める。	府中市、小平市、稲城市、あきる野市 等
	・ 観光農園を観光資源として、観光協会との連携やブランド化・6次産業化の展開に向け農商工の連携を図る。	三鷹市 等

■環境分野・防災分野

環境分野に関連する施策としては、「環境保全型農業・循環型農業の推進」や「堆肥利用の推進」を位置づける市町村が多く、A、B グループの市町村では上記に加え、農地があることによる「都市環境や生態系の保全」を位置づける市町村がみられる。また特定栽培農産物（認証制度対応）の推進を施策に位置づけている市町村もみられる。

防災の側面では一時避難場所としての活用や農業用井戸を災害時に活用する「防災協力農地」への指定など、災害時の機能発揮を求める施策がみられる。一部の自治体では、JA との間に災害時において農地使用や生鮮食料品の供給を規定する協定を結んでいるケースもみられる。

図表 71 「環境・防災分野」の主な施策内容

施策の名称	概要	主な実施自治体
環境保全型農業の推進	・有機肥料や低農薬農業等による環境保全型農業を推進する。	武蔵野市、三鷹市、東久留米市、稲城市、多摩市、八王子市、あきる野市 等
	・減農薬栽培など、消費者ニーズの高い安全な農産物の生産の振興のため、エコファーマーや東京都認証のエコ農産物栽培への取組について支援を進める。	小金井市、府中市、日野市、青梅市 等
循環型農業の推進	・落ち葉、せん定枝等の有機物を原料とした堆肥の使用等による循環型農業を推進する。	小金井市、小平市、東村山市、多摩市、青梅市 等
	・有機肥料使用農家への支援として助成制度を継続するとともに堆肥利用組織を形成し、堆肥提供者とのネットワークをつくる。また家庭・学校などの生ごみ堆肥等のリサイクル体制の形成を図る。	三鷹市 等
	・一般家庭や学校給食から出た食品残渣を原料とした食品リサイクル堆肥を農業生産や市民農園などへ利用する。	小金井市 等
都市環境の維持	・保水力確保、ヒートアイランド現象緩和、二酸化炭素吸収など、自然環境を維持・良好にする都市環境を維持並びに確保するとともに生物多様性を育む。	武蔵野市 等
トレーサビリティの徹底	・東京都生産情報提供食品事業者登録制度（トレーサビリティ制度）の徹底	青梅市 等
防災協力農地の拡充	・災害時に活用できる防災協力農地の検討と拡充、市民への周知に努める。	国立市、三鷹市、東久留米市、日野市、多摩市 等
	・農業用井戸の災害時の活用を進める。	府中市、東村山市 等
	・災害時における一時的な避難場所として活用、また災害時に生鮮食料品を提供する仕組みづくりを進める。	武蔵野市、西東京市、立川市、福生市 等

3 多摩地域における既存意向調査結果

3-1. 多摩地域における市民の意向

(1) 調査の方法

P49 の2-2. 多摩地域における農業振興施策の概況でみたように、各自治体のウェブサイトで公表されている情報から、2017 年度現在計画期間中の農業分野の計画を、30 市町村のうち 23 市町村で確認している。そのうち、同様にウェブサイトで公表されている情報から、計画策定にあたり市民アンケートを実施している市町村が 13 市町村確認された。

以下では、それら 13 市町村の中から、アンケート設問内容・選択肢の類似性、情報の開示度、地域グループのバランスを考慮して、いくつかの自治体のアンケート結果を例示している。

(2) 市民アンケートの概要

農業振興計画策定に際し実施された多摩地域各市町村の市民アンケートを、①自治体内の農地に対する意向、②自治体の農業・農地への期待、③農業への関わり方、④地産地消に対する意向に大別し、傾向を分析した。

また、上記の設問のほかにも、「減農薬野菜の購入意向」「学校給食への供給」「農業振興に必要なこと」「都市農業への理解を深めるために必要なこと」などが設けられている。

① 自治体内農地に対する意向

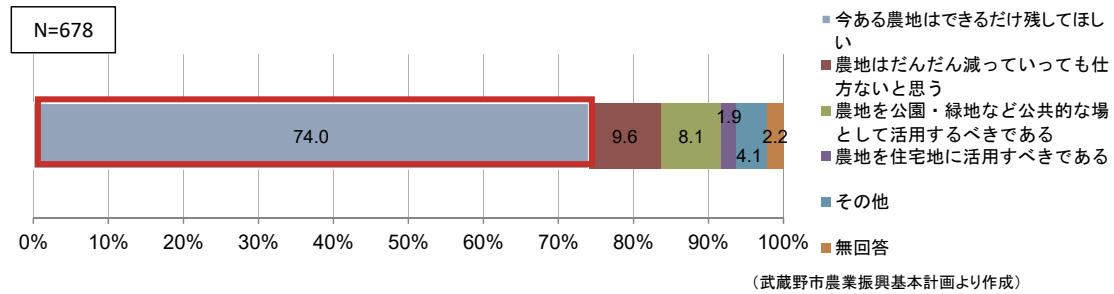
図表 72は「自治体内の農地に対する意向」に関するアンケート回答結果を示している。武蔵野市や狛江市、武蔵村山市ではいずれも7割以上の市民が「今ある農地はできるだけ多く残してほしい」と答えており、「一生懸命農業をやっている農家の農地は残してほしい」という回答も含めると、東久留米市では農地の保全を求める市民は9割となっている。

「農地を公園・緑地など公共施設用地に活用してほしい」という割合は多いところでは1割弱みられるが、「農地を住宅地に活用すべきである」という割合はごくわずかにとどまり、特に農地の宅地化は望んでいないといえる。

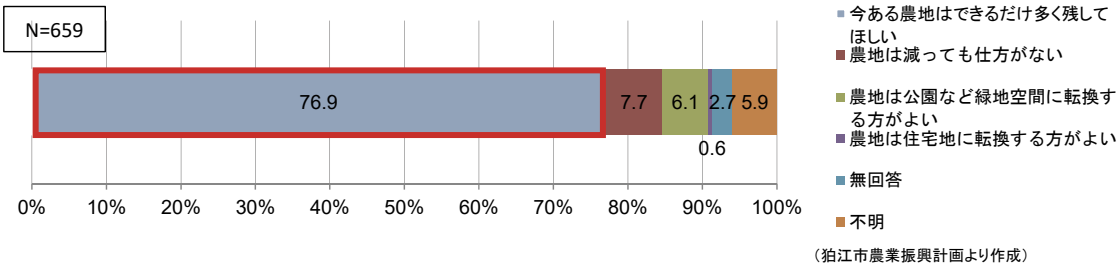
一方で、「農地は減っても仕方がない」と回答している割合が武蔵野市では1割程度、武蔵村山市においては1.5割程度ある。

図表 72 自治体内の農地に対する意向

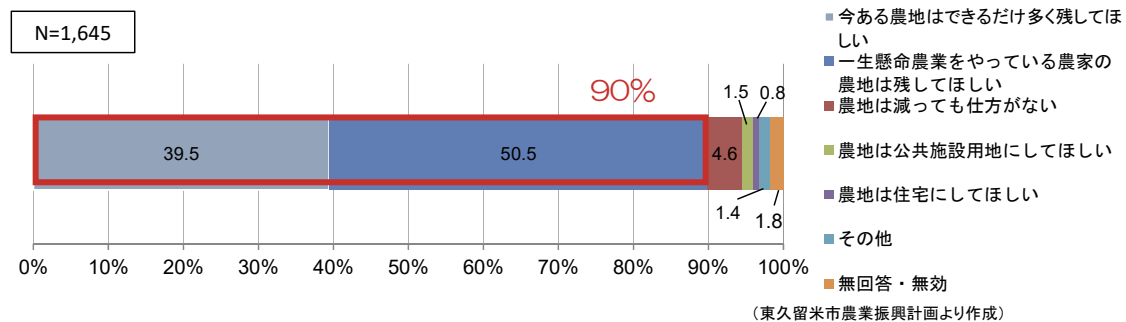
○武蔵野市（Aグループ）（n=678, SA）



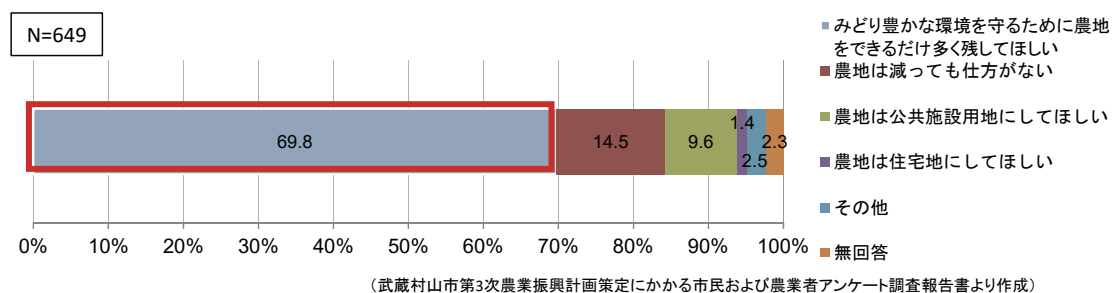
○狛江市（Aグループ）（n=659, SA）



○東久留米市（Cグループ）（n=1,645, SA）



○武蔵村山市（Eグループ）（n=649, SA）



注釈：各自治体の設問文は以下のとおり

武蔵野市：武蔵野市は都市化が進み、市内に残る農地は約31haで市の面積の約3%です。市内にある農地について、どう思いますか。1つ選んでください。

狛江市：狛江市の農地が年々減少する傾向にあります。あなたは狛江市の農地についてどのようにお考えですか。

東久留米市：都市農地の評価

武蔵村山市：武蔵村山市では、農地が年々減少する傾向にあります。あなたは市内の農地についてどのように思いますか。（1つに○）

② 自治体の農業・農地への期待

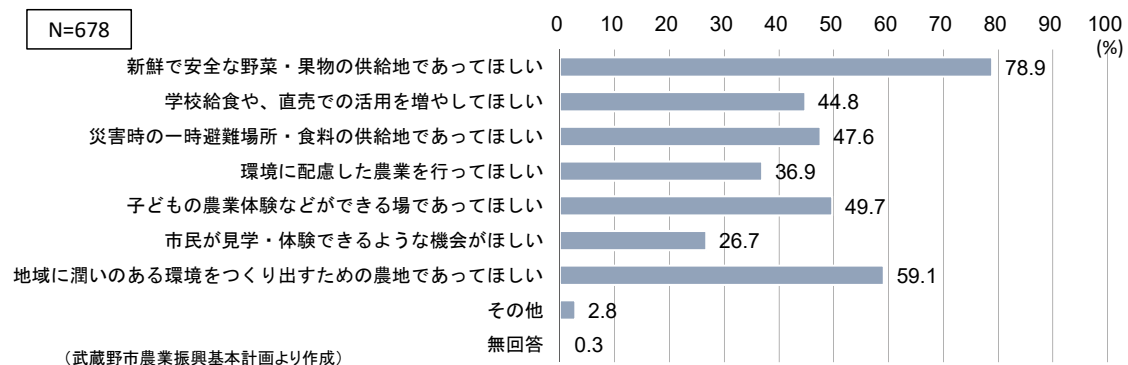
図表 73は「自治体の農業・農地に期待すること」に関するアンケート回答結果である。「市民へ新鮮で安全な地場産農産物を提供してほしい」の割合が6割～8割程度で最も高く、そのほかにも「直売所など地産農産物を入手できる場を増やしてほしい」「学校給食に地場産農産物を提供してほしい」「災害時に食料の供給をしてほしい」など農産物の「供給力」を期待する回答の割合が高い。

そのほかに多く期待されている機能として、子どもたちへの教育への期待が3割～4割程度、農地があることによるまちの景観・環境の保全への期待が3割～6割程度となっている。

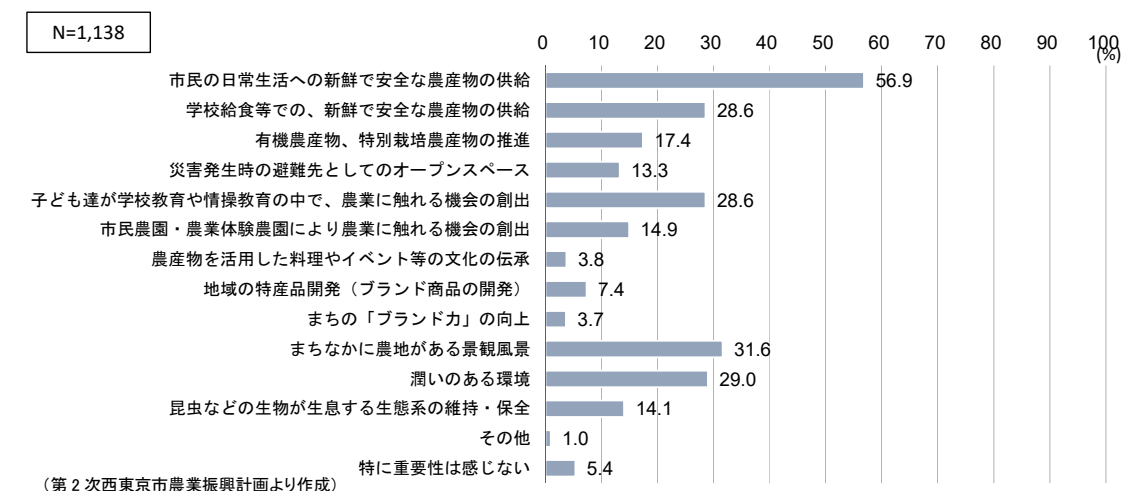
多面的な機能が認められ推進される都市農業であるが、市民の期待に応えるためには、まず農地としての供給力を市民に訴えかける必要があるともいえる。

図表 73 自治体の農業・農地への期待

○武蔵野市（Aグループ）（n=678, MA）

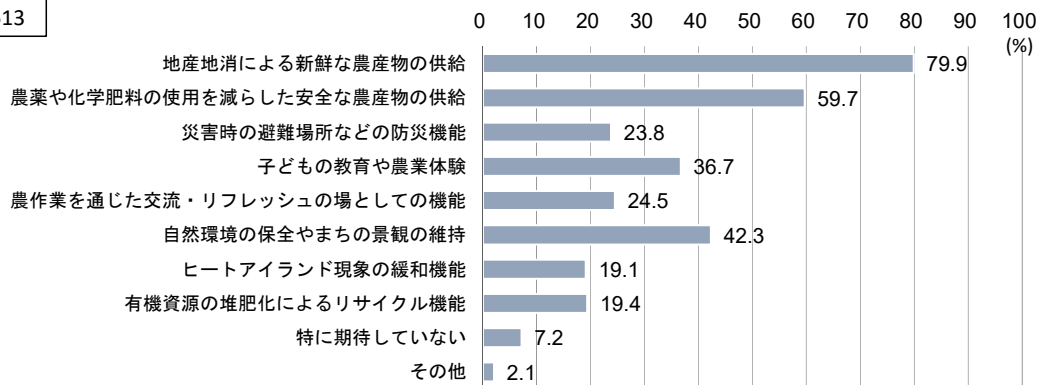


○西東京市（Bグループ）（n=678, MA：3つまで選択）



○小平市（Cグループ）（n=613, MA）

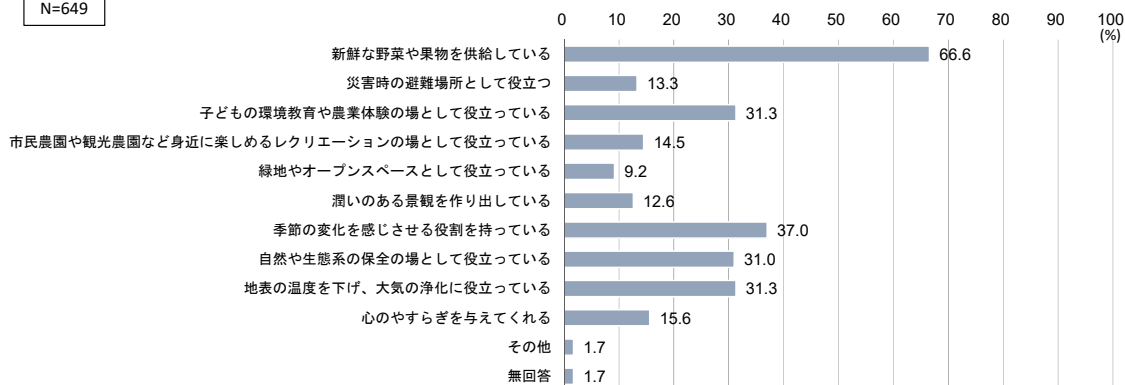
N=613



（小平市産業振興基本計画及び小平市農業振興計画の策定に向けた基礎調査報告書より作成）

○武蔵村山市（Eグループ）（n=649, MA：3つまで選択）

N=649



（武蔵村山市第3次農業振興計画策定にかかる市民および農業者アンケート調査報告書より作成）

注釈：各市町村の設問文は以下のとおり

武蔵野市：あなたは武蔵野市の農業についてどんなことを期待しますか。いくつでも選んでください。

西東京市：農業や農地が持つ役割として期待すること（上位3項目選択）

小平市：あなたが小平市の農業・農地について期待していることはありますか。最も当てはまるもの1つに◎印を、当てはまるもの全てに○印をつけてください。（グラフは◎と○の割合の合計）

武蔵村山市：市内の農業や農地の役割について、どのようなイメージをお持ちですか。（3つまでに○）

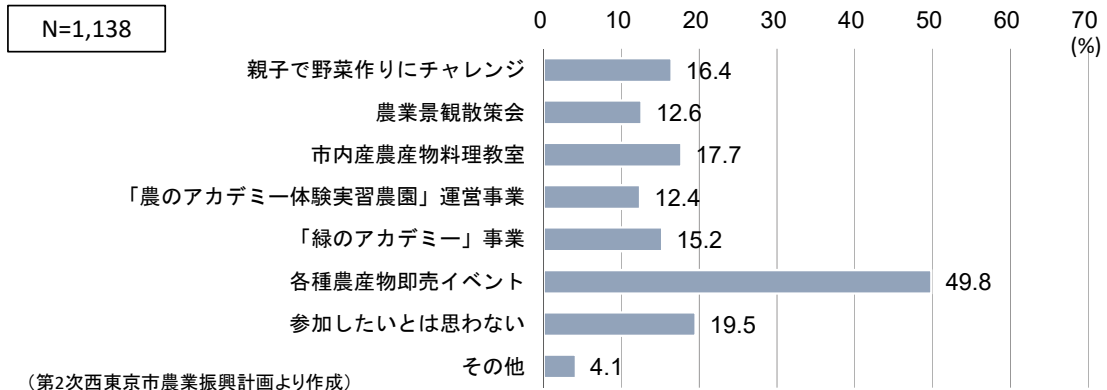
③ 農業への関わり方

図表 74は、「農業への関わり方」に関するアンケート回答結果である。農作業を手伝ってみたいという回答はあまり高くなく、取り組みやすい収穫体験や観光農園での体験へのニーズの方が高い。さらに、地場産野菜の購入やイベントへの参加など、より気軽なカタチで地域の農業と関わりを持ちたいと考えている市民が多い。

武蔵村山市では、「農作業には全く関心がない」という割合も1割強存在している。また東村山市では、「農業体験を行う場所や方法が分からない」という割合も高く、市民への情報の提供が重要であるといえる。

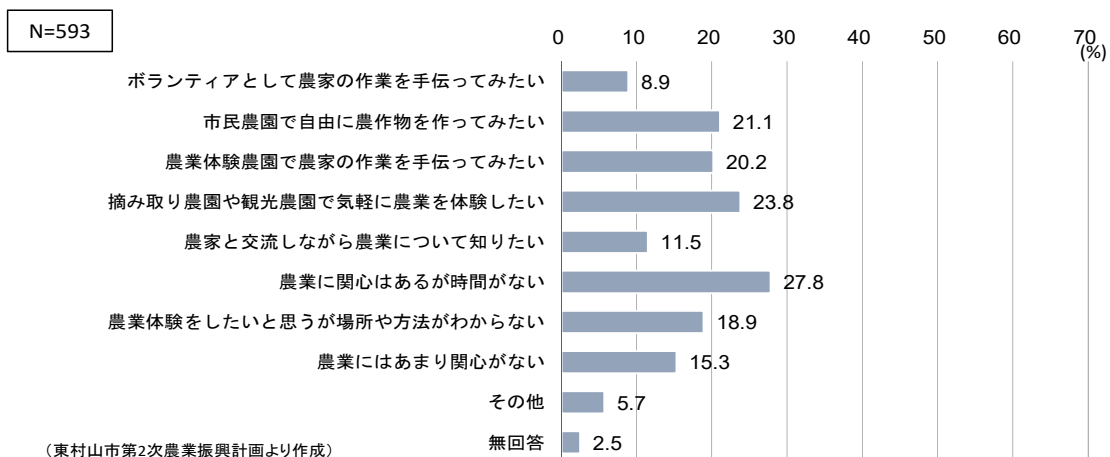
図表 74 農業への関わり方

○西東京市（Bグループ）（n=1,138, MA）

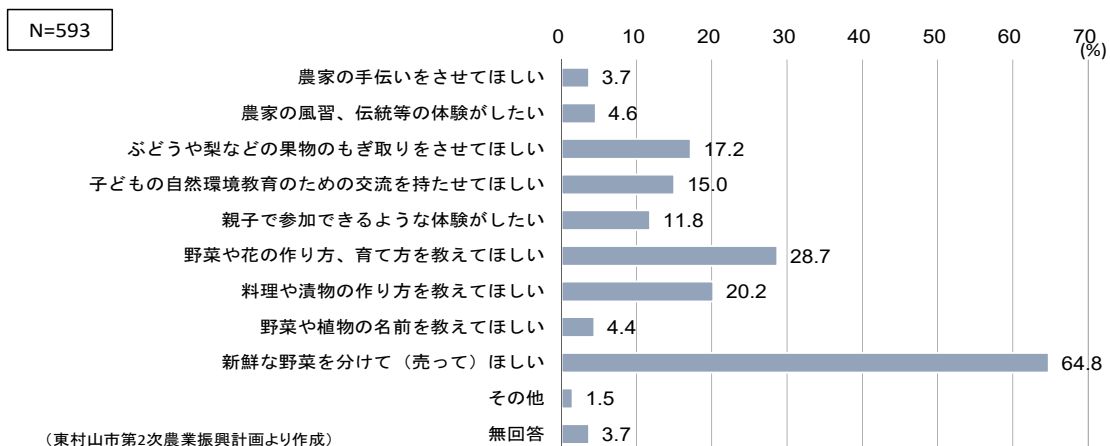


○東村山市（Cグループ）

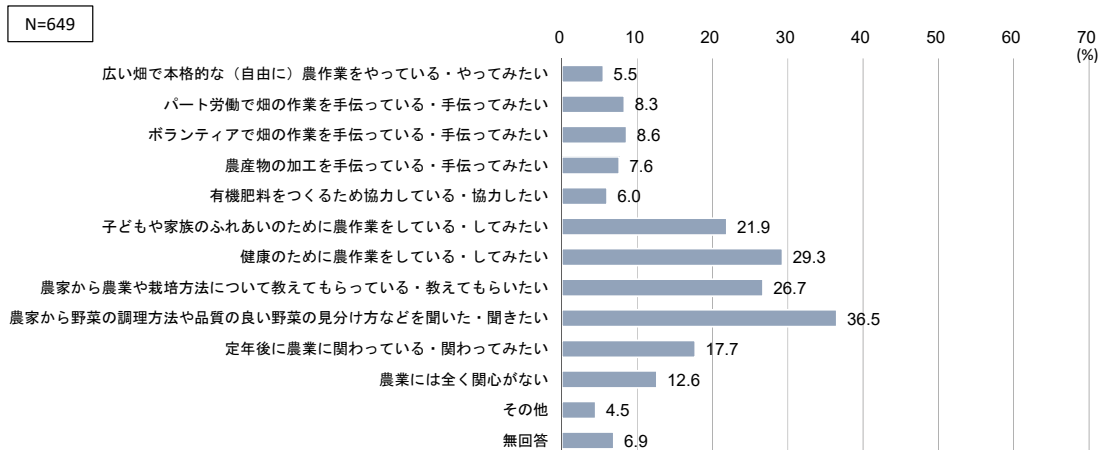
①農業体験意向（n=593, MA）



②農家との交流意向（n=593, MA）



○武蔵村山市（Eグループ）（n=649, MA：3つまで選択）



（武蔵村山市第3次農業振興計画策定にかかる市民および農業者アンケート調査報告書より作成）

注釈：各市町村の設問文は以下のとおり

西東京市：農との触れ合いを目的に参加したいイベント（複数選択）

東村山市：①農業体験をしたいと思うか②農家との交流で望むこと

武蔵村山市：農業とのかかわりについて、どのような取り組みに参加している、あるいは参加したいですか。（3つまでに○）

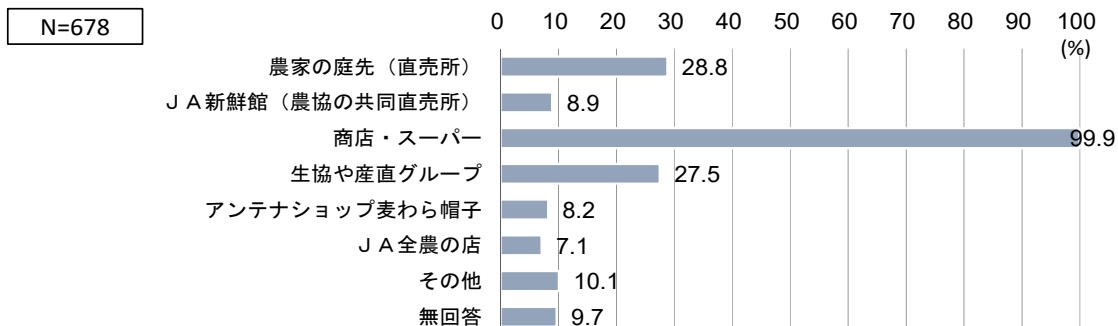
④ 地産地消に対する意向

1) 農産物の購入先

図表 75は、「農産物の購入先」に関するアンケート回答結果である。商店やスーパーを利用して農産物を購入しているという割合が最も高く、図表 75の自治体においては8割～9割を示している。一方で農家の庭先販売を利用しているという割合は、武蔵野市、武蔵村山市では3割～4割程度、東久留米市では6割強となっている。

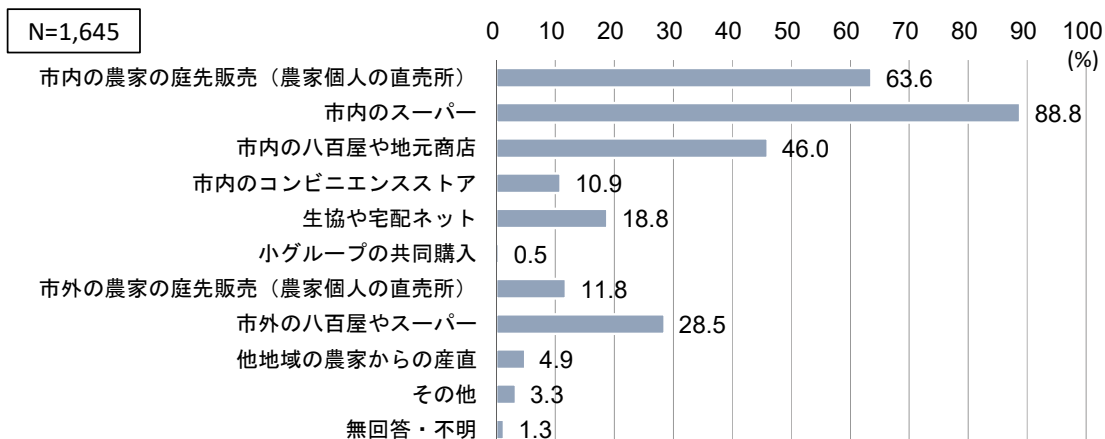
図表 75 農産物の購入先

○武蔵野市（Aグループ）（n=678, MA：2つまで選択）



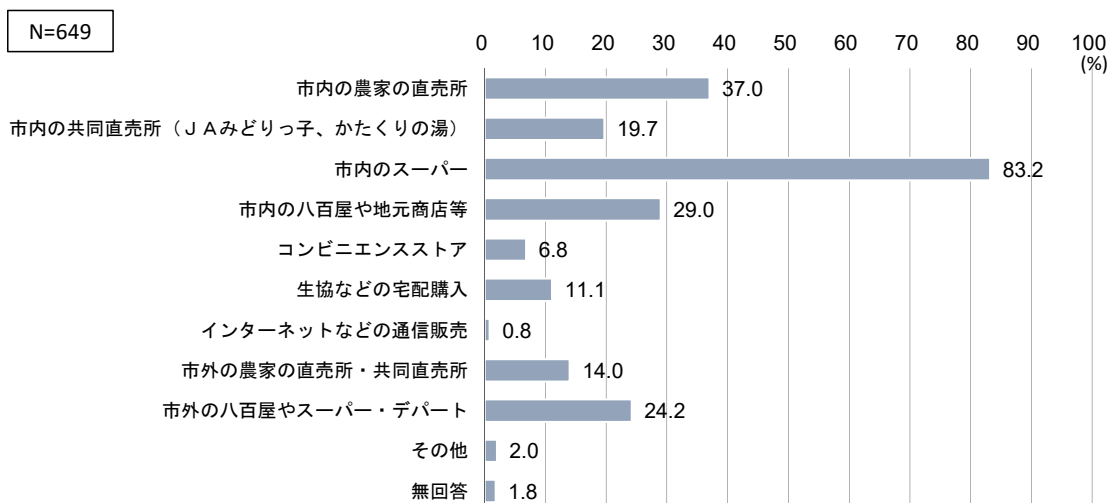
（武蔵野市農業振興基本計画より作成）

○東久留米市（Cグループ）（n=1,645, MA）



（東久留米市農業振興計画より作成）

○武蔵村山市（Eグループ）（n=649, MA：3つまで選択）



（武蔵村山市第3次農業振興計画策定にかかる市民および農業者アンケート調査報告書より作成）

注釈：各市町村の設問文は以下のとおり

武蔵野市：あなたは野菜や果物をどこで購入していますか。1番多い購入先に○をつけてください。／2番目に多い購入先に○をつけてください。（グラフは1番多い購入先と2番目に多い購入先の割合の合計）

東久留米市：農産物の購入先

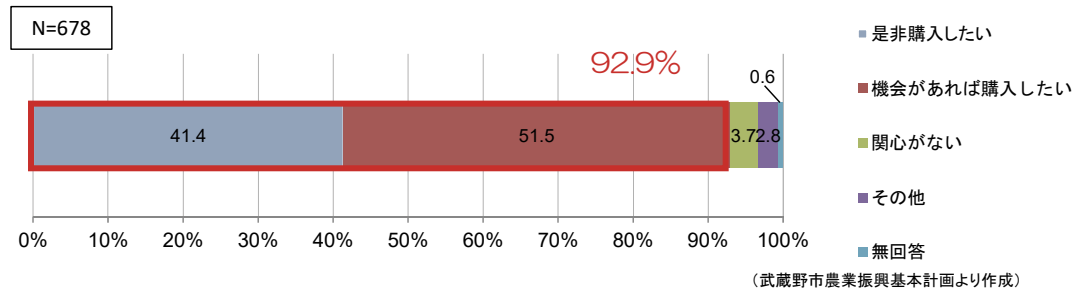
武蔵村山市：あなたは野菜を主にどこで購入していますか。（3つまでに○）

2) 地産地消に対する意向

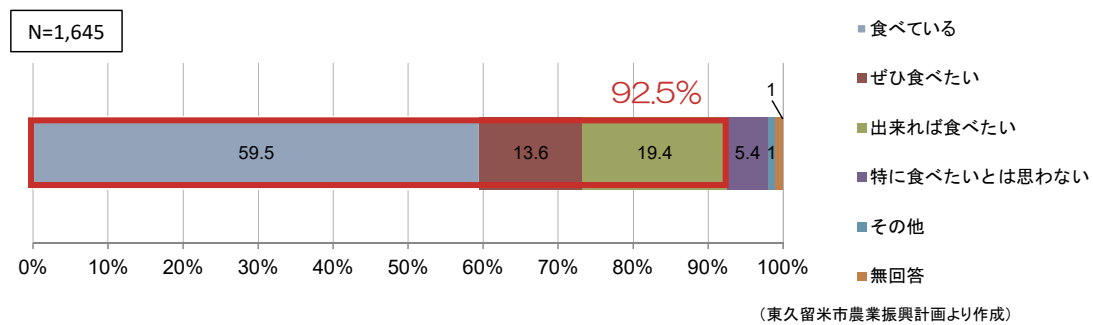
図表 76は、「地産地消に対する意向」に関するアンケート回答結果である。武蔵野市では地場産農産物を「是非購入したい」と「機会があれば購入したい」という割合を合わせると9割強、東久留米市でも地場産農産物を「食べている」「ぜひ食べたい」「出来れば食べたい」という割合を合わせると9割強となっており、関心の高さがうかがえる。

図表 76 地産地消に対する意向

○武蔵野市（Aグループ）（n=678, SA）



○東久留米市（Cグループ）（n=1,645, SA）



注釈：各市町村の設問文は以下のとおり

武蔵野市：あなたは武蔵野市内で生産された農産物を購入したいと思いますか。1つ選んでください。

東久留米市：市内産農産物について

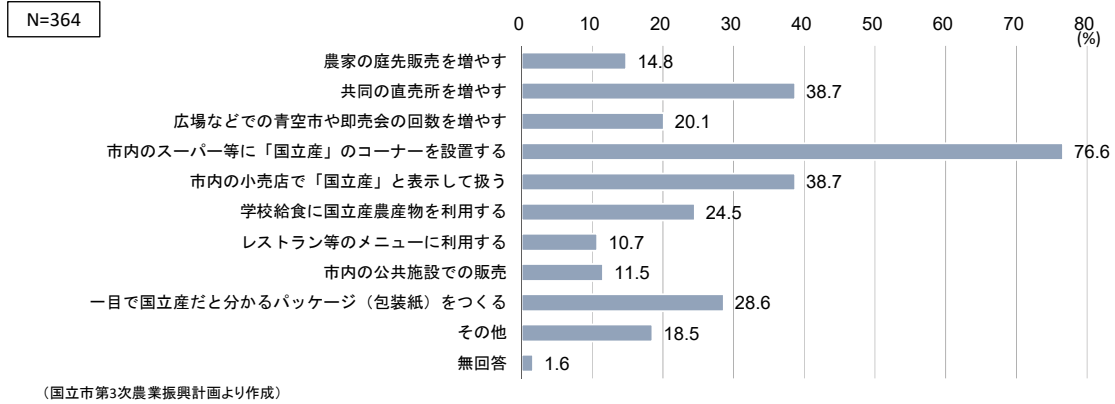
3) 地場産農産物を購入しやすくする方法

図表 77は、「地場産農産物を入手しやすくする方法」に関するアンケート回答結果である。「地元スーパー等に地場産農産物コーナーを設置する」という割合が最も高くなっており、その他では直売所の増設が必要とする割合も高い。図表 75でみたように、農産物の購入先として地元のスーパーが利用されていることを考えると、地産地消の推進のためにはそれらと協力した地場産農産物の提供方法が考えられる。

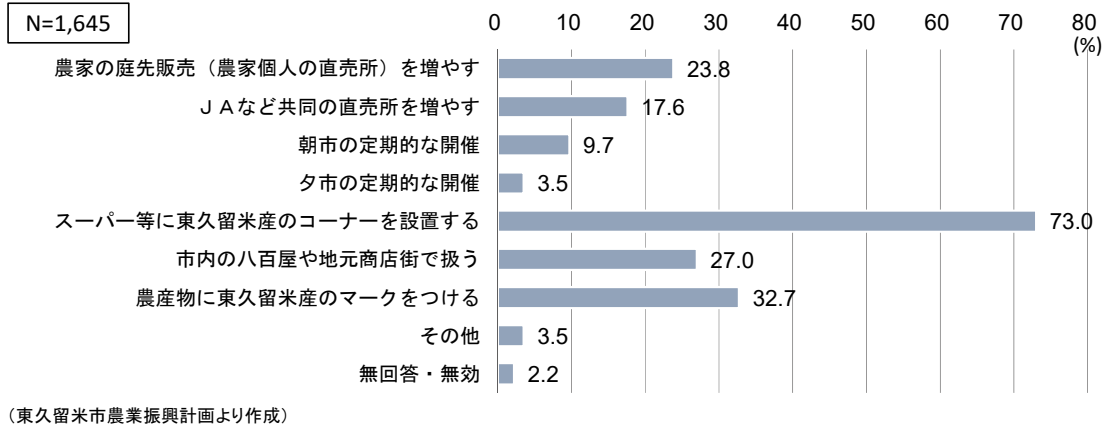
武蔵野市や東久留米市、武蔵村山市では、地場産農産物のマークやパッケージを作成すべきであるという割合も2割～3割みられる。

図表 77 地場産農産物を入手しやすくする方法

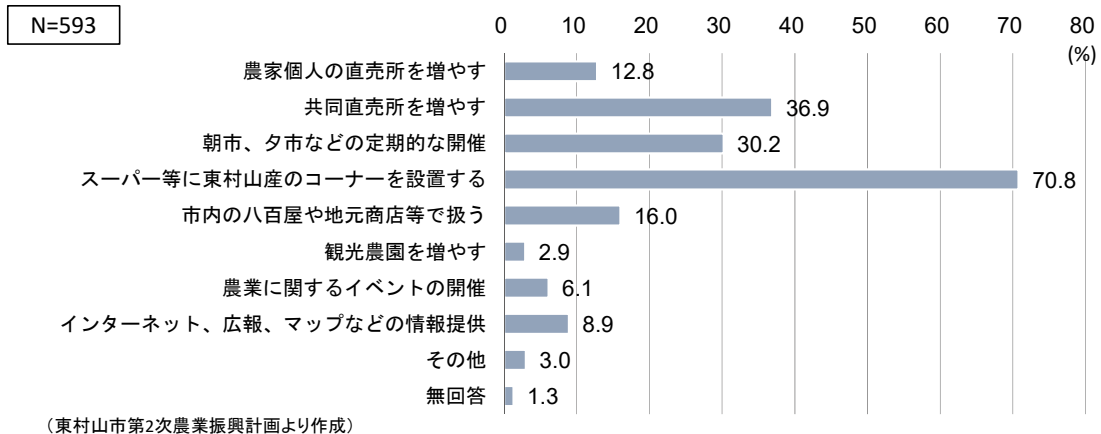
○国立市（Aグループ）（n=364, MA）



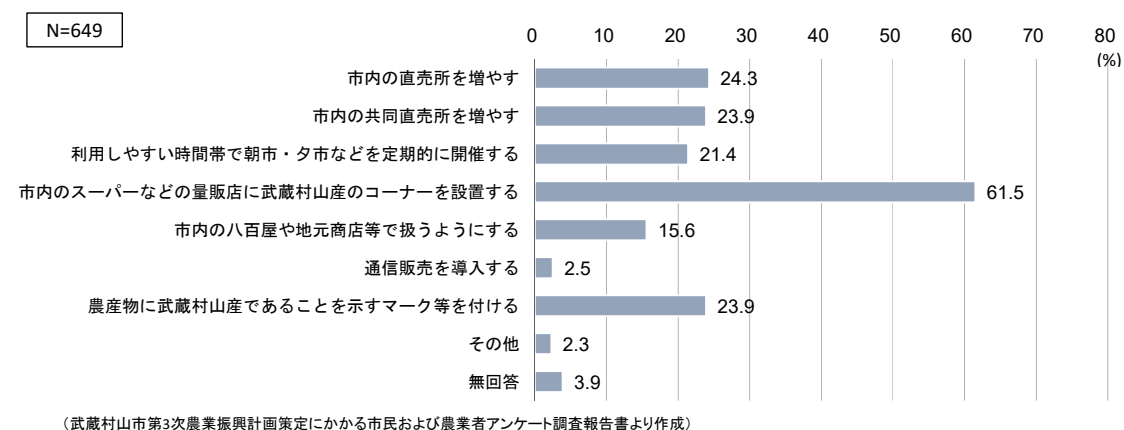
○東久留米市（Cグループ）（n=1,645, MA）



○東村山市（Cグループ）（n=593, MA）



○武蔵村山市（Eグループ）（n=649, MA）



注釈：各市町村の設問文は以下のとおり

国立市：国立産農産物を手に入れやすくするために必要だと思われること

東久留米市：市内産農産物を入手しやすくするためには

東村山市：市内で生産された農産物を手に入れやすくするために必要なこと

武蔵村山市：市内で生産された農産物をもっと買いやすくするためにどのようにすればよいと思いますか。（2つまでに○）

3-2. 多摩地域における農業者の意向

(1) 調査の方法

P49 の2-2. 多摩地域における農業振興施策の概況でみたように、各市町村のウェブサイトで公表されている情報から、2017 年度現在計画期間中の農業分野の計画を、30 自治体のうち 23 自治体で確認している。そのうち、同様にウェブサイトで公表されている情報から、全 17 自治体において計画策定にあたり農業者アンケートを実施していることが確認された。

以下では、それら 17 自治体の中から、アンケート設問内容・選択肢の類似性・情報の開示度・地域グループのバランスを考慮して、いくつかの自治体のアンケート結果を例示している。

(2) 農業者アンケートの概要

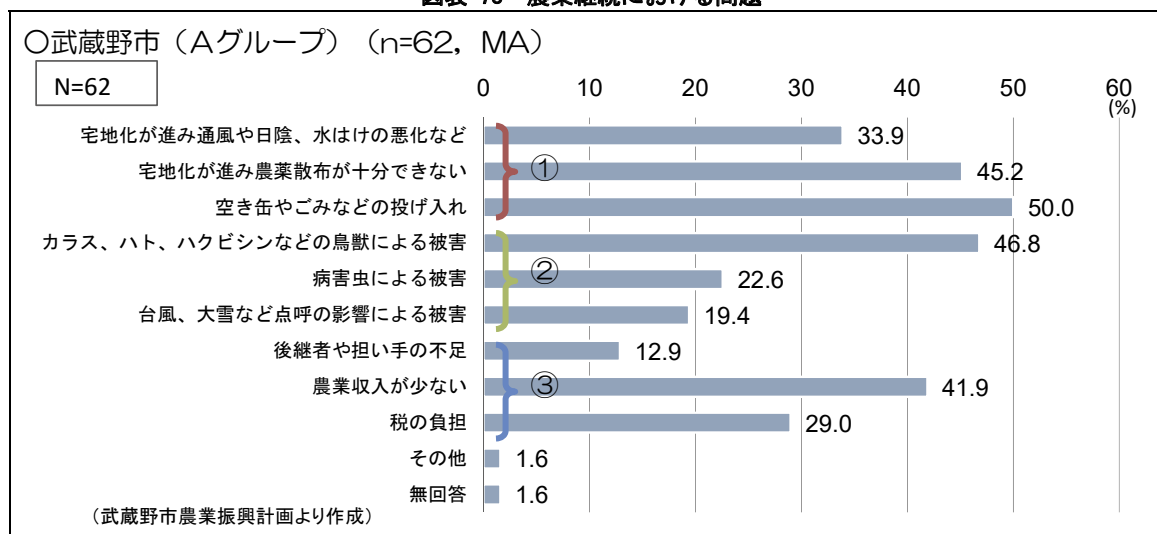
農業振興計画策定に際し実施された多摩地域各自治体の農業者アンケートを、①農業継続における問題、②農業の担い手に関する問題、③農業経営・所得に関する問題、④農地に関する問題に大別し、傾向を分析した。

① 農業継続における問題

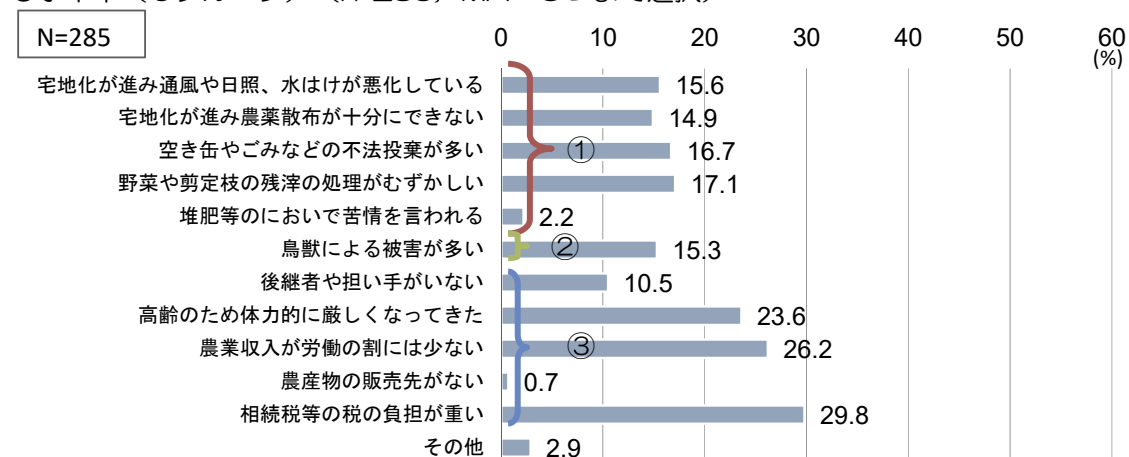
図表 78は「農業継続における問題」に関するアンケート回答結果を示している。図表 78において、選択肢を①都市で農業を行う問題、②自然環境に関する問題、③農業経営に関する問題、のグループに分類し、グラフ上にもその番号を示している。

武蔵野市では、①の選択肢の割合が3割～5割程度と、②③グループの選択肢よりもやや高い割合を示しており、①に対する課題意識がうかがえる。一方小平市では、③の選択肢が2割～3割程度を示しており、①②グループの選択肢よりも割合が高い。武蔵村山市では、①②③どれかの選択肢グループが突出しているということはなく、全般的に分散している。

図表 78 農業継続における問題

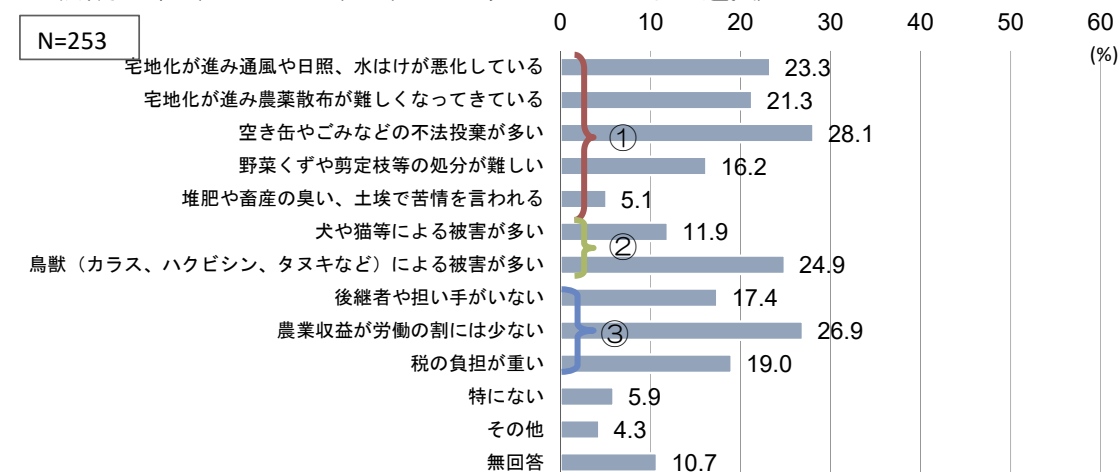


○小平市（Cグループ）（n=285, MA：3つまで選択）



（小平市産業振興基本計画及び小平市農業振興計画の策定に向けた基礎調査報告書より作成）

○武蔵村山市（Eグループ）（n=253, MA：3つまで選択）



（武蔵村山市第3次農業振興計画策定にかかる市民および農業者アンケート調査報告書より作成）

注釈：各市町村の設問文は以下のとおり

武蔵野市：農業を行っていく上で困っていることは何ですか。あてはまるものをいくつでも選んでください。

小平市：あなたが農業を行っていく上で困っていることはありますか。最も当てはまるもの1つに◎印をつけ、次に当てはまるものに2つまで○印をつけてください。（グラフは◎と○の合計割合）

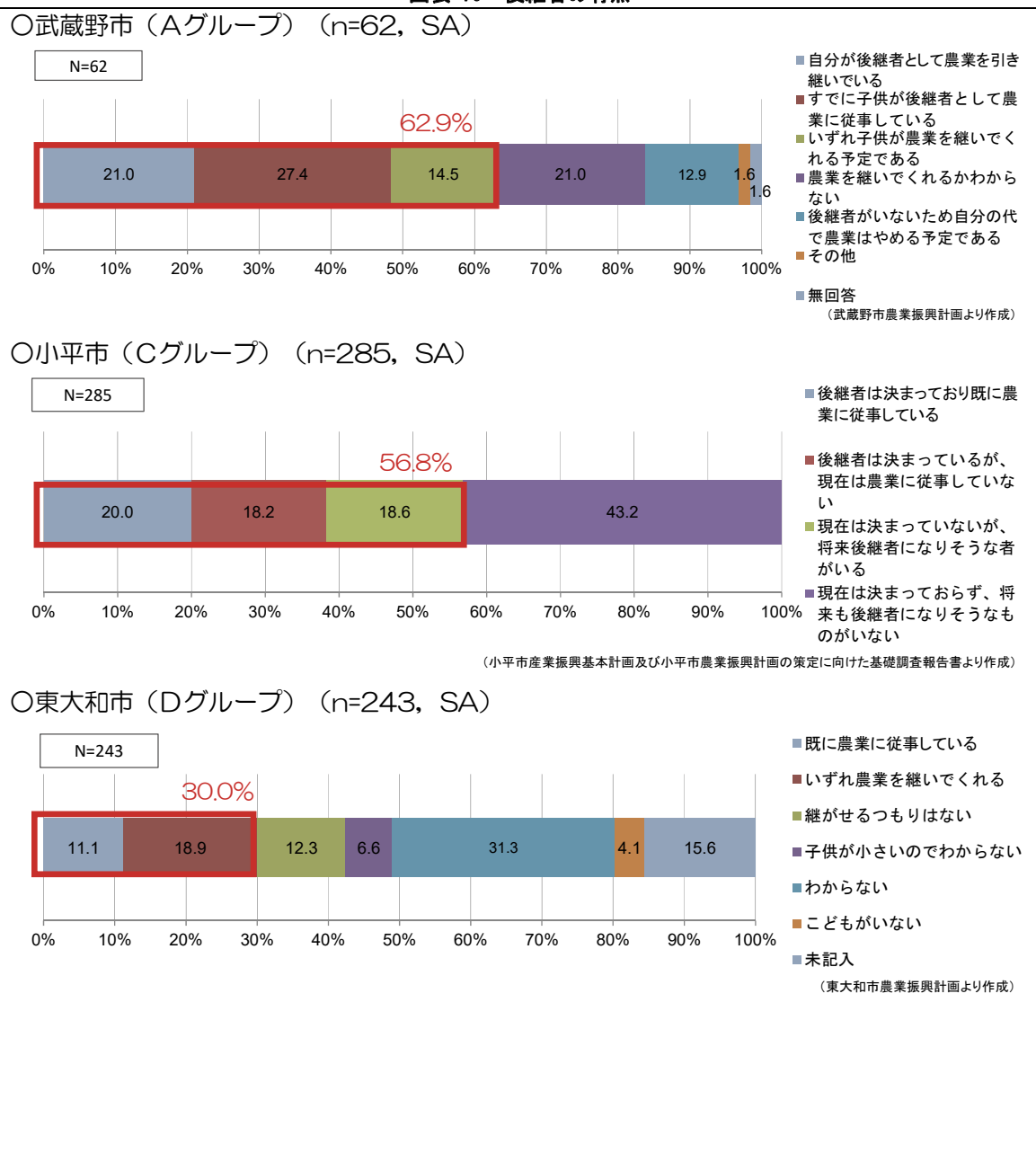
武蔵村山市：農業を続けていく上で困っていることは何ですか。（3つまでに○）

② 農業の担い手に関する問題

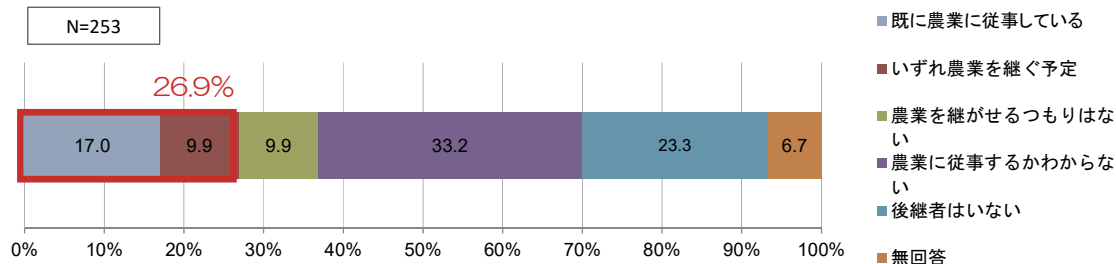
1) 後継者の有無

図表 79は「後継者の有無」に関するアンケート回答結果を示している。図表 79において赤枠で囲んでいるのは、既に後継者が従事しているか、あるいは後継者の目途がたっているという割合である。武蔵野市や小平市では6割前後の割合を示しているのに対し、東大和市と武蔵村山市では3割程度にとどまっている。東大和市と武蔵村山市では「農業を継がせるつもりはない」という割合も1割程度存在しており、後継者不足がうかがえる。

図表 79 後継者の有無



○武蔵村山市（Eグループ）（n=253, SA）



（武蔵村山市第3次農業振興計画策定にかかる市民および農業者アンケート調査報告書より作成）

注釈：各市町村の設問文は以下のとおり

武蔵野市：現在、農業後継者はいますか。次の中から1つ選んでください。

小平市：農業者の農業従事状況についてもっとも近いもの1つに○印をつけてください。

東大和市：後継者の農業従事の状況を1つ選んでください。

武蔵村山市：後継者の農業従事状況について、あてはまるものを選んでください。

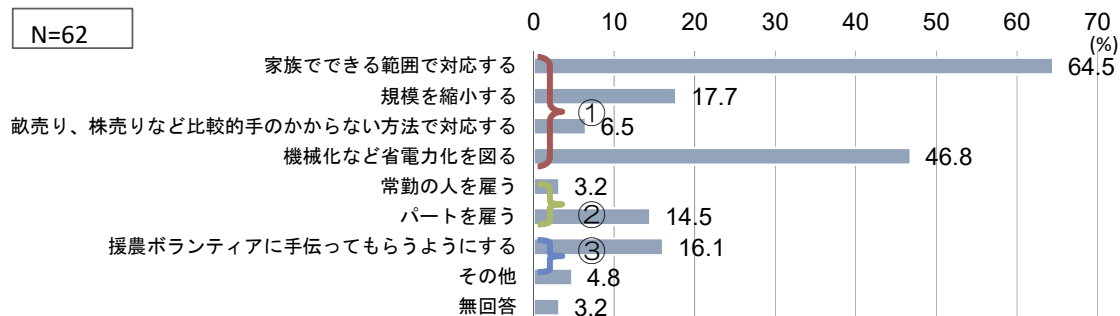
2) 今後の農業の担い手に関する問題

図表 80は「担い手不足への対応」に関するアンケート回答結果を示している。図表 80において、選択肢を①機械化・省力化などによって家族で対応できる範囲でやっていく、②労働力を雇う、③援農ボランティア等市民の手を借りる、のグループに分類し、グラフ上にもその番号を示している。

いずれの自治体でも、①の選択肢グループの割合が高く、②や③の選択肢グループの割合はあまり高くない。

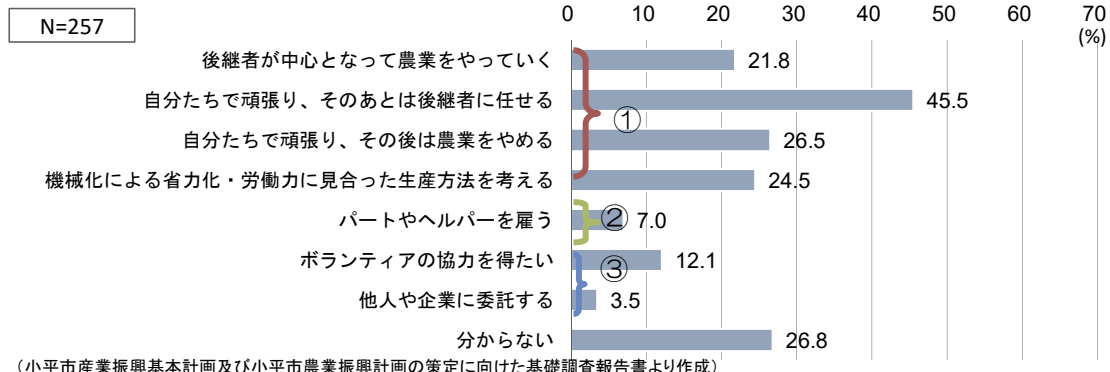
図表 80 担い手不足への対応

○武蔵野市(Aグループ)（n=62, MA）

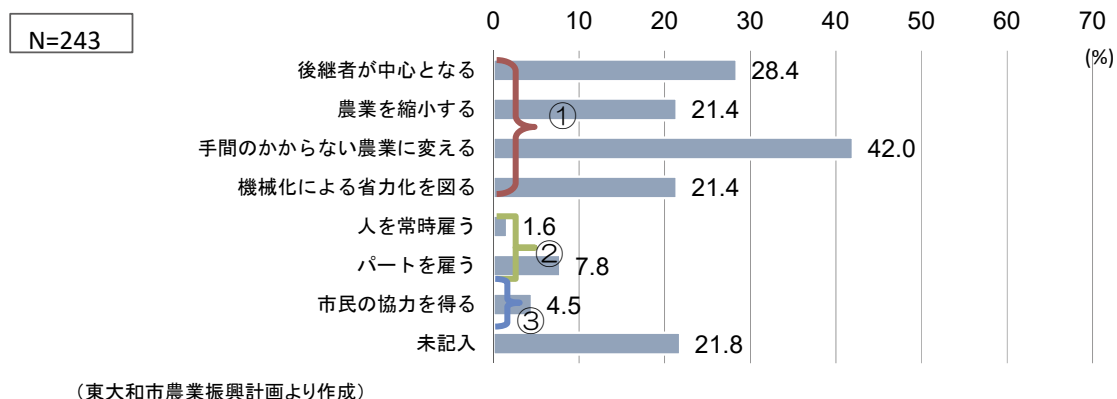


（武蔵野市農業振興計画より作成）

○小平市（Cグループ）（n=257, MA）



○東大和市（Dグループ）（n=243, MA：2つまで選択）



注釈：各市町村の設問文は以下のとおり

武蔵野市：後継者不足などの労働力の不足に対してどのように対応したいと考えていますか。
（あてはまるものすべてに○）

小平市：今後の農業の担い手や労働力について、当てはまるものに2つまで○印を付けてください。

東大和市：農業の担い手や労働力について2つ選んでください。

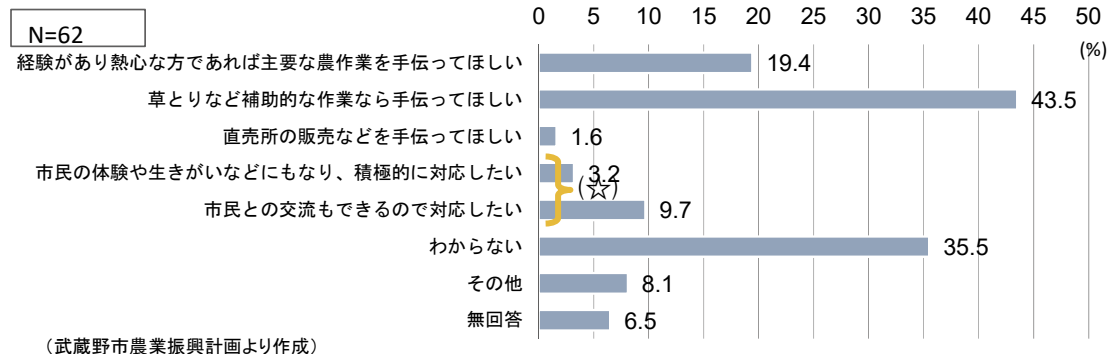
3) 市民ボランティアに対する意向

図表 81は「市民ボランティアに対する意向」に関するアンケート回答結果を示している。市民ボランティアに対しては、本格的な農作業よりも草取り等の補助的な作業で協力を得たいという割合が高い。武蔵野市や小平市では、「補助的な作業であれば手伝ってほしい」という割合が4割強となっている。一方武蔵村山市では、「補助的な作業を手伝ってほしい」の割合も2割弱にとどまっている。

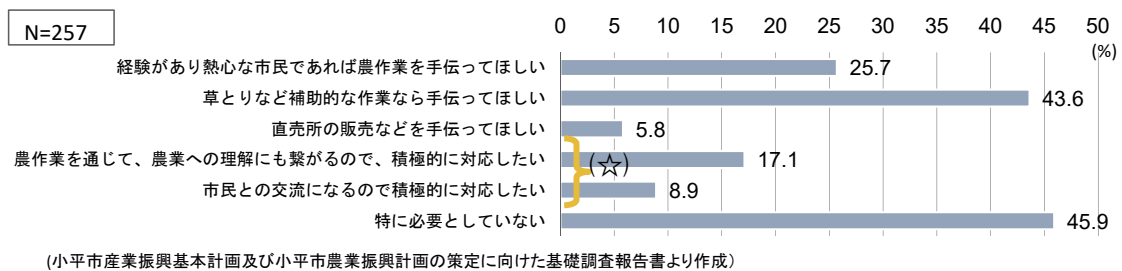
また、市民への役立ちや市民との交流自体を目的に市民ボランティアを活用する意向を持つ割合を図表中に（☆）で示している。

図表 81 市民ボランティアに対する意向

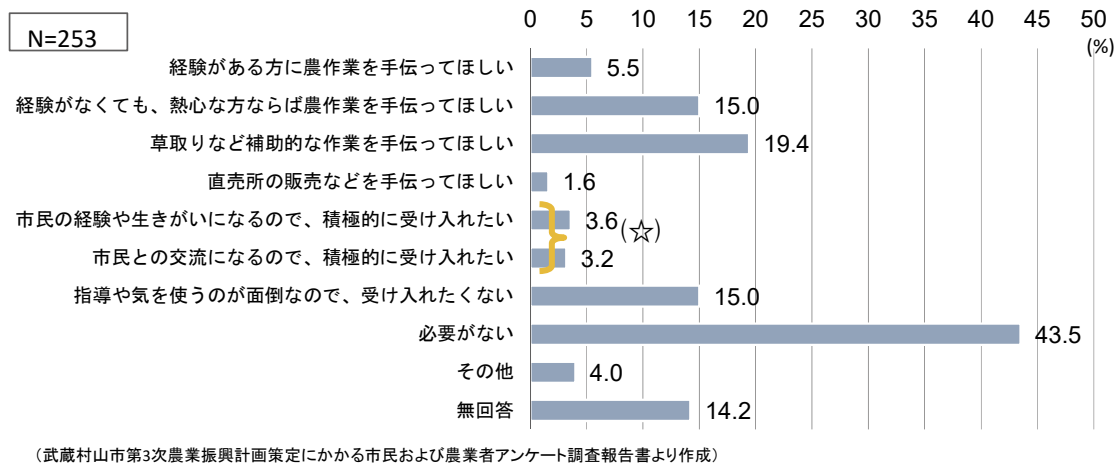
○武蔵野市（Aグループ）（n=62, MA）



○小平市（Cグループ）（n=257, MA）



○武蔵村山市（Eグループ）（n=253, MA：2つまで選択）



注釈：各市町村の設問文は以下のとおり

武蔵野市：今後、市民による援農ボランティアについて、あなたはごどう思いますか。次の中からいくつでも選んでください。

小平市：市民による援農について当てはまるものすべてに○印をつけてください。

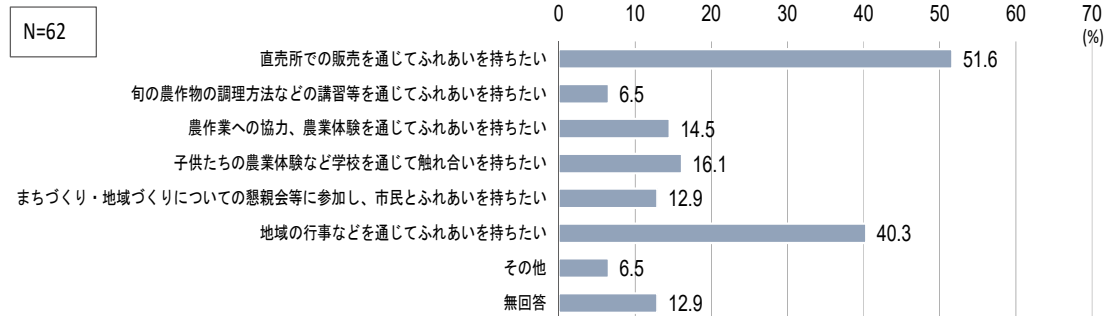
武蔵村山市：市民による援農について、どのようにお考えですか。（2つまでに○）

4) 市民との交流に対する意向

図表 82は「市民との交流に対する意向」に関するアンケート回答結果を示している。「直売所での販売を通して触れ合いたい」とする割合が高く、次いで地域の行事を通じた交流が高く、農業を通じた交流を希望する割合は1割前後となっている。

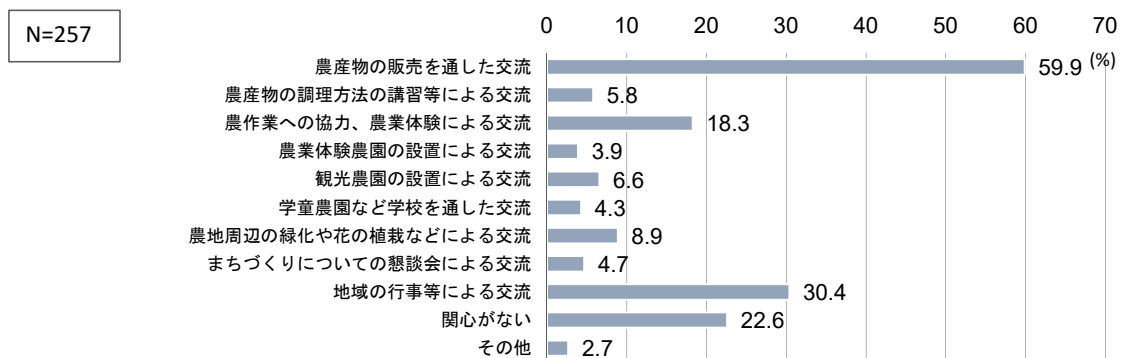
図表 82 市民との交流に対する意向

○武蔵野市（Aグループ）（n=62, MA）



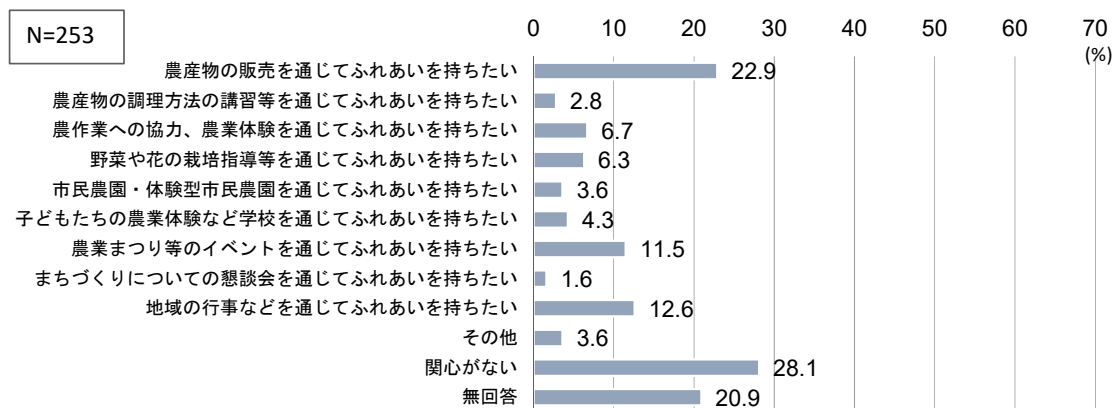
（武蔵野市農業振興計画より作成）

○小平市（Cグループ）（n=257, MA）



（小平市産業振興基本計画及び小平市農業振興計画の策定に向けた基礎調査報告書より作成）

○武蔵村山市（Eグループ）（n=253, MA：2つまで選択）



（武蔵村山市第3次農業振興計画策定にかかる市民および農業者アンケート調査報告書より作成）

注釈：各市町村の設問文は以下のとおり

武蔵野市：地域住民とのふれあいについてどんなことを望みますか。次の中からいくつかを選んでください。

小平市：あなたが地域住民とのふれあいについて望むことをお聞きます。当てはまるもの全て○印をつけてください。

武蔵村山市：地域住民とのふれあいについて望むことは何ですか。（2つまでに○）

③ 農業経営・所得に関する問題

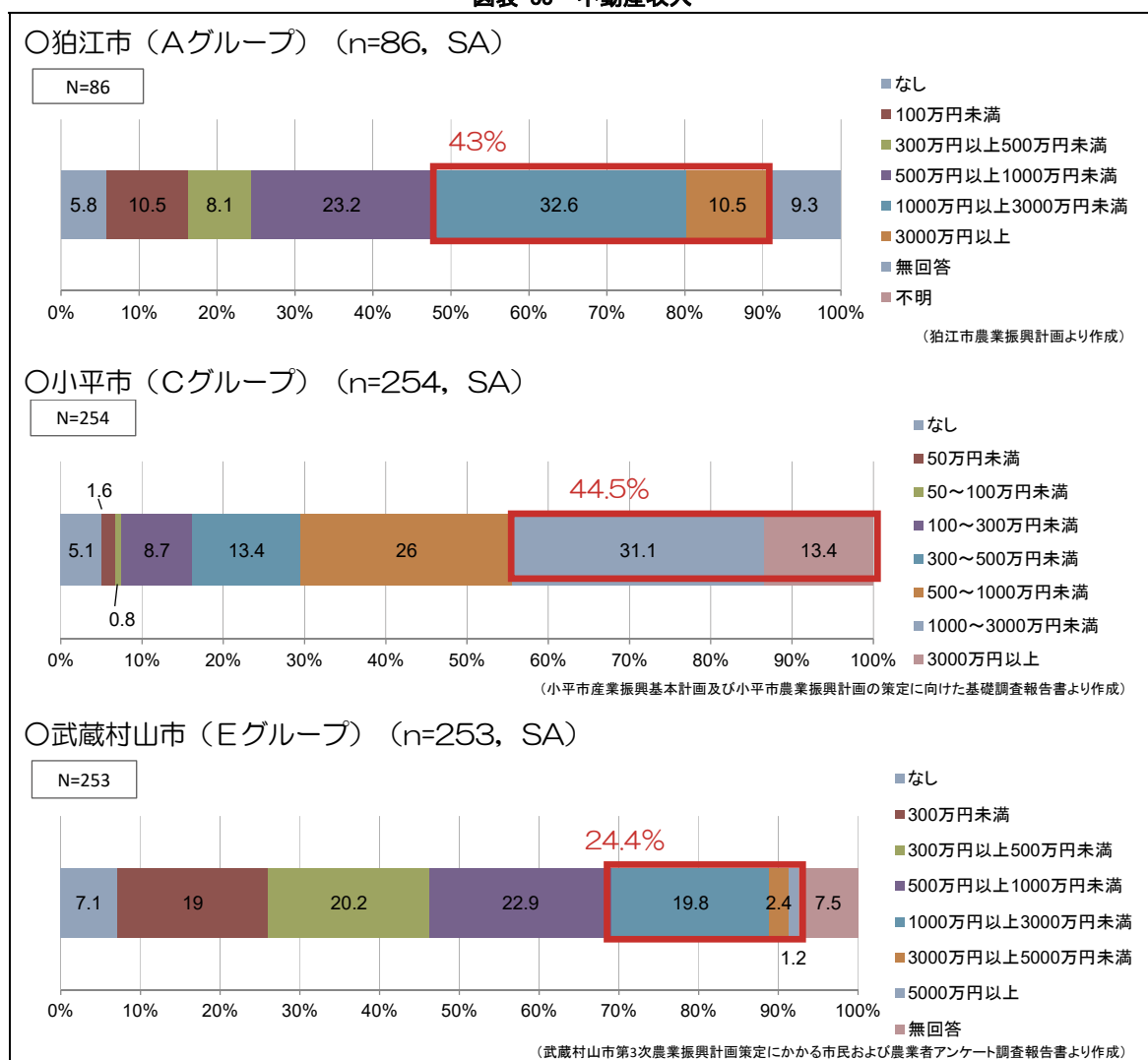
1) 収入・所得構造（経営スタイル）

図表 83は、「不動産収入」に関するアンケート回答結果を示している。図表 83の赤枠は不動産収入が1,000 万を超えると回答した割合で、狛江市・小平市では4 割強～4.5 割程度、武蔵村山市では2.5 割程度となっている。

また、図表 84 は「農業販売額・農業収入」に関するアンケート回答結果を示している。自治体によって農業販売額（収入）の定義が異なるため自治体間の比較が難しいが、例えば狛江市では農業収入が1,000 万円未満である農家が9 割強となっており、前述の通り1,000 万円以上の不動産収入を得る割合が4 割強であるのと比較すると、不動産収入が農業収入を大きく上回っている様子がうかがえる。

なお、図表 84の赤枠は、農業販売額（収入）が50 万円未満である割合である。なお農業販売額が年間50 万円未満である農家は、農林水産省の定義する「自給的農家」の水準に相当する。

図表 83 不動産収入



注釈：各市町村の設問文は以下のとおり

狛江市：あなたの家の年間農業販売額と年間不動産収入はどのくらいですか。それぞれにお答えください。

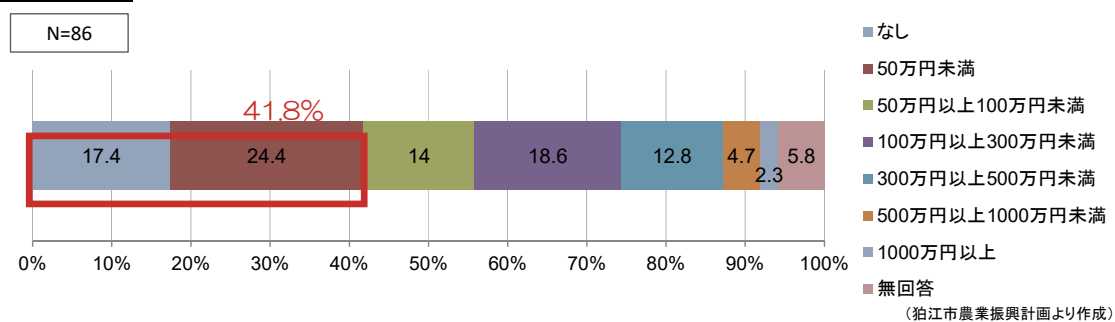
小平市：あなたの家の年間の農業による売上と不動産収入について選択肢の中からそれぞれ1つに○印を付けてください。

武蔵村山市：あなたの家の年間の農業販売額（収入）と農業以外のその他の収入について伺います。（それぞれ1つに○）

図表 84 （参考）農業販売額・農業収入

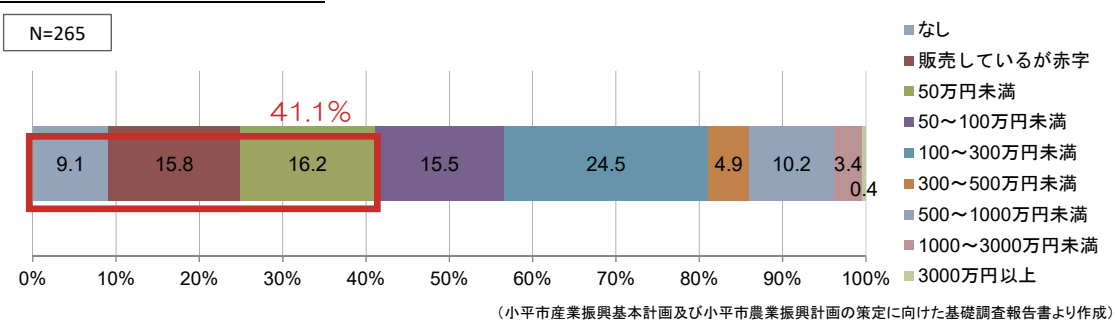
○狛江市（Aグループ）（n=86, SA）

問：あなたの家の年間農業販売額と年間不動産収入はどのくらいですか。それぞれにお答えください。



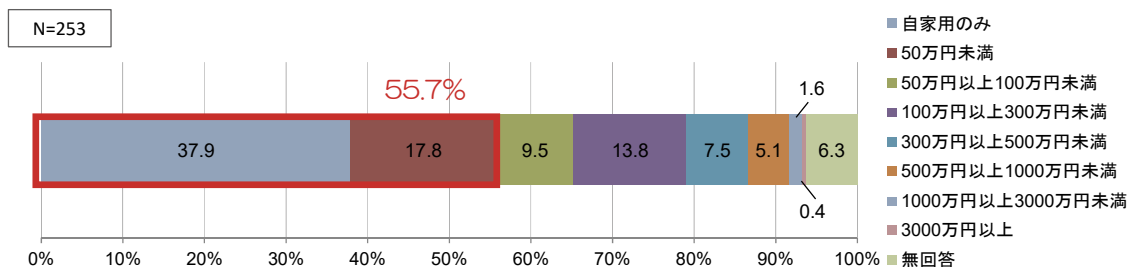
○小平市（Cグループ）（n=265, SA）

問：あなたの家の年間の農業による売上と不動産収入について選択肢の中からそれぞれ1つに○印を付けてください。



○武蔵村山市（Eグループ）（n=253, SA）

問：あなたの家の年間の農業販売額（収入）と農業以外のその他の収入について伺います。
（それぞれ1つに○）



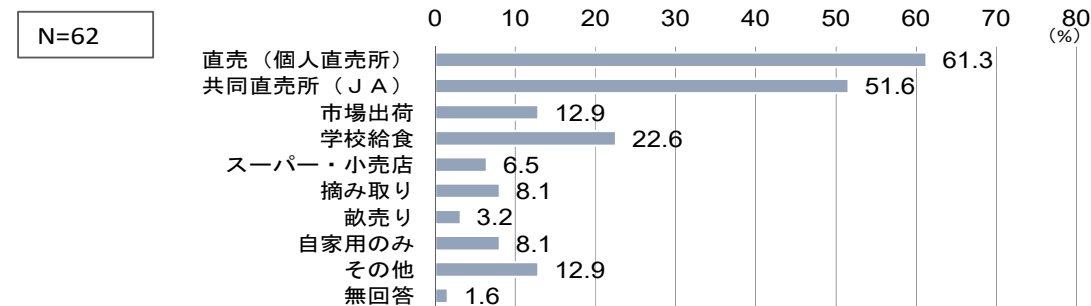
（武蔵村山市第3次農業振興計画策定にかかる市民および農業者アンケート調査報告書より作成）

2) 販売方法に関する問題

図表 85は「販売方法」に関するアンケート回答結果を示している。武蔵野市・小平市・武蔵村山市いずれにおいても、直売（個人直売所・共同直売所）の割合が高い。武蔵野市・小平市では、学校給食への提供も2割程度あり、市場出荷するという割合よりも高い割合になっている。

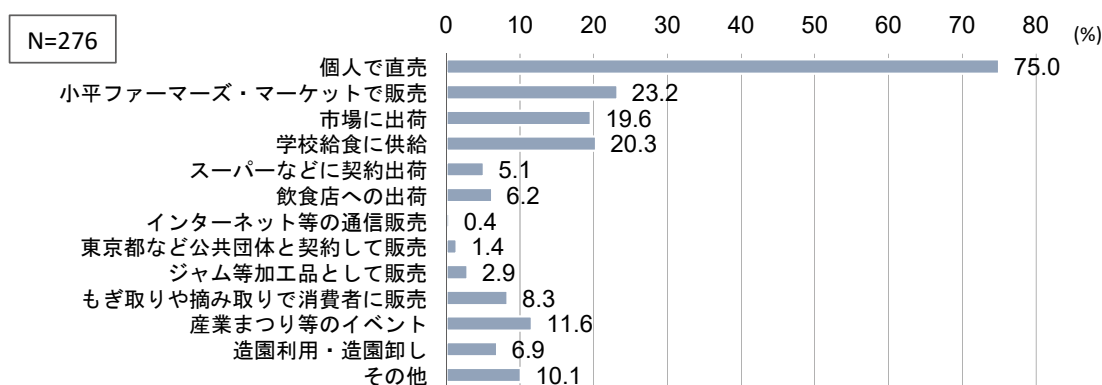
図表 85 販売方法

○武蔵野市（Aグループ）（n=62, MA）



（武蔵野市農業振興基本計画より作成）

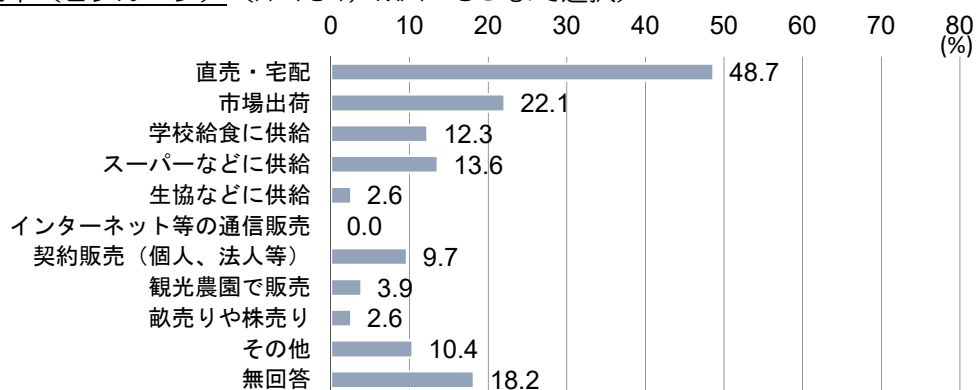
○小平市（Cグループ）（n=276, MA）



（小平市産業振興基本計画及び小平市農業振興計画の策定に向けた基礎調査報告書より作成）

○武蔵村山市（Eグループ）（n=154，MA：3つまで選択）

N=154



（武蔵村山市第3次農業振興計画策定にかかる市民および農業者アンケート調査報告書より作成）

注釈：各市町村の設問文は以下のとおり

武蔵野市：あなたの家の農産物販売方法はどれですか。あてはまるものすべてに○をつけてください。

小平市：現在、販売はどのような方法で行っていますか。それぞれ1～13の選択肢の中からあてはまるものすべてに○印をつけてください。

武蔵村山市：「自給的生産のみで販売はない」以外の方に伺います。現在、あなたの家の農産物販売は主にどのような方法で行っていますか。（該当するもの3つまでに○）

④ 農地に関する問題

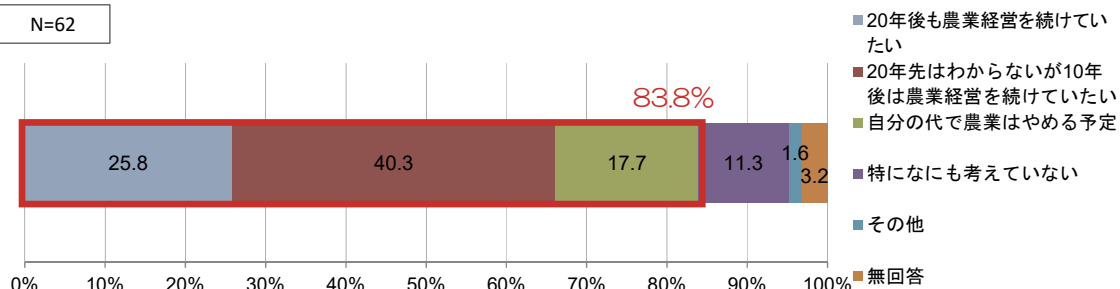
1) 農業継続意向

図表 86は「農業継続意向」に関するアンケート回答結果を示している。赤枠は、「自分の代までは農業を続けたい」という割合であり、いずれの自治体においても5割を超えている。

図表 86 農業継続意向

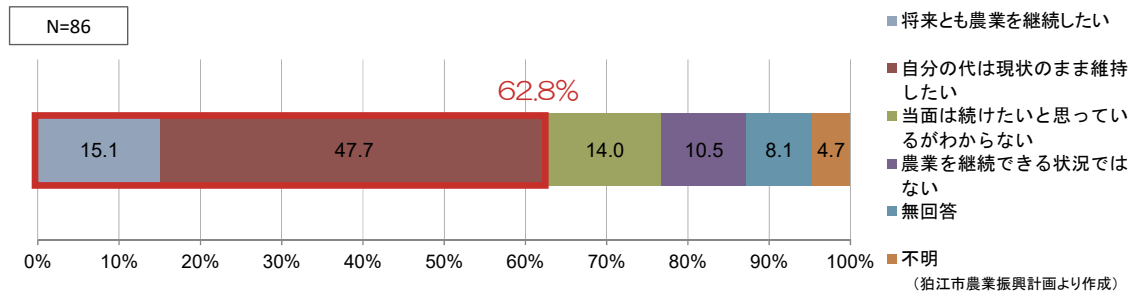
○武蔵野市（Aグループ）（n=62，SA）

N=62

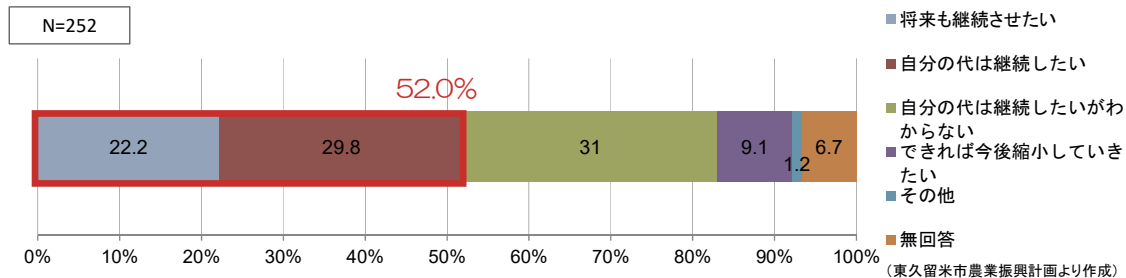


（武蔵野市農業振興計画より作成）

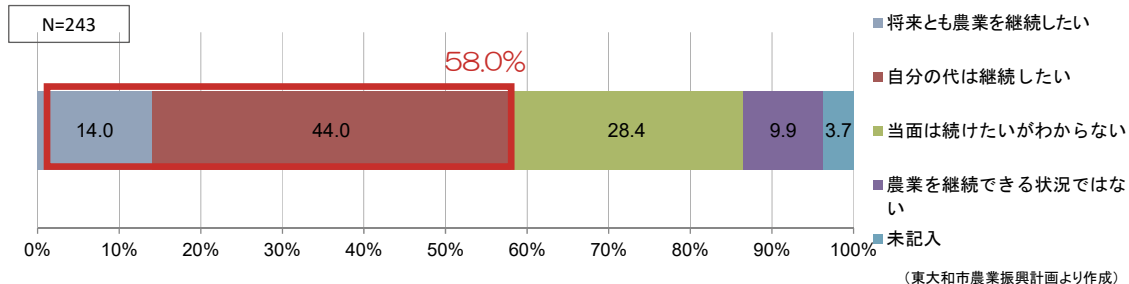
○狛江市（Aグループ）（n=86, SA）



○東久留米市（Cグループ）（n=252, SA）



○東大和市（Dグループ）（n=243, SA）



注釈：各市町村の設問文は以下のとおり

武蔵野市：あなたのご家庭では 20 年後の農業経営について、どのようにお考えですか。次の中から 1 番近いものを 1 つ選んでください。

狛江市：あなたは今後の農業経営についてどう考えていますか。

東久留米市：農業継続意向

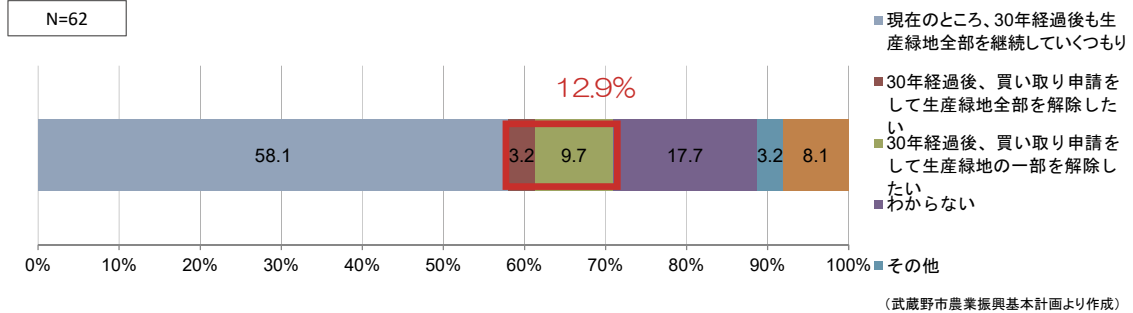
東大和市：今後の農業継続について、1 つ選んでください。

2) 生産緑地の処分意向

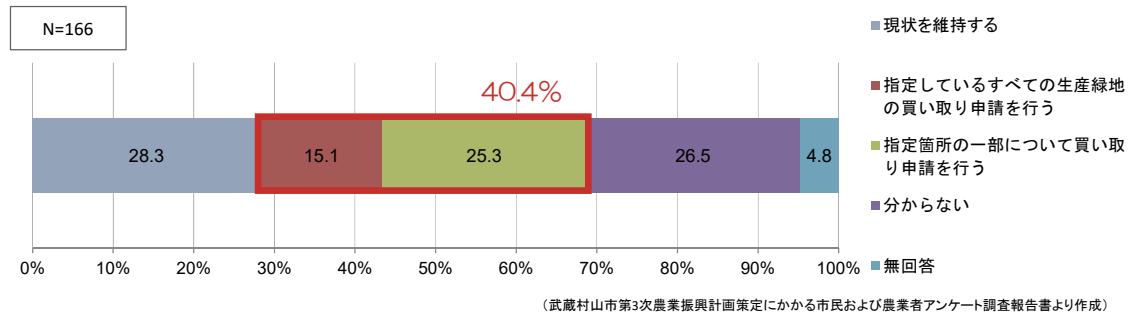
図表 87は「生産緑地の処分意向」に関するアンケート回答結果を示している。生産緑地指定から 30 年後の生産緑地の処分意向（買取り申請の可能性）については、生産緑地の全部又は一部を処分するという割合は、武蔵野市で 1 割強、武蔵村山市で 4 割となっている。

図表 87 生産緑地の処分意向

○武蔵野市（Aグループ）（n=62, SA）



○武蔵村山市（Eグループ）（n=166, SA）



注釈：各市町村の設問文は以下のとおり

武蔵野市：生産緑地は、指定から 30 年を経過したときには市に対して買取届出をすることができます。平成 4 年に指定された生産緑地は、平成 34 年から該当します。あなたが所有している生産緑地について、指定から 30 年経過後の農地利用の意向は次のうちどれですか。あてはまる番号に○をつけてください。

武蔵村山市：生産緑地を所有していると回答した方に伺います。今後、生産緑地が買取り届出のできる状態（指定後 30 年経過・死亡等）になった場合、どのようにする予定ですか。（1 つに○）

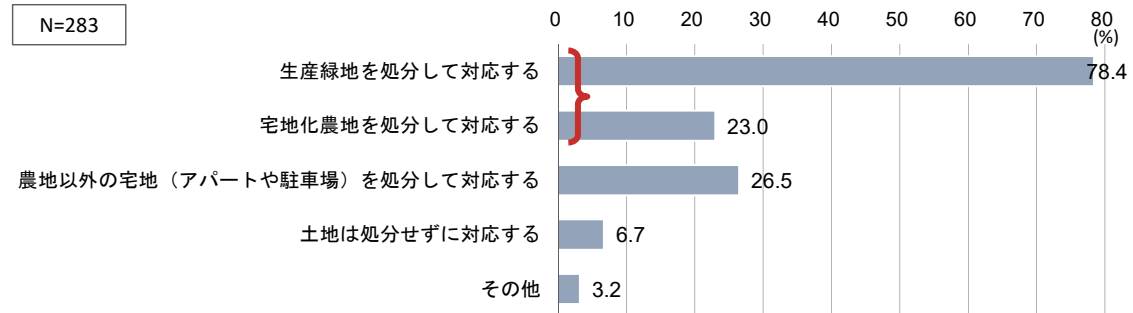
3) 相続時の対応

図表 88は「相続時の対応」に関するアンケート回答結果を示している。括弧は農地を処分して対応する、という割合であり、小平市・武蔵村山市いずれも「生産緑地を処分して対応する」という割合が最も高い。

宅地等の財産処分によって対応する割合は小平市で 2.5 割程度、武蔵村山市では 1 割強にとどまっている。

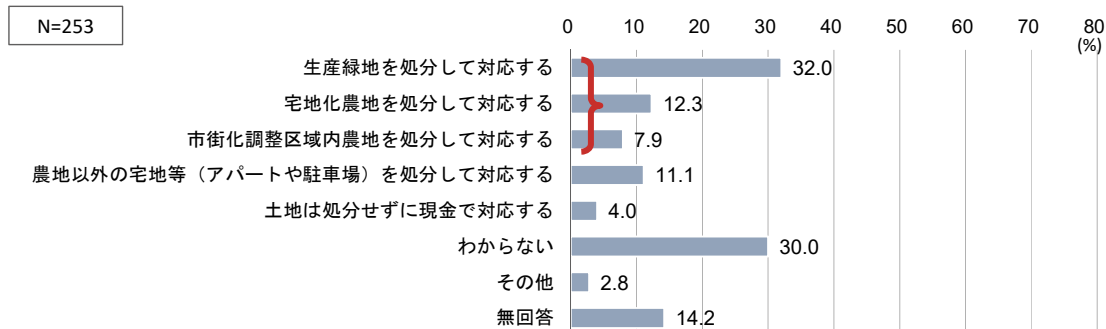
図表 88 相続時の対応

○小平市（Cグループ）（n=283, MA）



（小平市産業振興基本計画及び小平市農業振興計画の策定に向けた基礎調査報告書より作成）

○武蔵村山市（Eグループ）（n=253, MA）



（武蔵村山市第3次農業振興計画策定にかかる市民および農業者アンケート調査報告書より作成）

注釈：各市町村の設問文は以下のとおり

小平市：あなたに相続が発生した場合、どのように対応できると思いますか。該当するケースについて、当てはまるもの全てに○印をつけてください。

武蔵村山市：相続が発生したときに、どのように対応しましたか。また、今後はどう対応しようと考えていますか。（図表は「今後の対応」、それぞれ該当するもの全てに○）

4 都市農業の事例収集

4-1. 都市農業の事例収集の概要

(1) 事例収集の目的

多摩地域に活用可能又は参考となる事例について公表情報をもとに、収集・分析を行った。収集にあたっては、既存文献・論文、各自治体又は主体のホームページ等を参考としたほか、有識者ヒアリングにおいて、参考となる事例が示された場合には、該当事例についても情報収集を行った。

特に、防災空間、体験・学習、良好な景観形成等の特徴的・先進事例を収集・整理することで、政策課題の解決に向けた都市農業・都市農地の活用について、その可能性と参考となる視点を示すことを目的として行った。

(2) 都市農業の事例抽出の視点

市街化区域及びその周辺地域で農業が盛んな地域を有する三大都市圏（首都圏・中京圏・近畿圏¹⁰）における事例を中心に抽出した。なお、三大都市圏以外の地域の農地を活用している事例で、農業・農地を活用して多摩地域でも起こり得る地域課題・政策課題を解決している事例や、農業の担い手確保や流通等で新しい仕組みを構築している事例など、取組の工夫点や仕組みが参考となるものについても参考としている。

(3) 整理方法

図表 90のとおり、収集した事例を一覧で整理した。整理を行うにあたって、実施主体や取組概要のほか、連携している主な主体、多摩地域の都市農業に参考となる視点等をまとめている。また、各事例が解決している・解決し得る政策課題を併記し、政策課題別に参考となる情報が確認できる項目を設けている。なお、多摩地域の都市農業において、「都市農地利用の多様性を高める」・「都市農業経営の多様性を高める」・「都市の食農流通の多様性を高める」という3つの多様性を高めるアプローチごとに、各事例がどの視点に参考となるかを記載した。分類は図表 89 のとおりである。なお、1つの事例に対して、複数の分類が該当する場合もある。

¹⁰ 農林水産省「都市農業に関する実態調査（農村振興局）（2011年）をもとに、茨城県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、愛知県、三重県、静岡県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県の実例を中心に抽出した。

図表 89 参考となる視点の分類

分類	説明
①緑と融合した農的利用空間の創出	総合的配置計画、公園・緑地事業の活用等に係るもの
②都市問題解決を意図した農地利用・創出	空家や所有者不明土地等の解消・公益的暫定利用に係るもの
③求める人に農地が流動する環境づくり	貸借のマッチング円滑等に係るもの
④貸借を生かした農家の経営規模拡大	多角的農業の展開、広域連携による貸借等に係るもの
⑤多様な主体による農業経営・農業利用	複合経営、健康・福祉目的、農業者の育成ビジネスに係るもの
⑥地域で都市農業を担える環境づくり	オープンファームや農地を活かしたまちづくりに係るもの
⑦農業者がデザインする食の拠点づくり	農地の見える化、農家レストランに係るもの
⑧多様な主体による食の拠点づくり	事業者と連携した拠点づくり等に係るもの
⑨都市住民の生命・生活を守る流通づくり	災害時の流通確保、孤立化への対策等に係るもの

図表 90 事例一覧

	行政分野 ※主要なもの	活用可能性 のある政策 課題	実施主体名 (地域)	事例名／取組概要	主な連携主体	参考となる視点	参照
【多摩地域内】							
1-1	教育・農業振興（食育）	学校給食における地産地消の推進	日野市 (日野市)	■学校給食における地産地消の取組 日野市の「第二期日野市食育推進計画」において、学校給食における日野市産野菜の利用率の目標を25%と定め、農薬・化学肥料の使用量が少ない野菜の納入等を行う契約栽培制度（学校側が利用予定量を提示し、指定量を買取）の拡充に向けた補助を実施している。外部人材のコーディネートが、代表農家と25地区の代表米農家の要望を受けるなど、地域農業者と米農家をつなぐ体制を構築し、地区を超えた受注調整を担っている。	民間：地域農家等44軒、各米農家17校、小学校17校、中学校8校	⑧多様な主体による食の拠点づくり	日野市「学校給食における日野市産農産物の利用に関する資料」（2017.12 確認） http://www.city.hino.lg.jp/index.cfm/194,2078,338,1970.html
1-2	福祉（生きがいづくり）	障害者総合支援法に基づく障害者雇用支援の活用	NPO 法人 Ohana (国分寺市)	■農福連携による6次産業化 就労継続支援B型事業所 ¹⁾ である。障害者の就労支援事業の一環として、国分寺市より借りた農地で花・野菜の栽培及び菓子の製造・販売、市内清掃業務、花壇管理、緑化・食育サポート（市内児童館）等を実施している。余暇活動支援や自立生活支援として、参加者同士が共同で行う調理実習等も実施する。	行政：国分寺市緑化部局、公園部局、農業部局等	②都市問題解決を意図した農地利用・創出 ⑤多様な主体による農業経営・農業利用	NPO 法人 Ohana ホームページ（2017.12 確認） http://npooohana.org/index.html

¹¹ 「通常の事業所に雇用されることが困難な障害者のうち、通常の事業所に雇用されていた障害者であって、その年齢、心身の状態その他の事情により、引き続き当該事業所に雇用されることが困難となった者、就労移行支援によって通常の事業所に雇用されるに至らなかった者、その他の通常の事業所に雇用されることが困難な者につき、生産活動その他の活動の機会の提供、その他の就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、その他の必要な支援を」行う事業所のこと。
厚生労働省ホームページ「障害福祉サービスの内容」（2017.12 確認）
<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/service/naiyou.html> より引用

1-3	産業 (観光)	アグリツーリ ズム ¹² ・ 滞在型農園	おくたま海沢 ふれあい農園 運営委員会・ 奥多摩町 (奥多摩町)	■都内唯一のクラインガルテン ¹³ 2007 年に開設された都内唯一の滞在型市民農 園である。滞在型(10 区画)、日帰り型(25 区画)、摘み取り型の3つの農園がある。年間使 用料は60万円で、キッチン、バス・トイレ等の 設備が完備されている。農業活性化を目的に、農 業者で構成された「楽農倶楽部」が農業指導を担 っている。	民間：市民(運営 ボランティア)等 ボランティア等	①緑と融合した農的 利用空間の創出 ⑥地域で都市農業を 担える環境づくり ⑧多様な主体による 食の拠点づくり	おくたま海沢ふれあい農園ホー ムページ(2017.12 確認) http://business4.plala.or.jp/ taki3/index.html
1-4	農業振興(担 い手育成)	農業の 担い手確保	国分寺市 (国分寺市)	■市民農業大学 市内農家が協力・指導する援農ボランティアの養 成に向けた取組である。受講者は9か月間の農業 体験学習を受講する。所定の過程を修了し、援農 ボランティア認定証の交付を受けた者は受入希 望農家で活動することができる。1992 年より開 校し、2018 年1月時点で約90名の援農ボラン ティアが市内22軒の農家の圃場にて活躍してい る。	民間：市内の援農 ボランティア受 入農家等	⑤多様な主体による 農業経営・農業利用 食の拠点づくり	国分寺市ホームページ「農を学 ぶ」市民農業大学」(2018.01 確認) http://www.city.kokubunji.t okyo.jp/kurashi/1011730/ 1011932/nougyou/1002 116.html
1-5	農業振興(流 通・地産地消)	都市ならではの 流通の仕組 み構築・地産 地消の推進	株式会社エマ リコくにたち (国立市)	■流通の仕組みづくりによる都市農業の活性化 国立市、立川市、日野市等の農家から直接、農産 物の集荷・買取りを行い、多摩地域内の駅前・商 業施設型での販売につなげている。現在は直売所 を3店舗(1店舗は業務委託形態)、飲食店2店 舗を運営し、小売店・飲食店向け卸売も行ってい る。	民間：地域内外の 小売店・飲食店 (取引先)	⑤多様な主体による 農業経営・農業利用 食の拠点づくり	株式会社エマリコくにたちホー ムページ(2017.12 確認) http://www.emalico.com/

¹² 農地や農村における余暇活動のこと。

¹³ 滞在型の市民農園のこと。

1-6	環境（資源循環・緑化）	持続可能な資源循環・緑化の仕組づくり	狛江市・鹿島建設株式会社（狛江市）	■狛江版CSA¹⁴ 資源循環型農業と持続可能な緑化の仕組み構築の実証事業 狛江市と鹿島建設株式会社が立ち上げた協議会で、ミミズコンポスト・市内飲食店から排出されたコーヒーカーフ・ヒジツ除草を用いた市民参加型の循環型農業に取り組み、市内小学校や飲食店、行政施設にホップの緑のカーテンを創出し、収穫したホップで地ビールを製造・販売する事業を実施した。市内の小規模な緑地や農地を活用すること等を目的としている。	民間：学校施設、飲食店、小売店舗等	①緑と融合した農的利用空間の創出 ⑤多様な主体による農業経営・農業利用 ⑥地域で都市農業を担える環境づくり ⑧多様な主体による食の拠づくり	狛江市ホームページ「都市と緑・農が共生するまちづくりに関する調査について」（2017.12 確認） https://www.city.komae.tokyo.jp/sp/news/index.cfm/detail/4.83032.html
1-7	環境（資源循環）	生ごみのリサイクル・資源循環	まちの生ごみ活かし隊（日野市）	■地域内資源循環システムの構築 約200世帯の生ごみを回収・活用し、無農薬・無化学肥料で栽培するコミュニティガーデン「せせらぎ農園」の運営を実施しており、都市農地を通じた地域内の廃棄物削減の推進と地域コミュニティの活性化に寄与している。運営者は市民組織（任意団体）であり、参加者の作業義務はなく、生ごみの提供のみ等の参加も可能である。ごみの収集は市からの委託という形態で実施する。活動地は生産緑地であるため、所有者が主体的に農業に従事しており、区画貸しは行っていない。	行政：日野市ごみゼロ推進課 民間：社会福祉法人等	②都市問題解決を意図した農地利用・創出 ④貸借を生かした農家の経営規模拡大 ⑤多様な主体による農業経営・農業利用 ⑥地域で都市農業を担える環境づくり	まちの生ごみ活かし隊ホームページ（2017.12 確認） http://ikastaiinfo/ 「都市農業必携ガイド市民農園・新規就農・企業参入で農のある都市づくり」（農文協2016年）
1-8	環境（自然環境）・文化（農業文化）	農業・環境景観の保全及び農業文化の保全	町田歴史環境管理組合（町田市）	■都市部に隣接した里山管理の取組 地元農家で結成された任意団体であり、1996年より地域伝来の農業手法による里山管理に取り組む。東京都は水田や樹林地等の伝統的な地形・土地利用が残されている同地の3,700haのエリアを、条例に基づいて「図師小野路歴史環境保全地域」に指定しており、同組合は東京都から保全地域植生管理委託を受け、保全活動を実施している。	行政：東京都 民間：地域農業者、民間企業、ボランティア等	①緑と融合した農的利用空間の創出 ⑥地域で都市農業を担える環境づくり	環境省「日本の事例 No.7 日本・東京都町田市における伝統的農業形態による歴史環境保全」（2017.12 確認） https://www.env.go.jp/nature/satoyama/syuhorei/pdf/cij_7.pdf

¹⁴ Community Supported Agriculture の略で、地域のコミュニティで支援する農業のこと。

1-9	都市づくり (土地利用)・教育	都市農地を 活用した多 様なサービ スの提供に よる収益拡 大	NPO 法人く たち市民協働 型農園の会・ 株式会社農天 (国立市)	■収益性の高い持続可能な都市農業モデル 営農が困難となった所有者から農地を市が借り 受け、同地を市からくたち市民協働型農園の会 に貸し、同会の独立採算で運営する。 貸農園は団体向けのみで、利用用途を重視して使 用者を選定する。子どもの放課クラブ(有料)と して、地域の小学校からの送迎サービスを実施す る区画もある。企業の農業体験、農家によるワー クショップ、会員制の水田利用等の多様な取組を 実施し、多様な収益源を有している。	行政：国立市産業 振興課、農業委員 会等 民間：市民団体、 農業生産法人等	③求める人に農地が 流動する環境づくり ④貸借を生かした農 家の経営規模拡大 ⑤多様な主体による 農業経営・農業利用 ⑥地域で都市農業を 担える環境づくり	国立市 農業・農地を活かした まちづくり事業推進協議会 (2012 年 3 月) 「国立市農業・農地を活かした まちづくり事業実施計画」 小野淳、松澤龍、本木賢太郎著 「都市農業必携ガイド市民農 園・新規就農・企業参入で農の ある都市づくり」 (農文協 2016 年)
1-10	都市づくり (土地利用)	空き地・空き 家の有効活 用・地域の交 流拠点づく り	永川台自治会 (東久留米市)	■空き家の有効活用 地域内の空き家の庭を自治会が農園として整備 し、地域住民の交流を目的に活用している。野菜 の栽培は有志の地域住民が担う。所有者は固定資 産税を負担し、自治会には無償で貸し出してい る。農園で栽培した野菜は地域の無人販売所で販 売し、空き家の軒先では地域農業者による直売を 定期的に実施している。	民間：地域住民、 農業者等	②都市問題解決を意 図した農地利用・創出 ⑥地域で都市農業を 担える環境づくり	東久留米市「永川台自治会」 (2017.12 確認) http://www.city.higashikurumei.lg.jp/kurashi/kurashi/jichikai/1006319/1006343.html
1-11	都市づくり (土地利用)	土地活用対 策・住民交流 現場での課 題解決手法	一般社団法人 エリアアマネ メント南山 (稲城市)	■里山・農地等を活用した地域の魅力向上・コミ ュニティ形成 地権者有志が中心となり、居住者、NPO、自治 会、行政等が連携して設立された会員制の地域経 営組織で、区画整理事業を機に地域の魅力向上や コミュニティ形成を目的に取組を行う。その一つ として、土地所有者の土地活用対策等の課題解決 手法として、里山や農地を活用した収穫体験・音 楽イベント等を実施している。	民間：地域住民、 NPO、自治会、 農業者等 行政：稲城市	⑥地域で都市農業を 担える環境づくり	一般社団法人エリアアマネメン ト南山「平成 28 年度活動報告」 (2017)
1-12	都市づくり (土地利用)	個人宅・農地 の一般開放 による住民 同士の交流 促進	小平市 (小平市)	■個人宅庭の一般開放 個人の庭を一般に公開する「オープンガーデン」 に取り組んでいる。庭や花壇、収穫体験農園等が 一般開放されており、住民同士の交流も期待でき る。開放日や対象となる庭のマップは公開されて おり、開放日には住民が自由に散策できる。	民間：地域住民 、地域農業者、観 光まちづくり協 会等	⑥地域で都市農業を 担える環境づくり	小平市ホームページ「こだいら オープンガーデン」 (2018.01 確認) https://www.city.kodaira.tokyo.jp/kurashi/007/007479.html

行政分野 ※主要なもの	活用可能性 のある政策 課題	実施主体名 (地域)	事例名／取組概要	主な連携主体	参考となる視点	参照
【多摩地域以外】						
2-1 教育（アクティブラーニング・食育）	地域農家・地域高校・小学生の連携	福住地区まちづくり協議会・田舎暮らし体験住宅運営委員会（兵庫県篠山市）	■農業者と連携した農業体験プログラム 小学校1～6年生を対象とした親子参加型の通年の農業体験プログラムを提供している。講師は地域農業者や地域の農業科に通う高校生（兵庫県立篠山東雲高校）が担当。体験プログラムのほか、移住希望者や長期農業体験希望者向けに、1か月単位で借りることが可能な農家も提供する。 ■都市部の小学校向け食農教育プログラム 小学校中学年以上を対象に環境学習の出張授業を実施している。学校のカリキュラムに合わせ、収穫作業を組み込んだパッケージも提供可能であり、環境・貧困等の社会課題を食・農の切り口から読み解くことを目的としたプログラムを提供する。	行政：教育委員会等 学校：県立高校 民間：農業者等	⑤多様な主体による農業経営・農業利用 ⑥地域で都市農業を担える環境づくり	福住わだ家ホームページ（2017.12 確認） http://fukusumi-wadaya.com/school.html
2-2 教育（アクティブラーニング・食育）	社会課題学習を通じた学校教育との連携	NPO法人エーピーエスディ（東京都・神奈川県）	■日本初の公立『教育ファーム』¹⁵ 教育委員会が中心となって作成した「アグリ・スタディ・プログラム」を市所有の施設アグリパークにて実施している。同プログラムは新潟市教育ビジョンで掲げられた内容に基づいて作成されており、社会・理科等の教科を実践的に学ぶためや、総合的な学習の時間等で活用可能なプログラムを提供しており、学習と農業体験を結びつけた農業体験学習が行われている。 ※三大都市圏外だが、仕組みが参考となる事例	民間：地域農業者等	⑤多様な主体による農業経営・農業利用 ⑥地域で都市農業を担える環境づくり	エーピーエスディホームページ（2017.12 確認） http://www.apsd.or.jp/education/aboutus.html
2-3 教育（アクティブラーニング・食育）	行政主導の教育と農業の連携	新潟市（新潟県新潟市）	■日本初の公立『教育ファーム』¹⁵ 教育委員会が中心となって作成した「アグリ・スタディ・プログラム」を市所有の施設アグリパークにて実施している。同プログラムは新潟市教育ビジョンで掲げられた内容に基づいて作成されており、社会・理科等の教科を実践的に学ぶためや、総合的な学習の時間等で活用可能なプログラムを提供しており、学習と農業体験を結びつけた農業体験学習が行われている。 ※三大都市圏外だが、仕組みが参考となる事例	—	⑤多様な主体による農業経営・農業利用 ⑥地域で都市農業を担える環境づくり	新潟市アグリパークホームページ（2017.12 確認） http://www.niigata-aguri.com/program/program9.html

¹⁵ 「生産者（農林漁業者）の指導を受けながら、作物を育てるところから食べるところまで一貫した「本物体験」の機会を提供する取組」のこと。農林水産省「教育ファーム事例集」（2017.12 確認）http://www.maff.go.jp/syokuiku/s_edufarm/zireisyu/pdf/fam1.pdf より引用

2-4	福祉・都市づくり（孤立防止）	地域で孤立しがちな高齢者や障害者の交流拠点創出	豊中市社会福祉協議会（大阪府豊中市）	■農業を通じて高齢男性向けの交流の場創出 活動主体は高齢男性で構成された実行委員会である。都市型農園を拠点に、農業を通じて社会参加・地域福祉の担い手創出・高齢者の居場所づくりに取り組んでいる。活動する農園は地域住民の所有地（宅地）であり、参加者自身で農園整備、栽培～収穫、住民への販売を実施する。作業の多様性や日常的な関与が必要という農業の特徴を生かし、各参加者の能力等に適した参加が可能で、活発な交流を行っている。【詳細は98ページ参照】	行政：豊中市、豊中市社会福祉協議会 民間：地域住民、地域高齢男性等	②都市問題解決を意図した農地利用・創出 ⑤多様な主体による農業経営・農業利用 ⑥地域で都市農業を担える環境づくり ⑨都市住民の生命・生活を守る流通づくり	豊中市社会福祉協議会ホームページ（2017.12 確認） http://www.toyonaka-sha.kyo.or.jp/
2-5	健康（メンタルヘルス）・都市づくり（土地利用）	メンタルヘルスに課題を抱える人への支援策・遊休地の活用	NPO 法人 オーガニックライフコラボレーション（兵庫県神戸市）	■農作業を通じてメンタルヘルス改善 メンタルヘルス改善や社会復帰支援を目的に、耕作放棄地・遊休地を利用した、企業や個人向けの農作業体験プログラムを提供している。栽培した農産物は、近隣小売店や飲食店に販売している。	行政：農業委員会 民間：集落内の営農部、地域農業者、小売店、全国企業等	⑤多様な主体による農業経営・農業利用 ⑧多様な主体による食の拠点づくり ⑨都市住民の生命・生活を守る流通づくり	オーガニックライフコラボレーションホームページ（2017.12 確認） http://www.olic-net.com/
2-6	福祉（高齢者・障害者雇用）	高齢者・障害者雇用	NPO 法人 街かど福祉（大阪府西成区）	■園床シイタケ栽培による障害者雇用創出 大阪府西成区内の市が有する1,800㎡の遊休地を借り、ビニールハウスを設置して、園床しいたけの栽培を行う。働くのは高齢者や障害者である。消費地に近いため、輸送コストの削減や鮮度維持が可能であり、近隣の飲食店・小売店へ販売している。	行政：福祉関連部局、西成区等	⑤多様な主体による農業経営・農業利用 ⑧多様な主体による食の拠点づくり	NPO 法人 街かど福祉ホームページ（2017.12 確認） http://iwork-himawari.com/
2-7	農業振興（流通・担い手確保）	地域ニーズに応える栽培品目の選定・販路拡大（安定化）	さいたまヨロツパ野菜研究会（埼玉県さいたま市）	■イタリアン・フレンチ野菜の栽培・流通 地域飲食店からの洋野菜へのニーズを受け、それらの飲食店・若手農業者・種苗会社・行政が中心となり、洋野菜に特化して生産・流通させるための同研究会を2013年に設立した。年間約60品目を生産し、主に、連携する県内飲食店を顧客に有する業務用食品卸が受発注や配送を担っており、業務の効率化を図っている。限られた土地において、高付加価値で流通可能な仕組みを構築している。	行政（外 穀団体）：さいたま市産業創造財団（研究会の事務局） 民間：流通企業、種苗企業、県内飲食店等	⑦農業者がデザインする食の拠点づくり ⑧多様な主体による食の拠点づくり	さいたまヨロツパ野菜研究会ホームページ（2017.12 確認） https://saiyoroken.jimdo.com/ 農林水産省「農山漁村ナビ」ホームページ（2017.12 確認） http://www.nou-navi.maff.go.jp/case/detail/146/

2-8	農業振興（流通・情報発信）	都市農業の情報発信及び地産地消の促進	一般社団法人 神戸ファーマーズマーケット （兵庫県神戸市）	■マルシェを通じた都市ブランディング 農水産物のローカルブランディングのためのプラットフォームEAT LOCAL KOBEを構築し、神戸市内産の農産物を販売するファーマーズマーケットの開催や、地域内で購入可能な小売店の紹介等を行う。神戸市の「食都神戸 2020」構想（世界市場を見据えた食を通じた市のブランド戦略）の一環でもあり、神戸市の地産地消のライフスタイルの定着化を進める取組でもある。【詳細は96ページ参照】	行政：神戸市経済観光局農政部 農水産課等（主導） 民間：地域農業者、飲食店、小売店等	⑦農業者がデザインする食の拠点づくり ⑧多様な主体による食の拠点づくり	EAT LOCAL KOBE ホームページ（2017.12 確認） http://eatlocalkobe.org/
2-9	産業（社会的弱者の雇用）・福祉	社会的弱者の社会支援	株式会社えと菜園/NPO法人農スクール （神奈川県藤沢市）	■社会復帰支援・企業向け福利厚生 社会復帰を目的に、ホームレス・ニート等の人々に対して農業を指導している。農作業を通じて、心身の改善を図るとともに、他者との交流や社会との接点づくりを行い、就農の後押しまで行う。自治体向けの就労プログラムや、企業向けの研修体験プログラム等も提供している。	民間：土地所有者、ホームレス・ニート等の支援団体・機関等	⑤多様な主体による農業経営・農業利用 ⑥地域で都市農業を担える環境づくり ⑨都市住民の生命・生活を守る流通づくり	小島希世子「ホームレス農園：命をつなぐ「農」を作る！若き女性起業家の挑戦」河出書房新社（2014/10/24）
2-10	産業（異業種参入）	異業種参入の促進	石川建設株式会社 （静岡県磐田市）	■建設企業による農業経営塾の開講 企業が農業参入時において課題となる「技術習得や農地の確保、販売先の確保」等の解決に向けた実践的な指導を行う「いわた農業経営塾事業」を磐田市内の沿岸部の未利用農地にて実施している。同地区は市より「いわた農業経営塾」推進区域として指定されており、農業経営塾の開講を支援している。	行政：磐田市等 学校：県立農業高校等 民間：農業生産法人	②都市問題解決を意図した農地利用・創出 ⑤多様な主体による農業経営・農業利用	石川建設株式会社ホームページ（2017.12 確認） https://www.ishikawa-onstool.jp/consulting/agriculture/farming/ 磐田市「磐田市で推進する内陸フロンティア推進区域の内容」ホームページ（2017.12 確認） https://www.city.iwata.shizuoka.jp/shisei/nairikufronter/pdf/nai004_003.pdf
2-11	産業（観光）	異業種参入の促進、農業の魅力向上	KCJ GROUP 株式会社 （千葉県柏市）	■異業種による都市型農園活用 子ども向けの職業・社会体験施設事業である「キッチンシア」の企画・開発・運営を手掛ける企業が、食を通じて地域活性化を目的に、レストランやカフェ併設の体験型農園で、農業体験、料理人との交流、農園ウェディング等の場を提供する。	民間：都市住民（講師）等	⑤多様な主体による農業経営・農業利用 ⑧多様な主体による食の拠点づくり	オークビレッジ柏の葉ホームページ（2017.12 確認） http://www.ov-k.jp/oakv/

2-12	文化（交流の場創出）・健康（企業福利厚生）	都市農地を活用したサービス提供による収益性最大化	株式会社キムファーム神戸（兵庫県神戸市）	■農地を活用した多様なサービス提供 農地における婚活、同農地で収穫された野菜調理のための施設の開放、効果的な組織づくりの手法であるチームビルディングのためのカリキュラム提供等を実施する。福利厚生サービスとして、企業の親睦イベントや農作業体験の実施が可能であり、市内の飲食店や青果販売店への出荷も実施する。農業者向けの販路拡大・人材育成サービスも提供する等多様な事業を展開する。	行政：KOBEにさんかくPROJECT事業参画（経済観光局農政部）民間：各種企業、地域農家等	④貸借を生かした農家の経営規模拡大 ⑦農業者がデザインする食の拠点づくり	株式会社キムファームホームページ（2017.12 確認） http://www.calfarm-kobe.com/
2-13	環境（都市景観）・農業振興（高付加価値）	農業景観の創出・農業の6次産業化・高付加価値化	一般財団法人神戸市の公社（兵庫県神戸市）	■神戸ワインの生産・ブランド化 市立の都市農業公園を農業学習のためのみに活用するのではなく、農業区画をブドウ園にし、ワインナリー化することで新たな都市農業公園の価値を創出している。商品化したワインは神戸ワインとして市内を中心に小売店で販売されており、ワインを通じて都市農業・都市農業公園のPRを行っている。	行政：※市から農業関連施設の管理・運営業務を受託	①緑と融合した農的利用空間の創出 ⑦農業者がデザインする食の拠点づくり ⑧多様な主体による食の拠点づくり	神戸ワイナリー農業公園ホームページ（2017.12 確認） http://www.kobewinery.or.jp/
2-14	都市づくり（都市計画）	農地隣接しストランの設置	白石農園（東京都練馬区）	■白石農園・レストランLa毛利 農地所有者は農産物の生産のほか、農業体験農園において、農業知識のない生徒に農業技術の指導等を実施している。同農園が所有する農地（生産緑地）に隣接したレストランは、近隣で飲食店を営んでいたシェフが開業したもので、白石農園で収穫された農作物を使用したメニューを提供している。	行政：練馬区民間：シェフ	⑦農業者がデザインする食の拠点づくり	白石農園ホームページ（2017.12 確認） http://shiraishifarm.blog.so-net.ne.jp/
2-15	都市づくり（防災）	災害時の円滑な対応のための定期的な訓練・交流	加藤義松氏（農家）（東京都練馬区）	■農業体験農園における防災訓練の実施 1996年に農業体験農園を開園し、これまでに約150名が入塾している。農地所有者である農業者が耕作における主導権や経営・管理責任を有しており、町内会と連携して、地域の防災訓練（炊き出し等）を主導している。	行政：練馬区都市農業、防災担当等民間：地域住民等	⑤多様な主体による農業経営・農業利用 ⑨都市住民の生命・生活を守る流通づくり	緑と農の体験塾ホームページ（2018.01 確認） http://midoritonou.main.jp/

2-16	都市づくり (防災・土地 利用)	農地の保 全・行政に よる維持管 理	横浜市 (神奈川県 横浜市)	■農園付公園の整備 横浜みどりアップ計画の中の「農とふれあう場づ くり事業」の一環で、維持管理が困難な農地等を 土地所有者から買取り又は借り受け、市民が農に 触れ合える都市公園である農園付公園を整備し ている。【詳細は 101 ページ参照】	民間：地域農業 者等	①緑と融合した農的 利用空間の創出 ⑤多様な主体による 農業経営・農業利用	横浜市環境創造局ホームページ (2018.01 確認) http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/
2-17	都市づくり (土地利用) ・文化(交 流)	都市部の空 きスペース の有効活用	柏市 公園緑政課 (千葉県 柏市)	■多様な土地を活用した交流拠点の整備 樹林地や空き地等のオープンスペースや個人宅 の庭を対象に、貸与希望者と利用希望者を行政が 仲介するカシニワ制度に取り組んでいる。借りた 土地では、木や花の植栽や農園としての使用、交 流イベントの開催等が可能である。市のホームペ ージ等を通じて情報を公開しており、みどりの保 全・創出、都市内の新たな交流拠点の創出を目的 に実施している。	行政：都市部公 園緑政課 民間：土地所有 者、自治会・N PO等	①緑と融合した農的 利用空間の創出 ⑤多様な主体による 農業経営・農業利用	柏市ホームページ「カシニワ制 度とは？」(2017.12 確認) http://www.city.kashiwa.lg.jp/soshiki/110600/p006771.html
2-18	都市づくり (土地利用)	農地の収益 性向上	株式会社 アグリメデ ィア (本社：東京 都新宿区、自 社農園神奈 川県足柄上 郡)	■サポート・道具付きの貸農園 農地・遊休地を誰でも気軽に農業と触れることが できる「シェア畑」として再生し、住民向けに農 作業の場と農業指導のサポート付きサービスを 提供している。農業者や野菜づくり経験のある菜 園アドバイザーが農業指導を担う。また、就農希 望者の訓練や、趣味、アルバイト等多様な目的を 持つ市民が参加可能な農業専門求人プラットフォーム を提供するファームヘルプ事業も実施し ている。	行政：受託業務 等で連携 民間：全国農協 観光協会、地域 農家、他分野の 事業者	④貸借を生かした農 家の経営規模拡大 ⑤多様な主体による 農業経営・農業利用	アグリメディアホームページ (2017.12 確認) http://agrimedia.jp/
2-19	都市づくり (土地利用)	農業の担い 手不足を解 決する仕組 みづくり・ 耕作放棄地 の活用	株式会社マ イファーム (本社：京都 府京都市)	■貸農園サービスの管理・指導支援 耕作放棄地の活用と農業の担い手創出を目的に 体験農園事業等を実施している。営農が困難とな った土地所有者等を対象に、体験農園開設の支援 (栽培管理、集客、道具提供等)を実施し、管理・ 指導付きの体験農園の開園を支援する。現在の体 験農園は全国 80 カ所以上であり、農園開設支援 のビジネスモデルをつくりあげている。	民間：土地所有 者、地域農家等	④貸借を生かした農 家の経営規模拡大 ⑤多様な主体による 農業経営・農業利用	マイファームホームページ (2017.12 確認) http://myfarm.co.jp/company/

2-20	都市づくり (魅力向上)	農による地 域（居住施 設）付加価 値向上	株式会社 ランジョイ (東京都千 代田区)	■集合住宅向けコミュニティ形成プログラムの 提供 集合住宅居住者同士のコミュニティ形成支援を 目的に、居住者向けの収容体験、農業ツアー、マ ルシェ等を開催している。	民間：宅配ボッ クス・ロッカー 企業等	⑤多様な主体による 農業経営・農業利用 ⑧多様な主体による 食の拠点づくり	株式会社ランジョイホームペ ージ (2017.12 確認) http://lanjoy.jp/mspicnic/
2-21	都市づくり (緑地保全)	緑地の評価 による保全	川崎市 (神奈川県 川崎市)	■緑地の保全優先度の分類 独自の緑地保全制度を導入し、緑地ごとに緑地総 合評価を行った結果を「緑地保全カルテ」として 作成している。面積、土地の形状、市民利用可能 度、生態系等の機能維持度等から、評価が高いも のはできるだけ早期に保全しレベルの高い緑地に 促す取組を実施する。	—	①緑と融合した農的 利用空間の創出	川崎市「川崎市の緑地保全制度 について」 (2018.01 確認) http://www.city.kawasaki.j p/kurashi/category/26-8- 17-2-0-0-0-0-0-0-Q.html
2-22	都市づくり (まちづく り)	都市部の空 きスペース の有効活用	千葉大学園 芸学部等 (千葉県 松戸市)	■食べられる景観づくり 住宅前や空き地のスペースなど、沿道にある小さ なスペースに持ち運び可能なフェルトプラント ーを設置し、住民がそこで野菜を育てる。住民同 士の交流が促進されることで、予防的セーフティ ネットワークを構築し、安心して暮らせるまちづ くりをめざす。2016 年からは、JR 松戸駅から 千葉大学に至る 1 km の道路沿いの住民に働き かけ、これまでに約 100 個のプラントナーが設置さ れている。	民間：地域住民、 まちづくり関連 企業、不動産仲 介企業等 学校：大学研究 室	⑥地域で都市農業を 担える環境づくり ⑨都市住民の生命・生 活を守る流通づくり	エディブルウェイホームペー ージ (2018.01 確認) http://edibleway.org/index. html

資料) 各種資料より三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

4-2. 事例調査の結果要旨

① 連携分野について

都市農業の取組では、農業振興や担い手の確保、都市農業に関する情報発信を目的とした取組のほか、食育や環境教育（教育分野）、社会的弱者の雇用や生きがいづくり（福祉分野）、資源循環（環境分野）、防災や景観形成、土地利用や都市計画に関連した取組（まちづくり）等の他分野との連携事例が確認できた。

1) 教育分野

地域農産物への理解の醸成を促すための食育や、農業・農作業そのものを学ぶことができる取組のほか、食や緑として捉え、食料問題や環境問題といった世界規模の社会課題に対する関心を高めるための取組もみられる。

2) 福祉分野

地域の障害者・ニート等の社会復帰や雇用に資する取組のほか、高齢者を含む地域内で孤立しがちな住民の生きがいや健康づくりの一環として取り組む事例がみられる。特に、農作業は水やりから管理・収穫まで、人々の身体の状態や専門知識に合わせた多様な作業があり、作業を通じた他者との交流に着目した事例も多くみられる。そのほか、自然との触れ合いを通じた、メンタルヘルスに対する好影響を評価し、それを活用する事例もみられる。

3) 文化・観光・交流分野

地域の魅力向上に資する取組のほか、市民の交流拠点や新たな観光拠点として農地の保全や活用がなされている取組も多くみられた。

4) 環境分野

人口が密集しているからこそ取り組むことのできる、地域内の資源循環の仕組み構築のために、農地を活用している事例が多くみられる。

5) まちづくり

都市における希少な緑の空間としての景観形成や、地域内の空き地・遊休地の活用や、都市に必要な防災拠点への利用がみられる。

6) まとめ

このように、他分野との連携がみられる事例は、取組目的を社会課題の解決としている事例が多い。多様な機能を有する農業・農地だからこそ、多様な分野との連携の可能性や

柔軟性が高く、積極的な活用がなされていると考えられる。

② 取組主体について

取組主体については、地域で農地を有する農業者のほか、農業サービス提供企業、行政、NPO、他分野からの参入企業・団体、市民による有志団体等が主要な主体として確認できた。

農業者の場合は、農地を活用しながら、農業体験農園等の農業に関する知見や技術をサービスとして提供する取組、農産物の供給・流通の仕組みへの工夫がみられる取組等が主要な取組として見られた。

行政や NPO、有志団体等は、防災、福祉、教育、環境、空き地利用等の社会課題の解決を主な目的とした取組や、地域への誘客のためのアグリツーリズム等の取組が多くみられる。農業サービス企業の場合は、農地が有する機能を最大限活用する取組や、遊休地の活用や担い手不足の解決を支援する等の取組がみられる。

異業種からの参入企業の場合は、農業振興のみでなく、本業への波及効果を期待し、既存ノウハウを活用した新事業としての取組が中心であり、新規市場の開拓の可能性や本業への付加価値づけとして活用されている例が多くみられた。

4-3. 都市農業事例のヒアリング調査

(1) ヒアリング先選定の視点

自治体アンケート調査結果を踏まえ、83 ページで収集した都市農業事例のロングリストの中から、多摩地域と立地特性や農地を取り巻く状況が類似している地域や多摩地域において今後取組意向が強い分野・内容について、先進的に取り組む地域・団体を訪問した。

自治体アンケート調査によると、自治体の重点政策分野として位置づけられているものの、農業振興施策においては連携があまり進んでいない分野として、「障害者福祉」、「交通・物流」、「シティプロモーション・ブランディング」があげられた。（該当アンケート結果の詳細は 122 ページ参照）また、都市計画部局において、特定の機能を評価し保全する農地としては、「防災機能」・「良好な景観の形成の機能」があげられた（該当アンケート結果の詳細は 141 ページ参照）。これらは、今後農業振興部局とのさらなる連携推進にあたっては重要な取組分野になるといえる。加えて、都市農地の利用に関して、農業関係者以外で問い合わせを受けた割合が高いのが、「高齢者に係わる福祉法人」・「障害者に係わる福祉法人」であり、福祉法人からの利用意向が高いこともわかった。（該当アンケート結果の詳細は 110 ページ参照）

先進事例調査では、これら取組意向の高い分野において、連携した取組がみられる事例を中心に訪問し、今後多摩地域において都市農業を施策に反映していくために必要な視点や参考となる点を調査した。

図表 91 先進事例ヒアリング調査の実施先一覧

分類	実施先・実施日（2017 年中に実施）
先進事例	社会福祉法人豊中市社会福祉協議会 福祉推進室 【10 月 17 日】
	神戸市経済観光局農政部農水産課 【10 月 18 日】
	横浜市みどりアップ推進部みどりアップ推進課／農業振興課 【10 月 25 日】

(2) 都市農業ヒアリング調査の結果

① EAT LOCAL KOBE（神戸市 経済観光局 農政部 農水産課）

1) 都市農業の概要

2015 年度（平成 27 年度）の神戸市内の農業産出額は約 183 億円で、2015 年（平成 27 年）8 月 1 日時点の農家世帯数は約 6,000 戸であり、総世帯数の 0.8%となっている¹⁶。また、経営耕地面積は約 5,153ha であり、市街化区域内農地は約 210ha（うち、生産緑地約 106ha）である。

図表 92【資料】（左）ファーマーズマーケット開催時の様子（右）出店者紹介ページ

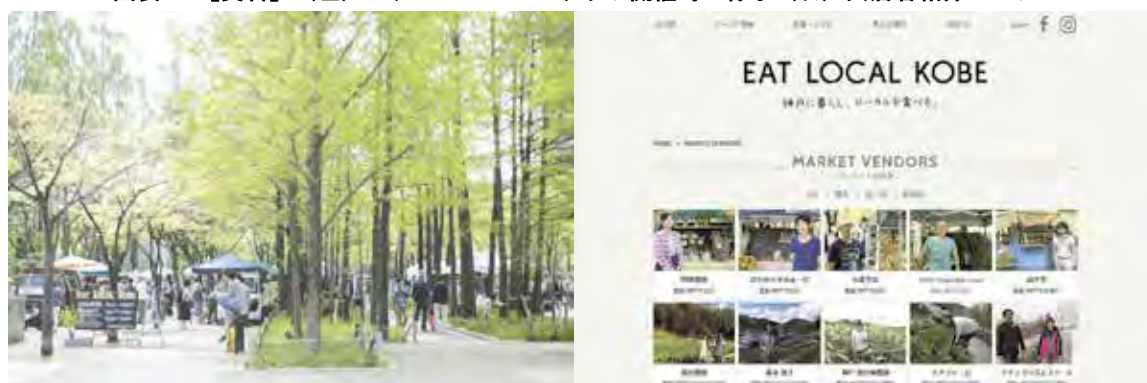


写真) EAT LOCAL KOBE ウェブサイト (2017.12 確認) <http://eatlocalkobe.org/>より引用

2) 取組概要

神戸市では、「新しい食文化の発信地として、世界の人々が集い、食で賑わう街になること」を目的に、農水産物のブランド化や、海外への輸出、神戸らしい新たな食の開発などを進め、神戸市を「世界に誇る食文化の都」とすることを都市戦略とした「食都神戸 2020」を掲げ、2015 年度（平成 27 年度）より様々な取組を進めている。

この取組の一環として始められたのが、神戸市内の地産地消の拡大と定着化をめざした「EAT LOCAL KOBE（イートローカル神戸）」である。EAT LOCAL KOBE では、市民と農漁業者のコミュニケーションの輪を広げ、地産地消を楽しむライフスタイルの定着に向けたプラットフォームとして、市内で生産されている季節の食材等について、誰が作っているのか、どこで買えるのかをわかりやすくウェブサイトで情報発信するとともに、シンボルマーク、ポスター等を通じて、神戸市の食の紹介等のプロモーションを行うほか、消費者と生産者が直接交流できるファーマーズマーケットの定期開催等を行っている。

ファーマーズマーケットを開始した経緯としては、以前より、神戸の農漁業の情報発信のために開催を検討していたところ、同時期に他部署において、神戸市が管理している「東遊園地¹⁷」利活用に向けた社会実験を行うこととなり、そこで試験的に開催したことが大き

¹⁶ 神戸市経済観光局「平成 29 年度神戸市農漁業の現況事業概要資料編」

¹⁷ 明治時代に開設されており、都市公園として神戸市が管理している。現在、再整備に向けた検討が進められている。

なきっかけとなっている。

ファーマーズマーケットはEAT LOCAL KOBEの重要な取組の柱であり、原則、生産者自身が出展・販売する。出展に関する制約条件は設けず、取組のコンセプト・目的を共有することを重視している。開催に関しては、定期的に行うことと、木陰で実施する、マーケットの統一性を図る（商品レイアウト、テントの統一、昇り旗、はっぴ禁止）等、居心地の良い空間作りを行うことを重視しており、また、ファーマーズマーケット以外にも、暮らしの学校（農漁業者との交流イベント）やファームビジット（農漁業現場の訪問、体験）をあわせて行うことで、一過性のイベントに終わらせず、EAT LOCAL KOBEのコンセプトイメージを作り上げ、住民に定着させていくための工夫もみられる。

また、もう一つの重要な取組であるウェブサイト「EAT LOCAL KOBE～神戸に暮らし、ローカルを食べる～」では、単なる農産物や食品の紹介ではなく、生産者や加工・販売事業者等の神戸市の食農業関係者を紹介する情報を発信することで、新たなライフスタイルとして「地産地消を楽しむ」ことを提案して、住民に訴求する内容としている点が特徴である。関係者の情報だけでなく、ファーマーズマーケットの利用者の視点から取組の良さを伝える記事の発信や、市内農産物が購入できる場所の情報もあわせて発信している。

3) 実施体制

行政主導で始まった取組であるが、立ち上げ時から民間事業者と連携して作り上げた取組であり、主な運営は、事業実施に向けて立ち上げた「一般社団法人神戸ファーマーズマーケット」が行っている。同団体は、東遊園地の利活用の検討に関わっていたメンバーでもある不動産経営者、飲食関連事業者、婦人会会長が中心となっている。行政が主導する取組の多くは対象業界の協同組合が参画するケースが多い中で、当取組は団体での参画はみられず、新たなトレンドを作り上げることのできる個人に焦点をあて、取組体制の中心に据えている点が特徴となっている。

4) 自治体の役割・参考となる視点

EAT LOCAL KOBEの運営については、民間主導にする必要があると考えていることから、神戸市は一般社団法人の活動には関与していない。あくまでも、立ち上げや広報の支援に注力しており、運営には基本的に関与しない。普及にあたっては、取組を通じてコンセプト作りの工夫点等を示すことにより、賛同した地域住民が独自の取組を作っていく・広げていくことを期待している。また、当取組においては、開催場所が国有地であることから、行政は使用許諾手続き等ファーマーズマーケットの円滑な開催に向けた支援などにおいて、重要な役割を果たしている。

② 豊中あぐり（豊中市社会福祉協議会）

1) 都市農業の概要

2015 年度（平成 27 年度）の豊中市の農家総数は 275 戸であり、うち、自給的農家が約 72%（199 件）と多くを占め、専業農家は約 0.5%（15 戸）、兼業農家（第 1 種・第 2 種）は約 22%（61 戸）である¹⁸。販売農家（専業農家・兼業農家）が所有する耕地面積は約 59ha であり、市総面積の約 0.2%である。なお、2016 年 11 月時点の生産緑地面積は 38.84ha となっている¹⁹。

2) 取組概要

豊中あぐりは、都市住民の地域との関わりの希薄化が進む中で、地域における孤立を防ぐために、都市型農園を拠点に、人と人とのつながり、ふれあい、認め合い、支え合う共有空間（コモンズ）を創造することで、社会参加を促進し、地域福祉の担い手づくりをめざす取組である。特に、地域内では高齢男性の孤立が進むとともに、団塊の世代の大量退職を受けた地域における高齢男性の介護予防が大きな課題となっていたことから、居場所づくりや社会参加の促進のために開始した。高齢男性を対象とした菜園での農作業と、ボランティア養成に向けた地域福祉に関する講座の開催（豊中あぐり塾）や収穫体験、地産地消イベント等の多様な活動に取り組む。参加者のみで楽しむだけではなく、収穫した農産物の販売や、子ども食堂への食材提供、小学校へのさつまいも植え方講座の実施など、地域住民との連携も意識した取組を展開している。

居場所づくりの手法として、当初から地域課題の解決に農業を活用するという構想を抱いていた訳ではなく、2014 年頃に管理運営を豊中市社会福祉協議会（以下、豊中市社協）が担う市役所所有の花壇で、実験的に冬野菜を栽培したことが取組のきっかけとなっている。実験的な栽培を通じて、野菜作りは毎日誰かが訪れ、水やり等の世話をする必要がある。そのため、継続的な活動となり、仲間づくりにつながるとともに、責任感を感じながら取り組むことができることに気づき、農業を活用することの可能性を感じていた。そうした時に、所有地を「地域住民のために役立ててほしい」と考える地域住民から、利便性の良い土地（宅地）を無償で借り受けることができたため、取組を開始した。豊中市社協は、生産・収穫というすぐに成果が見える点や、栽培した野菜が人の手に渡ることで、参加者が喜びを感じやすいという点が農業の利点であると考えている。また、農業は農園づくり、栽培・水やり・草取り等の作業、収穫物の調理など、様々な参画の可能性があり、個人の持つ多様なスキルや手法を活用でき、参画しやすい点も福祉との連携に適していると考えている。こうした活動をきっかけとして、地域の実情を学び、新たな地域活動の担

¹⁸ 豊中市「平成 28 年豊中市統計書」（2017）

¹⁹ 豊中市「生産緑地地区変換表（平成 28 年 11 月 25 日版）」（2018.01 確認）

https://www.city.toyonaka.osaka.jp/machi/toshikeikaku/toyonaka_tokei/tochiriyoukeikaku/seisanryokuti.files/seiryoku-hensen20170727.pdf

い手につながっている点も取組上での利点として捉えている。

図表 93【参考】豊中あぐり これまでの歩み・活動（パンフレット）



資料）豊中市社会福祉協議会「豊中あぐりパンフレット」より抜粋

3) 実施体制

豊中あぐりの実施主体は豊中市社協であり、その中に豊中あぐりのプロジェクト運営委員会を設置している。運営委員会には、老人クラブ等の高齢者団体、活動する土地周辺地区の民生委員、地区社協の会長、地元代表等のボランティアに加え、環境関連のNPO団体や小売商業団体連合会等の自然環境・農業の経験者が参画する。運営委員会では、地域説明や、土づくり、高齢者への呼びかけ、収穫物の販売や商品化等の企画や方針を検討しており、同体制があることで、多様な事業に取り組むことが可能となっている。

主な活動日は曜日で定められており、豊中市社協は定期的集まる機会を提供するほか、その他の曜日は参加者による実行委員会で作業当番を決定し、自主的に活動する。実行委員会は、運営委員会の下部組織であり、同事業に参加する高齢男性で構成されている。

豊中市社協が開催する豊中あぐりの活動では、福祉への理解を深めるための講座（座学中心）の定期開催（豊中あぐり塾）や、地域住民と交流を行う各種イベントも実施する。農園の特徴として、市民農園のような区画割ではなく、他人とコミュニケーションを取ることを目的としていることから、菜園全体を全員で管理・運営する協働ファーム形式を採用している。また、収穫物の多くは地域住民に対して販売を行っているが、参加者個人の利益にするのではなく、自立した取組となるよう、全体の活動費として使用している。

4) 自治体の役割・参考となる視点

開始にあたって、まずは、近隣住民から理解を得ることを重視した。住宅地の中で農作業を行うことの景観の変化や、地区住民以外の人々の頻繁な出入り、農作業に伴う虫の発生等、都市内の農園特有の影響が想定されとの意見が出たことから、近隣宅と接している境界には、ラティスと植木を設置する等、景観を保全するための具体的な対策を行った。また参加者の判別が可能となるように必ずビブス（参加者を示す専用ベスト）を着用した上で作業に取り組むこととした。加えて、農園の維持管理を行う運営会議を設置し、近隣住民にも参加してもらうことで、円滑なコミュニケーションを可能とした。なお、豊中市からは、公園みどり推進課より景観改善のための植木を提供してもらう等の協力を得ている。

今後は、高齢男性のみでなく、豊中あぐりを活用した、ひきこもりの若者が就農するための仕組みづくりや、障害者の参加が可能な仕組みづくりの検討を行う。

③ 農園付公園事業（横浜市みどりアップ推進部みどりアップ推進課）

1) 都市農業の概要

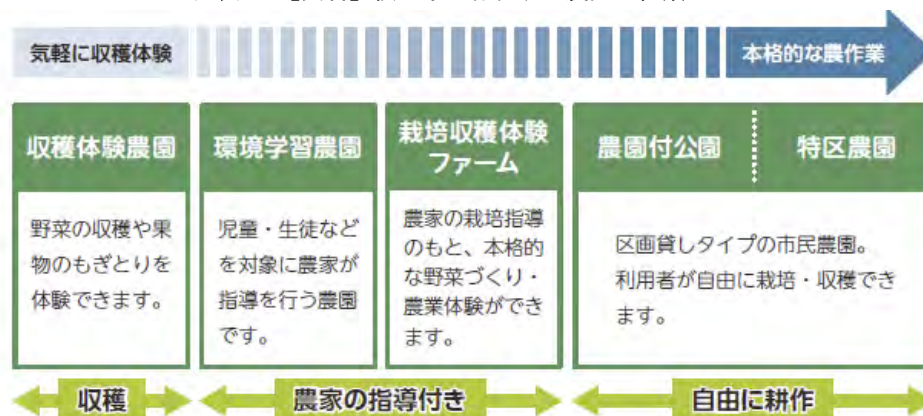
2015 年（平成 27 年）2 月 1 日時点の横浜市の総農家数は 3,451 戸であり、うち、1,422 戸が自給的農家、2029 戸が販売農家である²⁰。販売農家の所有する経営耕地面積は 1,639ha であり、自給的農家が所有する経営耕地面積は 238ha で、合わせて 1,878ha となっている。2017 年（平成 29 年）12 月 5 日時点での生産緑地地区の指定面積は 288.9ha である²¹。

2) 取組概要

横浜市では、2009 年度（平成 21 年度）に横浜みどり税²²を財源の一部とする重点的な取組を定めた「横浜みどりアップ計画」を策定した。本計画策定後は、農の風景を守るため、農家がやむを得ず農地を手放さざるを得ない際に、借地公園制度の活用（農園付公園整備事業）又は買取り（市民農園用地取得事業）により、農園付公園²³（都市公園）として整備する事業を実施し、2017 年（平成 29 年）末までに 9 カ所が公開されている。

農園付公園は、公園として整備する以上は、短期的ではなく、持続的な利用を確保する必要があること、また相続等による所有者のやむを得ない事由によるため、市の買取りが多い。対象となる農地のうち、「横浜市水と緑の基本計画」で定められた市内で緑が多く残る重点保全地区（10 大拠点）内や周縁部にて、他の緑地とあわせて連続した緑地を確保できる農地が農園付公園の主な候補地となる。そのため、農地だけでなく周辺の樹林地等と一体的に公園として整備した事例もある。

図表 94【資料】横浜市に存在する農園の種類について



資料）横浜市「横浜みどりアップ計画（計画期間：平成 26—30 年度）」（2013）より抜粋

²⁰ 横浜市政策局総務部統計情報課「2015 年農林業センサス結果報告 統計表 結果の概要」（2017.12 確認）
<http://www.city.yokohama.lg.jp/ex/stat/census/nocen1502/pdf/honbun.pdf>

²¹ 横浜市ホームページ「生産緑地地区」（2017.12 確認）<http://www.city.yokohama.lg.jp/kankyo/nousan/ryokuchi/>

²² 所有者による緑地保有の支援、相続等やむを得ない場合の買取りなど、緑豊かなまちの形成に向けた取組の財源として、2009 年度（平成 21 年度）から実施している独自税

²³ 土地所有者による維持管理が難しくなった農地等を、市が買い取るなどして、市民が農作業を楽しめる農園を主とした都市公園として整備。横浜みどりアップ計画に位置づけられた事業で整備推進

一般的な農地と大きく異なる点として、都市公園として公共性が高い土地活用を行う必要があるため、全体を農園とするのではなく、敷地内に広場や遊具等を設けた公園部分を併設するなどの工夫が必要となる。運営にあたっては、指定管理者制度を採用し、受託事業者は、公園管理に係る知見が必要なため、農業生産法人が担うケースはない。

さらに、横浜市では、市内産農畜産物等のブランド化を推進する取組の一つとして、「横浜農場」を掲げている。「横浜農場」とは、意欲的な生産者や多彩な農畜産物、農景観など、身近に魅力ある農が存在する横浜を PR していくための総称である。生産者、事業者、市民（消費者）、行政が各々取組を進めながら連携し、市内産農畜産物等の積極的な利用を進め、その魅力を発信することで市内外や観光客にも浸透し、横浜の食や農が都市の魅力の一つとなり、生産者にも還元されることを期待している。「横浜農場」は、特定の農畜産物品目を指すのではなく、市内産農畜産物全体の知名度・付加価値向上をめざしており、従来の品目別のブランド（浜なし、はまポーク等）も総括した形になっている。市内産の農畜産物自体をブランド化していくための名称でもあるが、市内に農地が多く存在することや、食や農に関する体験の場があること等を伝えるためのキャッチフレーズでもある。

3) 自治体の役割・参考となる視点

横浜市では、都市計画に係る担当課と農業振興に係る担当課が、同じみどりアップ推進部に属している。そのため農地については、まずは農業として振興・保全し、農業として継続が困難になった場合には、農地・緑地として保全していくという共通認識のもと取組が行われている。そうしたことから緑地保全のための財源である横浜みどり税を農園付公園の財源にも活用できているという背景がある。みどり税の課税方式は、住民税の均等割上乗せであり、市民1人あたり年間900円の負担である（2017年度現在）。

2015年（平成27年）には横浜市の都市農業における地産地消の推進等に関する条例が施行され、その中で市内産農畜産物等のブランド化を推進、発信していくために、各者が役割分担をして取り組むべき項目が示されている。また、地産地消の取組は、分野横断的に担当部署がまたがる内容が多いことから、横浜市では、農業振興課が中心となり、庁内で連携しながら取り組んでいる。庁内において、健康や福祉、教育、経済、観光等、食に関わる部局が構成員となり地産地消に係る庁内推進会議を設置しており、情報共有を行う等他分野と連携していくための地盤がある。こうした会議等も活用しながら、2016年（平成28年）には、横浜市の農畜産物等のブランド化に向けた検討を進め、「横浜市の農畜産物等のブランド化に向けたプロモーションの取組について」を取りまとめ、公表した。

II. アンケート調査

1 多摩地域自治体向けアンケート

1-1. 調査概要

(1) 調査の目的

多摩地域の市街化区域（及び区域内の農地）を有する 28 市町を対象に、各政策分野における都市農地の活用状況や今後の活用意向を明らかにすることを目的に実施した。

(2) 調査の対象

多摩地域の市街化区域（及び区域内の農地）を有する 28 市町それぞれの、企画部局・農業振興部局・都市計画部局を対象とした。

(3) 調査の手法と調査時期

メールにて発信・回収。2017 年 8 月～9 月に実施した。

(4) 調査項目

【企画部局向け調査票】

- ・各政策分野での「都市農地」を活用する施策の実施状況や実施意向
- ・自治体の重要政策分野

【農業振興部局向け調査票】

- ・農業振興施策のうち、農業振興分野以外の政策分野と連携して実施している施策の有無
- ・農業委員会による農地斡旋の有無
- ・2022 年に買取り申出が可能となる生産緑地への対応意向 等

【都市計画部局向け調査票】

- ・都市農業振興基本法の制定に伴う都市計画法の制度改正を受け、又は都市農地の活用を企図して新たに都市計画手続きの変更を予定しているか
- ・今後の農地を活用したまちづくりの課題や懸念について 等

(5) 回収率

多摩地域 28 市町	発信数	回答数	回答率
企画部局	28	28	100%
農業振興部局	28	28	100%
都市計画部局	28	28	100%

なお1-2. 調査の結果では、全自治体を対象とした単純集計に加え、地域グループごとにクロス集計を行い、特徴のあったクロス集計結果については掲載をしている。地域グループは以下のとおりである。

図表 95 農業・農地の特徴分析に基づく多摩地域の自治体の分類（再掲）

分類	特徴と基本的な方向性	該当自治体
A	【特徴】 ・市域のほぼ全てが市街化区域。公示地価も高水準の住宅地 ・農地面積比率は5%前後で、100haを下回る水準（生産緑地は50ha前後の規模） ・販売農家は100戸以下であり、後継者のいない販売農家の割合は3割前後と比較的少ない。農業産出額は2～3億円程度 【基本的な今後の方向性】 ・高価格帯の住宅地にわずかに残る農地をどう活用し、都市のブランドや暮らしの豊かさを創出していくのが鍵となる。 ・その際、都市農地・都市農業（農業産出額）ともに小規模であることから、産業規模拡大のみを目標としない、政策課題解決型の都市農業施策の展開が求められる。	武蔵野市 小金井市 国立市 狛江市
B	【特徴】 ・市域のほぼ全てが市街化区域。公示地価も高水準の住宅地 ・農地面積比率は10%前後で、150ha規模の農地面積を有する。生産緑地も100haを越える規模で存在 ・販売農家は150～200戸前後であり、後継者のいない販売農家の割合は3割程度と比較的少ない。農業産出額は6～10億円程度 【基本的な今後の方向性】 ・高価格帯の住宅地とともに、一定規模の農地と産業としての農業が残る都市であり、これらの地域資源をどう活用し、都市のブランドや暮らしの豊かさを創出していくのが鍵となる。 ・その際、健在の農業を軸とした地域内の経済循環、資源循環を生み出しながら、政策課題解決にも貢献していく都市農業施策が求められる。	三鷹市 調布市 西東京市 国分寺市 府中市
C	【特徴】 ・市域のほとんどが市街化区域。公示地価は多摩地域の平均水準 ・農地面積比率は10～20%程度であり、200ha前後の農地面積を有する。生産緑地も100haを越える規模で存在 ・販売農家は150～250戸前後であり、後継者のいない販売農家の割合は4割前後である。農業産出額は9～13億円程度 【基本的な今後の方向性】 ・基本的な方向性はBに近いが、より多い農地や大きな産業規模を活かした政策展開（農業経営、農業振興施策）が求められる。後継者のいない販売農家の割合がやや高い水準であることも踏まえ、市民と連携した担い手の確保や、生産緑地の貸借等を通じた意欲的な都市農業者の経営規模拡大支援、新規就業支援も重要な取組となる。	東久留米市 小平市 立川市 清瀬市 稲城市 東村山市 日野市
D	【特徴】 ・市域の多くは市街化区域であり、市街化調整区域に農地は存在しない。公示地価は多摩地域の平均を下回る水準（Aの半額程度） ・農地面積比率は5%以下で、100haを大きく下回る水準 ・販売農家は100戸以下であり、後継者のいない販売農家の割合は4～5割程度と高い水準の自治体が多い。農業産出額は1～3億円程度	昭島市 東大和市 多摩市 福生市 羽村市

	【基本的な今後の方向性】 ・住宅地にわずかに残る農地をどう活用し、都市の新たな魅力づくりや暮らしの豊かさ（移住・来訪者人口増）を図っていくかが鍵となる。 ・その際、都市農地・都市農業（農業産出額）ともに小規模であることから、産業規模拡大のみを目標としない、政策課題解決型の都市農業施策の展開が求められる。	
E	【特徴】 ・中心市街地（市街化区域）がある一方、山林もある地域。農地面積比率は5～10%前後であるが、農地面積は200～800haと大規模である。市街化区域、市街化調整区域のいずれにも大きな農地面積を有する。 ・販売農家は200～400戸前後であり、後継者のいない販売農家の割合は5割程度と高い。農業産出額は5～25億円程度 【基本的な今後の方向性】 ・市街化区域の農地から市街化調整区域の農地まで、幅広い農業が存在する都市。農業の産業規模も大きい、後継者問題を抱えているため、都市住民との連携による農業経営や、生産緑地の貸借等を通じた意欲的な都市農業者の経営規模拡大、新規就業者の確保・育成が急務となる。 ・その際、健在の農業を軸とした地域内の経済循環、資源循環を生み出しながら、政策課題解決にも貢献していく都市農業施策が求められる。	八王子市 町田市 青梅市 あきる野市 武蔵村山市
F	【特徴】 ・市域の半分以下が市街化区域（又は市街化区域の指定なし）であり、農地面積は100～300ha規模で存在している。なお、生産緑地指定面積はない。 ・販売農家は150戸以下であり、後継者のいない販売農家の割合は5～7割と高い水準である。農業産出額は1～8億円程度と幅がある。 【基本的な今後の方向性】 ・主要な産業として農業が位置づけられる都市・地域において、農業後継者の確保や育成、都市近郊の強みを活かした農業振興策（多摩都市部と連携した販売促進等）が求められる。	瑞穂町 日の出町 奥多摩町 檜原村

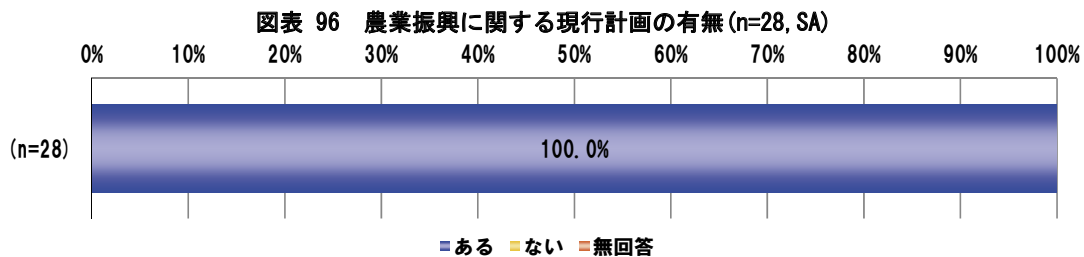
資料) 三菱 UFJ リサーチ&コンサルティング作成

1-2. 調査の結果

(1) 企画部局・農業振興部局

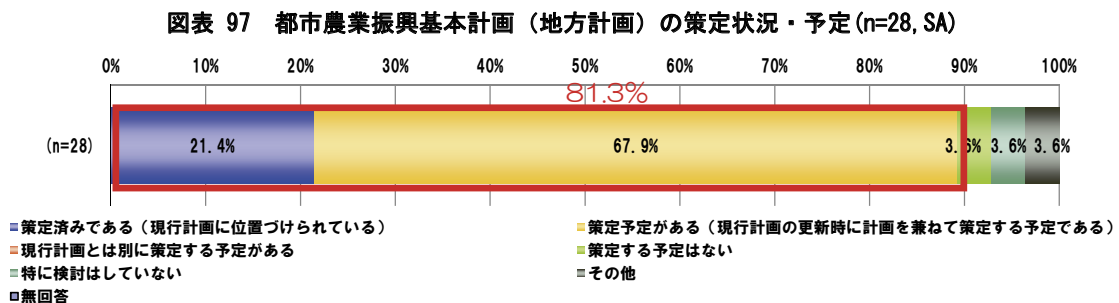
① 農業振興に関する現行計画の有無

農業振興に関する現行計画の有無については、28 自治体全てが「農業振興に関する現行計画はある」と回答している。



② 都市農業振興基本法（第 10 条）に基づく、都市農業振興基本計画（地方計画）の策定状況・予定

基本法の制定を受け、都市農業振興基本計画（地方計画）を「策定済みである」と回答している自治体は 2 割強程度にとどまっているが、「策定予定がある」と回答した市町を合わせると、全体の 9 割近くを占める。

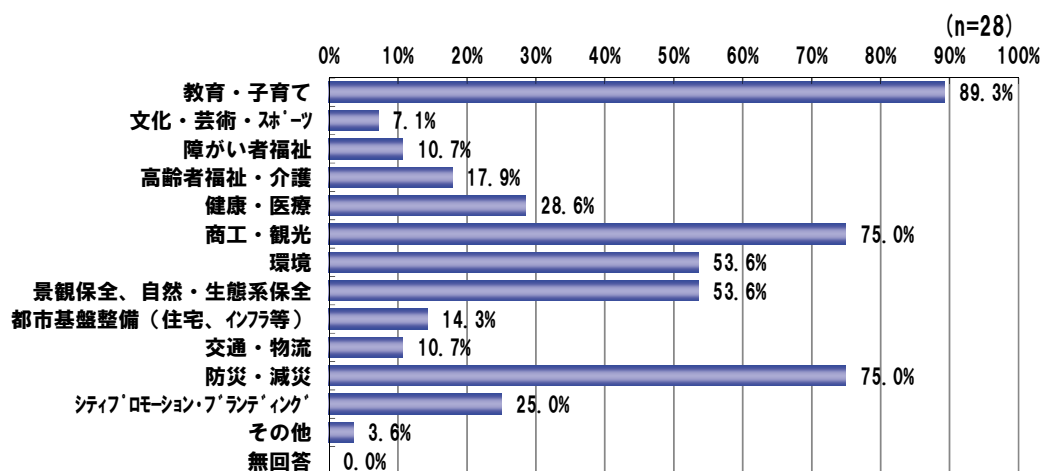


③ 現行計画等に位置づけられた農業振興施策のうち、農業振興分野以外の政策分野と連携して実施している施策

1) 全体集計

農業振興施策において連携している他の政策分野については、「教育・子育て」分野が 9 割弱、「商工・観光」分野が 7.5 割、「防災・減災」分野が 7.5 割と高い割合を示しており、「環境」「景観保全、自然・生態系保全」の分野も 5 割以上の割合となっている。

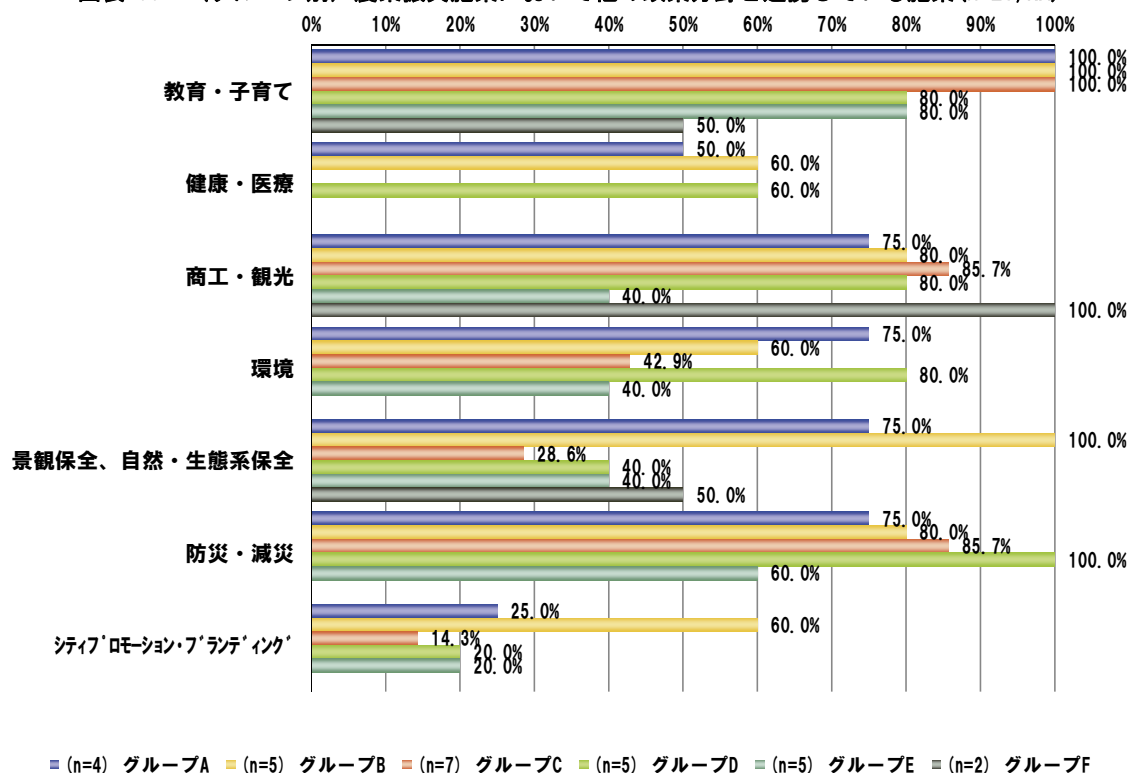
図表 98 農業振興施策において他の政策分野と連携している施策 (n=28, MA)



2) グループ別集計

1)で2.5割以上であった「教育・子育て」「健康・医療」「商工・観光」「環境」「景観保全、自然・生態系保全」「防災・減災」「シティプロモーション・ブランディング」分野についてグループ別の傾向をみると、「教育・子育て」分野は全グループで積極的に取り組まれている様子がわかる。「商工・観光」分野はグループ F の、「景観保全、自然・生態系保全」分野はグループ B の、「防災・減災」分野はグループ D の割合が高い。

図表 99 (グループ別) 農業振興施策において他の政策分野と連携している施策 (n=28, NA)



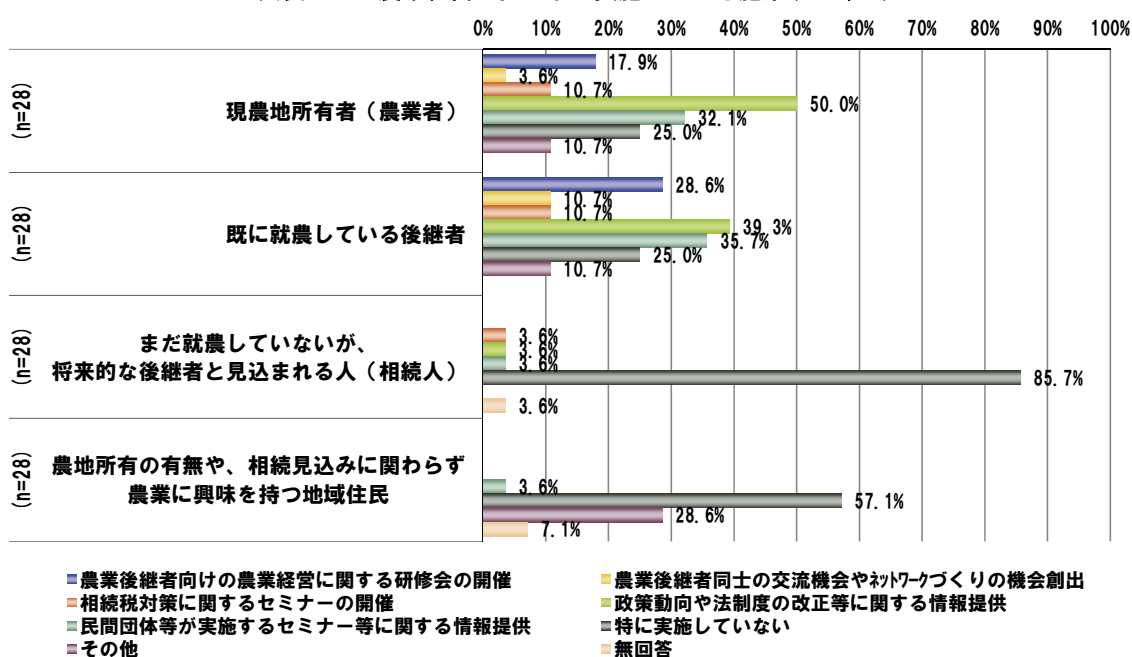
④ 農業経営の担い手を対象に実施している施策

都市農業の継承や都市農地の保全のため、農業経営の担い手を対象に実施している施策については、「現農地所有者（農業者）」や「既に就農している後継者」には「制度動向や法制度の改正等に関する情報提供」や「民間団体等が実施するセミナー等に関する情報提供」など、情報提供を中心に施策に取り組んでいる。

一方、まだ就農していない相続人に対してはほとんどの自治体で都市農業や都市農地に関する施策は実施されていない。

なお、その他の回答の内容については、図表 101のとおりである。

図表 100 農業経営の担い手に実施している施策 (n=28, MA)



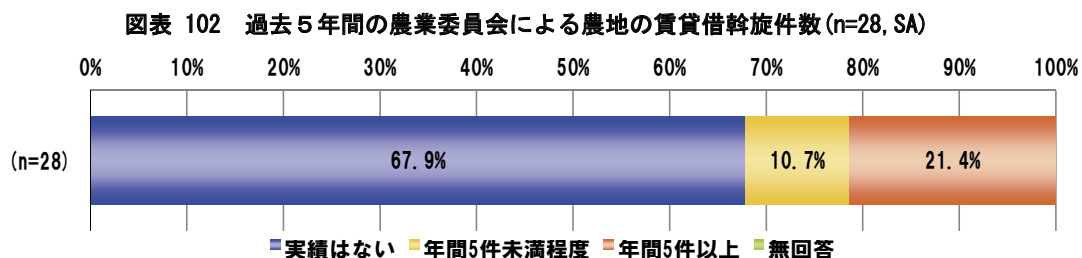
図表 101 その他の内容

現農地所有者	- 各種補助金制度 - 農家ボランティアの紹介 - 農地の斡旋
既に就農している後継者	- 各種補助金制度 - 道の駅（農産物直売所併設）での農産物の販売 - 農地の斡旋
地域住民	- 農家見学会、農産物販売会の実施 - 援農ボランティア事業・養成講座 - 市民農園の区画貸出 - 体験農園の運営支援 - 市民農業大学開設 - 農業体験講座の開催

⑤ 過去 5 年間に、農業委員会による農地の賃貸借の斡旋を行った件数（1 年間あたりの平均件数）

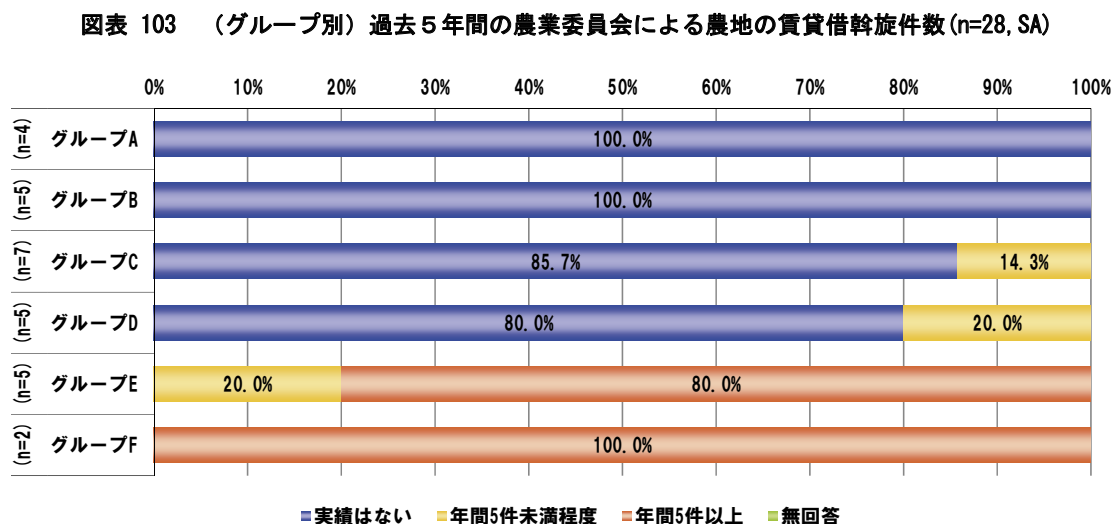
1) 全体集計

過去 5 年間に、農地の賃貸借斡旋の実績については、「実績はない」と回答する自治体が全体の 7 割弱であり、過半を占めている。



2) グループ別集計

賃貸借の斡旋を行った件数をグループごとにみると、グループ A・B では「実績はない」と回答しており、年間 5 件以上の農地の賃貸借斡旋が行われているのはグループ E・F のみであった。グループ A・B には市街化調整区域内農地がなく、農地の賃貸借が事実上難しい状況が推察される。



⑥ 農地所有者以外の主体から都市農地の利用の意向や問い合わせを受けた経験の有無

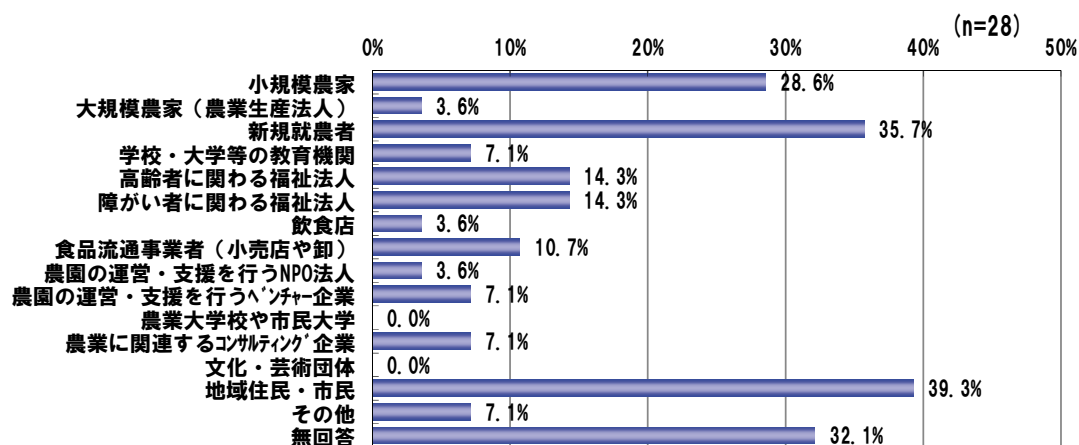
1) 全体集計

農地所有者以外の主体から都市農地の利用（売買、賃借等の制度を問わず）の意向や問い合わせを受けた経験の有無については、「小規模農家」が 3 割弱、「新規就農者」が 3.5 割程度と、農業関係者から問い合わせを受けた経験があると回答する自治体がみられた。

一方で、「高齢者に関わる福祉法人」が 1.5 割程度、「障がい者に関わる福祉法人」も

1.5 割程度と福祉法人からの問い合わせが認められるほか、「地域住民・市民」からの問い合わせを受けた経験のある自治体も 4 割弱と高い割合を示している。

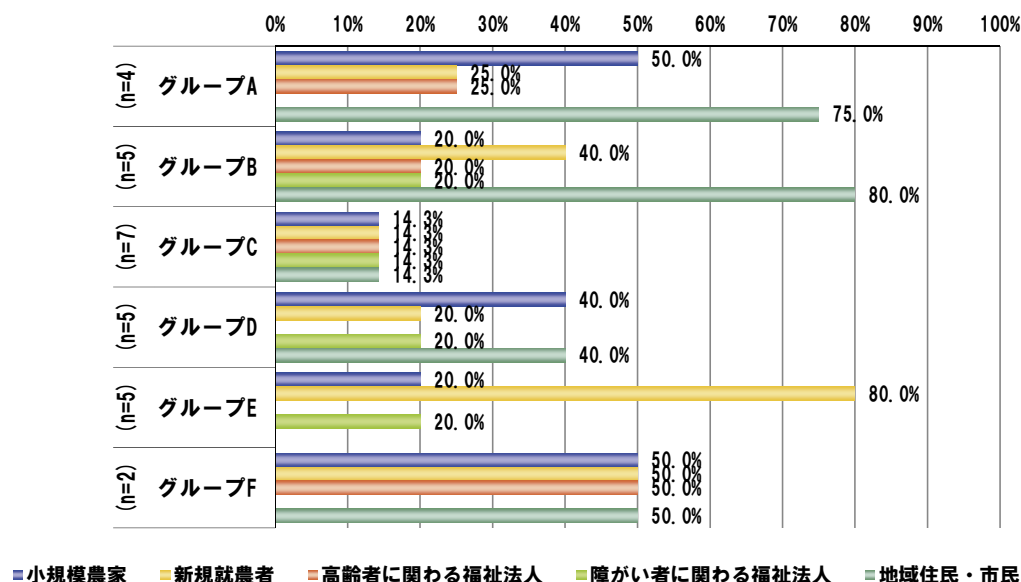
図表 104 都市農地の利用の意向や問い合わせを受けた主体 (n=28, MA)



2) グループ別集計

全体集計で比較的高い割合を示した「小規模農家」「新規就農者」「高齢者に関わる福祉法人」「障がい者に関わる福祉法人」「地域住民・市民」についてグループ別にみると、グループ E では「新規就農者」からの問い合わせが多く、グループ A・B では「地域住民・市民」からの問い合わせが多くあったことがわかる。

図表 105 （グループ別）都市農地の利用の意向や問い合わせを受けた主体 (n=28, MA)



⑦ 都市農地の利用の意向・問い合わせを受けた主体の地域属性や所在

図表 106は、⑥で各主体から問い合わせを受けた自治体に、各主体の地域属性について尋ねた結果である。例えば、『小規模農家から都市農地の利用に関して問い合わせを受けた自治体のうち、「市町内の同地区内・同自治会内の主体」から問い合わせを受けた自治体が1、「その他の地区の自治体内の主体」から問い合わせを受けた自治体が7であった。』ことを示している。

図表のとおり、⑥で回答した主体の地域属性や所在に関しては、ほとんどが自治体の所在市町内、あるいはさらに同地区内・同自治会内の主体であった。なお、「高齢者に関わる福祉法人」「農業に関連するコンサルティング企業」については、市外や都外の主体からの問い合わせもみられている。

なお、その他主体から問い合わせを受けている2つの自治体の回答内容は、「市内外の不動産業者、土地家屋調査士、弁護士、住宅コンサルティング企業など」「町内の病院」であった。

図表 106 問い合わせのあった主体の地域属性（それぞれから問い合わせを受けた自治体数）

都市農地の利用に関して問い合わせを受けた主体		不明	市町内の同地区内・同自治会内の主体	市町内の主体	市町内及び隣接する市町村内の主体	同一単協（JA）の管轄地域内の主体	その他
(n=8)	小規模農家	-	1	7	-	-	-
(n=1)	大規模農家（農業生産法人）	-	-	1	-	-	-
(n=10)	新規就農者	4	1	5	1	-	-
(n=2)	学校・大学等の教育機関	-	-	2	-	-	-
(n=4)	高齢者に関わる福祉法人	1	-	2	-	-	1（市外・都外の主体）
(n=4)	障がい者に関わる福祉法人	-	1	3	-	-	-
(n=1)	飲食店	-	-	1	-	-	-
(n=3)	食品流通事業者（小売店や卸）	-	-	3	-	-	-
(n=1)	農園の運営・支援を行うNPO団体	-	-	3	-	-	-
(n=2)	農園の運営・支援を行うNPO企業	2	-	-	-	-	-
(n=2)	農業に関連するコンサルティング企業	1	-	-	-	-	1（市外・都外の主体）
(n=11)	地域住民・市民	4	1	6	-	-	-
(n=2)	その他主体	-	-	-	-	-	2※

※2自治体が問い合わせを受けている「その他主体」の内訳は、市内外の不動産業者、土地家屋調査士、弁護士、住宅コンサルティング企業、町内の病院等である。

⑧ 相続の発生等により生産緑地の買取り申出があった際の対応状況

生産緑地を有するグループA～Eの26自治体に、過去5年間で所有者の死去等による買取り申出を受けた件数について尋ねたところ、図表 107のような回答が得られた。

過去5年間で生産緑地の買取り申出を受けた件数はグループA～E26市町の合計で1,379件にのぼるが、そのうち生産緑地を買い取った件数は15件と、全体の1.1%にとどまる。

グループで比較すると、グループAやグループBでは買取り申出件数に対する買取り件数の割合が2～4%程度あるのに対し、グループCやグループEにおいてはグループA・B以上に買取り申出がある一方で、実際に買取りを行った件数はそのうちの1%未満となっている。

図表 107 生産緑地の買取り申出件数と買取り件数

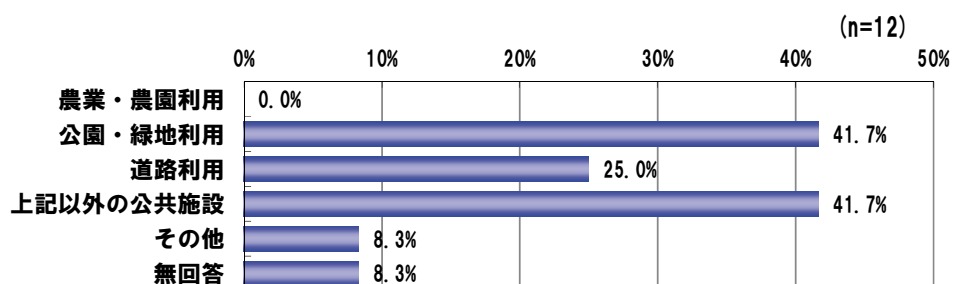
	平成24 年度	平成25 年度	平成26 年度	平成27 年度	平成28 年度	合計	そのうち生産 緑地を買い 取った件数	買取り件数/ 買取り申出数 合計
グループA	19	12	22	20	11	84	3	3.6%
グループB	63	48	57	49	55	272	7	2.6%
グループC	136	90	88	83	108	505	3	0.6%
グループD	13	13	14	20	12	72	1	1.4%
グループE	87	103	87	85	84	446	1	0.2%
計	318	266	268	257	270	1379	15	1.1%

⑨ 買い取った農地の利用用途

1) 全体集計

⑧で買い取った生産緑地の利用用途としては、「公園・緑地利用」が4割強、同じく「上記以外の公共施設」が4割強、「道路利用」が2.5割となっている。「農業・農園利用」と回答した自治体はない。

図表 108 買い取った生産緑地の利用用途 (n=12, MA)



2) グループ別集計

図表 109は買い取った生産緑地の利用用途について、用途別の自治体数を示したものである。グループごとにみると、⑧で買取り件数が比較的多かったグループA・Bでは「公園・緑地利用」が多くみられることがわかる。

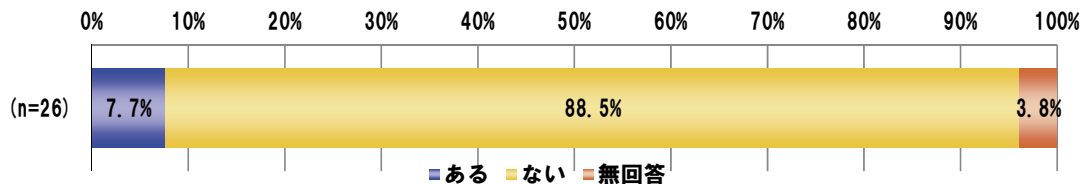
図表 109 (グループ別) 買い取った生産緑地の利用用途別自治体数

	農業・農園 利用	公園・緑地 利用	道路利用	左記以外の公 共施設	その他
グループA	0	2	0	0	0
グループB	0	3	1	2	1 (道路用地の代替地)
グループC	0	0	1	2	0
グループD	0	0	1	0	0
グループE	0	0	0	1	0

⑩ 生産緑地の買取り可否の判断基準の有無

生産緑地の買取り可否の判断基準の有無については、「ない」という回答が9割弱となった。「ある」と回答した自治体は2つであり、それらは判断基準を定めるにあたって「その都度協議して定めた」「都市計画部局が定めた」と回答している。

図表 110 生産緑地の買取り可否の判断基準の有無 (n=26, SA)



⑪ 買取りの検討を行う範囲

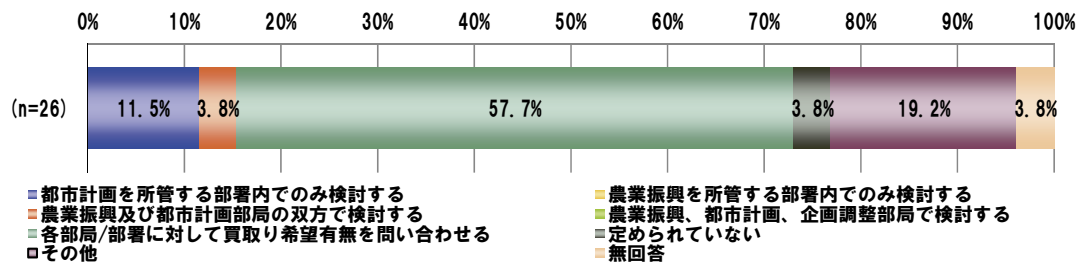
1) 全体集計

生産緑地の買取り申出が発生した際、買取りの検討（手続き）をどのような範囲で行うかについては、都市計画部局から「各部局／部署に対して買取り希望有無を問い合わせる」という自治体が多く、6割弱を占めている。

一方で1割強は「都市計画を所管する部署内でのみ検討する」という回答をしており、それらの自治体では他部局における都市農地へのニーズを把握できていない可能性がある。

また「その他」の回答が2割程度あるが、その回答の一部は地域別集計の図表 113に示したとおりである。

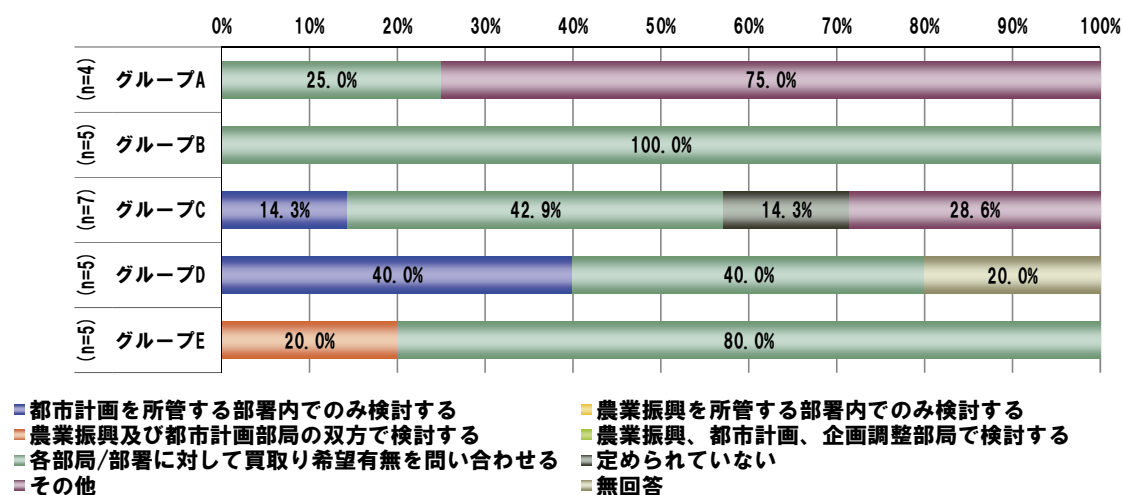
図表 111 生産緑地の買取りの検討を行う範囲 (n=26, SA)



2) グループ別集計

生産緑地の買取りに関して、「農業振興及び都市計画部局の双方で検討する」という回答があるのはグループEのみである。なお、グループAとグループCのその他の回答の内容は図表113のとおりである。生産緑地の買取りに関して、副市長等をメンバーとする庁内の意思決定機関を持っている自治体もある。

図表 112 (グループ別) 生産緑地の買取りの検討を行う範囲 (n=26, SA)



図表 113 (グループ別) 生産緑地の買取りの検討を行う範囲 (その他回答)

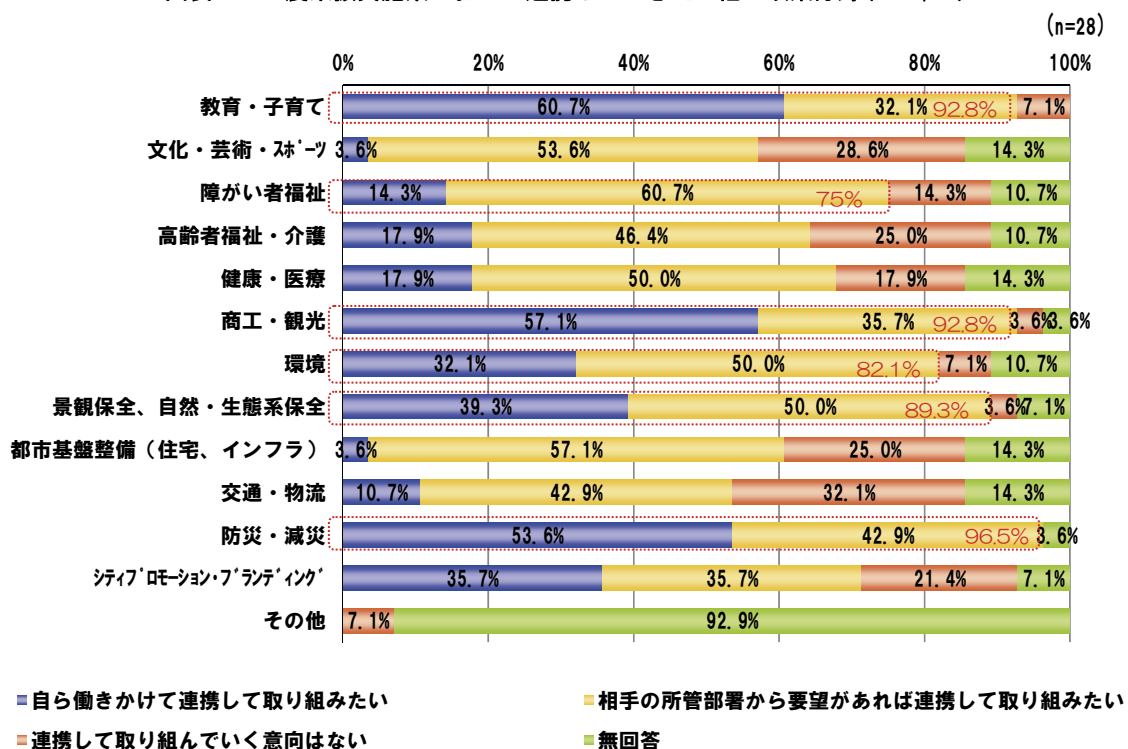
グループA	・ 両副市長と関係部長で構成する、土地の取得や処分に関する委員会で検討する。検討結果を、市長と両副市長、関係部長で構成する会議にて協議し、意思決定する。
	・ 庁内会議に諮る。
グループC	・ 東京都、各部署、部署に対して買取希望有無を照会する。
	・ 副市長を委員長とする「公有地先行取得委員会」において取得の適否を判断する。

⑫ 今後、農業振興施策において連携していきたい他の政策分野

1) 全体集計

図表 114は今後農業振興施策として、連携して取り組んでいきたい他の政策分野についての回答をまとめたものである。「自ら働きかけて連携して取り組みたい」と「相手の所管部署から要望があれば連携して取り組みたい」と回答している割合の合計をみると、「防災・減災」（9.5割強）、「教育・子育て」「商工・観光」（9割強）、「景観保全、自然・生態系保全」（9割弱）、「環境」（8割強）、「障がい者福祉」（7.5割）において 7.5割以上の高い割合を示している。

図表 114 農業振興施策において連携していきたい他の政策分野 (n=26, SA)



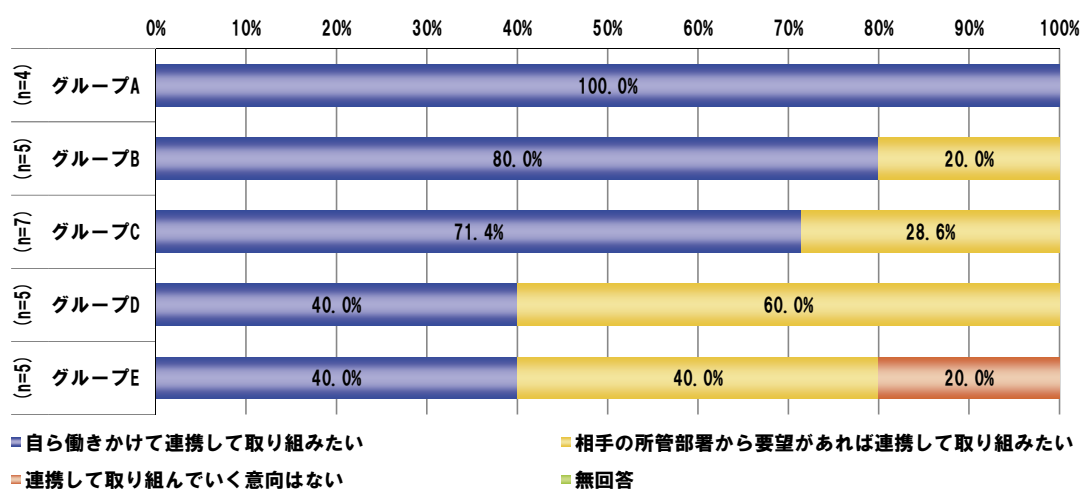
2) グループ別集計

全体集計で連携意向が示された6つの政策分野についてグループ別にみると、以下のとおりである。なお、グループ F については、2自治体のみの回答で傾向を読み取ることが困難であるため、グループ別集計からは除外している。

i. 「教育・子育て」分野

「教育・子育て」分野については、グループ A・B において連携の意向が高く、「自ら働きかけて取り組みたい」と回答した割合が高くなっている。

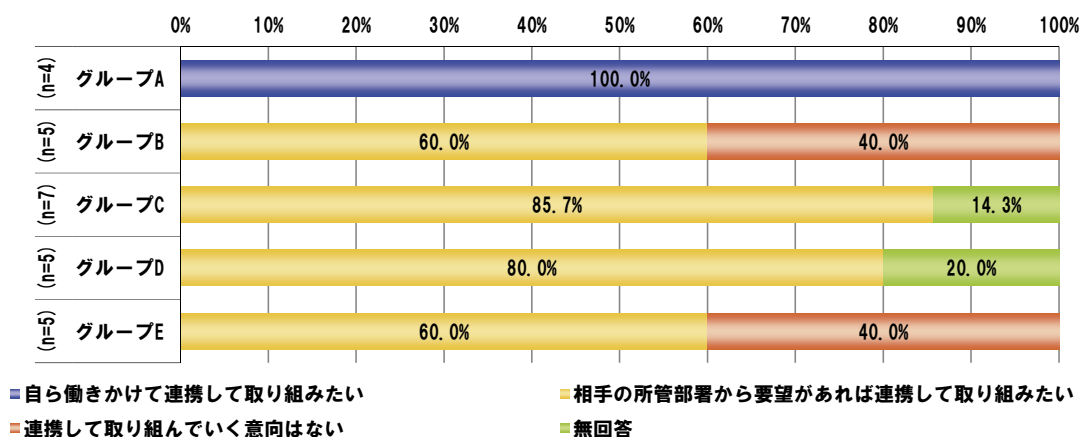
図表 115 (グループ別) 「教育・子育て」分野と連携していく意向 (n=26, SA)



ii. 「障がい者福祉」分野

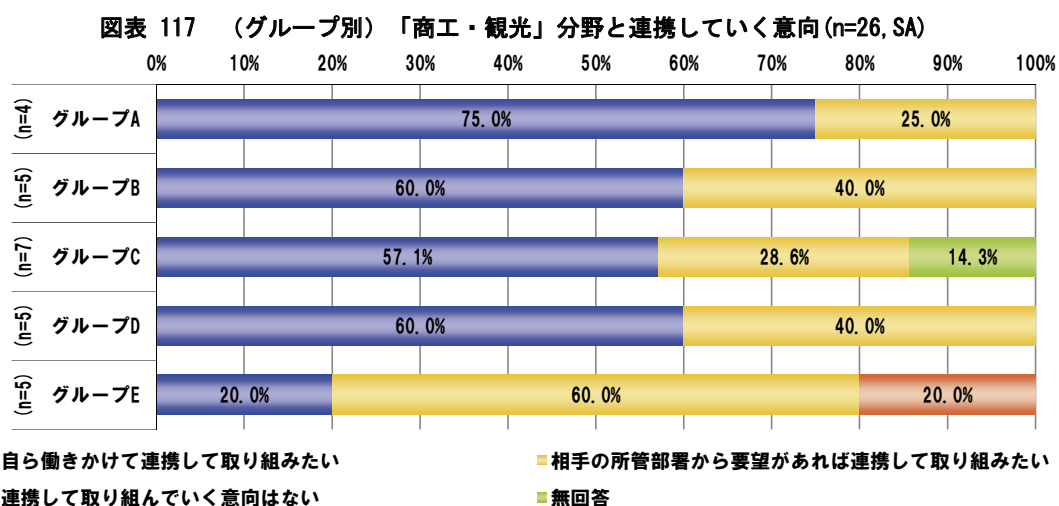
「障がい者福祉」分野については、特にグループ A における連携の意向の高さが特徴的である。他グループでは「自ら働きかけて」とはいかないものの「相手の所管部署から要望があれば」連携して取り組みたいという意向が半数以上みられる。

図表 116 (グループ別) 「障がい者福祉」分野と連携していく意向 (n=26, SA)



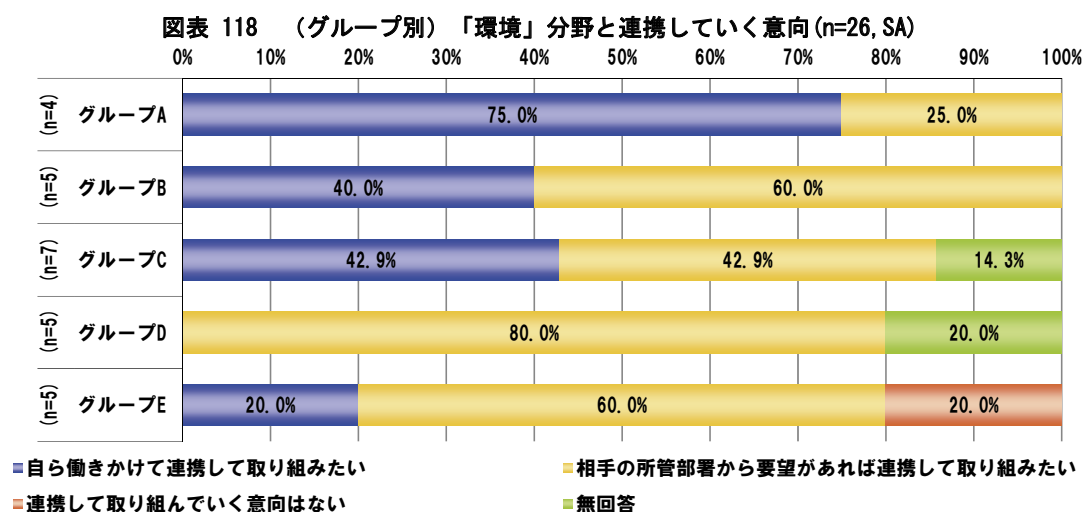
iii. 「商工・観光」分野

「商工・観光」については、全体として連携の意向が大きいところが特徴的である。「連携して取り組んでいく意向はない」という回答はほとんどなく、「自ら働きかけて連携して取り組みたい」あるいは「相手の所管部署から要望があれば連携して取り組みたい」という回答が大半を占める。



iv. 「環境」分野

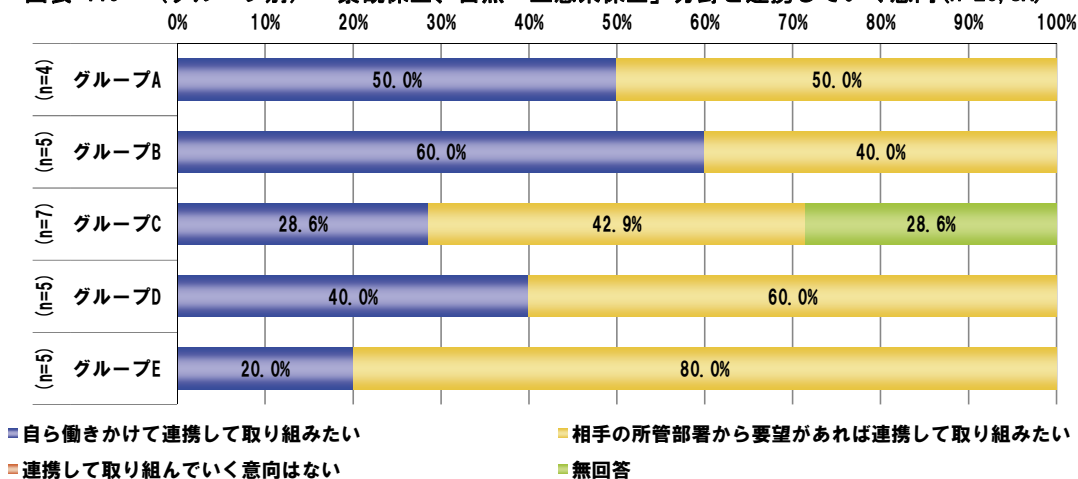
「環境」分野については、特にグループ A においては連携の意向が大きいのが特徴的である。



v. 「景観保全、自然・生態系保全」分野

「景観保全、自然・生態系保全」については、全体的に連携の意向がみられる。

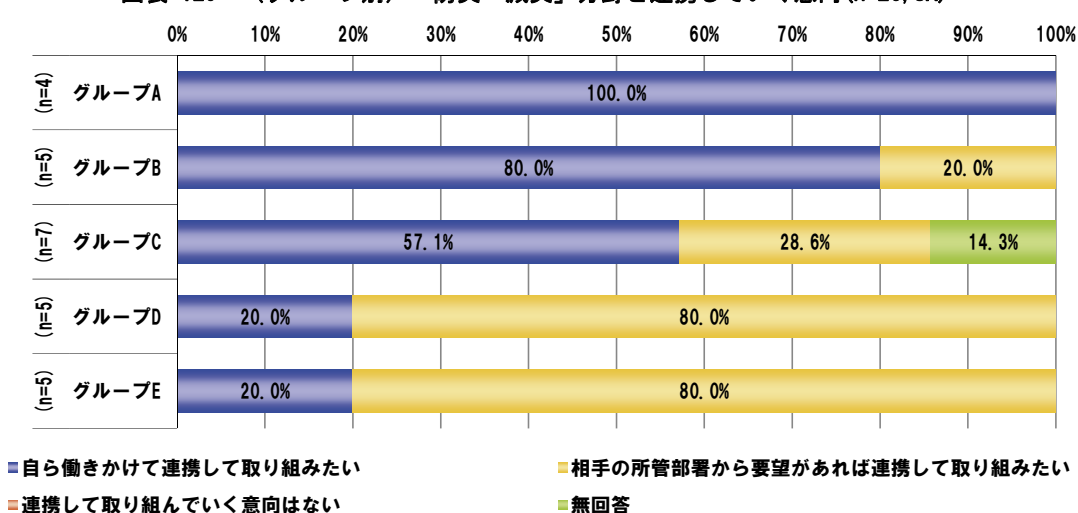
図表 119 (グループ別) 「景観保全、自然・生態系保全」分野と連携していく意向 (n=26, SA)



vi. 「防災・減災」分野

「防災・減災」については、「連携して取り組んでいく意向はない」という回答はみられなかった。全グループで「自ら働きかけて連携して取り組みたい」と「相手の所管部署から要望があれば連携して取り組みたい」の回答を合わせると 85%以上を占めており、多摩地域全体として、今後「防災・減災」分野と連携した施策を講じていくことが想定されていると推察できる。

図表 120 (グループ別) 「防災・減災」分野と連携していく意向 (n=26, SA)

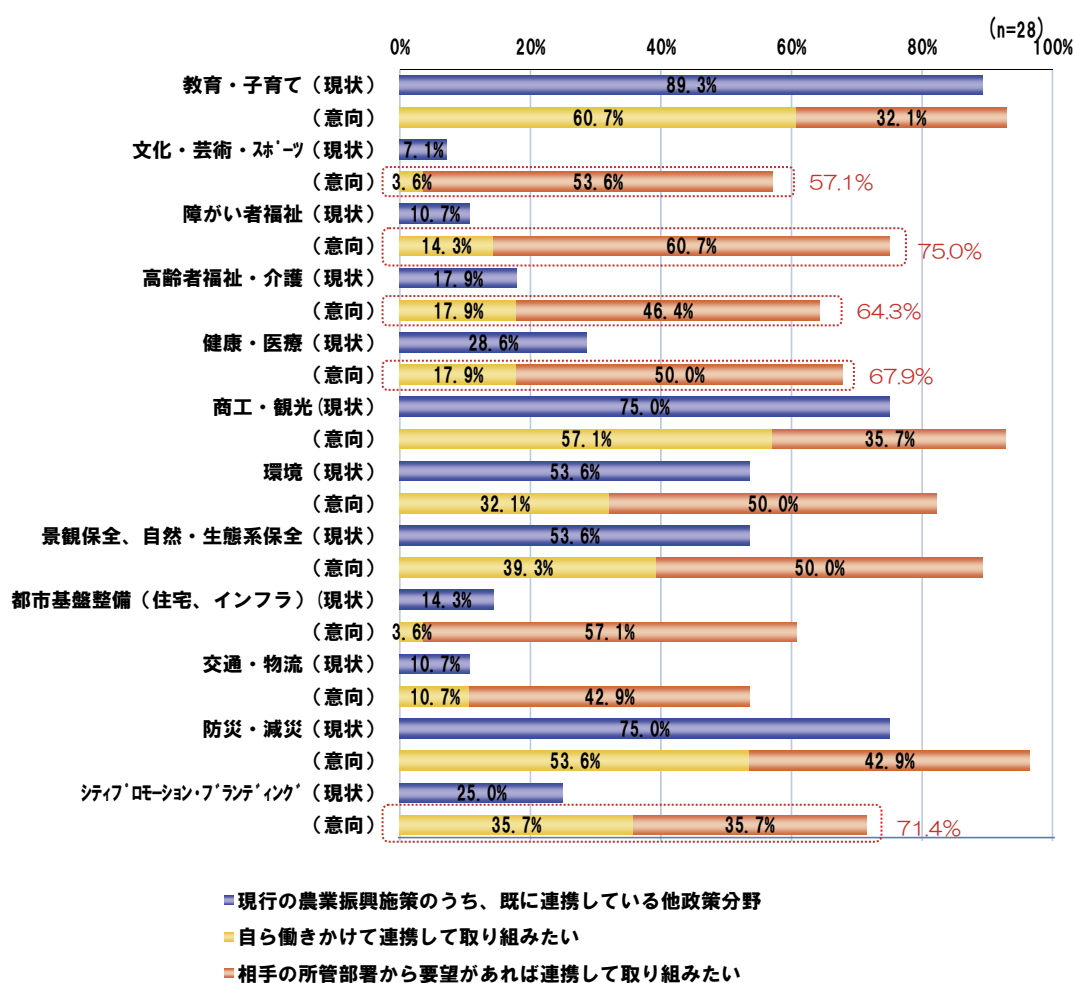


3) 既に連携している分野と、今後連携を進めたい分野との比較

図表 121は、農業振興施策において既に他の政策分野と連携して取り組んでいる分野と、今後取り組んでいきたいと考えている分野を簡略的に比較したものである。

図に示した全ての分野において「現行の農業振興施策のうち、既に連携している他政策分野」の割合よりも、「自ら働きかけて連携して取り組みたい」と「相手の所管部署から要望があれば連携して取り組みたい」の合計割合の方が大きいことがわかる。

図表 121 農業振興施策で連携して取り組みたい分野（農業振興部局）（n=28, 現状はMA, 意向はSA）



注釈) 「現行の農業振興施策のうち、既に連携している他政策分野」は、P106 の③「現行計画等に位置づけられた農業振興施策のうち、農業振興分野以外の政策分野と連携して実施している施策」で各政策分野が回答された割合である。「自ら働きかけて連携して取り組みたい」と「相手の所管部署から要望があれば連携して取り組みたい」は、P115 の⑫1)「今後、農業振興施策において連携していきたい他の政策分野」で回答された割合である。

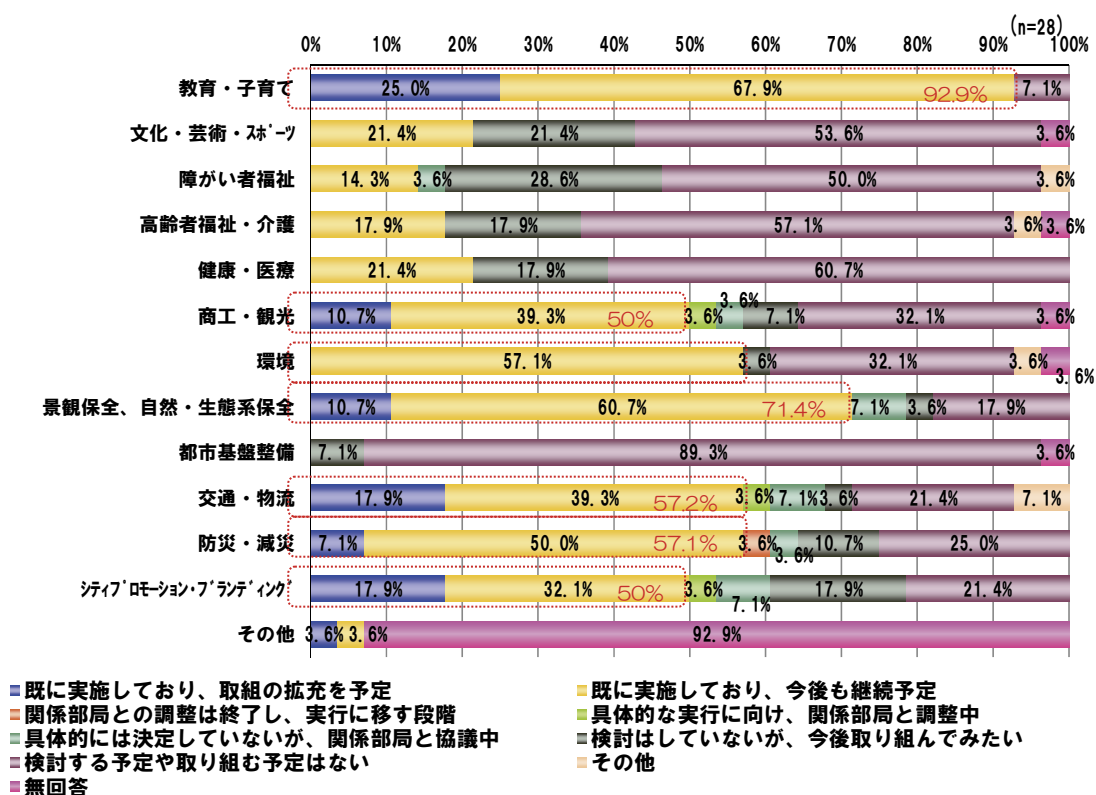
4) 企画部局の意向との比較

図表 122は、各市町の企画部局に聞いた、各政策分野における「都市農地」を活かした施策の実施状況及び実施意向である。また図表 123はそれらの企画部局の回答と、P106 の③における、農業振興部局が農業振興施策において他の政策分野と連携している施策との比較である。

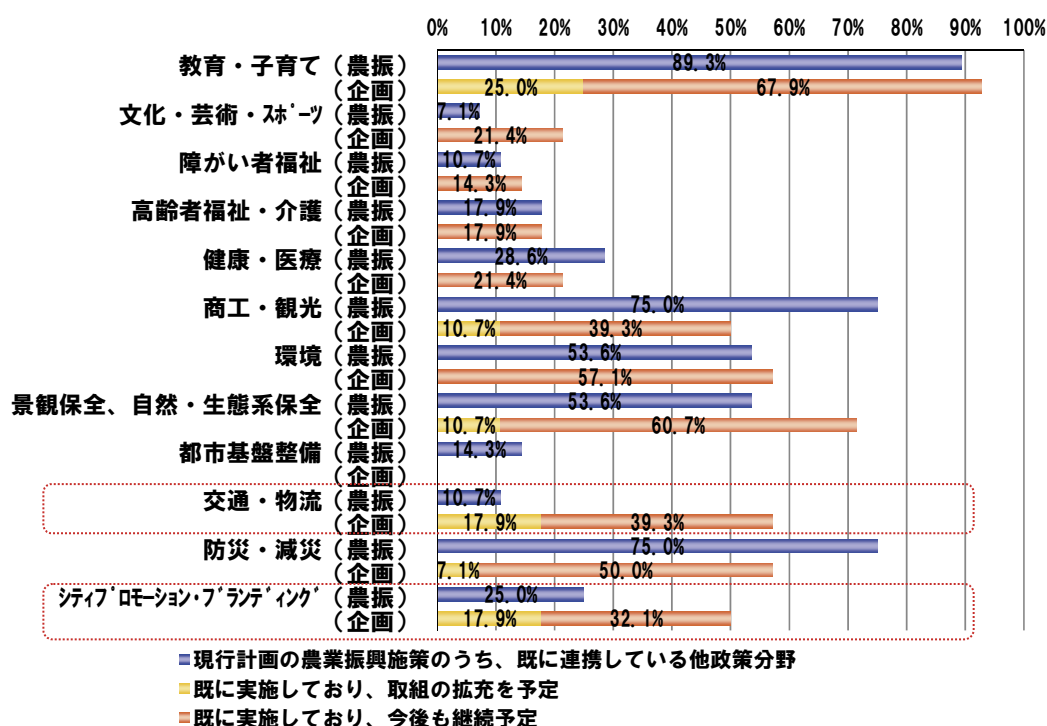
「教育・子育て」分野において企画部局が「都市農地」を活用した施策を実施している割合（「既に実施しており、取組の拡充を予定」と「既に実施しており、今後も継続予定」の合計）は9割強と高い割合を示している。次いで「景観保全、自然・生態系保全」分野が7割強、「環境」「防災・減災」「交通・物流」分野が6割弱、「商工・観光」「シティプロモーション・ブランディング」分野が5割となっている（図表 122）。

図表 123をみると、農業振興部局が農業振興施策として連携している他政策分野としては「教育・子育て」「商工・観光」「環境」「景観保全、自然・生態系保全」「防災・減災」分野が5割以上の高い割合を示していることがわかる。これらは企画部局が都市農地を活用した施策を実施している政策分野とも重なっているが、企画部局ではこれらに加え「交通・物流」「シティプロモーション・ブランディング」分野でも都市農地を活用した施策を実施、又は実施意向がある。

図表 122 各政策分野における「都市農地」を活かした施策の実施状況・実施意向 (n=28, SA)



図表 123 農業振興部局と企画部局との比較 (n=28, 農振はMA, 企画はSA)



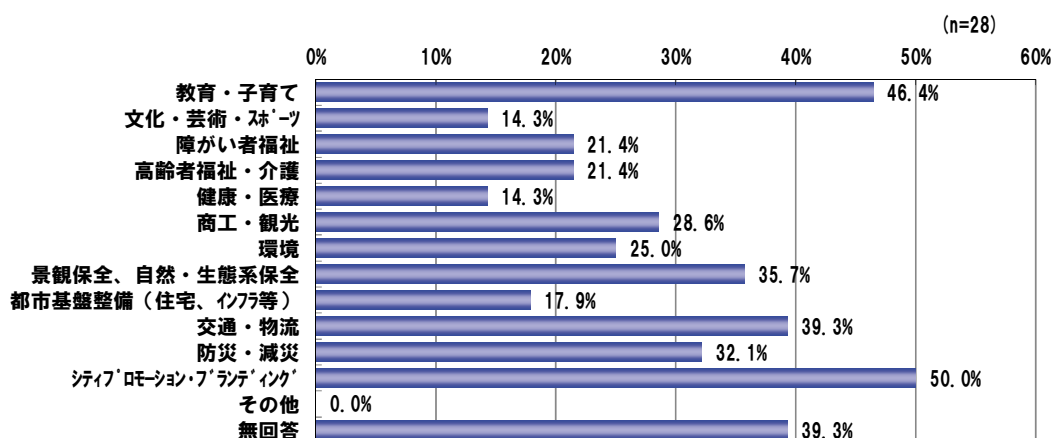
注釈) 「現行計画の農業振興施策のうち、既に連携している他政策分野」は、P106 の③「現行計画等に位置づけられた農業振興施策のうち、農業振興分野以外の政策分野と連携して実施している施策」で各政策分野が回答された割合である。「既に実施しており、取組の拡充を予定」と「既に実施しており、今後も継続予定」は、P120 の図表 122で各選択肢が回答された割合である。

5) 自治体の重点施策に該当する分野との比較

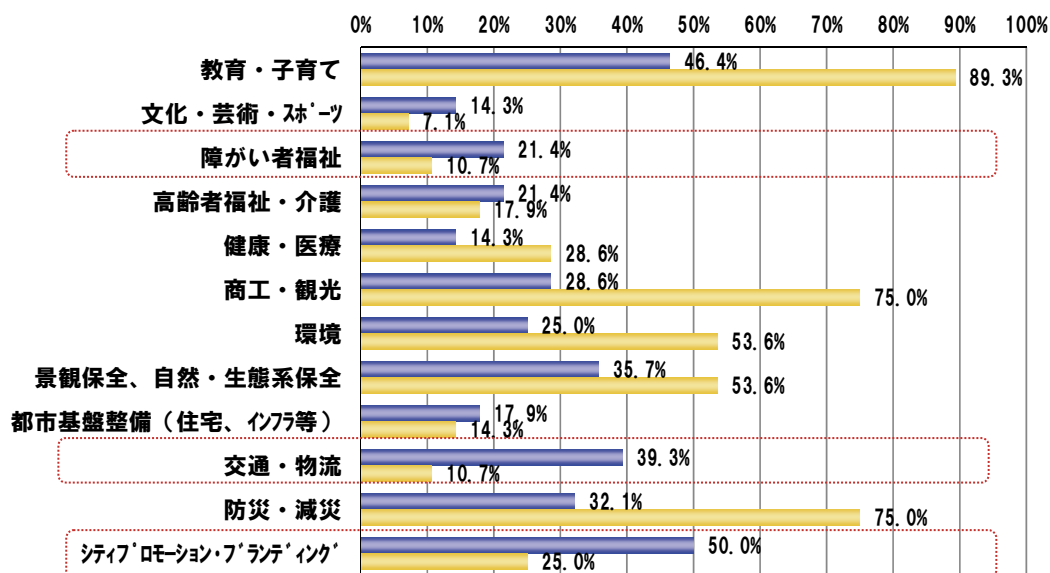
図表 124は、企画部局に対して、長期基本計画（総合計画等）における自治体の重点政策分野として位置づけられている分野を尋ねたものである。なお、一つも重点政策分野を選ばなかった自治体の回答は「無回答」として扱っている。また図表 125は重点政策分野と P106 の③の農業振興部局が農業振興施策において他の政策分野と連携している施策とを比較したものである。

自治体の重点政策分野として位置づけられているが、農業振興施策においては連携があまり進んでいない分野としては「障がい者福祉」「交通・物流」「シティプロモーション・ブランディング」などがあげられる。特に、農業振興部局で今後の連携の意向が高い「障がい者福祉」分野や、農業振興部局でも一定の連携意向があり、企画部局でも、連携意向の大きい「シティプロモーション・ブランディング」分野で、都市農地の活用が期待される。

図表 124 自治体の重点政策分野に該当するもの (n=28, MA)



図表 125 自治体の重点政策分野と他の政策分野と連携した農業振興施策との比較 (n=28, MA)



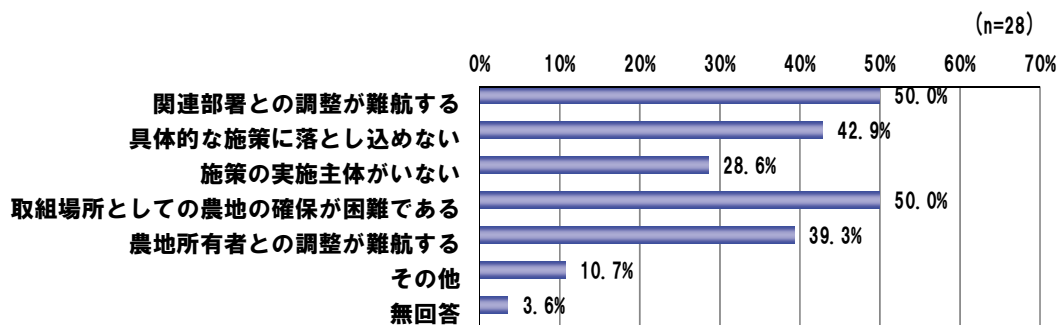
■ (n=28) 重点政策分野に該当するもの ■ (n=28) 現行の農業振興施策のうち、既に連携している他政策分野

注釈) 「現行の農業振興施策のうち、既に連携している他政策分野」は、P106の③「現行計画等に位置づけられた農業振興施策のうち、農業振興分野以外の政策分野と連携して実施している施策」で各政策分野が回答された割合である。「重点政策分野に該当するものは、図表 124にて各選択肢が選択された割合である。

⑬ 他の政策分野と連携した取組を推進する上での課題・懸念

他の政策分野と連携する上での課題・懸念については、「関連部署との調整が難航する」「取組場所としての農地の確保が困難である」が5割と割合が高い一方で、「具体的な施策に落とし込めない」が4割強と、実際に取組を行う前段階での課題も大きな障壁となっていると考えられる。

図表 126 他政策分野との連携を推進する上での課題・懸念 (n=28, MA)



⑭ 都市農業振興基本計画（地方計画）策定や都市農業の保全に関して、都市計画担当部局との連携するにあたっての課題や障壁

都市農業振興基本計画（地方計画）の策定や都市農地・都市農業の保全や振興については、これまで以上に都市計画部署との連携が必要になると考えられる。そこで農業振興部局に連携にあたっての課題や障壁を尋ねたところ、グループごとに以下のような回答が得られた。

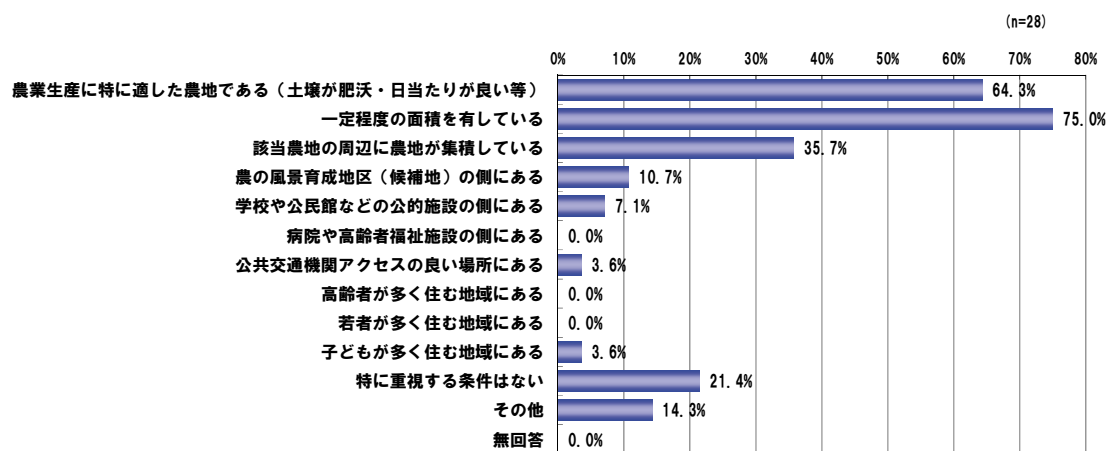
図表 127 都市計画部局との連携にあたっての課題や障壁

	課題や障壁
グループA	- 都市農地・農業の保全に対する意識共有が課題である。 - 制度設計や制度改正にあたっての連携が課題である。 - 連携のための人員や財源の不足が考えられる。
グループB	- 農業振興の政策実施を農協が主体となって展開している場合もあり、農協との情報共有が必要である。 - 都市計画や緑の基本計画等の計画との連携が今まで以上に必要である。 - 都市計画法及び農地法等の理解が同じレベルでないことや、農地の実態把握のレベルに違いがあり調整が難しい。 - 各々の担当業務を明確にする必要がある。
グループC	- 各々別制度に基づく管理手法を用いているため、連携に苦慮する。 - 調整役となる人員の配置が困難である。
グループD	生産緑地の買取りや追加指定以外で特に関連がない。
グループE	- 農業従事者が、農業分野以外の分野の人たちとの交流に躊躇している。 - 都市農業の保全に関しては、市のまちづくりの観点からも検討する必要があり、連携にあたっては市の方針を固める必要がある。
グループF	農業振興地域の農地が多い一方で、市街化区域内農地は生産緑地指定がなく、生産緑地中心の都市農地・都市農業とは状況が異なることが連携にあたっての課題である。

⑮ 都市農地の多面的な機能の発揮・活用に向けて、積極的に保全していくべき農地の条件として重視するもの

都市農地の多面的な機能の発揮・活用に向けて積極的に保全していくべき農地の条件については、「一定程度の面積を有している」が7.5割で最も多く、次いで「農業生産に特に適した農地である」が6.5割程度となった。農地の農産物供給面を重視した条件を回答しているものが多い。主に農業経営としての適地性や優位性が考慮されており、他施設等との関係性は現段階ではあまり考慮されていない。

図表 128 積極的に保全する農地の条件 (n=28, MA)

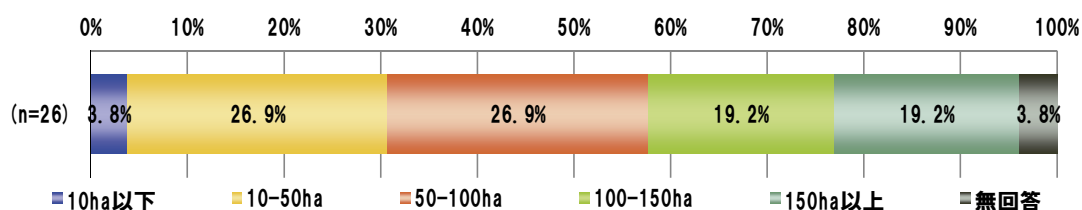


⑩ 2022 年に取り出し可能な生産緑地の面積

1) 全体集計

2022 年は改正生産緑地法の施行後に指定された生産緑地が指定後 30 年を迎え、相続に伴わない取り出しが可能となるため、一斉に農地が減少する可能性があるとの懸念されている（いわゆる「2022 年問題」）。図表 129 は 2022 年問題の影響を受けると推測される、2022 年に取り出し可能な生産緑地の面積を示したものである。全体としてみると、100ha 以上の生産緑地が取り出し可能となる市町は 4 割程度存在している。

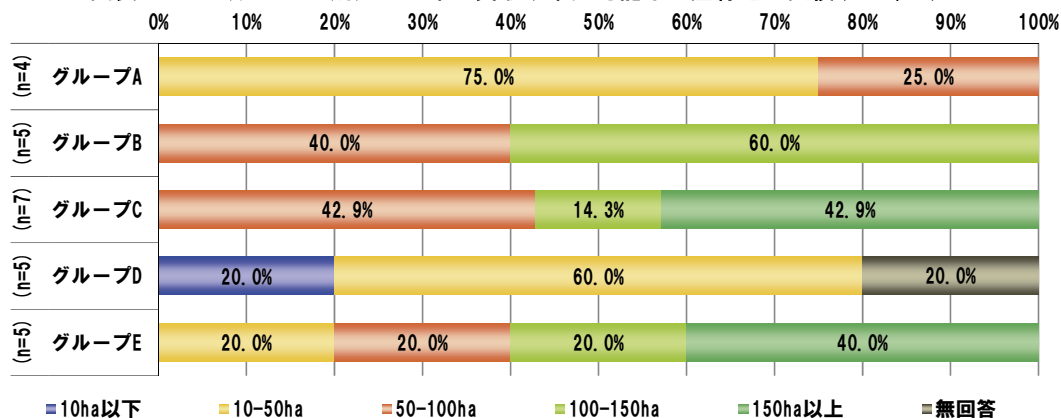
図表 129 2022 年に取り出し可能な生産緑地の面積 (n=26, SA)



2) グループ別集計

取り出し可能な生産緑地面積をグループ別にみると、農地面積の小さいグループ A やグループ D では取り出し可能面積も比較的小さく、農地面積の大きいグループ B・C・E では取り出し可能面積も大きいという結果になっている。

図表 130 (グループ別) 2022 年に取り出し可能な生産緑地の面積 (n=26, SA)



3) 統計分析

図表 131は、2022 年に買取り申出が可能になる生産緑地の面積について、グループごとに示したものである。「(B) / (A)」の列をみるとわかるように、多摩地域全体においてはその該当面積は生産緑地全体の 8 割強を占めている。

グループごとにみると、特にグループ A・D では該当面積割合が高く、グループ B においても多摩地域全体の平均を超える割合を示している。

また図表 132は図表 131の「(B) / (A)」の割合別の自治体数をみたものである。多くの自治体は 8 割以上の割合を示しているが、中には 4 割程度を示す自治体もあり、そのような自治体は、1992 年以降に多くの生産緑地の追加指定を行ったと考えられる。このように、「2022 年問題」に対する状況は各自治体で異なっている。

図表 131 (グループ別) 2022年に買取り申出可能な生産緑地の面積

	農地面積 H26 (ha)	市街化区域 農地面積 H26 (ha)	生産緑地面積 (A) H27 (ha)	2022年に買取り申出 可能となる生産緑地面積 (B) (自治体アンケートより) (ha)	(B)/(A) (%)
多摩地域全体	5,133	3,688	2,837	2,268	81.3%
グループA	207.1	207.1	174.4	153.1	87.8%
グループB	742.2	742.2	626.7	523.4	83.5%
グループC	1,308.0	1,283.2	1,082.7	856.4	79.1%
グループD	235.5	235.5	163.9	103.0	87.8%
グループE	2,640.1	1,219.7	789.0	632.5	80.2%

注釈) 農地面積、市街化区域農地面積、生産緑地面積は東京都農業会議「平成 27 年度東京都の地域・区市町村別農業データブック」(2016)を参照。2022 年に買取り可能生産緑地面積は多摩地域の自治体アンケート調査結果を参照。ただし、グループ D に無回答自治体が 1 自治体あり、(B)/(A)の算出にあたっては、無回答自治体を母数から除外して計算している。

図表 132 (B) / (A) 割合別自治体数

(B)/(A)	0～50%	50～70%	70～80%	80～90%	90%以上
自治体数	1	2	3	11	8

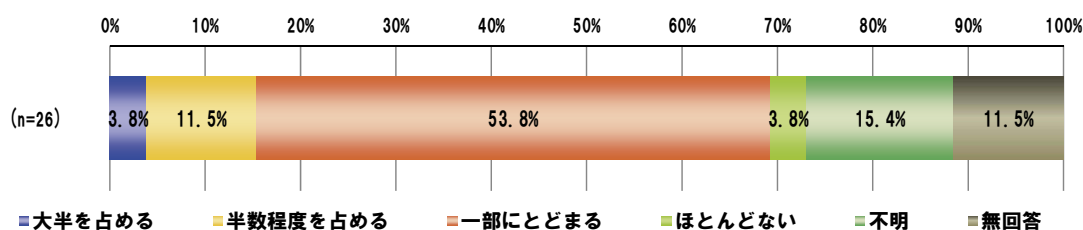
⑰ 買取り申出可能となる面積のうち、2022 年時に買取り申出があると思われる面積と特定生産緑地に移行すると考えられる面積

1) 全体集計

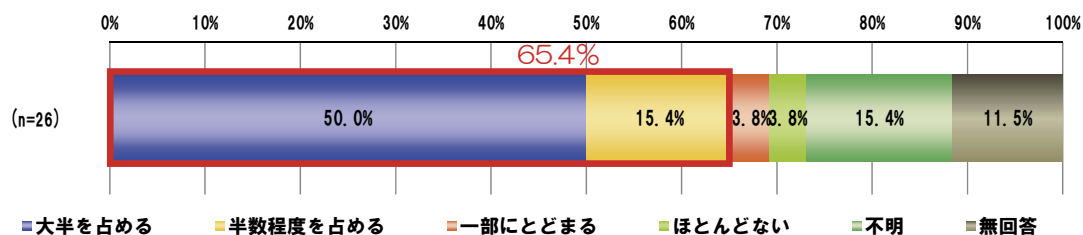
2017 年 6 月に施行された改正生産緑地法では、2022 年に指定後 30 年を経過した生産緑地について、“その保全を確実に行うことが良好な都市環境の形成を図る上で特に有効であると認められるものを「特定生産緑地」として指定することができる”とし、買取り申出の時期を 10 年延長することができるようになった。図表 133・134 は、2022 年に買取り申出が可能となる生産緑地のうち、買取り申出があると思われる割合と特定生産緑地に移行すると考えられる割合を示したものである。

買取り申出があると思われる割合に関しては、「大半を占める」「半数程度を占める」と回答した自治体は少なく、「一部にとどまる」と回答した自治体が 5 割強と過半を占め、「2022 年問題」の影響は限定的であると考えられていることがうかがえる。一方特定生産緑地に移行すると考えられる割合については、「大半を占める」「半数程度を占める」合計 6.5 割程度となっている。

図表 133 2022年に買取り申出があると思われる割合 (n=26, SA)



図表 134 2022年に特定生産緑地に移行すると考えられる割合 (n=26, SA)



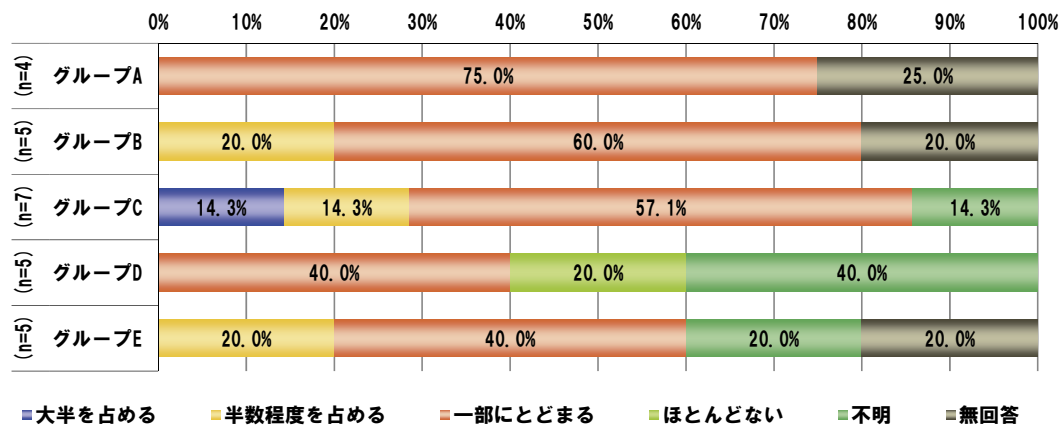
2) グループ別集計

買取り申出があると思われる割合についてグループ別にみると、グループ C では「大半を占める」という回答が 1.5 割程度であるのに対し、グループ D では「ほとんどない」という回答が 2 割程度存在しているなど、地域によって差がある。

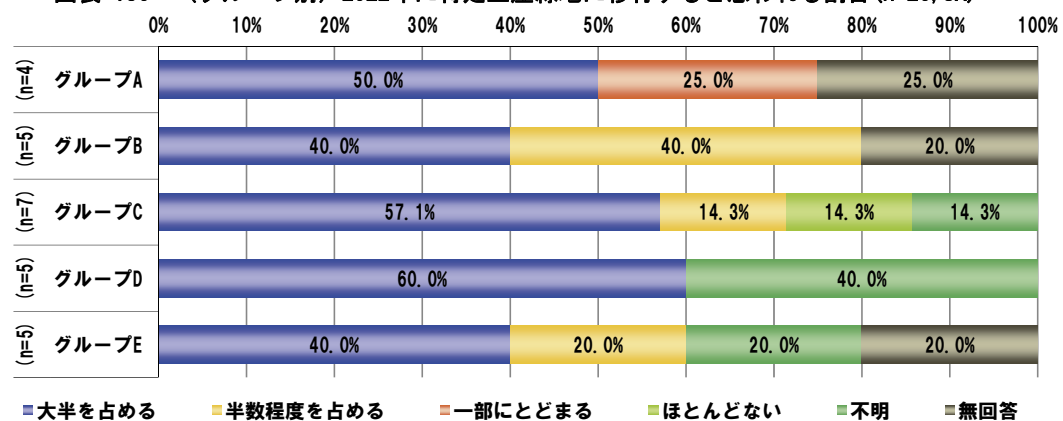
また特定生産緑地に移行すると考えられる割合については「大半を占める」という割合が 4 割～6 割程度だが、グループ A やグループ C においては「一部にとどまる」「ほとんど

ない」という回答もみられる。

図表 135 (グループ別) 2022年に買取り申出があると思われる割合 (n=26, SA)



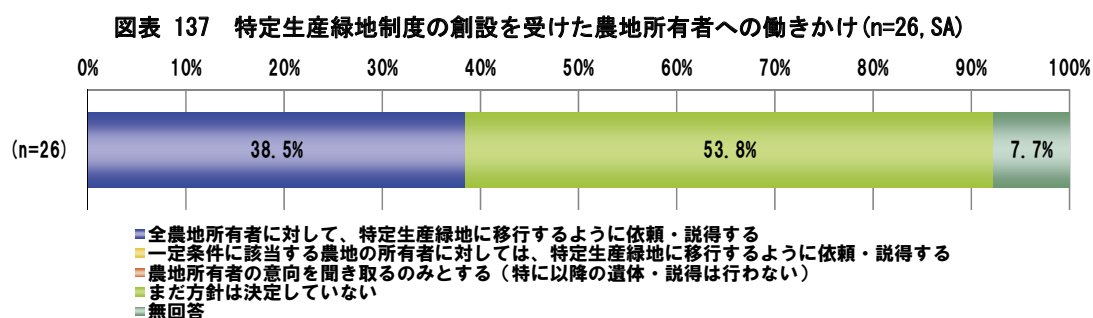
図表 136 (グループ別) 2022年に特定生産緑地に移行すると思われる割合 (n=26, SA)



⑱ 特定生産緑地制度の創設を受けた農地所有者への働きかけ

1) 全体集計

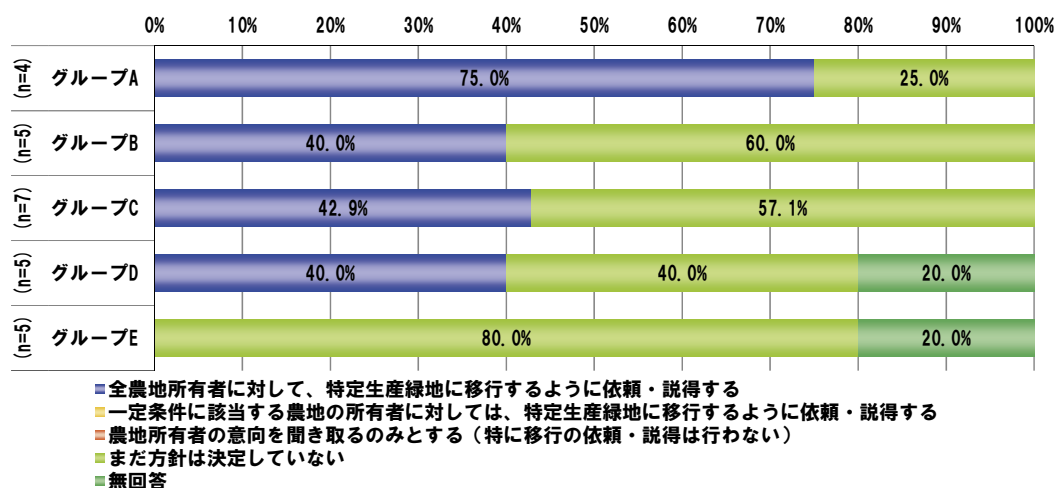
特定生産緑地制度の創設を受けた農地所有者への働きかけとしては、「全農地所有者に対して、特定生産緑地に移行するよう依頼・説得する」が4割弱で最も多く、農地の保全に向け働きかけを行う予定の自治体が多い。しかし、「まだ方針は決定していない」と回答する自治体も5割強と過半数を超えており、2022年に向けて重要な検討事項となると考えられる。



2) グループ別集計

グループ別にみると、グループ A では「全農地所有者に対して、特定生産緑地に移行するよう依頼・説得する」が7.5割と高い割合を示している。一方グループ E においては、無回答あるいは方針は決定していないという回答のいずれかとなっている。

図表 138 (グループ別) 特定生産緑地制度の創設を受けた農地所有者への働きかけ (n=26, SA)



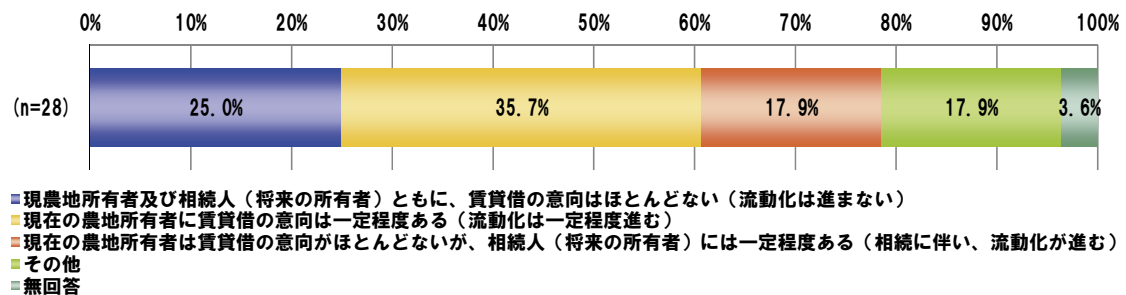
⑱ 生産緑地の賃貸借に関する自治体内の農地所有者の意向に最も近いと考えるもの

1) 全体集計

農地の保全を図るため、今後生産緑地の賃貸借についても制度緩和に向けた動きが活発化すると考えられる。図表 139は、農地の賃貸借について、自治体内の農地所有者の意向に最も近いと考える選択肢を回答したものである。「賃貸借の意向はほとんどない」と回答する自治体が 2.5 割存在している一方で、現在の農地所有者において「賃貸借の意向は一定程度ある」と考える自治体が 3.5 割程度、「相続人（将来の所有者）には一定程度ある」と考える自治体が 2 割弱となっており、賃貸借に対する一定の意向は見込まれているといえる。

なお、「その他」の内容は「不明」「まったく分からない」等である。

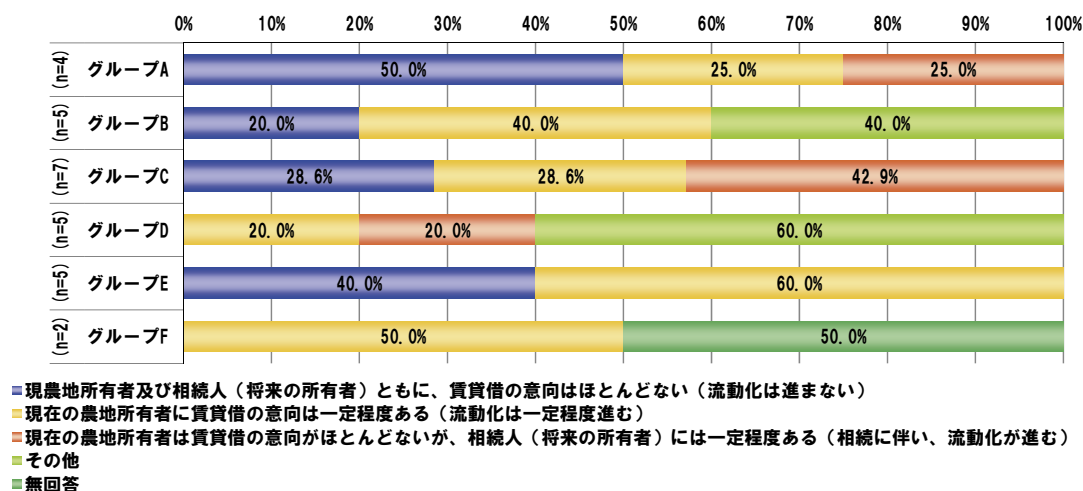
図表 139 農地の賃貸借に関する農地所有者の意向と考えられるもの (n=28, SA)



2) グループ別集計

グループ別にみると、グループ A では「賃貸借の意向はほとんどない」という回答と「賃貸借の意向は一定程度ある」及び「相続人（将来の所有者）には一定程度ある」という回答が半数ずつという状況である。一方グループ C においては、「賃貸借の意向は一定程度ある」及び「相続人（将来の所有者）には一定程度ある」という回答が合わせて 7 割強であり、グループによって予測には違いがある。

図表 140 (グループ別) 農地の賃貸借に関する農地所有者の意向と考えられるもの(n=28, SA)

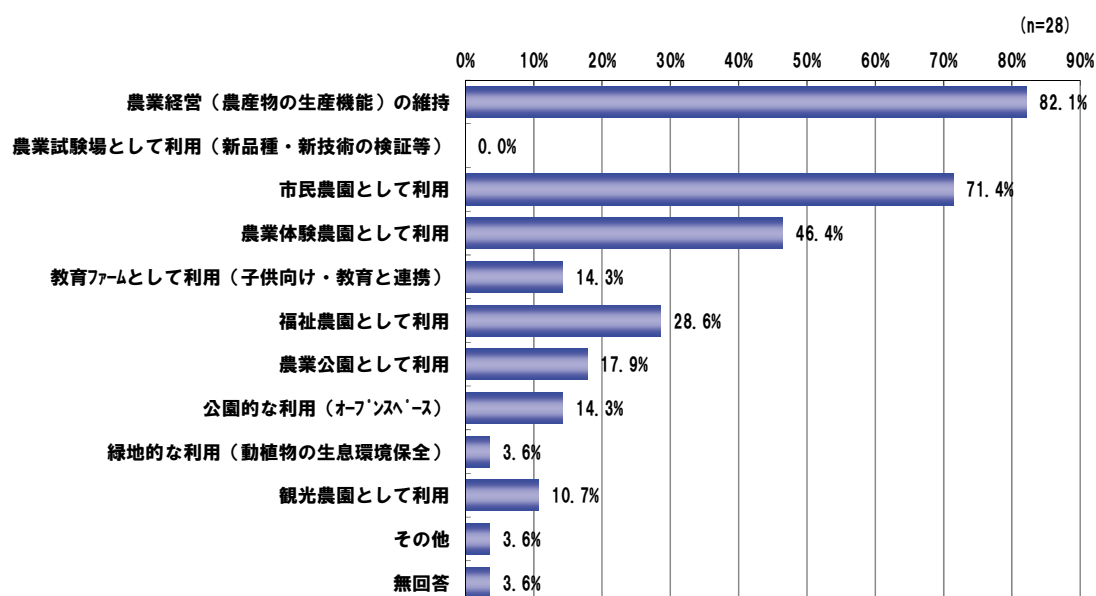


② 今後どのような利用目的で都市農地の賃借に対するニーズが顕在化すると考えるか

1) 全体集計

都市農地の賃借に対するニーズとして考えられるものについては、「農業経営の維持」が8割強と高い割合を示し、次いで「市民農園として利用」が7割強、「農業体験農園として利用」が4.5割程度となっているほか、他分野との連携では、「福祉農園として利用」が3割弱と比較的高い割合を示している。

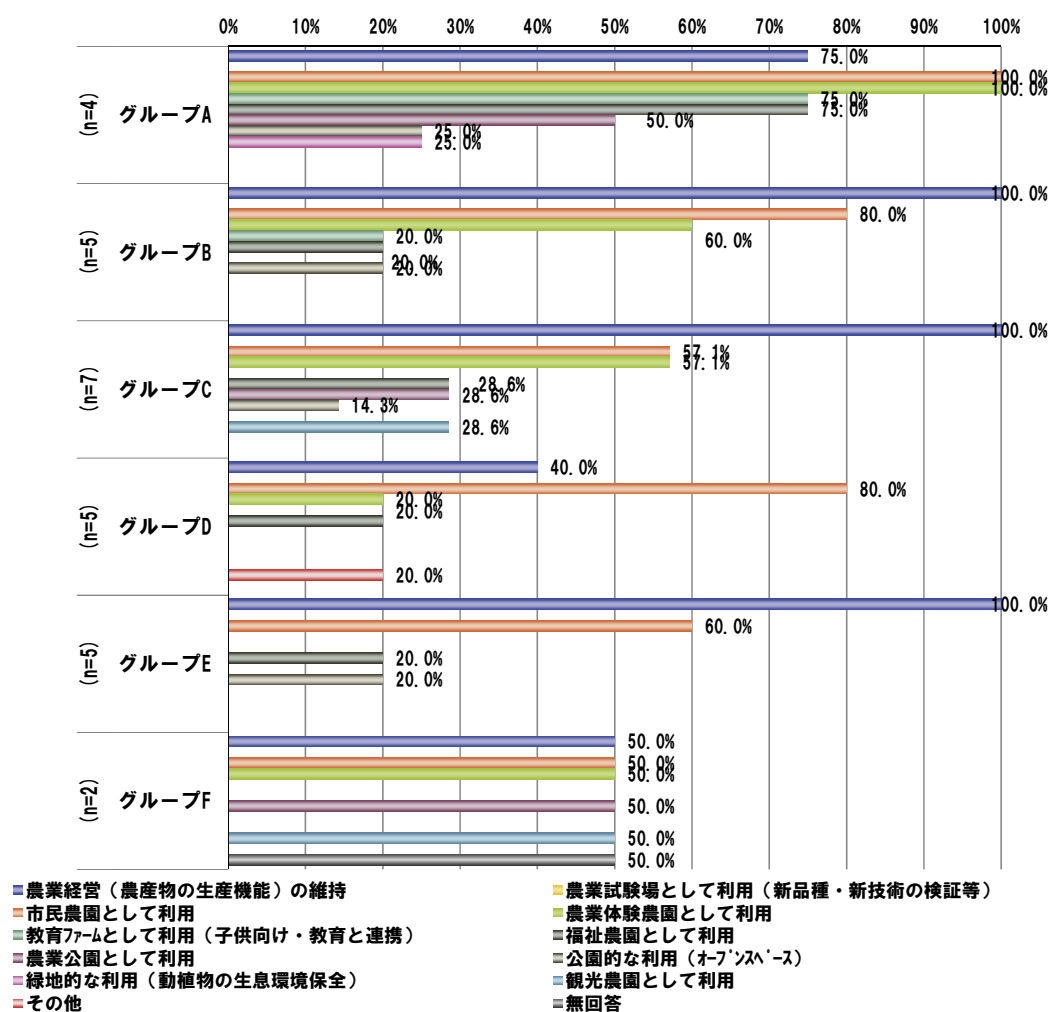
図表 141 都市農地の賃借に対するニーズとして考えられるもの(n=28, MA)



2) グループ別集計

図表 142は、全体集計において1割以上の割合があった利用目的について、グループ別でみてみたものである。各グループとも「農業経営の維持」の割合が多いものの、グループ A については、全般的にニーズがあると考えており、他分野との連携となる「教育ファームとして利用」「福祉農園として利用」にもニーズを感じている。

図表 142 (グループ別) 都市農地の賃借に対するニーズとして考えられるもの(n=28, MA)

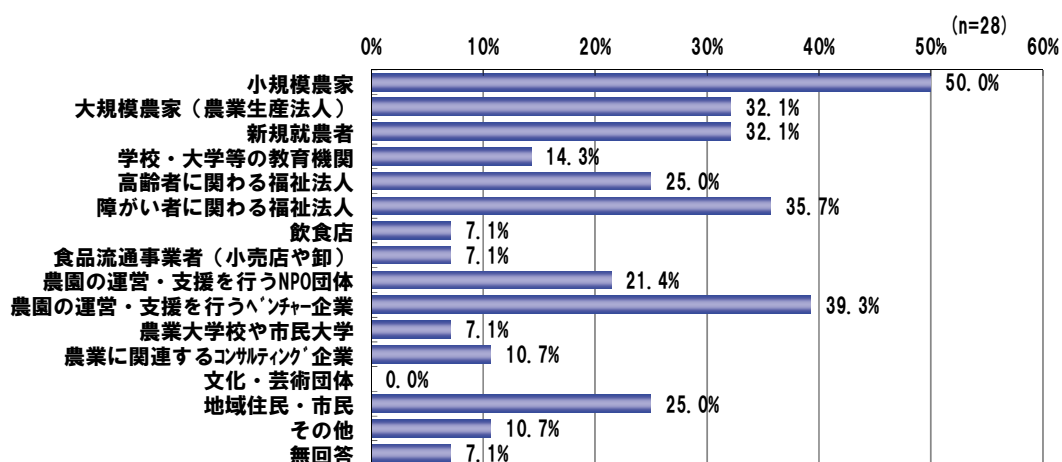


②① ②②のような利用目的での貸借が進む場合、どのような利用主体（借り手）が想定されるか

1) 全体集計

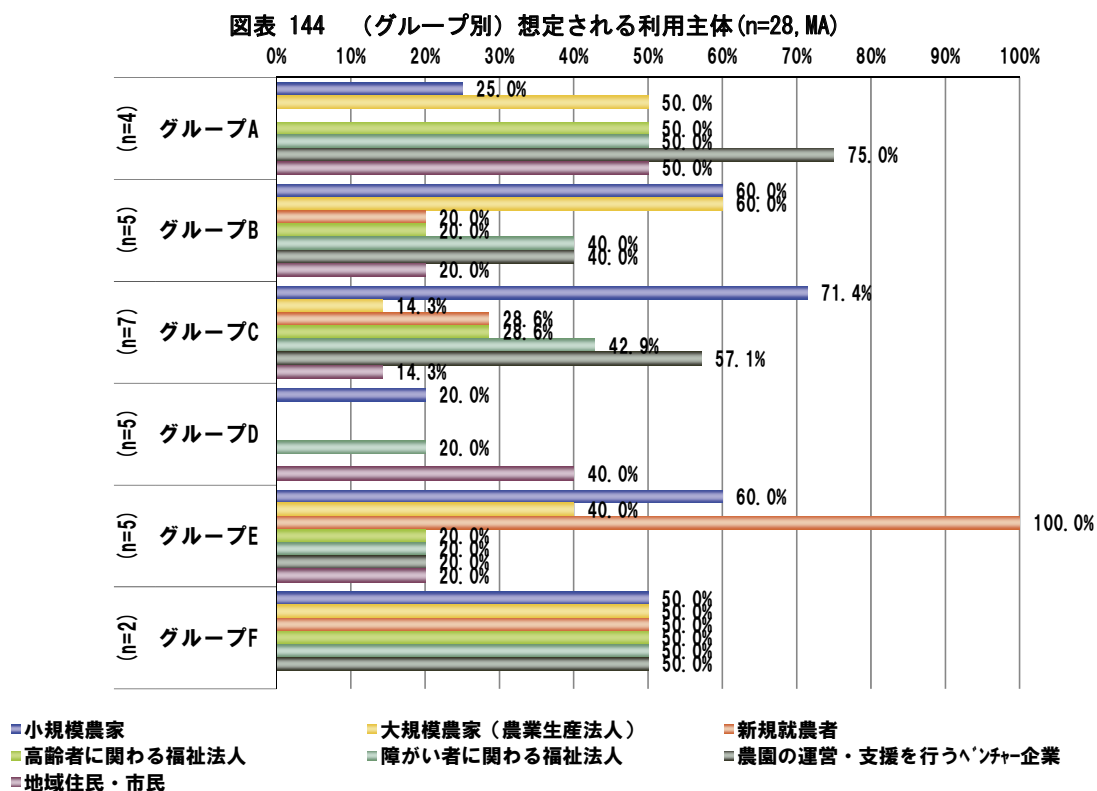
生産緑地の貸借について想定される利用主体（借り手）に関しては、「小規模農家」「大規模農家」「新規就農者」等の営農主体の割合が多いほか、市民農園の運営を行うと予測される「農園の運営・支援を行うベンチャー企業」が4割弱と高い割合を示している。そのほか福祉法人、特に「障がい者に関わる福祉法人」を利用主体と考えている自治体も多く、3.5割程度となっている。

図表 143 想定される利用主体 (n=28, MA)



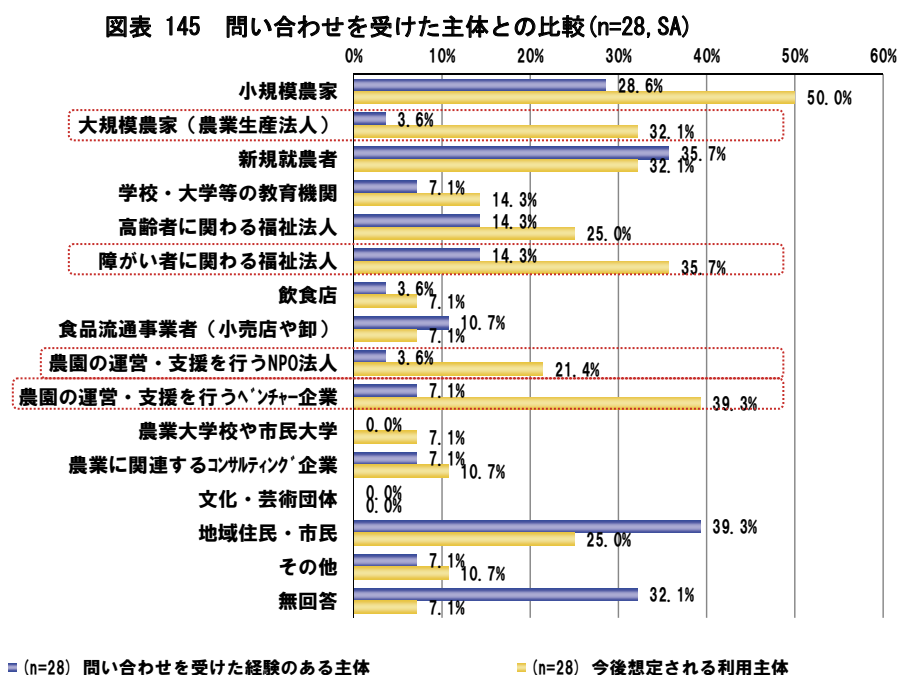
2) グループ別集計

図表 144は、全体集計で想定される利用主体として回答の多かった上位7項目について、グループ別にみてみたものである。グループ A では「農園の運営・支援を行うベンチャー企業」が、グループ B では「小規模農家」と「大規模農家」が、グループ C では「小規模農家」が、グループ E では「新規就農者」がそれぞれ高い割合を示していることがわかる。



3) これまでに問い合わせのあった主体との比較

P109 の⑥は、都市農地の利用に関して、農地所有者以外の主体から自治体がこれまでに問い合わせを受けた経験のある主体を示している。図表 145は、その結果と図表 143で示した「想定される利用主体（借り手）」の結果を比較したものである。「大規模農家」「障がい者に関わる福祉法人」「農園の運営・支援を行う NPO 法人」「農園の運営・支援を行うベンチャー企業」等については、これまで問い合わせを受けた割合と比較して、今後想定されると回答された割合が高い。

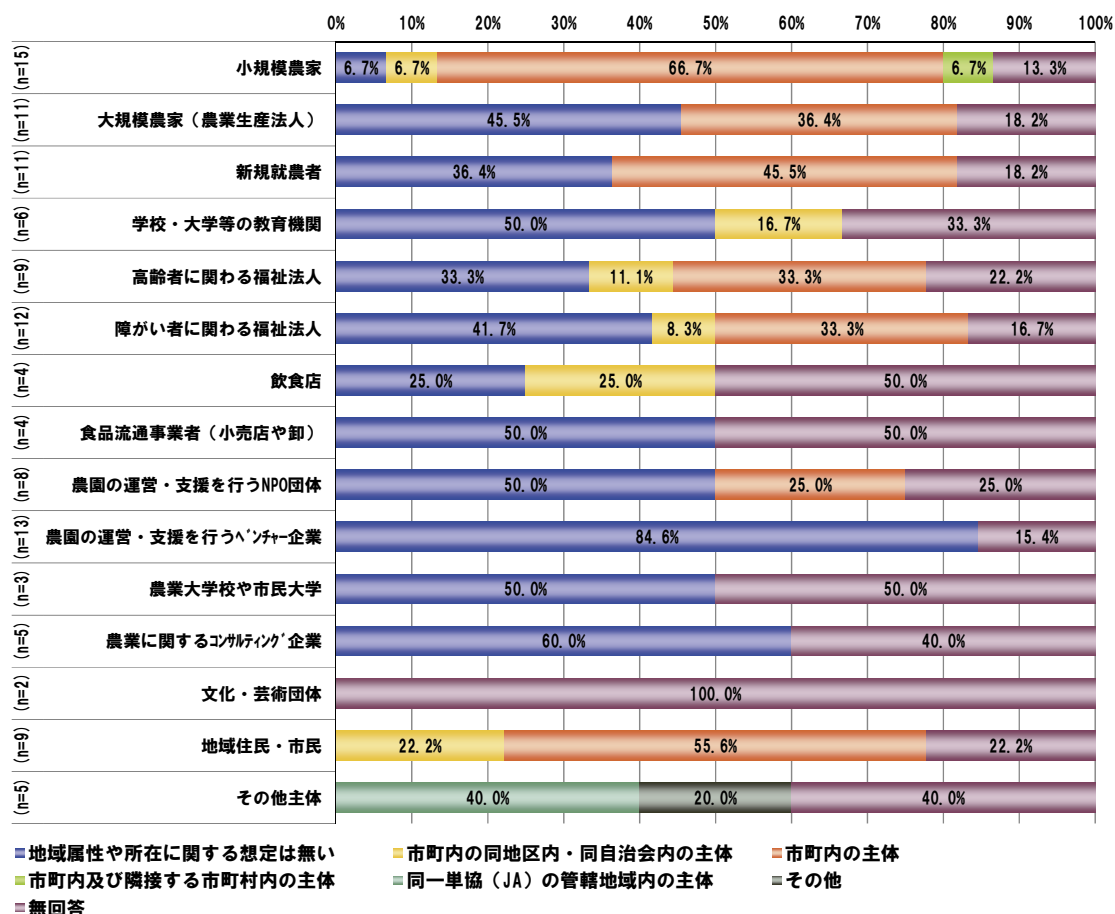


注釈) 「問い合わせを受けた経験のある主体」は、P109 の⑥「都市農地の利用の意向や問い合わせを受けた主体」で各選択肢が回答された割合である。「今後想定される利用主体」は、P133 の 図表 143にて各選択肢が選択された割合である。

② ②①で想定した利用主体の地域属性や所在

利用主体の地域属性や所在に関しては、「小規模農家」や「地域住民・市民」については市町内の主体が想定されているが、その他の主体においては「地域属性や所在に関する想定は無い」という回答も多い。

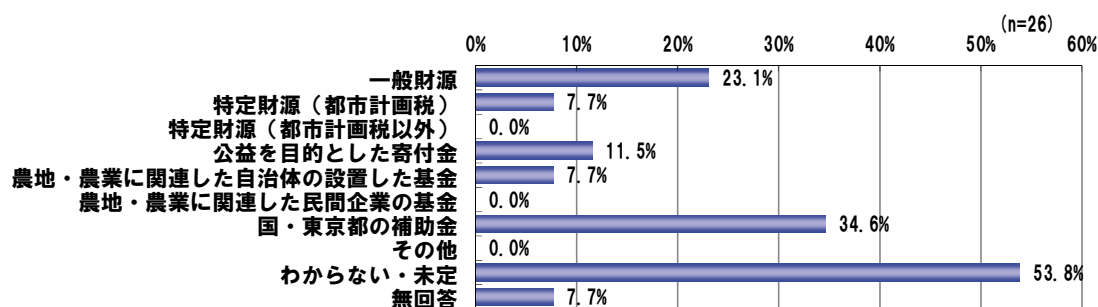
図表 146 想定される利用主体の地域属性や所在 (n数は各主体ごと, SA)



㉓ 緑地の買取りの財源として想定しうるもの

生産緑地の買取り財源として想定されているものとしては、「わからない・未定」という回答が最も多く、5割強となった。そのほかでは「国・東京都の補助金」が3.5割程度、一般財源を想定する割合が2割強となっている。

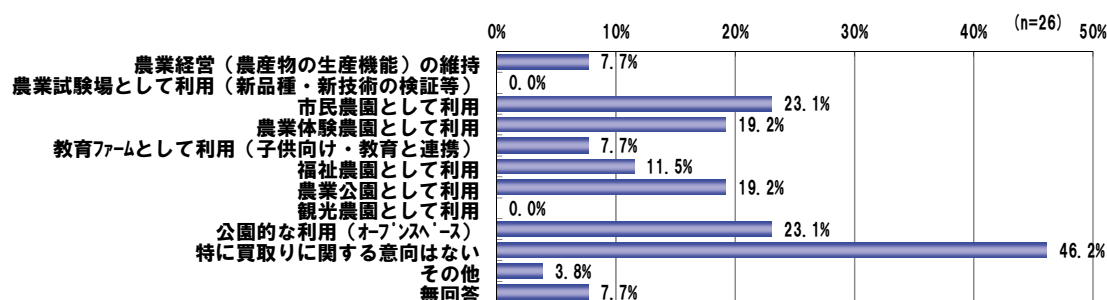
図表 147 生産緑地の買取り財源として想定するもの (n=26, MA)



㉔ 生産緑地を買取り、公有地化する施策やモデル農園として展開しうるもの

図表 148は生産緑地を公有化する施策やモデル農園として展開しうるものについて尋ねた結果である。「特に買取りに関する意向はない」という回答が4.5割程度となっている。展開しうるものとしては「市民農園」「農業体験農園」「農業公園」「公園的な利用」が多くあげられており、特定の目的に沿ったモデル事業を展開するというよりも、市民に広く開放し、気軽に利用してもらう、あるいは親しみを持ってもらおうというような利用方法が想定されているようである。

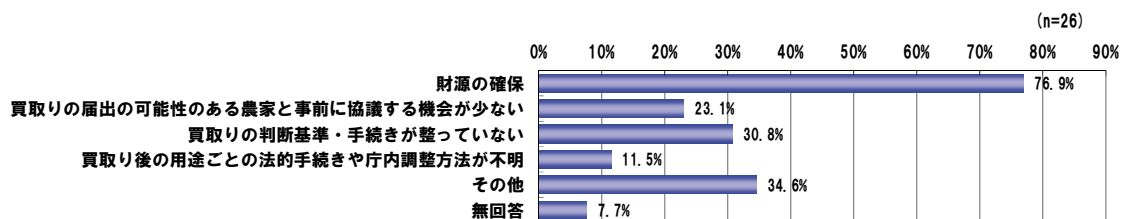
図表 148 生産緑地を公有化する施策やモデル農園として展開しうるもの (n=26, MA)



②⑤ 生産緑地の買取り全般に関して、現在抱えている課題

生産緑地の買取り全般に関して、現在抱えている問題については、「財源の確保」という回答が 7.5 割程度と最も多く、財源の問題が非常に大きな課題として考えられている。一方「買取りの判断基準・手続きが整っていない」という回答も 3 割程度存在している。

図表 149 生産緑地の買取りに関する課題 (n=26, MA)

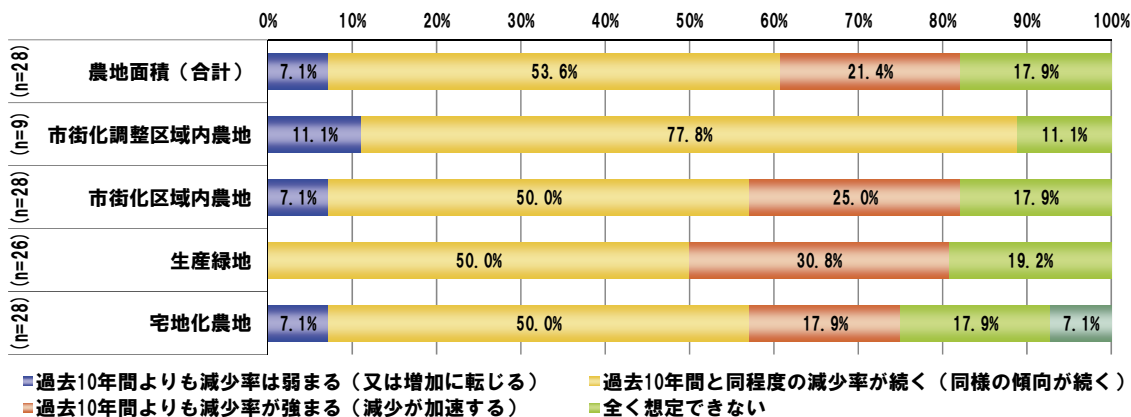


②⑥ 農地面積の今後の推移見込み

1) 全体集計

農地面積の今後の推移見込みについては、市街化調整区域内農地、市街化区域内農地、生産緑地、宅地化農地それぞれにおいて「過去 10 年間と同様の減少率が続く」と考える市町が過半数以上存在していた。ただし、生産緑地については「過去 10 年間よりも減少率は弱まる」という回答がなく、「過去 10 年間よりも減少率が強まる」という回答が 3 割程度あることなど、2022 年問題の影響がうかがえる。

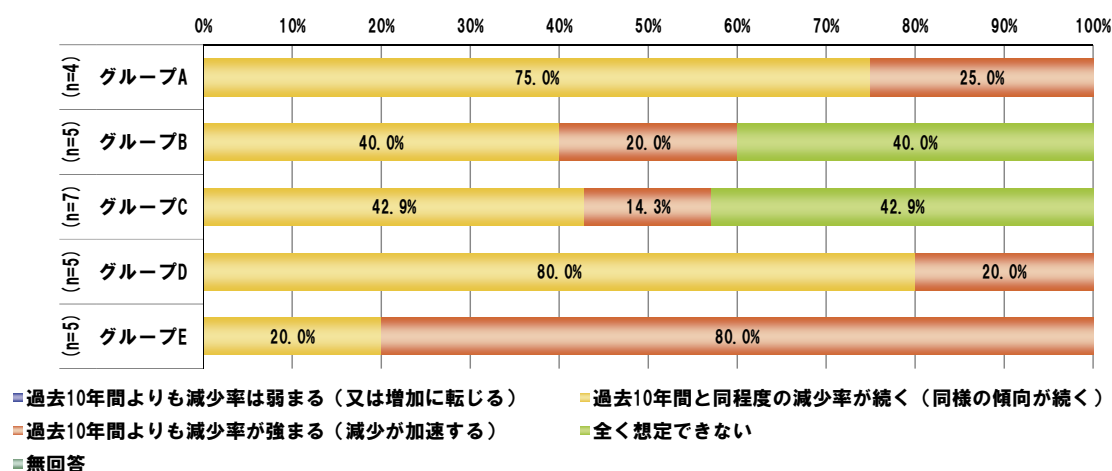
図表 150 農地面積の今後の推移見込み (n=28, SA)



2) グループ別集計

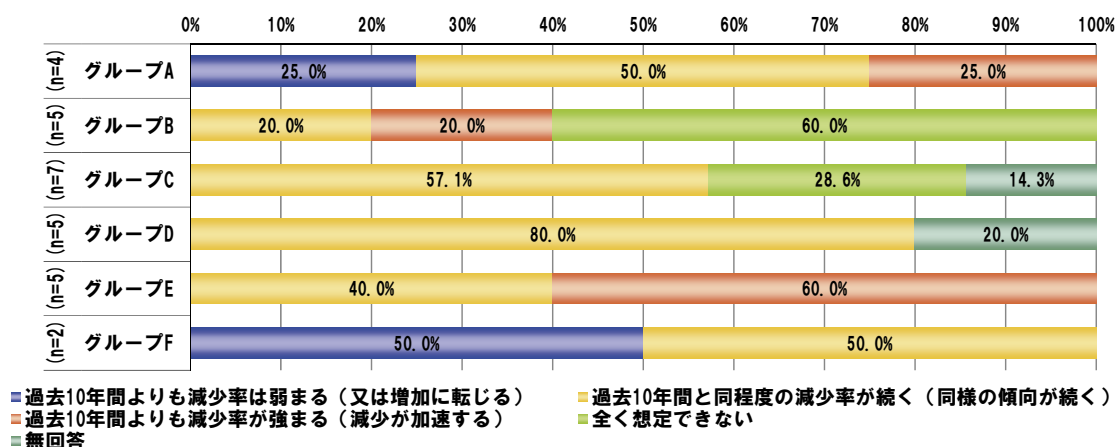
図表 151・152 は、生産緑地と宅地化農地の今後の推移見込みについてグループ別にみたものである。生産緑地については、生産緑地面積の小さいグループ A・D においては「過去 10 年間と同様の減少率が続く」という回答が 7.5 割を超えているが、生産緑地面積の大きいグループ B・C・E については、「過去 10 年間と同様の減少率が続く」という回答は、半数に満たない。特にグループ E においては、「過去 10 年間よりも減少率が強まる」との回答が 8 割となっており、ひととき危機感が強い。

図表 151 (グループ別) 生産緑地の今後の推移見込み (n=28, SA)



宅地化農地についても、農地面積の小さいグループ A・D と、農地面積の大きいグループ B・C・E・F で見込みが分かれている。こちらにおいてもグループ E で強い危機感がうかがえるが、同様に農地面積が大きいグループ F ではそのような傾向はない。これはグループ F の町村は市街化区域内農地の面積がそもそも小さいためであると考えられる。

図表 152 (グループ別) 宅地化農地の今後の推移見込み (n=28, SA)

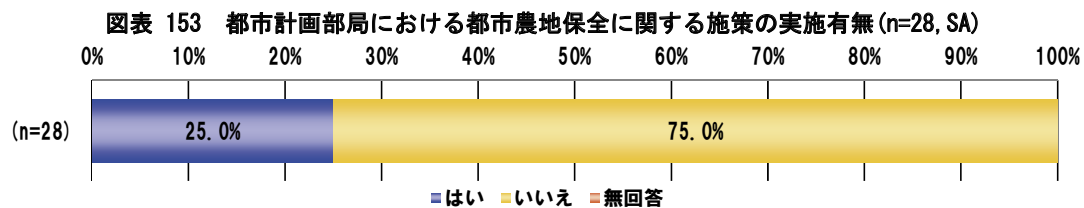


(2) 都市計画部局

① これまで都市計画部局で都市農地の保全に関する施策・事業を実施してきたか

これまでの都市計画部局における都市農地の保全に関する施策・事業の実施有無については、実施している自治体が全体の 2.5 割となった。

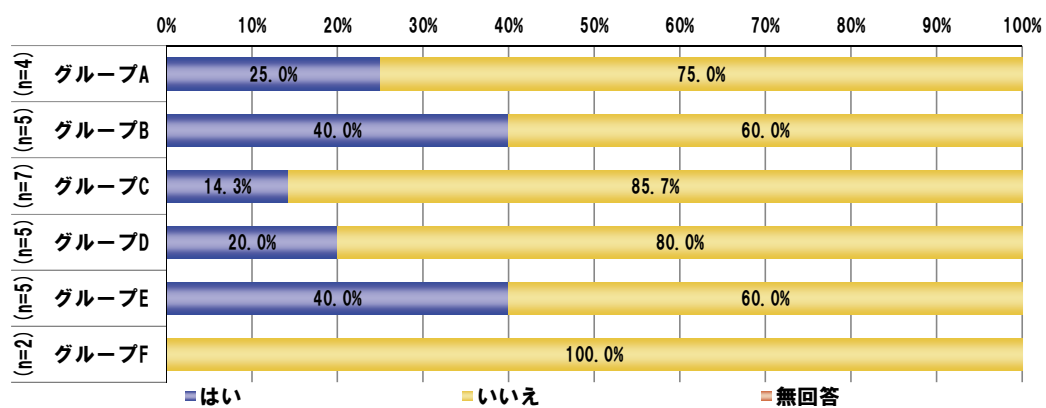
1) 全体集計



2) グループ別集計

グループ別にみると、グループ B・E において 4 割と高い割合を示している。

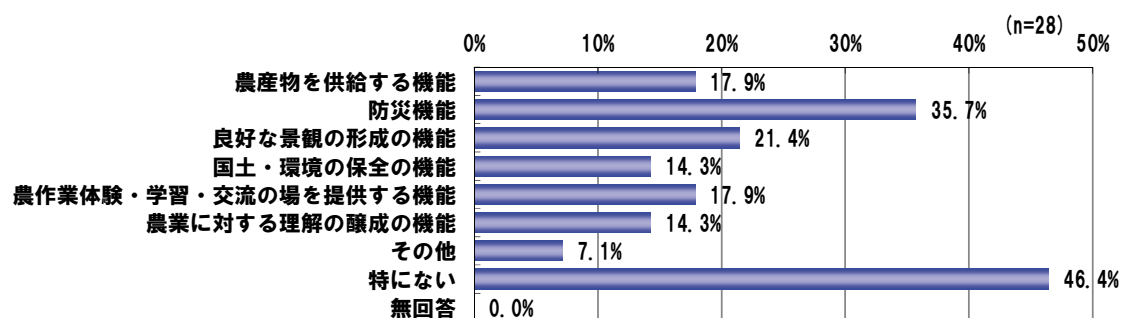
図表 154 (グループ別) 都市計画部局における都市農地保全に関する施策の実施有無 (n=28, SA)



② 都市の生活や環境に資する特定の機能を評価し、保全している農地

都市の生活や環境に資する特定の機能を評価し保全している農地があるか、という問いについては、「特にない」が4.5割程度となった。評価し保全している農地の機能については、「防災機能」が3.5割程度、「良好な景観の形成の機能」が2割強と比較的高い割合を示している。また、「農作業体験・学習・交流の場を提供する機能」にも2割弱の割合があり、都市農地の多面的な利用に対して一定の関心がかがえる。

図表 155 特定の機能を評価し保全する農地 (n=28, MA)

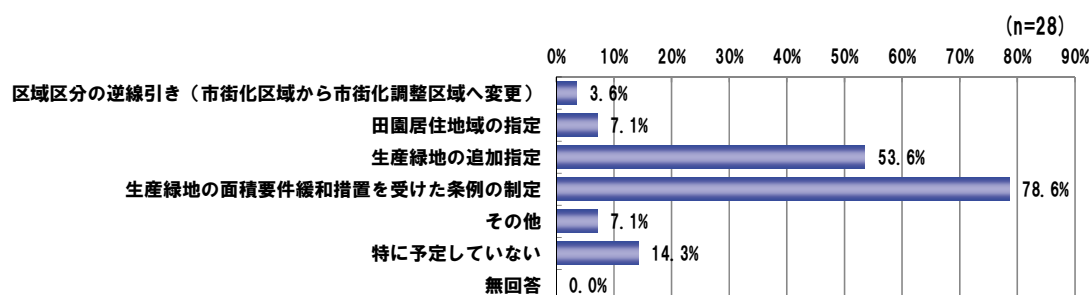


③ 都市計画手続きの変更を予定しているもの

1) 全体集計

基本法の制定に伴う都市計画法等の制度改正を受けて、あるいは都市農地の活用を企図した新たな都市計画手続きの変更予定については、「生産緑地の面積要件緩和措置を受けた条例の制定」を行うとした回答が8割弱と最も多く、次に「生産緑地の追加指定」を行うとした回答が5割強となった。

図表 156 都市計画手続きの変更を予定しているもの (n=28, SA)



2) グループ別集計

図表 157は、新たな都市計画手続きの変更予定について、「予定している」と回答した自治体の回答内容について、予定している内容別・グループ別にみてみたものである。グループ別でも「生産緑地の追加指定」と「生産緑地の面積要件緩和措置を受けた条例の制定」がほとんどであるが、グループ B では「田園住居地域の指定」、グループ E では「田園住居地域の指定」に加え「区域区分の逆線引き (市街化区域から市街化調整区域へ変更)」を予定している自治体もみられる。

図表 157 (グループ別) 都市計画手続きの変更を予定しているもの

	区域区分の逆線引き	田園住居地域の指定	生産緑地の追加指定	生産緑地の面積要件緩和措置を受けた条例の制定	その他	特に予定していない
グループA	0	0	2	4	0	0
グループB	0	1	2	4	0	1
グループC	0	0	5	7	1	0
グループD	0	0	2	4	0	1
グループE	1	1	4	3	1※	0
グループF	0	0	0	0	0	2
計	1	2	15	22	1	4

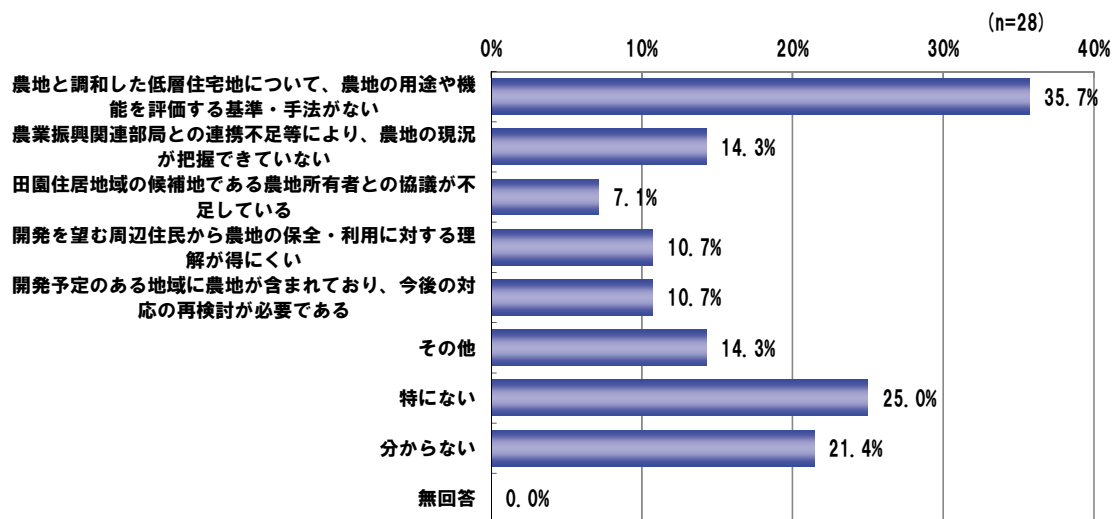
※生産緑地に係る税制改正が未了のため未定

④ 農地を活用したまちづくりの課題や懸念

都市計画法・建築基準法の改正により、用途地域に「田園住居地域」が追加されるなど、今後は農地の計画的な活用を想定した土地利用や配置計画の検討・対応方針が求められていると考えられる。

図表 158は、今後の農地を活用したまちづくりの課題や懸念について尋ねた結果をまとめたものである。「農地の用途や機能を評価する基準・手法がない」が 3.5 割と最も多く、次の「農業振興関連部局との連携不足等により、農地の現況が把握できていない」の 1.5 割程度と比較すると 2 倍以上となっている。農地を活用したまちづくりを行うにあたっては、「農地の用途や機能を評価する基準や手法」が必要と考えていることがうかがえる。

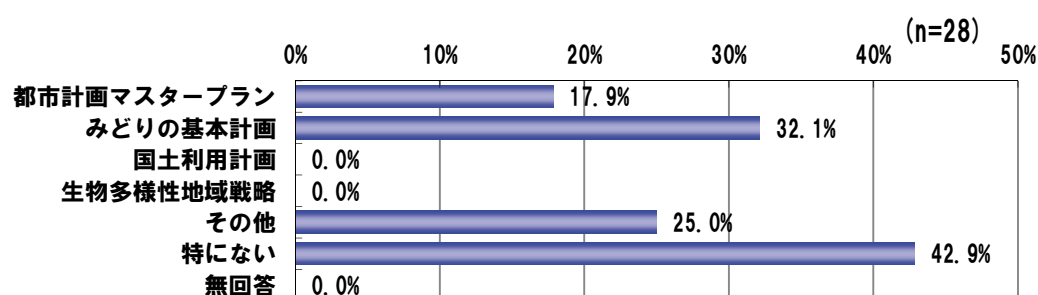
図表 158 農地を活用したまちづくりの課題や懸念 (n=28, MA)



⑤ 市街化区域内農地の配置図を掲載している又は、していく予定の計画の有無

都市農地の保全や利活用に向けて、市街化区域内農地の配置図を掲載している又は、掲載していく予定の計画については、回答があった計画の中では、「みどりの基本計画」が3割強と最も多く、次に「都市計画マスタープラン」の2割弱となった。しかし、「特にない」という回答が全回答の中で、4割強と最も多く、半数近くの自治体は市街化区域内農地の配置図を作成しておらず、その予定もないことがわかる。「その他」の回答の中には、「都市計画図」「検討中」という回答がみられた。

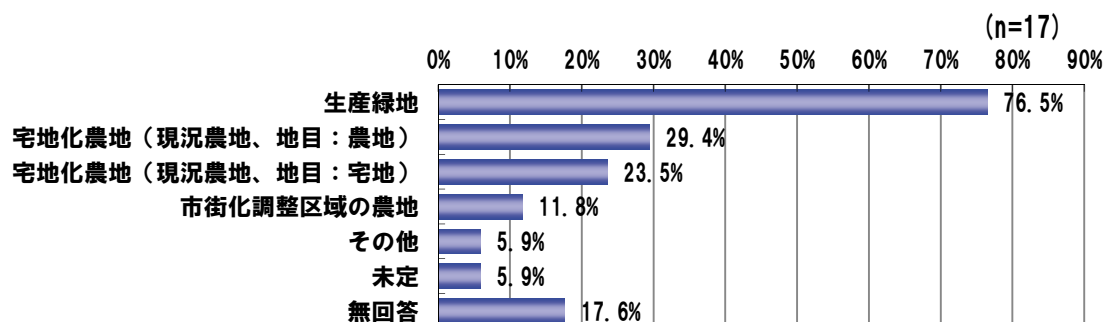
図表 159 市街化区域内農地の配置図を掲載している（していく）計画 (n=28, MA)



⑥ 上記計画で掲載する農地の種類

図表 159 で計画に掲載している（していく）とした農地の種類については、「生産緑地」が7.5割程度と最も多く、次いで「宅地化農地（現況農地、地目：農地）」が3割弱となっている。

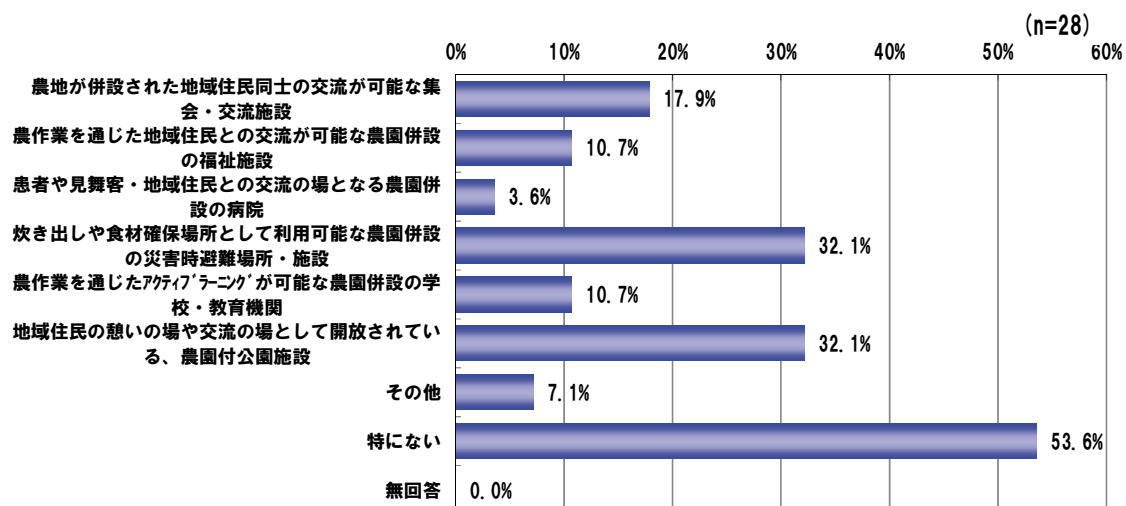
図表 160 掲載している（していく）農地の種類 (n=17, MA)



⑦ 都市計画上の課題や都市課題の解決に資する都市農地の活用（機能発揮）方法

都市計画上の課題や都市課題の解決に資する都市農地の活用（機能発揮）方法として、どのような施設があると良いかについては、「炊き出しや食材確保場所として利用可能な農園併設の災害時避難場所・施設」と「地域住民の憩いの場や交流の場として開放されている、農園付公園施設」が3割強で最も多くなった。

図表 161 都市課題の解決に資する都市農地の活用方法 (n=28, MA)

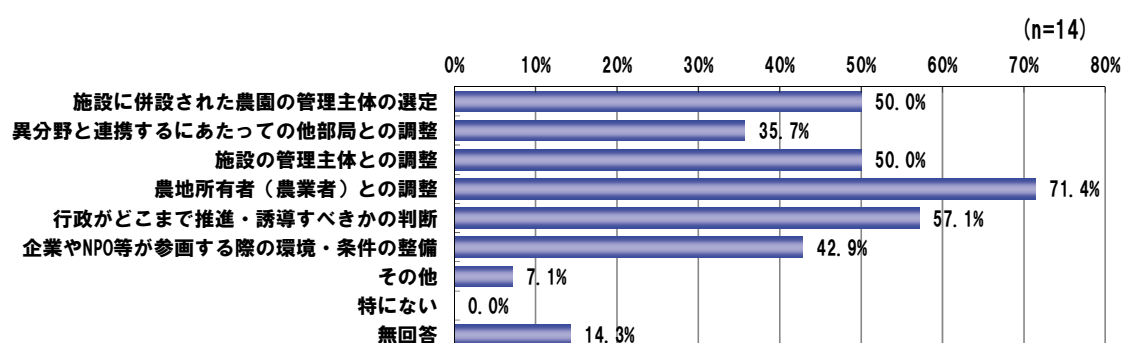


⑧ ⑦の機能の実現の際に課題となりうること

P145 の⑦で回答した機能を実現する際に、課題となりうることについては、「農地所有者との調整」が7割強と最も多くなった。「管理主体の選定」、「施設の管理主体との調整」をあげている自治体も5割となっており、所有者や管理者との調整に課題を感じている自治体が多い一方で、「行政がどこまで推進・誘導すべきかの判断」や「企業やNPO等が参画する際の環境・条件の整備」に課題を感じている自治体もそれぞれ6割弱、4割強と多くみられた。

P143 の④「農地を活用したまちづくりの課題や懸念」でも、農地を活用したまちづくりを行う際には、その「用途や機能を評価する基準や手法がない」ことが課題としてあげられいたが、ここでも自治体として「どこまで推進・誘導すべきか」や民間が「参画する際の環境・条件の整備」をどうするか、など活用する際の基準や考え方などに課題を感じている自治体も多いということが示されている。自治体にとっては、都市農地を活用する際の課題は関係者との連携や調整だけにはとどまらず、活用を進めるための根拠やその評価方法など、そもそもどのように活用していくべきか迷っている状況にあるとも推測できる。

図表 162 都市農地活用の際の課題 (n=14, MA)



⑨ 農業振興部局との連携にあたっての課題や障壁

都市計画の改定、都市農業振興基本計画の策定、都市農地・都市農業の保全や振興について、これまで以上に都市計画部局と農業振興部局との連携が必要になると考えられる。そのような状況の中で農業振興部局との連携にあたっての課題や障壁について尋ねたところ、以下のような回答が得られた。

図表 163 農業振興部局との連携にあたっての課題や障壁

課題や障壁
・農政部局を例にあげると、農業委員会庶務と農業振興事務の兼務をしている等の現状があり、今後の都市農業の変革に柔軟に対応・追隨するための人員が不足している。
・現状把握等部局を超えた綿密な情報共有について、より一層取り組む必要がある。
・都市計画担当部署と農業振興担当部署の視点の違いや、個人情報の問題があり、課題があると感じている。
・特定生産緑地制度の運用における、農業振興担当部署との事務データの連携に課題を感じている。
・都市計画に定める生産緑地地区は、適正な肥培管理による営農行為がその緑地機能を評価するための前提となるが、生産緑地法の改正により面積や農業施設の要件緩和があることから、農業関係法令を所掌する農業振興担当部門のこれまで以上の関与が必要になると感じている。
・生産緑地とその他の農地等の情報について、組織間で情報共有できる仕組みづくりが必要。また、一大消費地を抱える東京全体の都市農業の将来像が不明確であり、そのことによって生産緑地やその他の農地の管理主体や担い手が具体的に想定できていないことも、今後の課題と考える。
・農地所有者など、個人情報の共有管理に課題を感じている。

2 都市農地所有者の相続人向けアンケート

2-1. 調査概要

(1) 調査の目的

これまでの生産緑地減少の多くの要因が相続を契機にしたものであること、所有者の高齢化が進む今後も相続発生が多く見込まれることから、農地所有者の相続人の意向が都市農地・都市農業の保全・振興において重要な意味を持つてくると考えられる。また都市農地・都市農業を巡る社会動向や昨今の制度内容を踏まえると、市町村の施策推進にあたり、都市農地所有者やその相続人の意向把握が重要な課題である。

しかし、農地所有者に関しては文献調査でとりまとめたとおり、各市町村でアンケートを独自に実施し、高い回収率とともに詳細な意向把握がなされている一方で、農地所有者の相続人の意向については、あまり把握できていない状況である。

そこで上記を踏まえ、特定市の農業者相続人（子）を対象としたアンケートを実施した。

(2) 調査の対象

三大都市圏特定市のうち、都市計画区域のうち市街化区域面積が70%以上を占める78市区に、農地を所有する人の相続人（子） 97 サンプル

※相続人のうち、配偶者は対象から除外した。

※上記市区に農地を所有する人の子を対象としているが、その農地が市街化区域・生産緑地であるとは限らない。

図表 164 調査対象の特定市一覧

地域	市区数	市区名
首都圏(東京都多摩地域)	22	立川市、武蔵野市、三鷹市、府中市、昭島市、調布市、町田市、小金井市、小平市、日野市、東村山市、国分寺市、国立市、狛江市、東大和市、清瀬市、東久留米市、武蔵村山市、多摩市、稲城市、羽村市、西東京市
首都圏(東京都特別区)	23	全23区
首都圏(東京都以外)	15	【埼玉県】川口市、草加市、蕨市、戸田市、志木市、八潮市 【千葉県】市川市、松戸市、習志野市、君津市、浦安市 【神奈川県】横浜市、川崎市、大和市、座間市
中部圏	3	【愛知県】名古屋市、高浜市、清須市
近畿圏	15	【大阪府】大阪市、堺市、豊中市、吹田市、泉大津市、守口市、寝屋川市、松原市、門真市、摂津市、高石市、藤井寺市、東大阪市 【兵庫県】尼崎市、伊丹市
合計	78	

(3) 調査の手法

インターネット調査会社が保有するモニター向けアンケート

(4) 調査時期

スクリーニング調査：2017 年 9 月 26 日～10 月

本調査：2017 年 10 月 2 日～10 月 3 日

(5) 調査項目

分類	項目
農地について	Q1：あなたの親が所有している農地（田畑、原野、牧場）が所在する市区 Q2：農地を所有しているあなたの親の年代 Q3：あなたの親が所有している農地の場所・位置の把握状況 Q4：あなたの親が所有している農地の（最大の）規模 Q5：あなたの親が所有している農地の都市計画上の指定状況 Q6：あなたの親が所有している農地の現状利用・管理状況
回答者（後継者・将来の相続人）について	Q7：農地を所有しているあなたの親の住居と、あなたの住居の関係 Q8：農地を所有しているあなたの親との同居経験年数（満 20 歳以降の通算） Q9：これまでに農業（収入のある産業としての活動）をした経験 Q10：これまでの農業技術の習得経験 Q11：あなたの親が保有する農地が持っている機能・役割の認識
農地の相続について	Q12：親の相続が発生した場合、法定相続人（配偶者及び子）の数 Q13：農地を所有する親と、将来起こりうる相続（農地を所有する親の相続における財産維持・処分）に対する対応の方針を持っているか。 Q14：農地を所有する親から将来相続が発生した場合、どの程度の相続税が発生する見込みか把握しているか。 Q15：農地を所有する親及び、Q12 で回答した「想定される法定相続人」の間で、農地をどのように相続するか方針・予定は決まっているか。 Q16：「農地」を相続する場合、その農地の維持・処分意向 Q17：相続した農地を利用・管理する意向（自ら農業に従事する意向） Q18：親が所有する農地を相続した場合、相続した農地を他者に貸す意向
その他	Q19：「特定生産緑地制度」の認知状況 Q20：親が所有する農地の相続に向けて、農地の所在する市区に期待すること

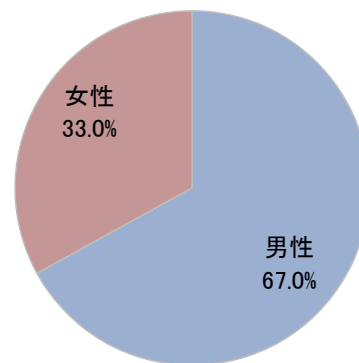
2-2. 調査の結果

(1) 回答者について

① 性別

回答者のうち男性が約 7 割、女性が約 3 割である。

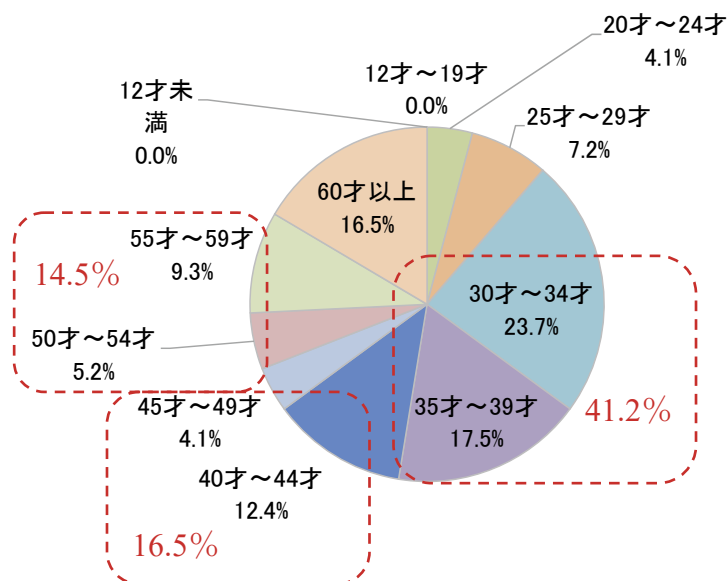
図表 165 回答者の属性（性別）（n=97, SA）



② 年代

回答者の年代では 30 歳代が約 4 割を占め、40 歳代と 50 歳代が 1.5 割程度ずつを占め、30～50 歳代で計 7 割を占める。

図表 166 回答者の属性（年代）（n=97, SA）



(2) 親が所有する農地について

① 農地が所在している場所

回答 97 サンプルのうち、多摩地域が 17 サンプル、東京都特別区が 8 サンプル、首都圏 3 県が 32 サンプル、中部圏・近畿圏が 40 サンプルである。

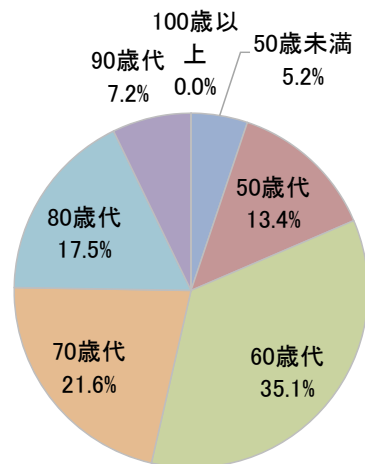
図表 167 親が所有する農地が所在している地域 (n=97)

地域	市町村	回答者数
多摩地域	調布市(4)、武蔵野市(4)、町田市(2)、国分寺市(2) 等	17
東京都特別区	中野区(3)、目黒区(2)、練馬区・世田谷区・大田区(各 1)	8
首都圏 3 県	横浜市(12)、松戸市(6)、川口市(3)、川崎市(3) 等	32
中部圏・近畿圏	名古屋市(15)、大阪市(10)、藤井寺市(3)、尼崎市(3) 等	40

② 農地を所有する親の年代

農地を所有する親の年代は、60 歳代が 3 割強と最も多く、次いで 70 歳代が 2 割程度となった。

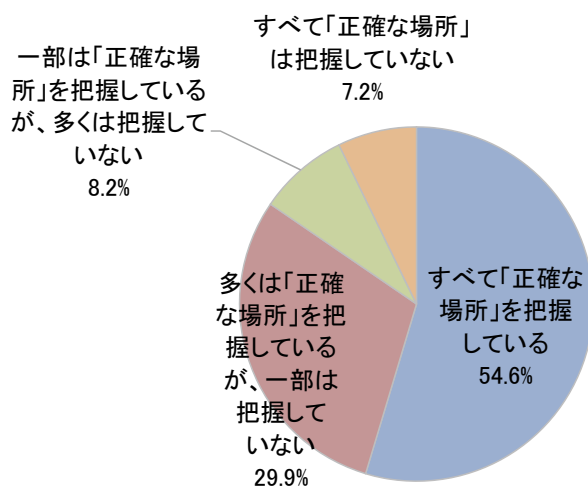
図表 168 農地を所有する親の年代 (n=97, SA)



③ 農地の場所の把握状況

親が所有する農地の場所を「すべて正確な場所を把握している」とする割合は5割程度にとどまり、約半数の人が、一部又は、多くは「正確な場所を把握していない」と回答している。また、これらの把握状況と、農地を相続した後の農地の維持・処分意向との関係を見ると、維持・処分意向も決まっていない割合は、すべて「正確な場所を把握している」層ではおよそ4割にとどまるのに対し、多くは、又はすべて「正確な場所を把握していない」層では大半が方針が決まっていないとなった。

図表 169 農地の場所の把握状況 (n=97, SA)

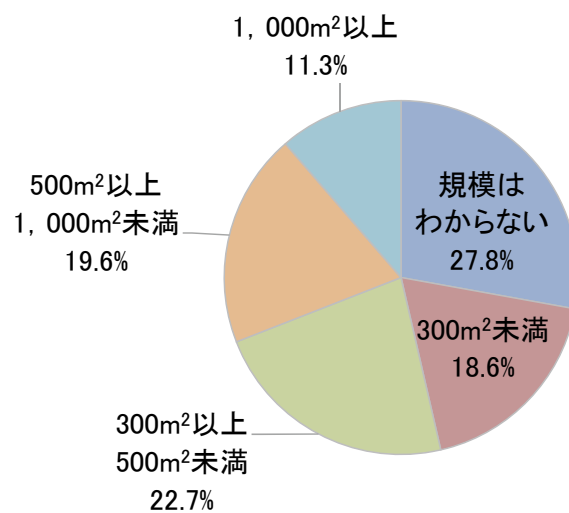


		Q16「農地」を相続する場合の農地の維持・処分意向					
		全体	自分が相続する農地はすべて維持(所有)し続けたい	自分が相続する農地の多くは維持(所有)し続けたいが、一部は処分(売却)をしたい	自分が相続する農地の多くは処分(売却)したいが、一部は維持(所有)し続けたい	相続する農地はすべて処分(売却)したい	現段階で維持(所有)・処分に関する意向・方針は決まっていない
全体		78 100.0	22 28.2	13 16.7	4 5.1	4 5.1	35 44.9
Q3 親が所有している農地の場所・位置	すべて「正確な場所」を把握している	42 100.0	16 38.1	6 14.3	1 2.4	3 7.1	16 38.1
	多くは「正確な場所」を把握しているが、一部は把握していない	23 100.0	5 21.7	7 30.4	3 13.0	0 0.0	8 34.8
	一部は「正確な場所」を把握しているが、多くは把握していない	7 100.0	1 14.3	0 0.0	0 0.0	1 14.3	5 71.4
	すべて「正確な場所」は把握していない	6 100.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	0 0.0	6 100.0

④ 農地の面積規模（最も大きな区画）

親が所有する農地のうち、最も大きな区画の農地は、「規模はわからない」が約3割と最も多く、次いで「300m²以上 500 m²未満」が2割強となっており、「1,000m²以上」は約1割にとどまる。

図表 170 農地の面積規模（最も大きな区画）（n=97, SA）

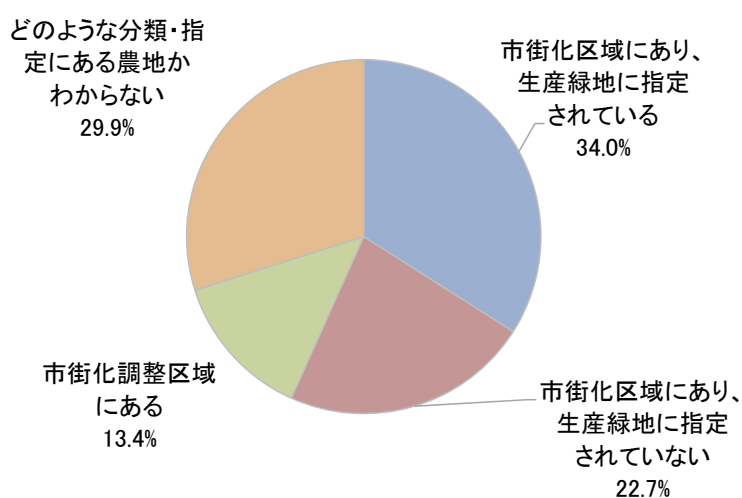


⑤ 農地の都市計画上の規制について

親が所有する農地のうち、最も大きな区画が「市街化区域にあり、生産緑地に指定されている」のは3割強、「市街化区域にあり、生産緑地に指定されていない」が2割強である一方、「どのような分類・指定にある農地かわからない」も3割を占める。

農地の所在地域ごとにみると、多摩地域では「どのような分類・指定にある農地かわからない」とする割合が約4割と他府県に比べて高い可能性がある。

図表 171 農地の都市計画上の規制について (n=97, SA)



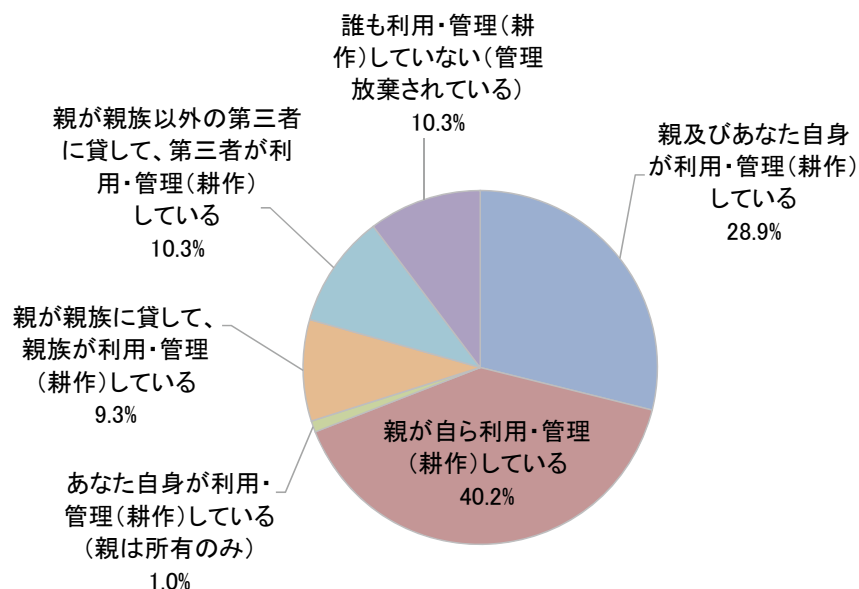
図表 172 農地の都市計画上の規制について

		Q5 親が所有している農地の都市計画上の指定状況				
		全体	市街化区域にあり、生産緑地に指定されている	市街化区域にあり、生産緑地に指定されていない	市街化調整区域にある	どのような分類・指定にある農地かわからない
全体		97 100.0	33 34.0	22 22.7	13 13.4	29 29.9
農地の 所在市区	多摩地域	17 100.0	7 41.2	3 17.6	0 0.0	7 41.2
	都区部	8 100.0	3 37.5	2 25.0	0 0.0	3 37.5
	首都圏3県	32 100.0	10 31.3	7 21.9	6 18.8	9 28.1
	中部圏・近畿圏	40 100.0	13 32.5	10 25.0	7 17.5	10 25.0

⑥ 農地の管理状況

親が所有する農地の管理状況として、「親が自ら利用・管理（耕作）している」が約4割、「親及びあなた自身が利用・管理（耕作）している」が約3割となっている。

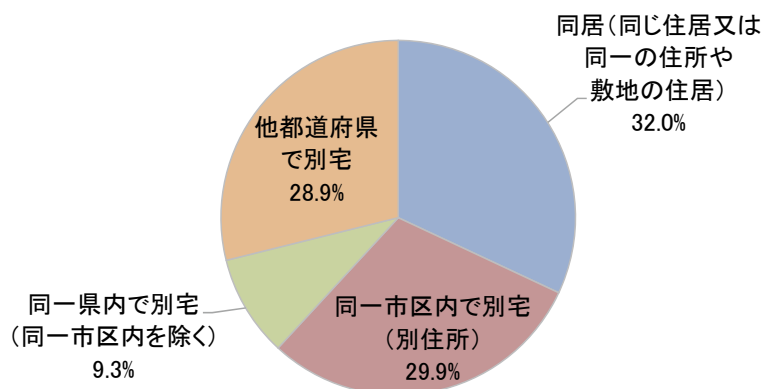
図表 173 農地の管理状況 (n=97, SA)



⑦ 親の住居との関係

農地を所有する親との住居関係は、「同居」「同一市区内で別宅（別住所）」「他都道府県で別宅」がいずれも約3割と分かれている。

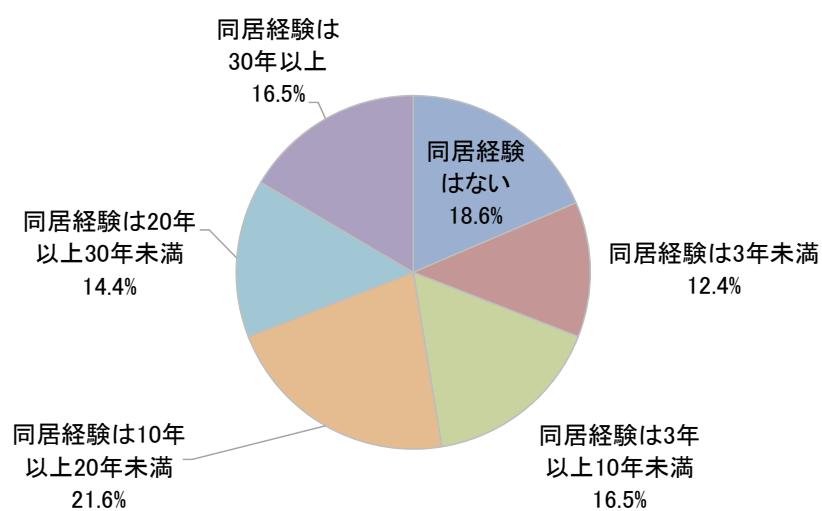
図表 174 親の住居との関係 (n=97, SA)



⑧ 成人後の同居経験年数

農地を所有する親との成人後の同居経験年数は、「同居経験はない」から「同居経験は30年以上」まで、いずれの選択肢も1～2割程度と大きな偏りはみられない。

図表 175 成人後の同居経験年数 (n=97, SA)



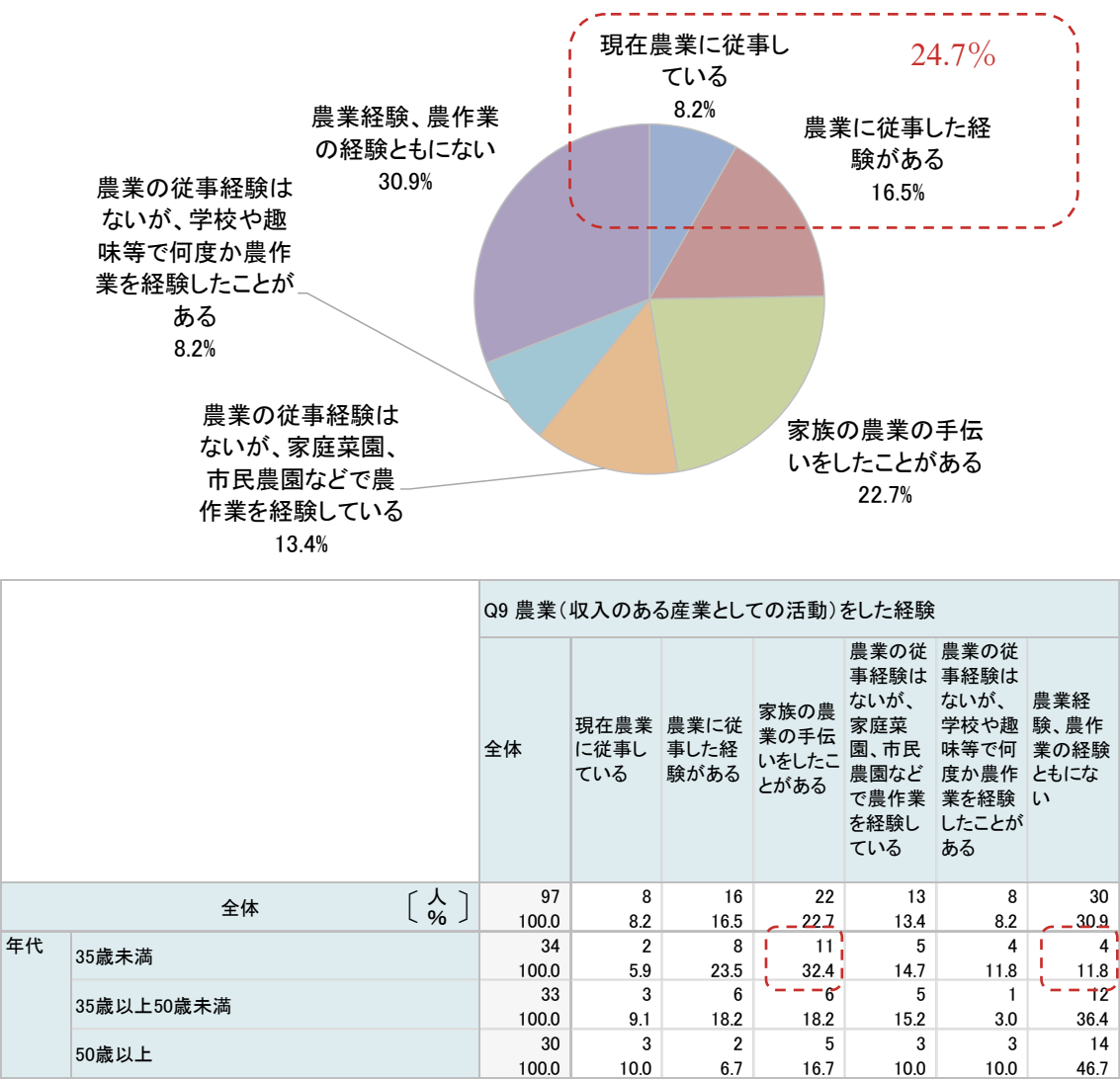
(3) 回答者（農業後継者・将来の農地相続人）について

① 農業経営の経験

回答者のうち、農業経営（収入あり）の従事経験がある人はおよそ 2.5 割（4 人に 1 人）にとどまる。一方、「農業経営、農作業の経験ともにない」人が 3 割を占める。

回答者の年代別にみると、35 歳未満の世代では「農業経営、農作業体験ともにない」とする割合は約 1 割であり、35 歳以上の世代に比べてその割合が低く、他方「家族の農業の手伝いをしたことがある」とする割合が、それ以上の世代に比べて高い傾向にある。

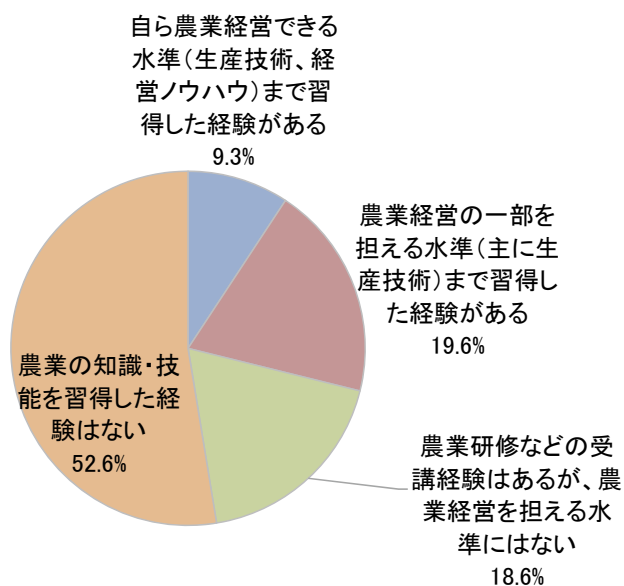
図表 176 農業経営の経験 (n=97, SA)



② 農業技術の習得経験

回答者のうち、「農業の知識・技能を習得した経験はない」とする人が5割以上を占める。また、「農業の知識・技能を習得した経験はない」と回答している人は、農地を相続する場合「現段階で維持・処分に関する意向・方針は決まっていない」とする割合が8割強であり、他の層に比べて突出して高い。

図表 177 農業技術の習得経験 (n=97, SA)

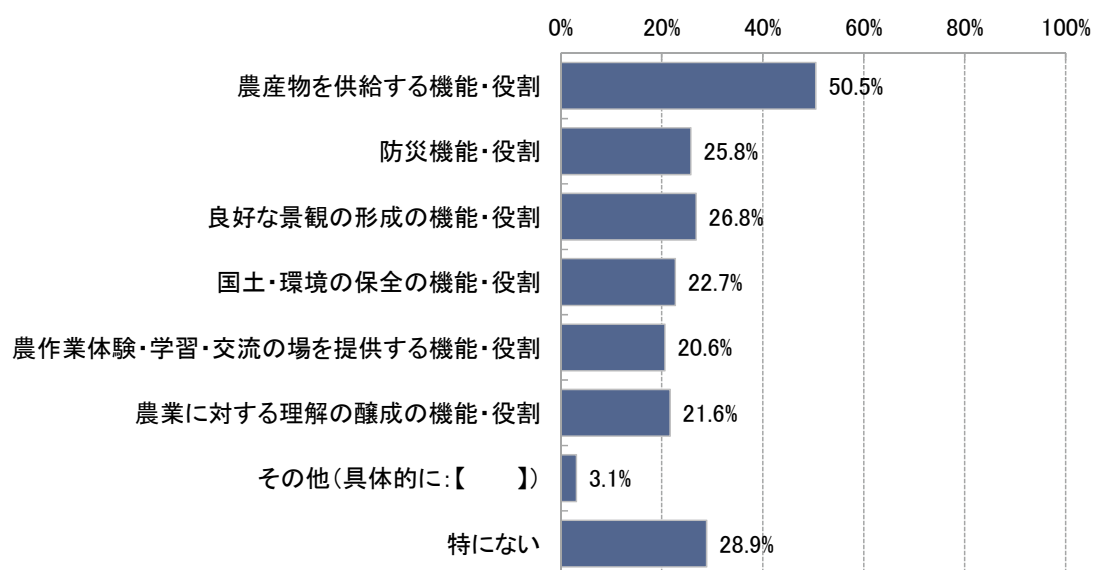


		Q16 「農地」を相続する場合、農地の維持・処分意向					
		全体	自分が相続する農地はすべて維持(所有)し続けたい	自分が相続する農地の多くは維持(所有)し続けたいが、一部は処分(売却)をしたい	自分が相続する農地の多くは処分(売却)したいが、一部は維持(所有)し続けたい	相続する農地はすべて処分(売却)したい	現段階で維持(所有)・処分に関する意向・方針は決まっていない
全体		78 100.0	22 28.2	13 16.7	4 5.1	4 5.1	35 44.9
Q10 農業技術の習得経験	自ら農業経営できる水準(生産技術、経営ノウハウ)まで習得した経験がある	7 100.0	6 85.7	1 14.3	0 0.0	0 0.0	0 0.0
	農業経営の一部を担える水準(主に生産技術)まで習得した経験がある	16 100.0	6 37.5	8 50.0	1 6.3	0 0.0	1 6.3
	農業研修などの受講経験はあるが、農業経営を担える水準にはない	16 100.0	8 50.0	4 25.0	2 12.5	0 0.0	2 12.5
	農業の知識・技能を習得した経験はない	39 100.0	2 5.1	0 0.0	1 2.6	4 10.3	32 82.1

③ 農地の保有する機能・役割への理解

農地の保有する機能・役割への理解として「農産物を供給する機能・役割」を約5割が評価する一方、その他の機能・役割はいずれも2～3割の水準にとどまる。また、「特にない」とする割合が3割を占める。また、若年層や、農業技術の習得経験のあるものほど、多面的機能に対する認識が強い傾向がみられる。

図表 178 農地の保有する機能・役割への理解 (n=97, MA)



		Q11 親が保有する農地が持っている機能・役割として、自身が認識しているもの								
		全体	農産物を供給する機能・役割	防災機能・役割	良好な景観の形成の機能・役割	国土・環境の保全の機能・役割	農作業体験・学習・交流の場を提供する機能・役割	農業に対する理解の醸成の機能・役割	その他	特にない
全体		97 100.0	49 50.5	25 25.8	26 26.8	22 22.7	20 20.6	21 21.6	3 3.1	28 28.9
年代	35歳未満	34 100.0	20 58.8	12 35.3	16 47.1	11 32.4	9 26.5	9 26.5	0 0.0	6 17.6
	35歳以上50歳未満	33 100.0	18 54.5	8 24.2	7 21.2	8 24.2	7 21.2	9 27.3	2 6.1	9 27.3
	50歳以上	30 100.0	11 36.7	5 16.7	3 10.0	3 10.0	4 13.3	3 10.0	1 3.3	13 43.3

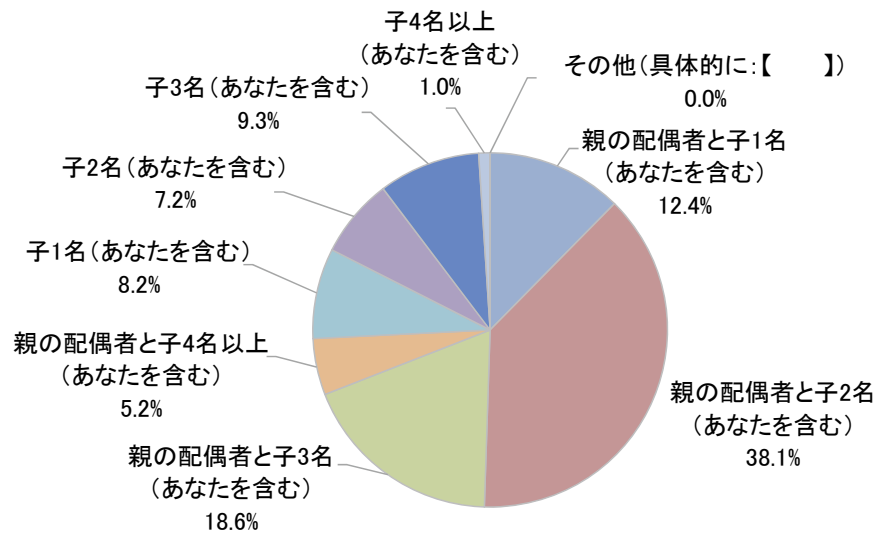
		Q11 親が保有する農地が持っている機能・役割として、自身が認識しているもの								
		全体	農産物を供給する機能・役割	防災機能・役割	良好な景観の形成の機能・役割	国土・環境の保全の機能・役割	農作業体験・学習・交流の場を提供する機能・役割	農業に対する理解の醸成の機能・役割	その他	特にない
全体		97 100.0	49 50.5	25 25.8	26 26.8	22 22.7	20 20.6	21 21.6	3 3.1	28 28.9
Q10 農業技術の習得経験	自ら農業経営できる水準(生産技術、経営ノウハウ)まで習得した経験がある	9 100.0	8 88.9	3 33.3	4 44.4	2 22.2	5 55.6	1 11.1	0 0.0	0 0.0
	農業経営の一部を担える水準(主に生産技術)まで習得した経験がある	19 100.0	13 68.4	12 63.2	12 63.2	11 57.9	6 31.6	8 42.1	0 0.0	0 0.0
	農業研修などの受講経験はあるが、農業経営を担える水準にはない	18 100.0	10 55.6	6 33.3	5 27.8	4 22.2	6 33.3	11 61.1	1 5.6	1 5.6
	農業の知識・技能を習得した経験はない	51 100.0	18 35.3	4 7.8	5 9.8	5 9.8	3 5.9	1 2.0	2 3.9	27 52.9

(4) 農地の相続について

① 相続人の人数

農地を所有する親の（現時点での）相続人数としては、「親の配偶者と子2人」が約4割と最も多く、次いで「親の配偶者と子3名」が約2割となっている。

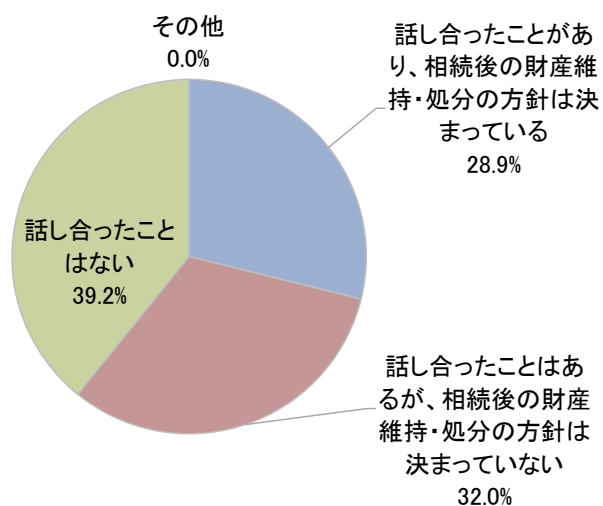
図表 179 相続人の人数 (n=97, SA)



② 相続の方針

親が所有する財産の相続後の維持・処分方針について、「話し合ったことはない」とする割合が4割と最も多く、話し合ったことがある人（6割）のうち、約半数が「相続後の財産維持・処分の方針は決まっている」としている。

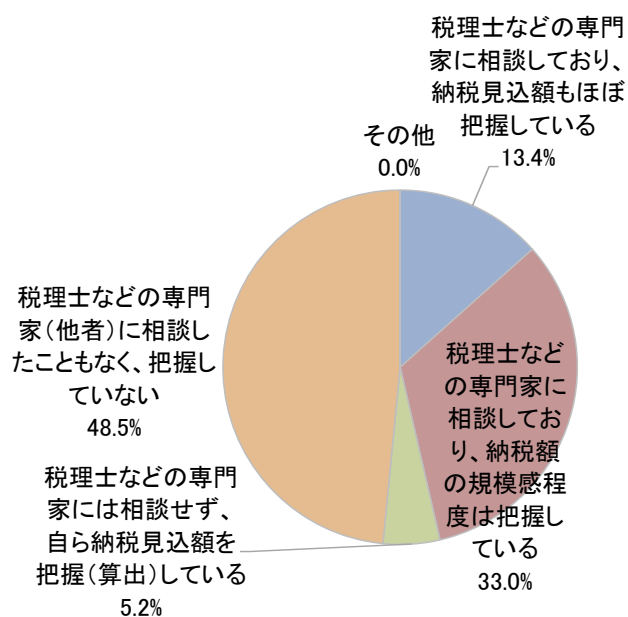
図表 180 相続の方針 (n=97, SA)



③ 相続税の見通し

親の財産に係る相続税に関して、「税理士などの専門家に相談したこともなく、把握していない」とする人が約5割であり、納税額の規模感・納税見込額を把握している人と拮抗した割合となっている。

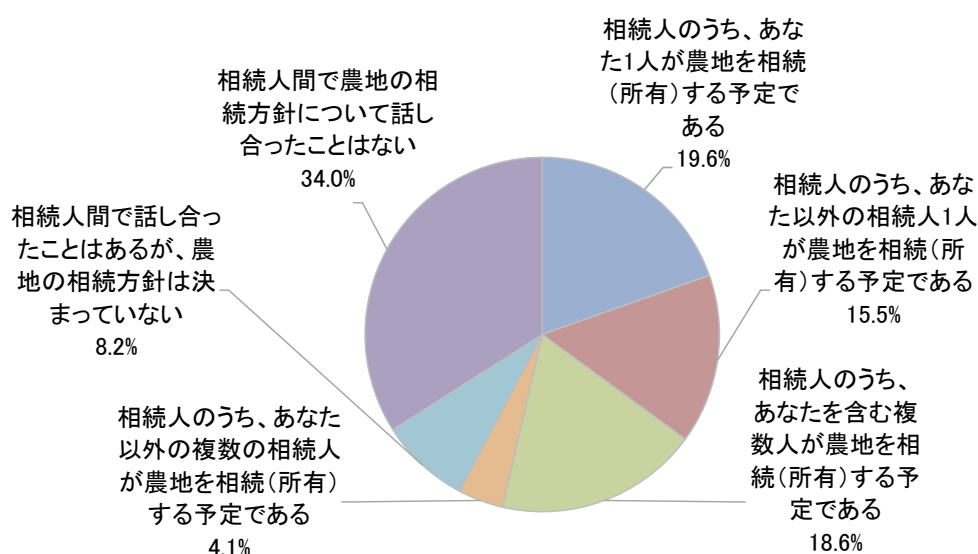
図表 181 相続税の見通し (n=97, SA)



④ 農地の相続方針

親が所有する農地の相続方針について、「相続人のうち、あなた1人」が約2割、「相続人のうちあなた以外」が2割弱であり、約3割は農地を相続人のうち1人で相続する方針となっている。他方、相続人のうち複数人で相続すると回答した割合も約2割あるほか、方針が決定していない割合は4割を超える。

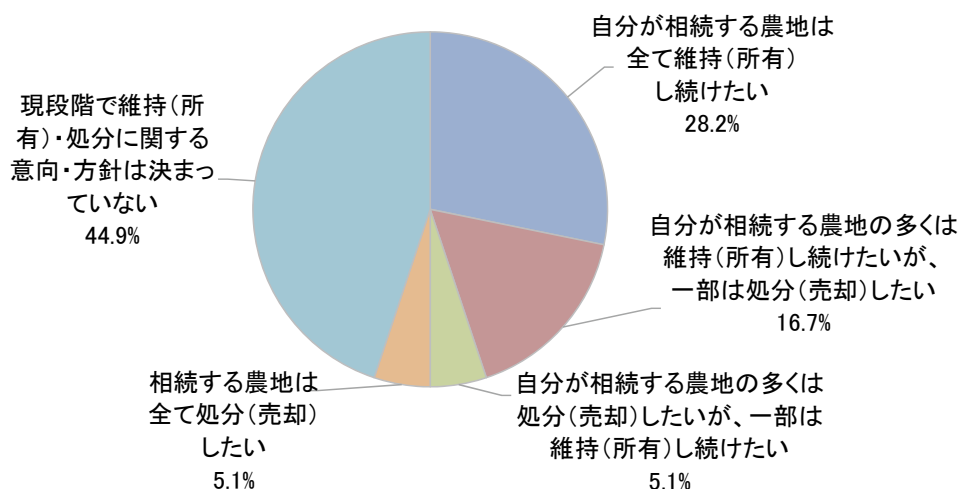
図表 182 農地の相続方針 (n=97, SA)



⑤ 相続した農地の維持・処分意向

親が所有する農地を回答者自身が相続する方針と回答した人のうち、約3割は「自分が相続する農地は全て維持(所有)し続けたい」としているのに対し、約1割は「相続する農地の多く又は全て処分(売却)したい」としている。

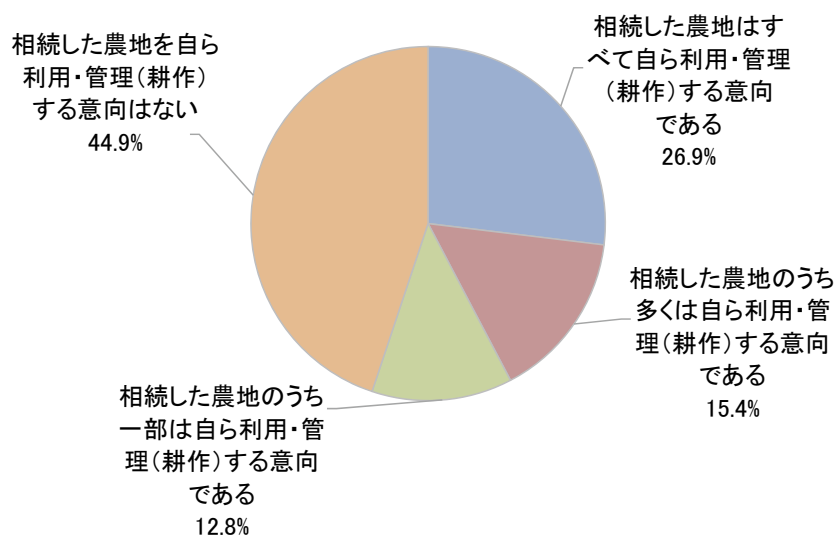
図表 183 相続した農地の維持・処分意向 (n=82, SA)



⑥ 相続した農地の利用意向

親が所有する農地を回答者自身が相続する方針と回答した人のうち、約3割は「相続した農地は全て自ら利用・管理（耕作）する意向」であるのに対し、4割強が「相続した農地を自ら利用・管理（耕作）する意向はない」としている。

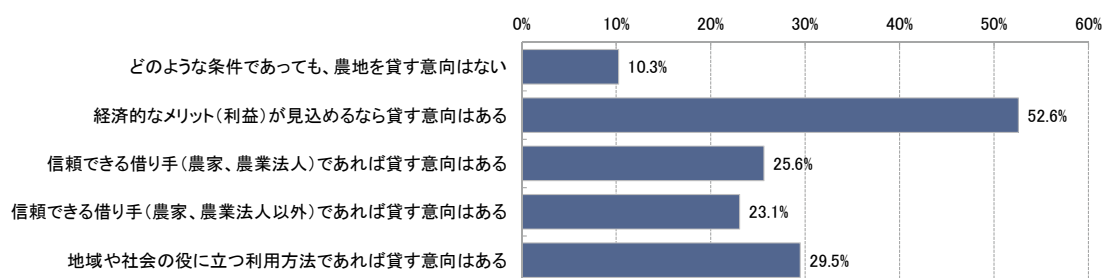
図表 184 相続した農地の利用意向 (n=82, SA)



⑦ 貸借の意向

親が所有する農地を回答者自身が相続する方針と回答した人の農地貸借意向については、「どのような条件であっても農地を貸す意向はない」とする割合は約1割にとどまり、何らかの条件が整えば貸す意向があると回答した人が大勢を占める。

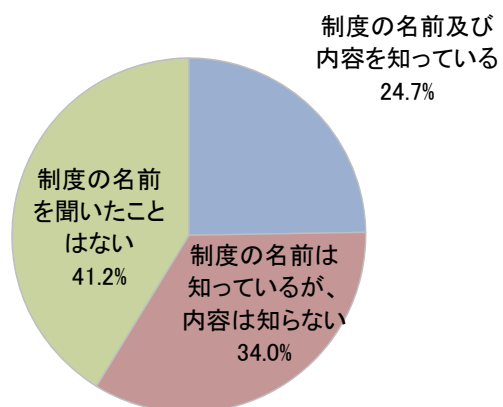
図表 185 貸借の意向 (n=82, MA)



⑧ 制度の認知状況

2017 年（平成 29 年）の生産緑地法の改正で創設された「特定生産緑地制度」について、「制度の名称及び内容を知っている」とした割合は約 2.5 割と 4 人に 1 人にとどまる。

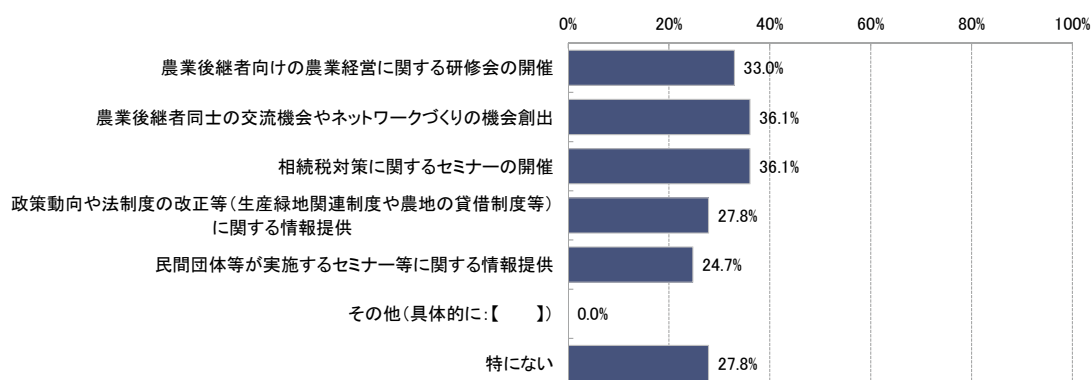
図表 186 制度の認知状況（n=97, SA）



⑨ 自治体への期待

将来起こりうる相続（親が所有する農地の相続）に向けて、農地の所在する市区に期待したいこととして、「特にない」とする人以外の約7割が何らかの期待を持っているが、多摩地域ではその割合が約1割と低く、また、相続税対策や各種法制度改正に関する情報提供について、他府県よりも意向が高い傾向にある。

図表 187 自治体への期待 (n=97, MA)



		Q20 将来起こりうる相続（親が所有する農地の相続）に向けて、農地の所在する市区に期待したいこと							
		全体	農業後継者向けの農業経営に関する研修会の開催	農業後継者同士の交流機会やネットワークづくりの機会創出	相続税対策に関するセミナーの開催	政策動向や法制度の改正等（生産緑地関連制度や農地の貸借制度等）に関する情報提供	民間団体等が実施するセミナー等に関する情報提供	その他	特にない
全体		97 100.0	32 33.0	35 36.1	35 36.1	27 27.8	24 24.7	0 0.0	27 27.8
農地の所在市区	多摩地域	17 100.0	4 23.5	6 35.3	9 52.9	6 35.3	5 29.4	0 0.0	2 11.8
	都区部	8 100.0	3 37.5	4 50.0	2 25.0	3 37.5	3 37.5	0 0.0	3 37.5
	首都圏3県	32 100.0	7 21.9	9 28.1	10 31.3	8 25.0	4 12.5	0 0.0	12 37.5
	中部圏・近畿圏	40 100.0	18 45.0	16 40.0	14 35.0	10 25.0	12 30.0	0 0.0	10 25.0

多摩地域における都市農業の保全と振興に関するアンケート調査【調査票A】

【企画部局様向け】

※全庁的な視点（企画調整ご担当課）でご回答をお願いいたします。

I. 貴自治体の各政策分野への「都市農地」の活用可能性についてお伺いします。

問1 平成27年に制定された「都市農業振興基本法」において、市街化区域内の農地（以下、「都市農地」）は「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」（有効に活用すべきもの）へ位置づけが転換されました。これを踏まえ、以下に示す「都市農地」を活かした施策例を参考に、各政策分野における実施状況・取組意向（回答欄1-1.）を下記選択肢（A）から入力してください。また、各政策分野のうち、長期基本計画（総合計画）等において、貴自治体の重点政策分野として位置づけられているもの（回答欄1-1の回答に係わらず）すべてに○を入力してください（回答欄1-2.）。

「都市農地」を活用する政策分野	都市農地を活用した施策例（イメージ） ※複数自治体の取組や民間の取組を参考に例示しています	1-1. 実施状況・意向 （選択肢から入力）	1-2. ※重点政策分野に該当するものに○を入力
1 教育・子育て	例）学校給食への農産物供給、食育の推進、学童農園の設置		該当するものに○
2 文化・芸術・スポーツ	例）食文化・郷土料理の普及、伝統的生活の継承		該当するものに○
3 障がい者福祉	例）障がい者の農業就労、農作業を通じたリハビリテーション		該当するものに○
4 高齢者福祉・介護	例）高齢者の生きがいづくり、介護予防事業での農園活用		該当するものに○
5 健康・医療	例）健康づくり、うつ病患者の社会復帰のための農園設置		該当するものに○
6 商工・観光	例）観光農園やアグリツーリズムの実施、農地内の交流拠点設置		該当するものに○
7 環境	例）生ごみ堆肥化と資源循環、地産地消による輸送コストの削減		該当するものに○
8 景観保全、自然・生態系保全	例）緑地・景観形成、農地を含めた緑の連続性・生息環境の維持		該当するものに○
9 都市基盤整備（住宅、インフラ等）	例）農園活用による公営住宅のリニューアルやコミュニティ活性化		該当するものに○
10 交通・物流	例）地産地消の直売所設置や流通拠点整備		該当するものに○
11 防災・減災	例）災害時の避難場所や食料供給場所として整備		該当するものに○
12 シティモーション・ブランディング	例）加工品等による地域の知名度向上・ブランド化		該当するものに○
13 その他	その他（具体的に入力：_____）		該当するものに○

(A)【選択肢】※それぞれの政策分野について、あてはまる番号を1つだけ上に入力

- | | |
|-------------------------|---------------------------|
| 1. 既に実施しており、取組の拡充を予定 | 5. 具体的には決定していないが、関係部局と協議中 |
| 2. 既に実施しており、今後も継続予定 | 6. 検討はしていないが、今後取り組んでみたい |
| 3. 関係部局との調整は終了し、実行に移す段階 | 7. 検討する予定や取り組む予定はない |
| 4. 具体的な実行に向け、関係部局と調整中 | 8. その他（_____） |

ご回答いただいた方の連絡先についてご入力ください。

問2 ご回答いただいた方のご連絡先についてお伺いします。

所属部署・役職			
お名前			
電話番号		E-mail	@

ご多用の中、ご協力いただき、誠にありがとうございました。

同送の調査票B, Cについては、該当部局のご担当者様にご転送いただきますようお願い申し上げます。

多摩地域における都市農業の保全と振興に関するアンケート調査【調査票B】

【農業振興所管部局様向け】

※農業振興に関わるご担当課にご回答をお願いいたします。

I. 貴自治体の都市農業施策についてお伺いします。

問1 農業振興に関する現行計画を有していますか。以下の「1.はい／2.いいえ」のどちらかに○を入力してください。「1.はい」の場合はその計画名・策定年も入力してください。

※どちらかに○を入力↓	計画名 ※名称を下に入力	(策定年)	※数値を下に入力
1.はい	⇒名称：	(平成	年度)
2.いいえ	⇒次の設問へお進みください		

問2 都市農業振興基本法（第10条）では、地方公共団体に都市農業振興基本計画（地方計画）の策定を努力義務として課しています。貴自治体における対応状況・予定として、あてはまるものを1つ入力してください。

回答欄	【選択肢】※あてはまる番号を1つ左に入力
	1. 策定済みである（問1で回答した計画が地方計画に位置づけられている） 2. 策定予定がある（問1計画の更新時に計画を兼ねて策定する予定である） 3. 問1の計画とは別に策定する予定がある 4. 策定する予定はない 5. 特に検討はしていない 6. その他（左記枠内に具体的に してください）

問3 現行計画等に位置づけられた農業振興施策のうち、農業振興分野以外の政策分野と連携して実施している施策はありますか。以下の各政策分野のうち、連携して実施しているもの全てに○を入力してください。

【選択肢】	回答欄 ※該当するものに○を入力	【選択肢】	回答欄 ※該当するものに○を入力
1. 教育・子育て	あてはまる場合○	8. 景観保全、自然・生態系保全	あてはまる場合○
2. 文化・芸術・スポーツ	あてはまる場合○	9. 都市基盤整備（住宅、インフラ等）	あてはまる場合○
3. 障がい者福祉	あてはまる場合○	10. 交通・物流	あてはまる場合○
4. 高齢者福祉・介護	あてはまる場合○	11. 防災・減災	あてはまる場合○
5. 健康・医療	あてはまる場合○	12. シティ・フォー・アグ・ブランドイック	あてはまる場合○
6. 商工・観光	あてはまる場合○	13. その他	あてはまる場合○
7. 環境	あてはまる場合○	()	

問4 都市農業の継承や都市農地の保全のため、農業経営の担い手に対してどのような施策を実施していますか。各農業経営の担い手に対する取組状況を下記選択肢（A）からあてはまるものを全て入力してください。（回答欄4-1.）また、その取組の中で、担い手確保に特に効果のあった取組についてそれぞれあてはまるものを全て入力してください。（回答欄4-2.）

農業経営の担い手	4-1.実施している取組 ※選択肢からあてはまる番号を全て入力	4-2.特に効果のあった取組 ※4-1.のうち、あてはまる番号を全て入力
	回答欄	回答欄
1. 現農地所有者（農業者）		
2. 既に就農している後継者		
3. まだ就農していないが、将来的な後継者と見込まれる人（相続人）		
4. 農地所有の有無や、相続見込みに関わらず、農業に興味を持つ地域住民		

(A)【選択肢】※取組状況としてあてはまる番号を全て上に入力

1. 農業後継者向けの農業経営に関する研修会の開催 2. 農業後継者同士の交流機会やネットワークづくりの機会創出 3. 相続税対策に関するセミナーの開催 4. 政策動向や法制度の改正等に関する情報提供	5. 民間団体等が実施するセミナー等に関する情報提供 6. 特に実施していない 7. その他（上記回答欄に具体的に 入力）
---	--

問5 過去5年間に、農業委員会による農地の賃貸借の斡旋を行った件数（1年間あたりの平均件数）について、あてはまるものを1つ入力してください。

回答欄	【選択肢】※あてはまる番号を1つだけ左に入力
	1. 実績はない 2. 年間5件未満程度 3. 年間5件以上

問6 これまで、農地所有者以外の主体から都市農地の利用（売買、貸借等の制度を問わず）の意向や問い合わせを受けた経験はありますか。意向・問い合わせを受けた主体全てに○を入力してください（回答欄 6-1.）。また、それらの主体の地域属性や所在について下記選択肢（A）からあてはまるもの全てを入力してください（回答欄 6-2.）。

主体	6-1.意向・問い合わせの有無 ※下に○を入力	6-2. ※6-1.で○を入力したものについて、 下の選択肢からあてはまるもの全て入力
1. 小規模農家	あてはまる場合○	
2. 大規模農家（農業生産法人）	あてはまる場合○	
3. 新規就農者	あてはまる場合○	
4. 学校・大学等の教育機関	あてはまる場合○	
5. 高齢者に関わる福祉法人	あてはまる場合○	
6. 障がい者に関わる福祉法人	あてはまる場合○	
7. 飲食店	あてはまる場合○	
8. 食品流通事業者（小売店や卸）	あてはまる場合○	
9. 農園の運営・支援を行う NPO 団体	あてはまる場合○	
10. 農園の運営・支援を行うベンチャー企業	あてはまる場合○	
11. 農業大学校や市民大学	あてはまる場合○	
12. 農業に関連するコンサルティング企業	あてはまる場合○	
13. 文化・芸術団体	あてはまる場合○	
14. 地域住民・市民	あてはまる場合○	
15. その他（6-1.の回答欄に具体的に入力）	あてはまる場合○	

（A）【選択肢】※あてはまる番号を全て上の回答欄 6-2 に入力	
1. 不明	4. 貴市町内及び隣接する市町村内の主体
2. 貴市町内の同地区内・同自治会内の主体	5. 同一単協（JA）の管轄地域内の主体
3. 貴市町内の主体	6. その他（6-2.の枠内に具体的に入力）

問7 生産緑地を有する自治体にお伺いします。これまで所有者の死去（相続の発生）等により生産緑地の買取り申出があった際の対応状況・基準に関して、以下の①～⑥のそれぞれについてご回答ください。

設問	回答欄				
①過去5年間の所有者の死去等による買取り申出を受けた件数を入力してください。	平成 24 年度 () 件	平成 25 年度 () 件	平成 26 年度 () 件	平成 27 年度 () 件	平成 28 年度 () 件
② ①のうち、生産緑地を買取った（公有地化した）件数を入力してください。	件数：() 件 (⇒1 件以上の場合は③、0 件の場合は④へ)				
※ここから下は各設問について、選択肢からあてはまる番号を選んで、各回答欄に入力してください。					
③ ②で買取った農地の利用用途としてあてはまるものを全てを入力してください。	③回答欄	【選択肢】※左にあてはまる番号を全て入力			
		1.農業・農園利用 2.公園・緑地利用 3.道路利用 4.左記以外の公共施設 5.その他(用途を回答欄に記入)			
④生産緑地の買取り可否の判断基準の有無についてあてはまるものを入力してください。	④回答欄	【選択肢】※左にあてはまる番号を1つ入力			
		1.有 2.無(⑥へお進みください)			
⑤判断基準がある場合、どの部局が基準を定めましたか。あてはまるものを1つ入力してください。	⑤回答欄	【選択肢】※左にあてはまる番号を1つ入力			
		1.農業部局が定めた 2.都市計画部局が定めた 3.農業部局と都市計画部局で定めた 4.その他(左の回答欄に具体的に記入)			
⑥貴自治体において、買取り申出が発生した際、買取りの検討（手続き）はどのような範囲で行われますか。最もあてはまるものを1つ入力してください。	⑥回答欄	【選択肢】※左に最もあてはまる番号を1つ入力			
		1.都市計画を所管する部署内のみで検討する 2.農業振興を所管する部署内のみで検討する 3.農業振興及び都市計画部局の双方で検討する 4.農業振興、都市計画、企画調整部局で検討する 5.各部局/部署に対して買取り希望有無を問い合わせる 6.定められていない 7.その他(左の回答欄に具体的に記入)			

問8 貴自治体において、都市農地を活用した特徴的な取組や利用方法があれば、事例を教えてください。自治体の施策や民間事業者の取組等、取組の主体は問いません。以下にご記入ください。

回答欄 ※下に入力	
実施主体名：	
取組名・概要：	

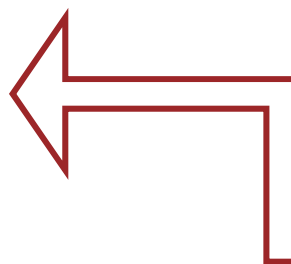
Ⅱ. 平成 27 年に都市農業振興基本法が制定され、都市農業の安定的な継続に加え、多様な機能の適切かつ十分な発揮を通じて、良好な都市環境の形成を図ることが位置づけられました。また、同年には農業委員会法の改正、平成 29 年には都市緑地法等の一部が改正されるなど、法制度が整備されました。

さらに平成 29 年 6 月に閣議決定された「未来投資戦略 2017—Society 5.0 の実現に向けた改革—」、「経済財政運営と改革の基本方針 2017」（いわゆる「骨太の方針 2017」）では、生産緑地での貸借を促進する制度の導入や貸借した生産緑地への相続税納税猶予制度の適用も施策に位置づけています。

これらの法制度に関する動向を踏まえ、今後の都市農地の利用・保全や、都市農業の振興について貴自治体の意向をお伺いします。

問9 都市農業振興基本法を踏まえ、都市農地の多面的な機能の発揮・活用に向けて、貴自治体の農業振興施策として、農業振興分野以外の政策分野と連携して取り組んでいきたい施策はありますか。以下の各政策分野における取組に対する意向について、選択肢からあてはまる番号を1つ入力してください。

農業振興施策で 連携していきたい政策分野	今後の意向 ※選択肢からあてはまる番号を 1つずつ入力
	回答欄
1 教育・子育て	あてはまる番号を入力
2 文化・芸術・スポーツ	あてはまる番号を入力
3 障がい者福祉	あてはまる番号を入力
4 高齢者福祉・介護	あてはまる番号を入力
5 健康・医療	あてはまる番号を入力
6 商工・観光	あてはまる番号を入力
7 環境	あてはまる番号を入力
8 景観保全、自然・生態系保全	あてはまる番号を入力
9 都市基盤整備（住宅、インフラ等）	あてはまる番号を入力
10 交通・物流	あてはまる番号を入力
11 防災・減災	あてはまる番号を入力
12 シティプロモーション・ブランディング	あてはまる番号を入力
13 その他 ()	あてはまる番号を入力



選択肢 ※左の1～13の各分野について、 あてはまる番号を1つだけ入力
1. 自ら働きかけて連携して取り組みたい
2. 相手の所管部署から要望があれば連携して取り組みたい
3. 連携して取り組んでいく意向はない

問10 問 9 を踏まえ、他の政策分野と連携した取組を推進する上での課題・懸念について、あてはまるものを全て入力してください。

回答欄	【選択肢】※あてはまる番号を全て左に入力
	1. 関連部署との調整が難航する 2. 具体的な施策に落とし込めない 3. 施策の実施主体がない 4. 取り組み場所としての農地の確保が困難である 5. 農地所有者との調整が難航する 6. その他（左の回答欄に具体的に入力）

問11 都市農業振興基本計画（地方計画）の策定や都市農地の保全・都市農業の保全に関して、これまで以上に都市計画担当部署との連携が必要と考えられますが、連携にあたっての課題や障壁はありますか。以下にご自由にご入力ください。

問12 都市農地の多面的な機能の発揮・活用に向けて、積極的に保全していくべき農地の条件として重視するものはどれですか。特にあてはまるもの3つまで○を入力してください。

【選択肢】	回答欄	【選択肢】	回答欄
1. 農業生産に特に適した農地である（土壌が肥沃・日当たりが良い等）	あてはまる場合○	7. 公共交通機関アクセスの良い場所にある	あてはまる場合○
2. 一定程度の面積を有している	あてはまる場合○	8. 高齢者が多く住む地域にある	あてはまる場合○
3. 該当農地の周辺に農地が集積している	あてはまる場合○	9. 若者が多く住む地域にある	あてはまる場合○
4. 農の風景育成地区（候補地）の側にある	あてはまる場合○	10. 子どもが多く住む地域にある	あてはまる場合○
5. 学校や公民館などの公的施設の側にある	あてはまる場合○	11. 特に重視する条件はない	あてはまる場合○
6. 病院や高齢者福祉施設の側にある	あてはまる場合○	12. その他（ ）	あてはまる場合○

問13 生産緑地を有する自治体にお伺いします。2022年に相続を伴わない買取り申出が可能となる生産緑地の面積や、そのうち、実際に申出が行われると予想される農地に関して、以下の①～③についてご回答ください。

	回答欄
①2022年に買取り申出可能となる生産緑地の面積 ※括弧内に数値入力	（ ）ヘクタール
② ①のうち、2022年時に買取り申出があると思われる割合 ※選択肢より入力	
③ ①のうち、特定生産緑地制度に移行すると思われる割合 ※選択肢より入力	

【選択肢】※②と③について、それぞれ最も近い番号を1つだけ上の回答欄に入力
1. 上記①の大半を占める
2. 上記①の半数程度を占める
3. 上記①の一部にとどまる
4. ほとんどない

問14 生産緑地を有する自治体にお伺いします。特定生産緑地制度が創設され、生産緑地の買取り申出時期を10年延長することが可能となりました。この制度を踏まえ、各農地所有者に対して、貴自治体はどのような働きかけを実施しますか。あてはまるものを1つ入力してください。※迷う場合は現段階の想定で構いません

回答欄	【選択肢】※あてはまる番号を1つ左に入力
	1. 全農地所有者に対して、特定生産緑地に移行するように依頼・説得する 2. 一定条件に該当する農地の所有者に対しては、特定生産緑地に移行するように依頼・説得する 3. 農地所有者の意向を聞き取るのみとする（特に移行の依頼・説得は行わない） 4. まだ方針は決定していない

問15 都市農地の保全と持続的な利用を図るため、生産緑地の貸借に係る制度の創設及び貸借した生産緑地に対しても相続税の納税猶予制度の適用が検討され、農地の流動化が進むことも想定されます。このような賃貸借に関して、貴自治体内の農地所有者の意向として最も近いと思うものを1つ入力してください。

回答欄	【選択肢】※あてはまる番号を1つ左に入力
	1. 現農地所有者及び相続人（将来の所有者）ともに、賃貸借の意向はほとんどない（流動化は進まない） 2. 現在の農地所有者に賃貸借の意向は一定程度ある（流動化は一定程度進む） 3. 現在の農地所有者は賃貸借の意向がほとんどないが、相続人（将来の所有者）には一定程度ある（相続に伴い、賃貸借による流動化が進む） 4. その他（左の回答欄に具体的に入力）

問16 問 15 を踏まえ、今後どのような利用目的で都市農地の賃借に対するニーズが顕在化すると思いますか。あてはまるものを全て入力してください。

【選択肢】	回答欄	【選択肢】	回答欄
１．農業経営（農産物の生産機能）の維持	あてはまる場合○	７．農業公園として利用	あてはまる場合○
２．農業試験場として利用 （新品種・新技術の検証等）	あてはまる場合○	８．公園的な利用 （オープンスペース）	あてはまる場合○
３．市民農園として利用	あてはまる場合○	９．緑地的な利用 （動植物の生息環境保全）	あてはまる場合○
４．農業体験農園として利用	あてはまる場合○	１０．観光農園として利用	あてはまる場合○
５．教育ファームとして利用 （子供向け・教育と連携）	あてはまる場合○	１１．その他 （ ）	あてはまる場合○
６．福祉農園として利用	あてはまる場合○		

問17 問 16 のような利用目的での貸借が進む場合、どのような利用主体（借り手）が想定されますか。あてはまるものを全てに○を入力してください。（回答欄 17-1）。また、活動主体の地域属性や所在に関する条件について、下記選択肢（A）からあてはまるものを1つ入力してください。（回答欄 17-2。）

賃借された都市農地における活動主体	17-1.回答欄 ※あてはまるもの 全てに○を入力	17-2.回答欄 ※下の選択肢(A)からあてはまる番号を1つ入 力
1. 小規模農家	あてはまる場合○	
2. 大規模農家（農業生産法人）	あてはまる場合○	
3. 新規就農者	あてはまる場合○	
4. 学校・大学等の教育機関	あてはまる場合○	
5. 高齢者に関わる福祉法人	あてはまる場合○	
6. 障がい者に関わる福祉法人	あてはまる場合○	
7. 飲食店	あてはまる場合○	
8. 食品流通事業者（小売店や卸）	あてはまる場合○	
9. 農園の運営・支援を行う NPO 団体	あてはまる場合○	
10. 農園の運営・支援を行うベンチャー企業	あてはまる場合○	
11. 農業大学校や市民大学	あてはまる場合○	
12. 農業に関連するコンサルティング企業	あてはまる場合○	
13. 文化・芸術団体	あてはまる場合○	
14. 地域住民・市民	あてはまる場合○	
15. その他（ ）	あてはまる場合○	

(A)【選択肢】※あてはまる番号を1つだけ上の回答欄に入力

- | | |
|-----------------------|---------------------------|
| 1. 地域属性や所在に関する想定は無い | 4. 貴市町内及び隣接する市町村内の主体 |
| 2. 貴市町内の同地区内・同自治会内の主体 | 5. 同一単協（JA）の管轄地域内の主体 |
| 3. 貴市町内の主体 | 6. その他（上の17-2の回答欄に具体的に入力） |

18-1. <u>現在の</u> 推進委員の職業	18-1.回答欄 ※下の選択肢からあてはまる番号を全て入力
18-2. <u>今後</u> 参加を期待する職業	18-2.回答欄 ※下の選択肢からあてはまる番号を全て入力

問19 生産緑地について、2022 年には多くの農地所有者から一斉に買取り申出が行われる可能性があります。その際に買取りの財源として想定しうるものは何ですか。あてはまるものを全て入力してください。

問20 東京都が平成 29 年に策定した東京農業振興プランでは「生産緑地の買取り後の活用方法を示すモデル農園の整備」の施策が位置づけられています。これを踏まえ、今後、生産緑地を買取り、公有地化する施策やモデル農園として、貴自治体で展開しうるものについて、あてはまるものを全て入力してください。

問21 生産緑地の買取り全般（相続時、2022 年時間わず）に関して、現在抱えている課題は何ですか。あてはまるものを全て入力してください。

参考-174

問22 貴自治体の農地面積は、過去 10 年間で比較して、都市農業振興基本法の施行や生産緑地に係る新制度の創設等が見込まれる今後 10 年間は、どのように推移していくと想定していますか。以下の各農地について最もあてはまるものを下記選択肢（A）から 1 つ入力してください。※該当する農地が無い場合は、0 とご入力ください。

項目		現時点（2015 年時点）	今後の見込み（2025 年頃） ※選択肢から 1 つ入力
農地面積（合計）		（ ）ヘクタール	※（ ）
	うち、市街化調整区域内農地	（ ）ヘクタール	※（ ）
	うち、市街化区域内農地	（ ）ヘクタール	※（ ）
	うち、生産緑地	（ ）ヘクタール	※（ ）
	うち、宅地化緑地	（ ）ヘクタール	※（ ）

（A）【選択肢】以下より最も近い番号を 1 つ入力（上記※の回答欄）

1. 過去 10 年間でより減少率は弱まる（又は増加に転じる）
2. 過去 10 年間で同程度の減少率が続く（同様の傾向が続く）
3. 過去 10 年間でより減少率が強まる（減少が加速する）
4. 全く想定できない

※現時点の農地面積は、東京都農業会議「平成 27 年度東京都の地域・区市町村別農業データブック」（平成 28 年 3 月）のデータを参考に入力しております。数値は平成 26 年 1 月時点（生産緑地面積は平成 27 年 4 月時点）のものです。

ご回答いただいた方の連絡先についてご入力ください。

問23 ご回答いただいた方のご連絡先についてお伺いします。

所属部署・役職			
お名前			
電話番号		E-mail	@

ご多用の中、ご協力いただき、誠にありがとうございました。ご回答いただきました調査票は、企画部局のご担当者様にお渡しいただきますようお願い申し上げます。

多摩地域における都市農業の保全と振興に関するアンケート調査【調査票C】

【都市計画部局様向け】

※都市計画に関わる担当課にご回答をお願いいたします。

I. 貴自治体における都市農地の位置づけについてお伺いします。

問1 これまで、都市計画ご担当部局にて、都市農地の保全に関する施策・事業を実施してきましたか。実施している場合には、施策・事業名を入力してください。

※どちらかに○を入力↓	施策・事業名 ※名称を下に入力
1.はい	→主な施策・事業名：
2.いいえ	→次の設問へお進みください

問2 貴自治体内の各農地について、都市の生活や環境に資する特定の機能を評価し、保全している農地はありますか。あてはまるもの全てに○を入力してください。

【選択肢】	回答欄	【選択肢】	回答欄
1. 農産物を供給する機能	あてはまる場合○	5. 農作業体験・学習・交流の場を提供する機能	あてはまる場合○
2. 防災機能	あてはまる場合○	6. 農業に対する理解の醸成の機能	あてはまる場合○
3. 良好な景観の形成の機能	あてはまる場合○	7. その他（ ）	あてはまる場合○
4. 国土・環境の保全の機能	あてはまる場合○	8. 特にない	あてはまる場合○

問3 都市農業振興基本法の制定に伴う都市計画法等の制度改正を受けて、あるいは都市農地の活用を企図して、新たに都市計画手続きの変更を予定しているものはありますか。当てはまるもの全てに○を入力してください。

【選択肢】※あてはまる選択肢に○を入力	回答欄
1. 区域区分の逆線引き（市街化区域から市街化調整区域に変更）	あてはまる場合○
2. 田園住居地域の指定	あてはまる場合○
3. 生産緑地の追加指定	あてはまる場合○
4. 生産緑地の面積要件緩和措置を受けた条例の制定	あてはまる場合○
5. その他（ ）	あてはまる場合○
6. 特に予定していない	あてはまる場合○

問4 都市計画法・建築基準法の改正により、用途地域に「田園住居地域」が追加される等、農地の計画的な活用を想定した土地利用や配置計画の検討・対応方針が求められていくと考えられます。今後の農地を活用したまちづくりの課題や懸念について、あてはまるもの全に○を入力してください。

【選択肢】※あてはまる選択肢に○を入力	回答欄
1. 農地と調和した低層住宅地について、農地の用途や機能を評価する基準・手法が無い	あてはまる場合○
2. 農業振興関連部局との連携不足等により、農地の現況が把握できていない	あてはまる場合○
3. 田園住居地域の候補地である農地所有者との協議が不足している	あてはまる場合○
4. 開発を望む周辺住民から農地の保全・利用に対する理解が得にくい	あてはまる場合○
5. 開発予定のある地域に農地が含まれており、今後の対応の再検討が必要である	あてはまる場合○
6. その他（ ）	あてはまる場合○
7. 特にない	あてはまる場合○
8. わからない	あてはまる場合○

問5 都市農地の保全や利活用に向けて、市街化区域内農地の配置図を掲載している又は掲載していく予定の計画はありますか（回答欄 5-1.）。ある場合は、計画の種類及び掲載する農地の種類についてあてはまるもの全てに○を入力してください（回答欄 5-2.）。

【5-1.選択肢】	5-1.回答欄	【5-1.選択肢】	5-1.回答欄
1. 都市計画マスタープラン	あてはまる場合○	4. 生物多様性地域戦略	あてはまる場合○
2. みどりの基本計画	あてはまる場合○	5. その他（ ）	あてはまる場合○
3. 国土利用計画	あてはまる場合○	6. 特にない（→問6へお進みください）	あてはまる場合○

【5-2.選択肢】	5-2.回答欄	【5-2.選択肢】	5-2.回答欄
1. 生産緑地	あてはまる場合○	4. 市街化調整区域の農地	あてはまる場合○
2. 宅地化農地 （現況農地、地目：農地）	あてはまる場合○	5. その他 （ ）	あてはまる場合○
3. 宅地化農地 （現況農地、地目：宅地）	あてはまる場合○	6. 未定	あてはまる場合○

Ⅱ. 都市機能としての都市農地の活用方法についてお伺いします。

問6 都市計画上の課題や都市課題の解決に資する都市農地の活用（機能発揮）方法として、どのような施設があると良いと思いますか。あてはまるもの全てに○を入力してください。

【選択肢】※あてはまる選択肢に○を入力	回答欄
1. 農地が併設された地域住民同士の交流が可能な集会・交流施設	あてはまる場合○
2. 農作業を通じた地域住民との交流が可能な農園併設の福祉施設	あてはまる場合○
3. 患者や見舞客・地域住民との交流の場となる農園併設の病院	あてはまる場合○
4. 炊き出しや食材確保場所として利用可能な農園併設の災害時避難場所・施設	あてはまる場合○
5. 農作業を通じたアクティブラーニングが可能な農園併設の学校・教育施設	あてはまる場合○
6. 地域住民の憩いの場や交流の場として開放されている、農園付公園施設	あてはまる場合○
7. その他（ ）	あてはまる場合○
8. 特にない → 問8にお進みください。	あてはまる場合○

問7 問6で選択した機能を実現する際に、課題となり得ることについてあてはまるもの全てに○を入力してください。

【選択肢】※あてはまる選択肢に○を入力	回答欄
1. 施設に併設された農園の管理主体の選定	あてはまる場合○
2. 異分野と連携するにあたっての他部局との調整	あてはまる場合○
3. 施設の管理主体との調整	あてはまる場合○
4. 農地所有者（農業者）との調整	あてはまる場合○
5. 行政がどこまで推進・誘導すべきかの判断	あてはまる場合○
6. 企業やNPO等が参画する際の環境・条件の整備	あてはまる場合○
7. その他（ ）	あてはまる場合○
8. 特にない	あてはまる場合○

問8 都市計画の改定、都市農業振興基本計画の策定、都市農地の保全・都市農業の保全に関して、これまで以上に農業振興担当部署との連携が必要と考えられますが、連携にあたっての課題や障壁はありますか。以下にご自由にご入力ください。

ご回答いただいた方の連絡先についてご入力ください。

問9 ご回答いただいた方のご連絡先についてお伺いします。

所属部署・役職			
お名前			
電話番号		E-mail	@

ご多用の中、ご協力いただき、誠にありがとうございました。ご回答いただきました調査票は、企画部局のご担当者様にお渡しいただきますようお願い申し上げます。

4 （参考）都市農地所有者の相続人向けアンケート調査票

保有財産に関するアンケート

選択肢記号の説明

- ☐ 複数選択（チェックボックス）
- ☐ 単一選択（ラジオボタン）
- ☐ 単一選択（プルダウン）

SAR

Q1

あなたの親が所有している農地（田畑、原野、牧場）が所在している市区はどこですか。
複数市区にある場合は、
最も都市化が進んでいる市区（密集した市街地）をご回答ください。

▲ 設問文を折りたたむ

- ☐ 1. 立川市
- ☐ 2. 武蔵野市
- ☐ 3. 三鷹市
- ☐ 4. 府中市
- ☐ 5. 昭島市
- ☐ 6. 調布市
- ☐ 7. 町田市
- ☐ 8. 小金井市
- ☐ 9. 小平市
- ☐ 10. 日野市
- ☐ 11. 東村山市
- ☐ 12. 国分寺市
- ☐ 13. 国立市
- ☐ 14. 狛江市
- ☐ 15. 東大和市
- ☐ 16. 清瀬市
- ☐ 17. 東久留米市
- ☐ 18. 武蔵村山市
- ☐ 19. 多摩市
- ☐ 20. 稲城市
- ☐ 21. 羽村市
- ☐ 22. 西東京市
- ☐ 23. 千代田区
- ☐ 24. 中央区
- ☐ 25. 港区
- ☐ 26. 新宿区
- ☐ 27. 文京区
- ☐ 28. 台東区
- ☐ 29. 墨田区
- ☐ 30. 江東区
- ☐ 31. 品川区
- ☐ 32. 目黒区
- ☐ 33. 大田区
- ☐ 34. 世田谷区
- ☐ 35. 渋谷区
- ☐ 36. 中野区
- ☐ 37. 杉並区
- ☐ 38. 豊島区
- ☐ 39. 北区
- ☐ 40. 荒川区
- ☐ 41. 板橋区
- ☐ 42. 練馬区
- ☐ 43. 足立区
- ☐ 44. 葛飾区
- ☐ 45. 江戸川区
- ☐ 46. 川口市
- ☐ 47. 草加市
- ☐ 48. 蕨市
- ☐ 49. 戸田市
- ☐ 50. 志木市

- ☐ 51. 八潮市
- ☐ 52. 市川市
- ☐ 53. 松戸市
- ☐ 54. 習志野市
- ☐ 55. 君津市
- ☐ 56. 浦安市
- ☐ 57. 横浜市
- ☐ 58. 川崎市
- ☐ 59. 大和市
- ☐ 60. 座間市
- ☐ 61. 名古屋市
- ☐ 62. 高浜市
- ☐ 63. 清須市
- ☐ 64. 大阪市
- ☐ 65. 堺市
- ☐ 66. 豊中市
- ☐ 67. 吹田市
- ☐ 68. 泉大津市
- ☐ 69. 守口市
- ☐ 70. 寝屋川市
- ☐ 71. 松原市
- ☐ 72. 門真市
- ☐ 73. 摂津市
- ☐ 74. 高石市
- ☐ 75. 藤井寺市
- ☐ 76. 東大阪市
- ☐ 77. 尼崎市
- ☐ 78. 伊丹市

SAR

Q2

農地を所有しているあなたの親の年代についてご回答下さい。

▲ 設問文を折りたたむ

- ☐ 1. 50歳未満
- ☐ 2. 50歳代
- ☐ 3. 60歳代
- ☐ 4. 70歳代
- ☐ 5. 80歳代
- ☐ 6. 90歳代
- ☐ 7. 100歳以上

SAR

Q3

あなたの親が所有している農地の場所・位置について、あなたご自身はどの程度正確に把握していますか。
以下のうち、最もあてはまるものをご回答ください。

▲ 設問文を折りたたむ

- ☐ 1. すべて「正確な場所」を把握している
- ☐ 2. 多くは「正確な場所」を把握しているが、一部は把握していない
- ☐ 3. 一部は「正確な場所」を把握しているが、多くは把握していない
- ☐ 4. すべて「正確な場所」は把握していない

SAR

Q4

あなたの親が所有している農地
(所有する農地のうち、最も大きな農地区画) の規模について、
最もよく当てはまる選択肢をご回答ください。
※一筆や連続する農地でなくても、
道路を挟んでの一团の農地は一つの区画としてご回答下さい。

▲ 設問文を折りたたむ

- ☐ 1. 規模はわからない
- ☐ 2. 300m²未満
- ☐ 3. 300m²以上500m²未満
- ☐ 4. 500m²以上1, 000m²未満
- ☐ 5. 1, 000m²以上

Q5

あなたの親が所有している農地の都市計画上の指定状況について、
最もよく当てはまる（最も多くの農地面積が対象となる）選択肢をご回答ください。

▲ 設問文を折りたたむ

- ☐ 1. 市街化区域にあり、生産緑地に指定されている
- ☐ 2. 市街化区域にあり、生産緑地に指定されていない
- ☐ 3. 市街化調整区域にある
- ☐ 4. どのような分類・指定にある農地かわからない

Q6

あなたの親が所有している農地は、
現状どのような形で利用・管理していますか。
最もよく当てはまる選択肢をご回答ください。

▲ 設問文を折りたたむ

- ☐ 1. 親及びあなた自身が利用・管理（耕作）している
- ☐ 2. 親が自ら利用・管理（耕作）している
- ☐ 3. あなた自身が利用・管理（耕作）している（親は所有のみ）
- ☐ 4. 親が親族に貸して、親族が利用・管理（耕作）している
- ☐ 5. 親が親族以外の第三者に貸して、第三者が利用・管理（耕作）している
- ☐ 6. 誰も利用・管理（耕作）していない（管理放棄されている）

Q7

農地を所有しているあなたの親の住居と、
あなたの住居の関係についてご回答ください。
（現在の状態についてご回答ください）

▲ 設問文を折りたたむ

- ☐ 1. 同居（同じ住居または同一の住所や敷地の住居）
- ☐ 2. 同一市区内で別宅（別住所）
- ☐ 3. 同一県内で別宅（同一市区内を除く）
- ☐ 4. 他都道府県で別宅

Q8

農地を所有しているあなたの親との同居（同じ住居または同一の住所や敷地の住居）の
経験年数（通算）についてご回答ください。
なお、経験年数については満20歳以降の年数で積算してご回答ください。

▲ 設問文を折りたたむ

- ☐ 1. 同居経験はない
- ☐ 2. 同居経験は3年未満
- ☐ 3. 同居経験は3年以上10年未満
- ☐ 4. 同居経験は10年以上20年未満
- ☐ 5. 同居経験は20年以上30年未満
- ☐ 6. 同居経験は30年以上

Q9

あなたはこれまでに農業（収入のある産業としての活動）をした経験はありますか。
以下のうち、最もあてはまるものをご回答ください。

▲ 設問文を折りたたむ

- ☐ 1. 現在農業に従事している
- ☐ 2. 農業に従事した経験がある
- ☐ 3. 家族の農業の手伝いをしたことがある
- ☐ 4. 農業の従事経験はないが、家庭菜園、市民農園などで農作業を経験している
- ☐ 5. 農業の従事経験はないが、学校や趣味等で何度か農作業を経験したことがある
- ☐ 6. 農業経験、農作業の経験ともにない

Q10

あなたは農業技術の習得経験がありますか。
以下のうち、最もあてはまるものをご回答ください。

▲ 設問文を折りたたむ

- ☐ 1. 自ら農業経営できる水準（生産技術、経営ノウハウ）まで習得した経験がある
- ☐ 2. 農業経営の一部を担える水準（主に生産技術）まで習得した経験がある
- ☐ 3. 農業研修などの受講経験はあるが、農業経営を担える水準にはない
- ☐ 4. 農業の知識・技能を習得した経験はない

Q11

あなたの親が保有する農地が持っている機能・役割として、
あなたご自身が認識しているものについて、
あてはまるものすべてをご回答ください。

▲ 設問文を折りたたむ

- ☐ 1. 農産物を供給する機能・役割
- ☐ 2. 防災機能・役割
- ☐ 3. 良好な景観の形成の機能・役割
- ☐ 4. 国土・環境の保全の機能・役割
- ☐ 5. 農作業体験・学習・交流の場を提供する機能・役割
- ☐ 6. 農業に対する理解の醸成の機能・役割
- ☐ 7. その他（具体的に：【FA】）
- ☐ 8. 特になし

Q11 7FA

Q12

農地を所有する親の相続が発生した場合、
法定相続人（配偶者及び子）は現時点で何名いますか。
あなたを含めて総数をご回答ください。

▲ 設問文を折りたたむ

- ☐ 1. 親の配偶者と子1名（あなたを含む）
- ☐ 2. 親の配偶者と子2名（あなたを含む）
- ☐ 3. 親の配偶者と子3名（あなたを含む）
- ☐ 4. 親の配偶者と子4名以上（あなたを含む）
- ☐ 5. 子1名（あなたを含む）
- ☐ 6. 子2名（あなたを含む）
- ☐ 7. 子3名（あなたを含む）
- ☐ 8. 子4名以上（あなたを含む）
- ☐ 9. その他（具体的に：【FA】）

Q12 9FA

Q13

農地を所有する親と、将来起こりうる相続
（農地を所有する親の相続における財産維持・処分）について話し合いをし、
対応の方針を持っていますか。最もあてはまるもの1つをご回答ください。
※農地を含め、相続財産全体についての方針についてご回答ください。

▲ 設問文を折りたたむ

- ☐ 1. 話し合ったことがあり、相続後の財産維持・処分の方針は決まっている
- ☐ 2. 話し合ったことはあるが、相続後の財産維持・処分の方針は決まっていない
- ☐ 3. 話し合ったことはない
- ☐ 4. その他（具体的に：【FA】）

Q13 4FA

Q14

農地を所有する親から将来相続が発生した場合、
どの程度の相続税が発生する見込みか把握していますか。
最もあてはまるもの1つをご回答ください。
※農地を含め、相続財産全体についての把握状況をご回答ください。

▲ 設問文を折りたたむ

- ☐ 1. 税理士などの専門家に相談しており、納税見込額もほぼ把握している
- ☐ 2. 税理士などの専門家に相談しており、納税額の規模感程度は把握している
- ☐ 3. 税理士などの専門家には相談せず、自ら納税見込額を把握（算出）している
- ☐ 4. 税理士などの専門家（他者）に相談したこともなく、把握していない
- ☐ 5. その他（具体的に：【FA】）

Q14 5FA

Q15

農地を所有する親および、Q12でご回答された「想定される法定相続人」の間で、
農地をどのように相続するか方針・予定は決まっていますか。
最もあてはまるもの1つをご回答ください。

▲ 設問文を折りたたむ

- ☐ 1. 相続人のうち、あなた1人が農地を相続（所有）する予定である
- ☐ 2. 相続人のうち、あなた以外の相続人1人が農地を相続（所有）する予定である
- ☐ 3. 相続人のうち、あなたを含む複数人が農地を相続（所有）する予定である
- ☐ 4. 相続人のうち、あなた以外の複数の相続人が農地を相続（所有）する予定である
- ☐ 5. 相続人間で話し合ったことはあるが、農地の相続方針は決まっていない
- ☐ 6. 相続人間で農地の相続方針について話し合ったことはない

Q16

「農地」を相続する場合、その農地をあなたはどのように維持・処分をする意向ですか。
以下のうち、最もあてはまるもの1つをご回答ください。

▲ 設問文を折りたたむ

- ☐ 1. 自分が相続する農地はすべて維持（所有）し続けたい
- ☐ 2. 自分が相続する農地の多くは維持（所有）し続けたいが、一部は処分（売却）をしたい
- ☐ 3. 自分が相続する農地の多くは処分（売却）したいが、一部は維持（所有）し続けたい
- ☐ 4. 相続する農地はすべて処分（売却）したい
- ☐ 5. 現段階で維持（所有）・処分に関する意向・方針は決まっていない

Q17

あなたは将来、親が所有する農地を相続した場合、
相続した農地を利用・管理する意向（自ら農業に従事する意向）はありますか。
以下のうち、最もあてはまるもの1つをご回答ください。

▲ 設問文を折りたたむ

- ☐ 1. 相続した農地はすべて自ら利用・管理（耕作）する意向である
- ☐ 2. 相続した農地のうち多くは自ら利用・管理（耕作）する意向である
- ☐ 3. 相続した農地のうち一部は自ら利用・管理（耕作）する意向である
- ☐ 4. 相続した農地を自ら利用・管理（耕作）する意向はない

Q18

あなたは将来、親が所有する農地を相続した場合、
相続した農地を他者に貸す意向はありますか。
以下のうち、あてはまるものすべてをご回答ください。

▲ 設問文を折りたたむ

- ☐ 1. どのような条件であっても、農地を貸す意向はない
- ☐ 2. 経済的なメリット（利益）が見込めるなら貸す意向はある
- ☐ 3. 信頼できる借り手（農家、農業法人）であれば貸す意向はある
- ☐ 4. 信頼できる借り手（農家、農業法人以外）であれば貸す意向はある
- ☐ 5. 地域や社会の役に立つ利用方法であれば貸す意向はある
- ☐ 6. その他【FA】

Q18 6FA

Q19

平成29年の生産緑地法の改正により、「特定生産緑地制度」が創設されましたが、あなたはこの制度の内容を知っていますか。
以下のうち、最もあてはまるもの1つをご回答ください。

▲ 設問文を折りたたむ

- ☐ 1. 制度の名前および内容を知っている
- ☐ 2. 制度の名前は知っているが、内容は知らない
- ☐ 3. 制度の名前を聞いたことはない

Q20

あなたは、将来起こりうる相続（親が所有する農地の相続）に向けて、農地の所在する市区に期待したいことはありますか。
以下のうち、あてはまるものすべてをご回答ください。

▲ 設問文を折りたたむ

- ☐ 1. 農業後継者向けの農業経営に関する研修会の開催
- ☐ 2. 農業後継者同士の交流機会やネットワークづくりの機会創出
- ☐ 3. 相続税対策に関するセミナーの開催
- ☐ 4. 政策動向や法制度の改正等（生産緑地関連制度や農地の貸借制度等）に関する情報提供
- ☐ 5. 民間団体等が実施するセミナー等に関する情報提供
- ☐ 6. その他（具体的に：【FA】）
- ☐ 7. 特になし

Q20_6FA

公益財団法人 東京市町村自治調査会

1986(昭和 61)年 10 月に、市町村の自治の振興を図ることを目的に、東京都多摩・島しょ地域の全市町村の総意により設立された行政シンクタンクです。

多摩・島しょ地域の広域的課題や共通課題に関する調査研究・普及啓発のほか、市町村共同事業、広域的市民活動への支援などを行っています。

本書は、(公財)東京市町村自治調査会及びコンサルタントによる共同調査研究方式で作成しました。

(公財) 東京市町村自治調査会

永 尾 昌 文 調査部長
中 川 慎 一 主任研究員
高 橋 治 研究員
鬼 頭 敦 子 研究員

三菱UFJリサーチ&コンサルティング(株)

阿 部 剛 志 主任研究員
福 塚 祐 子 副主任研究員
高 原 悠 研究員
村 上 聡 江 研究員
永 野 恵 研究員

2018年 3 月発行

多摩地域における都市農業の保全と振興に関する調査研究報告書
-参考資料編-

発行 公益財団法人 東京市町村自治調査会
〒183-0052 東京都府中市新町 2-77-1 東京自治会館内 4 階
TEL: 042-382-7722 FAX: 042-384-6057

委託 三菱UFJリサーチ&コンサルティング株式会社 政策研究事業本部
〒105-8501 東京都港区虎ノ門5-11-2 オランダヒルズ森タワー
TEL: 03-6733-1022 FAX: 03-6733-1028

印刷 電算印刷株式会社

公益財団法人 東京市町村自治調査会

